康德三年度

吉林省楡樹縣

農村實態調查一般調查報告書

臨時産業調查局

農村實態調查一般調查報告書

（榆樹縣）

凡例

一、本報告書は曩に發表せられたる「戸別調査之部」と共に[illegible]に依て調査屯の實態を明かならしむることを得る。

二、調査年度は「戸別調査之部」の場合と同じく調査の[illegible]康德二年十一月末日現在に於ける狀況及び陰曆康德二年一月一日より[illegible]實にて調査した。

三、總説は縣の一般事情と調査屯事情に大別したが、記述の關係上[illegible]で行ひ又其の反對に屯の説明を縣の部分で行つたものも一部分ある。

四、報告書擔當者及び擔當項目は別表の如くである。

臨時產業調査局
調査部第一科

担当項目 ＼ 県名	遼陽	蓋平	海龍	樺川	富錦	楡樹	盤石	梨樹	遼中	盤山	西豊	新民	洮南	鳳城	荘河	寧城	豊寧	延吉	敦化	黒山	瑷琿
県勢一般	時枝県技士	申、藤岡技士	申、藤岡技士	鈴木技佐	鈴木技佐	兵頭、伊藤技士	兵頭、伊藤技士	村岡技士	八幡原	松見、北坂	松見、北坂	小柳技士	小柳技士	中山	中山	片岡、久保田	片岡、近岡、久保田	矢袋	矢袋	西村	長友県技士
屯ノ沿革	横地属官	申技士	申技士	鈴木技佐	鈴木技佐	兵頭技士	兵頭技士	西村有技佐	西村有技佐	佐々木、北坂	佐々木、北坂	小柳技士	小柳技士	中山	中山	久保田	久保田	安田、矢袋	安田、矢袋	工藤、山縣県技士	山縣
自然的條件	岸	藤岡	藤岡	瀬崎	瀬崎	清水県技士	安井県技士	八幡原	八幡原	松見	松見	蛯原	蛯原	鷲足技士	鷲足技士	片岡	片岡	神保	神保	西村	西村
耕種概要	岸	藤岡	藤岡	瀬崎	瀬崎	清水県技士	安井県技士	八幡原	八幡原	松見	松見	蛯原	蛯原	鷲足技士	鷲足技士	片岡	片岡	神保	神保	西村	西村
土地関係並慣行	岸	申技士	申技士	鈴木技佐	鈴木技佐	兵頭技士	兵頭技士	西村有技佐	西村有技佐	福田、北坂	福田、北坂	大川	大川	中山	中山	久保田	久保田	安田、矢袋	安田、矢袋	山縣	山縣
販売購入事情	横地属官	瀬田技士	瀬田技士	中島	中島	清水県技士	田中県技士	村岡技士	村岡技士	北坂	北坂	小野県技士、篠田技士	佐藤(鎮)	永山技士	永山技士	近岡	近岡	矢袋	矢袋	気田	近藤
度量衡	岸	申技士	申技士	岡村、瀬崎	岡村、瀬崎	清水県技士	安井県技士	村岡技士	村岡技士	北坂	北坂	佐藤(鎮)	佐藤(鎮)	永山技士	永山技士	近岡	近岡	神保	神保	西村	西村
交通関係	横地属官	瀬田技士	瀬田技士	岡村	岡村	清水県技士	田中県技士	村岡技士	村岡技士	北坂	北坂	佐藤(鎮)	佐藤(鎮)	永山技士	永山技士	近岡	近岡	矢袋	矢袋	三田村技士	近藤
小作関係	時枝県技士	宮下、佐藤技士	宮下、佐藤技士	高田県技士	中島	大沼技佐	大沼技佐	氏家	氏家	北坂	北坂	鍛冶	鍛冶	永山技士	牧野県技士、杉田	恒吉県技士	恒吉県技士	安田、矢袋	安田、矢袋	西村	西村
雇傭関係	山本属官	藤岡	藤岡	長瀬	長瀬	田渕	田渕	平田	氏家	福田、北坂	福田、北坂	佐藤(鎮)	佐藤(鎮)	廣安県技士	愛澤	近岡	山本県技士、近岡	矢袋	矢袋	西村	山縣
榜青	＼	＼	＼	＼	＼	田渕	田渕	＼	＼	北坂	北坂	＼	佐藤(鎮)	＼	＼	恒吉県技士	恒吉県技士	＼	＼	＼	＼
農業経営	岸	申技士	申技士	瀬崎	瀬崎	伊藤	伊藤	氏家	氏家	北坂	北坂	小柳技士	小柳技士	中山	中山	近岡	近岡	矢袋	矢袋	＼	＼
租税公課・諸負担	岸	赤池、申技士	赤池、申技士	長瀬	長瀬	伊藤	伊藤	村岡、伊達技士	村岡、伊達技士	松見	松見	小柳技士	小柳技士	谷野農務司	谷野農務司	久保田	久保田	安田、矢袋	安田、矢袋	気田	近藤
副業	横地属官	佐藤技佐	＼	岡村	岡村	兵頭技士	兵頭技士	八幡原	八幡原	＼	＼	蛯原	蛯原	内田、中山	内田、中山	近岡	近岡	神保	神保	西村	近藤
金融	横地属官	宮下、申技士	宮下、申技士	中島	中島	田上農務司	田上農務司	村岡技士	村岡技士	北坂	北坂	小柳技士	小柳技士	谷野農務司	谷野農務司	久保田	近岡	安田、矢袋	安田、矢袋	気田	気田
農家経済	岸	申技士	申技士	瀬崎	瀬崎	伊藤	伊藤	氏家	氏家	北坂	北坂	小柳技士	小柳技士	中山	中山	近岡	近岡	矢袋	矢袋	＼	＼
社会関係	愛澤	瀬田	瀬田	長瀬	長瀬	清水県技士	田中県技士	平田	松尾	川田	川田	篠田技士	篠田技士	杉田	杉田	木村属官	木村属官、久保田	矢袋、神保、石橋	矢袋、神保、石橋	気田	近藤
畜産	岸	＼	＼	＼	＼	清水県技士	安井県技士	八幡原	八幡原	＼	＼	篠田技士	渡辺県技士、篠田技士	永山技士	永山技士	山本県技士	山本県技士	神保、石橋	神保、石橋	三田村技士	田村、長友県技士

取纏担当者

県	取纏担当者
遼陽	横地属官
蓋平・海龍	申技士、藤岡
樺川・富錦	鈴木技佐
楡樹・盤石	兵頭技士、伊藤
梨樹・遼中	村岡技士、八幡原
盤山・西豊	松見、北坂
新民・洮南	小柳技士、佐藤鎮
鳳城・荘河	中山、杉田
寧城・豊寧	久保田、近岡
延吉・敦化	矢袋、神保
黒山・瑷琿	西村、近藤

目次

第一章　総説……[illegible]
第一節　縣の位置……[illegible]
第二節　地勢……[illegible]
第三節　自然的條件……[illegible]
一、地質及土性……[illegible]
二、気象……[illegible]
三、水質……[illegible]
四、自然資源……[illegible]
五、災害……八
六、聚落の型態……八
第四節　縣勢概觀……[illegible]
一、縣公署組織……[illegible]
二、縣の財政……[illegible]
三、治安工作……[illegible]
1、保甲制度實施狀況……[illegible]

2. 保甲自衛団の設置 …… 二六
3. 保甲自衛団の訓練 …… 二八
4. 警察隊の改編 …… 三四
5. 交通網 …… 四一
四 面積 …… 四九
五 人口及戸数 …… 五一
六 耕地所有公称別農家戸数 …… 五七
七 耕作地公称別農家戸数 …… 五八
八、自小作別農家戸数 …… 六〇
九、耕地利用状況及作物別生産量 …… 六一
十、家畜頭数 …… 六三
十一 商工業関係状況 …… 六四
十二、義倉 …… 六五
十三、農会 …… 七六
十四、商会 …… 七七
第五節 県の特殊的事情並に諸問題の提起 …… 七七
一、開拓以前の状況 …… 七七
二 開拓史、開拓事情 …… 七八

三、中心都市の発達……[illegible]
四、政治組織の変遷其他政治的諸現象……八一
五、土地所有関係……八七
第二章　屯の概況……[illegible]
第一節　位置、地域……[illegible]
第二節　地　勢……[illegible]
第三節　人口構成……[illegible]
第四節　社会構成……九四
一　屯民の生業……九四
二、土地所有状況……九四
三　土地耕作状況……[illegible]
四　農家の経営形態……[illegible]
第三章　沿　革……[illegible]
第一節　開拓史……[illegible]
一、開拓以前の状況……[illegible]
二、[illegible]当、明治[illegible]策……九八
第二節　屯の生成発展と其社会生活発展……一〇二

一、商品経済の浸透及地主経済の発展と農民経済 …………[illegible]
二、鉄道其他新式輸送機関の施設との関係 …………[illegible]
三、自然的條件及災害 …………一〇四
四、政治的諸現象 …………一〇五
第四章　自然的條件 …………一〇六
第一節　自然的生産諸力 …………一〇六
一、位置 …………[illegible]
二、地勢 …………[illegible]
三、気象状況 …………一〇七
四、地質、土性、水 …………一〇九
第二節　災害 …………一一〇
一、水害 …………一一〇
二、虫害 …………一一一
三、[illegible]害 …………一一一
第五章　土地関係並慣行 …………一一二
第一節　地積 …………一一二
第二節　土地所有権並に確認の方法 …………一一四

第三節　地価 …… 一二一
第四節　土地所有の集中、分散 …… 一二[illegible]
第五節　土地売買の慣行 …… 一二五
第六節　田、畑の習慣 …… 一[illegible]
一　田 …… 一[illegible]
二　畑 …… 一四〇
第七節　土地に関する特殊事情 …… 一四[illegible]
一　干家祭祀田、墓 …… 一四[illegible]
二　共同利用地 …… 一四[illegible]
三　土地に関しての紛争 …… 一四[illegible]
第六章　建物 …… 一四四
一　種類 …… 一四[illegible]
二　価格 …… 一四四
三　配分利用関係 …… 一四五
四　賃貸料 …… 一四六
第七章　農具 …… 一四[illegible]
第一節　種類、価格、維持年限 …… 一四六

第二節　自家生産状況……一四[illegible]
第三節　各作業別に依る経営の大きさとの関係……一四九
第八章　役畜　用畜、並に林業……[illegible]
第一節　郡に於ける畜産概観……[illegible]
一　家畜の種類及頭数……一五〇
二　近年に於ける頭数増減の傾向及其の理由……一五一
三　分布状態……一五二
四　役畜　用畜の優先……一五三
五　牧野……一五四
六　畜産物の種類及処理……一五四
七　疾病……一五五
八　畜産経済……[illegible]
九　畜産諸施設……[illegible]
第二節　屯に於ける役畜……[illegible]
一　近年に於ける頭数増減の傾向及其の理由……一五七
二　家畜の能力利用価値……一五八
三　飼育管理……一六三

四　飼料……………………一六六
五　家畜の疾病斃死……………………一六七
六　畜産経済……………………一六八
七　畜産諸施設……………………一七一
第三節　林業……………………一七一
第九章　耕種法……………………[illegible]
第一節　県に於ける耕種法概要……………………[illegible]
一　耕種の概要……………………[illegible]
二　肥料……………………[illegible]
三　耕種法……………………一七四
四　生産力……………………[illegible]
第二節　[illegible]に於ける耕種法……………………[illegible]
一　肥料……………………[illegible]
一　耕種法……………………[illegible]
第十章　労働雇傭関係……………………二四三
第一節　労働雇傭関係……………………[illegible]
一、雇傭関係の地方別特質……………………[illegible]

二、県に於ける労働市場……二四二
三、県外よりの流入状況……二四二
四、出稼人の概況……二四三
五、都市との関係……二四四
六、労賃の変遷……二四四
第二節　調査地の雇傭関係……二四四
一、労力の需給状況……二四四
二、過不足の内容……二四五
三、労働市場との関係……二四五
四　地の特殊的地位……二四六
第三節　産業の種類……二四六
一　年工、月工、日工の別……二四六
二、打頭的、趕車的、跟做的の例……二四七
三、成工、大半拉子、半拉子……二四七
第四節　雇傭関係……二四八
第五節　雇傭契約及作業……二四九
一、住込み又は通い……二四七

二、雇傭期間及実際労務時間……一四九
三、休日及帰省……一五〇
四、作業労務種類……一五一
第六節　労賃……一五四
一、現行労賃一覧……一五四
二、労賃の決定……一五五
三、労賃の支払方法及時期……一五六
四、給食……一五六
五、労賃以外の給与……一五七
第七節　特殊なる雇傭関係……一五七
一、少年婦人の労働……一五七
二、出稼労働……一五八
三、雇牛具……一五八
第八節　雇農の身分及地位……一六〇
第九節　雇農の移動定着状況……一六三
第十節　史的変遷……一六五
一、以前の需給状況……一六五

二、労賃……二六三

第十一章　小作関係……二六四

第一節　縣の小作関係概観……二六四

第二節　本村の小作関係概観……二六八

第三節　小作契約の手続方法……二七一

一、押証書……二七一

二、口契……二七二

三、保証人……二七三

四、時期……二七三

五、期限……二七五

六、小作契約の終了……二七六

第四節　小作條件……二七六

一、小作地……二七六

二、附加地、旁子、陰子……二七七

三、畜力、農具、種子、肥料……二七八

四、調製場、放牧地、燃料採集地の利用……二七八

第五節　小作料……二七九

一　小作料率 …… [illegible]
二、小作料の決定 …… 二八一
三、小作料の納入 …… 二八一
四、小作料の滞納及不納 …… 二八三
二、[illegible]義務 …… 二八[illegible]
第六節　租公課の分擔 …… 二八四
第七節　[illegible] …… [illegible]
第八節　特殊なる小作関係 …… 二八七
一　[illegible] …… [illegible]
二、[illegible] …… [illegible]
三、不在地主との小作関係 …… 二八八
第九節　地主と小作人との関係並身分地位 …… 二八九
一　貸借関係 …… [illegible]八[illegible]
二　親戚関係 …… [illegible]
三　地主、小作人の社会的地位の優劣 …… [illegible]
第十節　小作人の移動定着状況 …… 二九一
一　[illegible] …… [illegible]

二、移動による上向下向……二七三
第十一節　史的変遷……二七四
一　小作料騰落の趨勢……二七四
二　小作地の細分化……二八〇
三、都市との関係……[illegible]
資料・証文、小作台帳、訴訟判決……二〇六
第十二章　副業……三〇二
第十三章　市場関係……三一一
第一節　交通関係……三一一
一　主要出廻地及政治的中心地への距離交通難易……三一一
二、交通運輸状態……三一一
三、馬車組合……三一四
四、交通運輸関係の沿革……三一四
第二節　販売事情……三一四
一、調査地方の特質並に概観……三一四
二、販売事情……三一八
1、販売事情の沿革……三一八

2、売却時期……[illegible]
3、搬出方法……三二三
4、仕込[illegible]……[illegible]
5、取引先……[illegible]
6、共同販売……[illegible]
7、販売価格……[illegible]
8、批糧及青田売……三三二
9、特殊なる農産物及畜産物の売却……[illegible]
第三節　購入事情……[illegible]
一、購入事情の沿革、仕入の経路、物価の変遷……[illegible]
二、農家所要現銀生活費の種類及大きさ……[illegible]
三、購入時期……三三八
四、購入方法……[illegible]
五、購入品価格……[illegible]
第四節　度量衡……三四〇
一、県城と調査地との度量衡比較……[illegible]
二、農民の使用する度量衡……[illegible]

三、縣当局の普及方針……………三四一

第十四章　諸税公課……………三四二

第一節　大租、餉捐……………三四二

第二節　出産糧穀税、及糧捐……………三四五

第三節　出産貨物税……………三五一

第四節　牲畜税及附加捐……………三五三

第五節　屠宰捐……………三五五

第六節　交通税……………三五五

第七節　車牌捐……………三五七

第八節　義倉費……………三五八

第九節　保甲費……………三五八

第十節　公課其他……………三六七

第十一節　軍草其他……………三六八

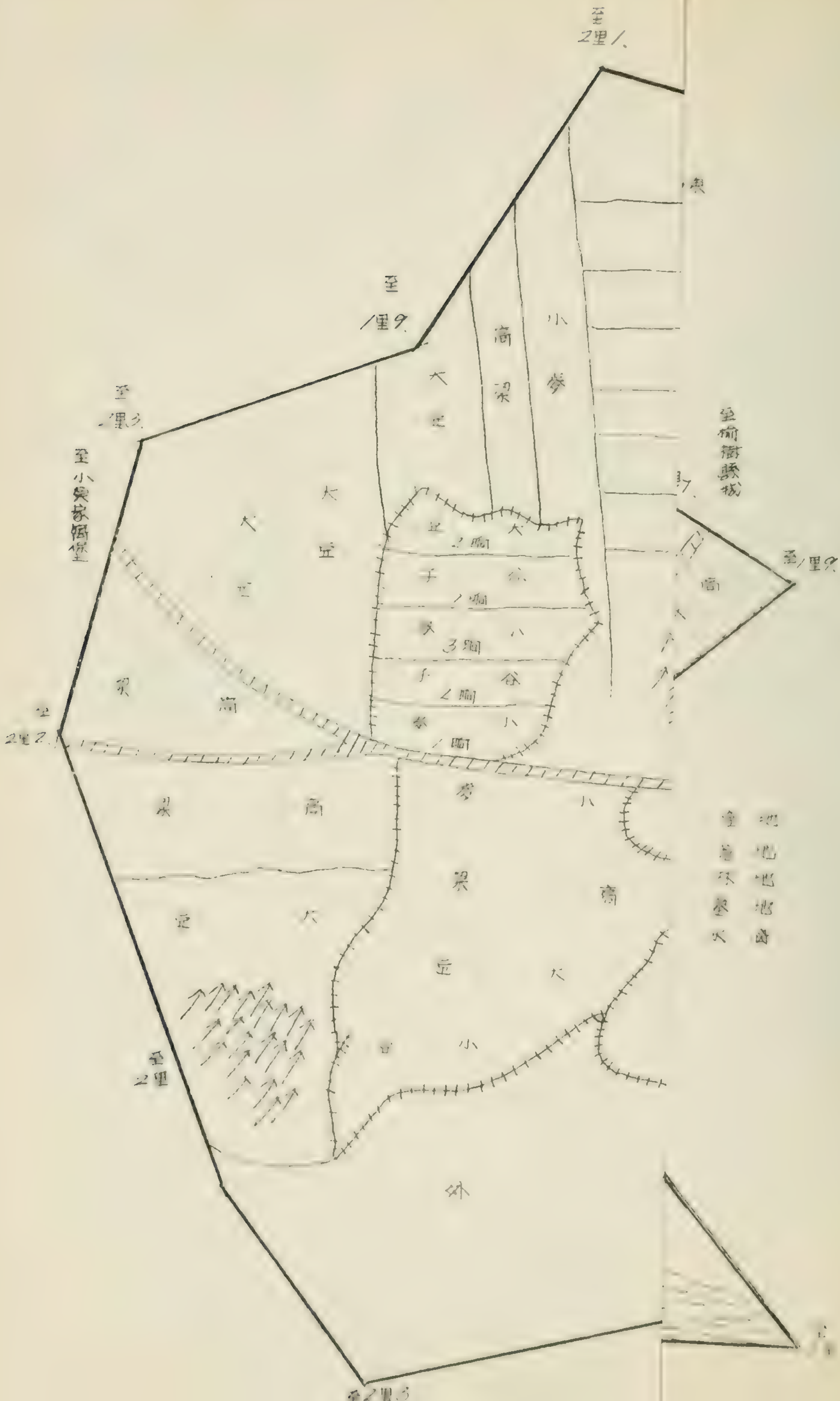
一、軍草……………三六八

二　軍警、自衛団其他への饗応……………三六八

第十二節　地主、小作人の諸負担の分擔……………三六九

第十三節　史的關係……………三七〇

第十五章　貸借関係……………………………………三六三
第一節　同事業並に之に於ける農村金融の特質並に概觀……三七三
第二節　金融の種類……………………………………三七八
第三節　農村金融の形式及性質…………………………三八六
第四節　代　價…………………………………………三九五
第五節　通　貨…………………………………………三九五
第六節　金融機關………………………………………四〇八
第十六章　農村自治及社会生活…………………………四一八
第一節　村內の社会生活………………………………四一八
第二節　政治、自衛……………………………………四四一
第三節　家族制度………………………………………四四八
第四節　教　育…………………………………………四五二
第五節　衛　生…………………………………………四五三
第六節　風俗、習慣……………………………………四五四
第七節　訴訟、犯罪……………………………………四五六
第八節　農民の生活程度………………………………四五七



至2里1.
至1里9.
至1里3.
至小與家窩堡
至2里2.
至2里
至2里5
至1里9.
至榆樹縣城
大豆
高粱
小麥

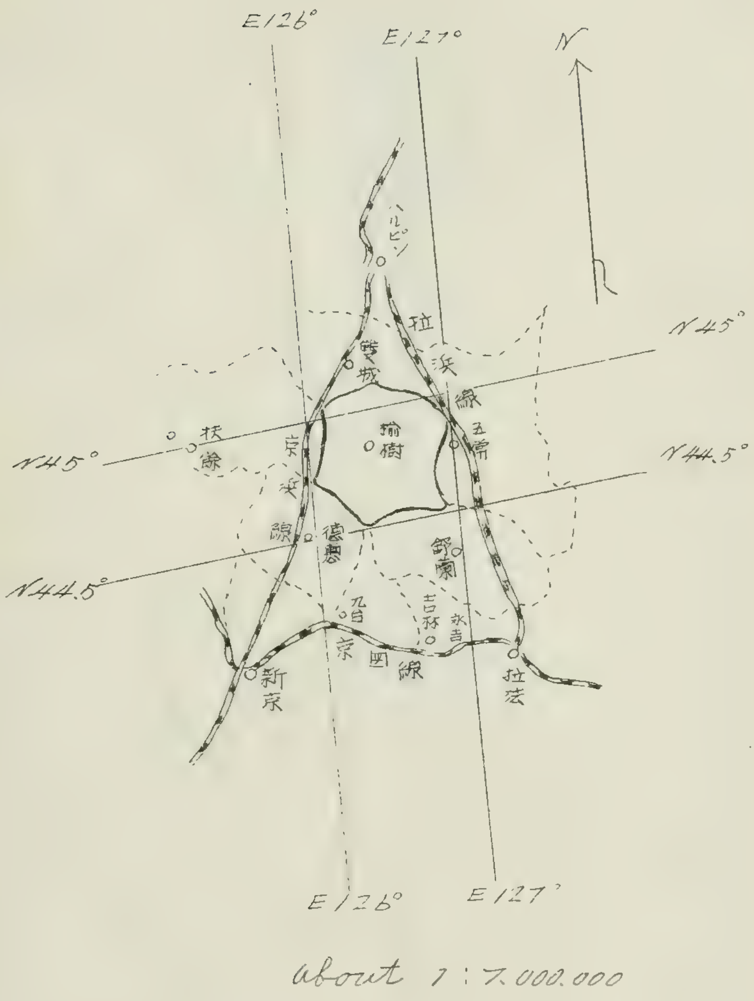
耕作地略図



第一章　總　説

第一節　縣の位置

楡樹縣は吉林省に屬し省内の最北部に位し京濱線（新京―哈爾濱間）、拉濱線（拉法―哈爾濱間）及び京圖線（新京―圖們間）の三鐵路が三角形を成すその中間地帶に當る。縣の南端は略々北緯四四、三度に位し舒蘭德惠兩縣の一部に位し縣の北端は略々北緯四五、一八度に位し雙城縣に接し縣の東端は略々東經一二七度に位し五常縣に接し縣西端は略々東經一二六度に位し扶餘縣に接す。國内に於ける位置は略々その中心に近く新京の東北方に位す。縣城は縣内の中心地より稍々南に偏す。縣位置略圖を示せば次の如し。



第二節　地勢

本縣内には山岳を有せず唯々波状をなせる一大平原の連なりであり遥かに五常舒蘭両縣下の山岳

を望見するに過ぎず河川の沿岸に若干の丘陵の起伏するを見る。

河川の大なるは第二松花江及拉林河三道ありて第二松花江は縣の南西端を北に流れて[illegible]にし拉林河は縣の東南より流れ進みて北側に於て五常雙城両縣と縣境をなす又拉林河[illegible]河子（ホウズ）が中央部を東西に両半しつゝ南より北に貫流しその他二、三の拉林河小支流[illegible]一帯到る処に窪地が存す。その他は総てこれ広漠たる平原が波状形をなす農耕地にして[illegible]林立するを観る（河川略図参照）

河川略図



窪地所在地略図



第三節 自然的條件

一 地質及土性

本縣ノ地質系統はその大部分沖積層に属す 唯縣北の拉林河沿岸には沖積層の分布せるを見ら
大小の石礫を有するはこれ往時この地帯は河床であつた。
土壌は広く全縣下に亘り埴質壌土なり 松花江沿岸拉林河沿岸の縣境近くには砂土地帯あり。
全縣山岳なく埴質壌土なれば吉林省の穀倉地帯と称せられる所以又此処にあり。

二 気象

1 気象観測成績表

項／月	一月	二月	三月	四月	五月	六月
平均気温	(一)一七、二	一三、八	九、四	一三、九	一五、九	一五、四
平均最高気温	(一)八、三	(一)六、〇	四、六	一三、三	二〇、四	二四、〇
平均最低気温	(一)二六、一	(一)二一、七	(一)一四、三	九、二	二、九	七、三
晴天日数	二三	二二	二四	一九	二〇	一二
降水量	〇、一	〇、三	〇、五	四、一	八、五	三四、五
蒸発量	〇、五	二、二	二、〇	三、九	四、七	三、九
無霜期間	150日					

七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
一七、九	一九、八	一一、五	八、四	(一)[illegible]、三	(一)一七、九	三、二
二九、一	二六、五	二三、七	一六、九	五、一	(一)一二、四	一一、四
一三、五	一二、六	三、八	(一)三、七	(一)一一、四	(一)二三、一	(一)四、二
一九	一六	二一	二〇	二〇	一四	一四〇
一〇、七	三、三	一三、六	[illegible]	[illegible]	六、八	一一六、一
四、四	四、二	三、七	[illegible]、七	一、八	[illegible]、八	三八、三

2　気象概況表

項目	時期又は期間	備考
初霜	九月上旬	
終霜	四月上旬	
無霜期間	五ヶ月間	
雪の深さ	平均九寸	
結氷期	九月下旬	
解氷期	三月中旬	
地下凍結	十一月上旬	

地下泉水位	二尺下回
地下源水深度	三、五尺－四尺
雨期	六、七、八月
播種期の降雨分布	適当
季節風（　）	四月上旬－五月上旬 南西風強度四級

三、水質

本県下の水質は財政部税務局試験室の醸造用水分析に據れば次の如く水質も良好で何れも使用出来る、

塩素　一五一↕二〇〇 ⎫
鉄　〇、三↕一、〇 ⎭ 一五中の総数

硬度　二、一八五

水素イオン濃度（PH）七、二↕七、四九（アルカリ性）

かくの如く水質はアルカリ性で硬度は二つを越し全満に於ても最高度の部に属し良水ではない。

今県内十七ヶ所の醸造用水分析成績を観れば次の如し

地名	色澤	固形物	鹽素	過マンガン酸	鉄	硫酸	硝酸	亜硝酸	アンモニア	有機物質	硬度	PH	備考

揃樹縣第八区黒林子	濁	異臭	656	138	多量	不検出	10mg以下	不検出	著明	53.09	22.30	[illegible]	[illegible]
揃樹縣第八区,城内	純透明	無臭	[illegible]	81	痕跡	微痕	〃	〃	微量	6.32	[illegible]	[illegible]	[illegible]
〃 [illegible]明子	微黄白濁	〃	734	62	〃	〃	50mg以下	〃	不検出	5.67	11.14	[illegible]	[illegible]
〃 五顆樹	純透明	〃	1442	284	〃	10mg以下	100mg以下	〃	著明	45.59	[illegible]	[illegible]	[illegible]
第四区台字六号	微黄色透明	〃	570	84	〃	極微痕	50mg以下	23mg以上	多量	16.43	[illegible]	[illegible]	[illegible]
〃第八区大八号	〃	〃	225	160	〃	〃	10mg以下	不検出	不検出	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
第八区馬家屯	純透明	異臭	1116	116	〃	10mg以下	50mg以下	〃	痕跡	[illegible]	14.45	7.44	[illegible]
〃 五顆樹	微黄色透明	無臭	[illegible]	24	〃	不検出	不検出	〃	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
〃第八区黒林子	〃	〃	1410	61	多量	〃	10mg以下	〃	微量	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
〃第七区手水屯子	純透明	〃	[illegible]	[illegible]	痕跡	極微痕	〃	〃	痕跡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
〃 五顆樹	微黄色透明	〃	[illegible]	78	〃	〃	50mg以下	〃	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
〃第四区台字八号	〃	〃	2645	360	微量	10mg以下	100mg以下	〃	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
〃第三区四司城	〃	〃	1456	244	痕跡	極微痕	〃	〃	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
〃 城内	純透明	〃	[illegible]	303	〃	微痕跡	〃	〃	微量	3.22	[illegible]	[illegible]	[illegible]
〃 弓棚子	微量白濁	異臭	984	105	〃	痕跡	〃	〃	〃	11.38	11.70	6.22	〃
〃第九区土橋子	稍濁沈澱(浮游物アリ)	〃	1944	159	中量	50mg以下	不検出	〃	多量	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
〃 大新立屯	微黄色透明	無臭	—	411	痕跡	〃	〃	0.3mg以下	微量	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

四、自然資源

鉱物的資源は殆んどなく水産資源は松花江に淡水魚が多く捕れるが縣内流程短かき為その産額少し畜産物も外部に移出する程のものも無く林産物も観るべきもの無く唯松花江岸に柳が繁茂し地方の燃料に供せられるのみ。

されば縣内最大の資源は四十四万晌に達する其の耕地であって約六十万石（在來斛）に達する大豆が最大の生産物であり又同時に最大の換価作物である。而して之に次ぐ換価作物は小麦の十万石余（在來斛）で其の他自家用作物として谷子、高粱が生産される。

五、災害

水害を以て最大のものとする縣内は卡路河子（カレホーズ）流れ縣境の三方を包みて東一松花江及拉林河流れ居り堤防工事なければこれ等河川は一度氾濫する時は河川流域は直ちに水災を蒙むる。其の他の風害、旱害、雹害に襲はれし事あり。

六、聚落の型態

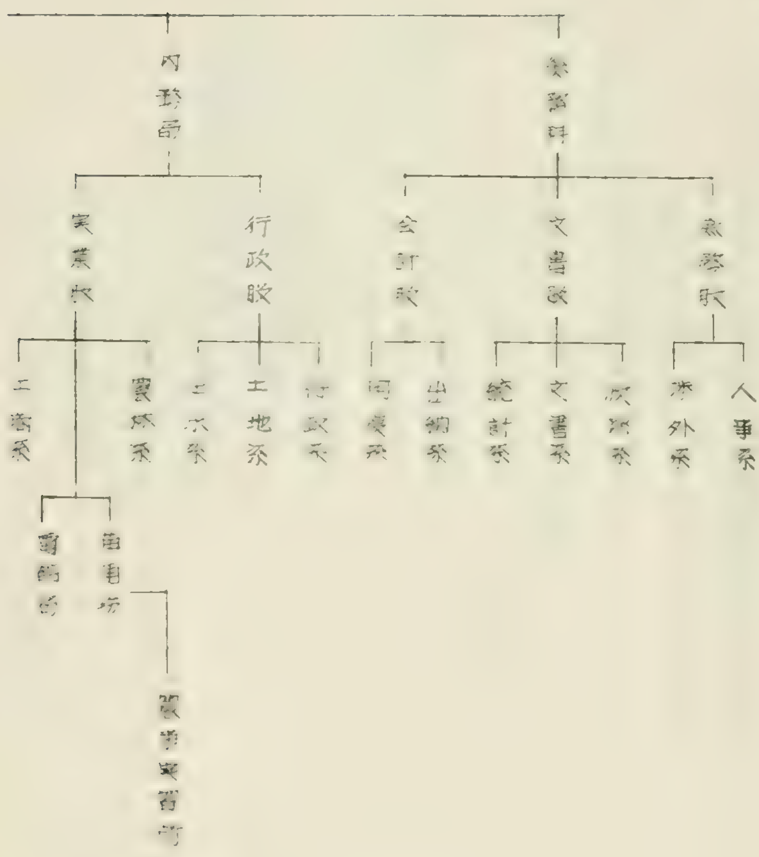
本縣下の農村聚落の型態は主として密居制である。それは即ち満洲農村に於ける警備が不充分なる為農家は匪賊に対する自衛上より来るものであると思はる。

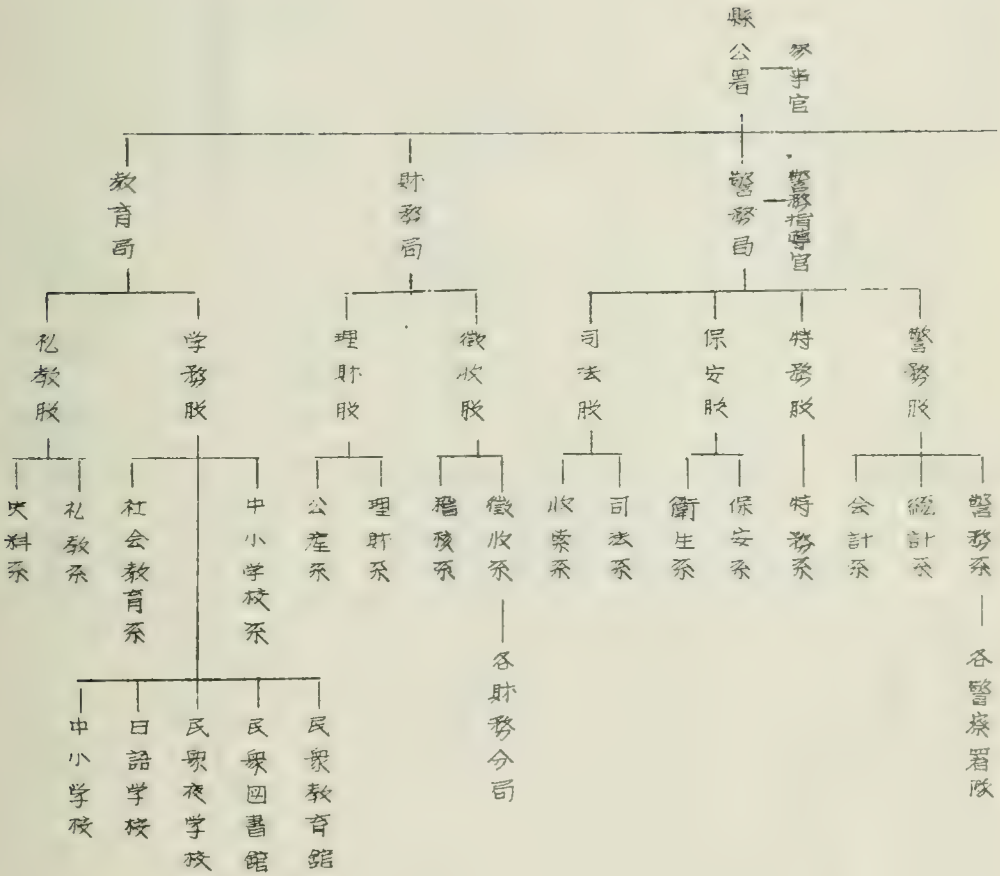
そして何れの部落も小なりと雖も必ず関帝廟を南面して部落の入口に建てられて居る事は他地方と全く同一である。

第四節　縣務概觀

一　縣公署の組織

1、縣署組織表




県公署
参事官
教育局
財務局
警務局
警務指導官
礼教股
学務股
理財股
徴収股
司法股
保安股
特務股
警務股
史料系
礼教系
社会教育系
中小学校系
公産系
理財系
稽核系
徴収系
各財務分局
収索系
司法系
衛生系
保安系
特務系
会計系
統計系
警務系
各警察署隊
中小学校
日語学校
民衆夜学校
民衆図書館
民衆教育館

2. 縣公署行政事務担任一覽表

總務科

股別	係別	掌管事務
庶務股	人事係	1. 關於機密事項
		2. 關於縣公署職員任免及進退事項
		3. 關於縣公署職員給與及待遇事項
		4. 關於縣公署官規及賞罰事項
	涉外係	1. 關於對外以及其他之際事項
		2. 關於礼儀事項
文書股	收發係	1. 關於文件之收發事項
	文書係	1. 關於監印事項
		2. 關於文件清繕事項
		3. 關於文件編纂事項
		4. 關於文書保管事項
		5. 關於縣圖書刊行物之整理及保存事項
	統計係	1. 關於統計事項
		2. 關於發行縣月報事項

会計股	出納系	1、関於出納事項
		2、関於現金保管事項
		3、関於県予決算事項
	用度系	1、関於物品給與事項
		2、関於県公署工事計画事項

内務局

股別	系別	掌管事務
行政股	行政系	1、関於受理行政訴訟事項
		2、関於村区及各種公共団体之指導監督事項
		3、関於涵養民力奨励勤倹及改良生活事項
		4、関於賑恤事項
	土地系	1、関於土地之整理及商租事項
		2、関於土地改善墾地之開拓事項
		3、関於福民事項
	土木系	1、関於道路河川修築整理事項
		2、関於水利事項
		3、関於建設新市村事項

股別	系別	掌管事務
實業股	農林系	4、關於電話勞務事項
		1. 關於保護提倡農產改良事項
		2、關於林業及狩獵事項
		3. 關於農會各團体事項
		4. 關於畜產改良事項
	工商系	1. 關於保護提倡工商業事項
		2. 關於工商各團体事項
		3. 關於市場事項

警務股

股別	系別	掌管事務
警務股	警務系	1. 關於警衛警備事項
		2. 關於警務運用事項
		3. 關於警察官教養事項
		4. 關於人事事項
		5. 關於警察專用電話管理事項
		6. 關於軍政對策事項
		7. 關於警防事項

8、関於保甲事項

9、関於不属於他股事項

統計系

1、関於戸口事項

2、関於警察統計事項

会計系

1、関於武器弾薬保管及配給事項

2、関於被服保管及配給事項

3、関於其他物品管理事項

特務股

特務系

1、関於集会結社及多数運動取締事項

2、関於政治経済教育宗教事項

3、関於思想労働及社会運動事項

4、関於出版及著作権事項

5、関於新聞紙雑誌及其他出版物事項

6、関於外国人之保護取締事項

7、関於外国人移民之取締事項

8、関於フイルム検閲事項

9、関於其他特務警察事項

保安股

保安系

1、関於安寧警察事項

司法股

2. 關於風俗警察事項
3. 關於交通警察事項
4. 關於水災消防事項
5. 關於其他保安警察事項
6. 關於營業警察事項

衛生系

1. 關於醫務事項
2. 關於防疫事項
3. 關於保健事項
4. 關於其他衛生警察事項

司法系

1. 關於被疑者訊問及送局事項
2. 關於鑑識及指紋事項
3. 關於犯罪即決事項

搜索系

1. 關於犯罪予防事項
2. 關於犯罪搜索及逮捕事項
3. 關於匪賊事項
4. 關於其他司法警察事項

財務局

股別	系別	掌管事務
徵收股	徵收系	1、関於代徵国税事項
		2、関於徵收地方捐税事項
	稽核系	1、関於税外徵收事項
		2、関於滞納処分事項
理財股	理財系	1、関於地方捐税整理事項
		2、関於地方公債発行及整理事項
		3、関於收回私帖事項
		4、関於縣金融整理事項
	公産系	1、関於調査公有財産事項
		2、関於管理及処分公有財産事項

教育局

股別	系別	掌管事項
学務股	学校教育系	1、関於中等以下各学校教育指導事項
		2、関於学校職員之任免進退事項
		3、関於学校職員之規律及賞罰事項

社教股

社会教育系
4、關於學校職員之給與及待遇事項
1、關於社会教育事項
2、關於国民教育提倡事項
3、關於管理図書館事項

礼教系
1、関於礼俗事項
2、関於宗教事項
3、関於修善団及教化団体事項

史料系
1、関於古蹟及天然記念物之保存事項
2、関於編纂史料事項

3、地方自治組織（保甲制）及從員一覧表

蘭封縣地方保甲組織表

蘭封縣公署 — 警務局

警察署	保甲事務所	甲事務所	
蘭封縣城警察署	蘭封縣城保甲事務所	甲事務所	[illegible]
向陽包 〃	向陽包 〃	甲事務所	[illegible]
四坊城 〃	四河坝 〃	甲事務所	一八
大營 〃	大營	甲事務所	[illegible]
弓棚子 〃	弓棚子 〃	[illegible]	[illegible]
五棵樹 〃	五棵樹 〃	[illegible]	[illegible]

李水甸子	〃	李水甸子	〃	甲事務所	一八
黒林子		黒林子	〃	甲事務所	二一
土橋子	〃	土橋子	〃	甲事務所	二二
大新立屯	〃	大新立屯	〃	甲事務所	一七
大八号	〃	大八号	〃	甲事務所	一九

二 縣の財政

要するに、当地方財政は康徳三年度の予算歳入四十四万四千五百五十五円、歳出四十四万四千五百五十五円にして、その収入額は支出額に充分足り、且つ多少余裕あり。その収入の主なるものは、地捐なり。全縣土地五十一万七千余晌ありて、災害及其の他の原因にて収穫不良によ〔る〕、も分集り難き為、九割にて計算せる故、不足の虞無し。其の他の税金予算収入は総て確実なる根據あり。

況て今次新税法の施行され、一切の収入は年々歳々発展しつゝある故、将来地方財政は実に確立の可能あり。

縣の財政

査地方財政康徳三年度予算歳入四十四万四千五百五十五円歳出四十四万四千五百五十五円所入之地頃為大宗而全縣土地五十一万七千余晌恐収歉難齊按九折有零計算万無両有短徴之虞即其他各項税予計収額亦皆確有把握況由此新税法逐漸施行一切収入当必歳有発展将来地方財政実有

確立之可能

(1) 財政預算之比較 (當初予算)

	民国十八年度	大同元年度	康徳元年度	康徳二年度 半年度
一、歳入総額	三四〇、五八六	三八七、四八四	四〇七、六七八円	[illegible]円
二、歳出総額	三三二、二四五	三八七、八八一	四〇七、六七八	一七五、[illegible]
1、経常部	三三二、二四五	三八七、八八一	三四一、〇四六	一八〇、七〇〇
(1) 俸給費其他	一五五、[illegible]四二	一七〇、五[illegible]六	九[illegible]、[illegible]〇四	[illegible]、六四八
(2) 警察費	七[illegible]、[illegible]	九三、[illegible]	一三六、八四六	[illegible]
(3) 教育費	九七、四九四	一一四、四七二	五四、七〇〇	三四、一五四
(4) 予備費			四九、六九六	一、七〇〇
2、臨時部			六六、六[illegible]	[illegible]

(2) 康徳二年度予算表

康徳二年度預算一覧表
預　算　總

科目 款	目 項	本年度予算額	備考
一、財産収入		四、四〇二	
	一、一般基本財産収入	八〇二	
	二、学校基本財産収入	三、六〇〇	
二、使用料及手数料		一〇、〇一五	
	一、使用料	五、七一四	
	二、手数料	四、三〇一	
三、交付金		四、〇〇〇	
	一、国有資収交付金	四、〇〇〇	
四、雑収入		二九、九八六	
	一、歳計存款利息	三三四	
	二、罰款及過怠金収入	二九一	
	三、廃物売却金	一	
	四、游民習芸所収入	五、〇〇〇	
	五、雑収入	三八四	
	六、過年度収入	二三、九七六	

款・項	目	予算額	備考
二款 [illegible]		三六〇、三四一	
	一 国[illegible]加[illegible]	二九、六四四	
	二 [illegible]	二二三、七二〇	
	三 [illegible]	一〇六、九七七	
[illegible]		四〇八、七四四	
[illegible]			
[illegible]		三五、八一〇	
	一 [illegible]結餘金	三五、八一〇	
[illegible]		—	
	一 [illegible]金	—	
[illegible]		三三、八一一	
[illegible]		四〇八、七四四	
[illegible]入総計		四四四、五五三	

一、祭祀費		四〇〇
	一、祭祀費	四〇〇
二、人事費		七三、四五五
	一、俸給	二四、〇六〇
	二、雜給	一八、〇九四
	三、旅費	一、七二五
	四、办公費	一四、二一四
	五、雜費	二、一五〇
	六、修繕費	一、八〇〇
	七、殯葬費	一、八〇〇
	八、財務分卡費	八、六一二
一、警察費		一六〇、九八二
	一、警察署費	一〇七、八八〇
	二、警察隊費	四三、一〇九
	三、訓練費	一、二〇〇
	四、討伐費	七、二八三
	五、修繕費	五一〇

款	項	金額
	六、撥宗費	一、〇〇〇
四、教育費		六八、五一六
	一、中学校費	七、〇六〇
	二、小学校費	五六、一六一
	三、学事諸費	六八〇
	四、民衆教育費	四、六一四
五、土木費		二、〇〇〇
	一、道路橋梁費	二、〇〇〇
六、社会事業費		五、〇八一
	一、游民習藝所費	五、〇八一
七、衛生費		二、三四四
	一、傳染病予防費	四〇〇
	二、衛生所費	一、九四四
八、屠宰場費		二、七九七
	一、屠宰場費	二、七九七
九、電話局費		四、四〇二
	一、電話局費	四、四〇二

十、給与金		二
	一、給与金	二
十一、勧業諸費		五、〇四一
	一、勧業諸費	五、〇四一
十二、諸税及負担		一
	一、諸税	一
十三、雑支出		一
	一、過年度支出	一
十四、予備費		三、〇〇〇
	一、予備費	三、〇〇〇
十五、地方改良費		
	一、表彰及奨励費	
経常部計		三二七、〇二二
臨時部		
一、建築費		九、〇三三
	一、建築費	九、〇三三
二、土木費		一三、六三九

款	項	金額
	一、道路橋梁費	九、五〇〇
	一、衛生施設費	四、一三九
三、積立金		五三、六二七
	一、積立金	五三、六二七
四、返還金		三〇、〇〇〇
	一、本金	三〇、〇〇〇
五、補助費		七一〇
六、雑支出		九、九一三
	一、雑支出	九、九一三
七、調査費		一、六一一
	一、調査費	一、六一一
臨時部計		一一七、五三三
経常部計		三二七、〇二二
歳出総計		四四四、五五五

三、治安工作

1　保甲制度ノ状況

本縣康徳二年三月に実施せる保甲制度は全縣を二十一保五百二十六甲七千一牌に分割せり。今年十一月の秋季特別治安工作期間に各保甲を併合し各警察区に保甲事務所を設置し、三百四十三甲事務所を設置せり。全部で十一保二百六十一甲七千三百七十一牌と變化し、同時に各戸長に徹底的に戸口調査をせしめ以て戸口の確実明瞭を期す。尚保連座制を実施する為、連座用紙を作成し一牌の各家長及甲長に捺印して家毎に一枚保存す。現在既に完全に終了し、戸口調査も済み、全戸数は八万五千四百七十二戸にして男女合計は五十八万七千四百二十七名なり。

2. 保甲自衛団の設置

本縣は十一保に分れ、一保毎に保自衛団を設置し、一団に団総一名、副団総二名、調弁二名、班長三名、団丁四十二名、合計五十名居り、十一団の総定員は五百五十名なり。貸与銃器は三百五十挺にして、一挺に付、弾二十発、合計一万一千発なり。此の外重要なる甲単位六十二箇所を選出し、一甲毎に甲自衛団を設置し、一団に団長一名、団員一七名、全部で二十名居り、総人数は千三百四十名なり。縣より小銃千三百四十挺貸与され、一挺に付、弾二十発、合計二万六千八百発なり。

尚一団毎に事あれば集合し、事無き際、解散する様な半組団員三、二十名（一定無し）居り、詳しきは前表の如し。

3. 保甲自衛團の訓練

達するに各三保甲自衛團の編制は既に完成せり。尚目下治安未だ確立せざる際に当りて、之が訓練は実に現下の急務なり。故に各三警署長が責任を有し、当該署内の学術優良なる巡官一名を[illegible]保甲自衛團に派し、警察官吏教養規定及細則に依り、実地教練を施し、並に保甲学術科を講義す。各班の連絡制式の戦門を教練し、例へ基本動作の気を付けの姿勢、歩調、射撃姿勢（立射、跪射、臥射、仰射）開解等の要領は成る可く敏速に養成し、以て実用に資す。

(三) 治安工作

(1) 保甲制度

登安縣康徳二年三月實施保甲制度全縣劃為二十一保五百七十六[illegible]七千[illegible]於同年[illegible]秋季[illegible]大同四年各保甲所治安每一警察區設保所一每三百戶設甲所一計轄[illegible]十一保[illegible]百六十一甲七千三百七十一牌同時責由各甲長擧辦戶口調查以圖戶口數目確實[illegible]作[illegible]生制度牌[illegible]各家長担互當切每家一份現在已代理完成戶口[illegible]調查者總計八[illegible]二[illegible]男女五十八万七千四百二十七名口

(2) 保甲自衛團之裝備

登安縣計分十一保每保設一保自衛團每團置團總一人副團總二人書記二名班長三名團丁四十二名計官丁五十員名計五十一團計官丁五百五十員名貸與步鎗五百五十支每支彈藥二十粒計一万一千粒此外復擇重要甲所六十七所每甲編一甲自衛團每團置團長一人團丁十名計一千[illegible]計一千三百四十名由縣貸與步鎗一千三百四十支每支彈藥二十粒計二万六千八百粒[illegible]

争聚衆事故之洋砲団員三、二十不等附表

(3) 保甲自衛団之訓練

査各区保甲自衛団現已編組就緒鑒於当此治安尚未確立之時対於訓練一事実為当務之急特規定由各区警察署長負責任該署内択派学術科優良之巡官一員親至各保甲自衛団遵照警察官之教養規程及施行細則実施教練学科並添授保甲法術科為各個班排連之制式戦闘教練如基本動作之立正姿勢歩法射撃姿勢（立射跪射臥射仰射）敬用等要領務期嫺熟以資実用而成効果

保甲組織一覧表

榆樹縣公署

縣城保	保長一	副保長三	甲四一	牌一、二二〇
向陽屯保	保長一	副保長二	甲一九	牌五二三
四河城保	保長一	副保長二	甲二八	牌八二四
八岔保	保長一	副保長二	甲二一	牌七四七
三棚子保	保長一	副保長二	甲二六	牌五七〇
五棵樹保	保長一	副保長二	甲二九	牌九〇二
秀水甸子保	保長一	副保長二	甲一八	牌五一三
黑林子保	保長一	副保長二	甲二一	牌五三六
大橋子保	保長一	副保長二	甲二二	牌六〇二

大新立屯保　保長一　副保長二　甲一七　牌四七七

大八號保　保長一　副保長二　甲一五　牌三五六

合計

含本縣計設十一保二百六十一甲七千三百九十一牌置保長一一名副保長二三名正

甲長二八一名副甲長二六[illegible]名合牌長七千三百九十一[illegible]

區別	保別	人員 團總	人員 副團總	人員 書記	人員 班長	人員 團丁	計	[illegible] 長鎗	[illegible] 手鎗	計	經費	駐在地
一區	縣城保	一	二	二	三	四二	五〇	四七	三	五〇	一,〇〇〇	高家[illegible]
二區	向陽泡保	一	二	二	三	四二	五〇	四七	三	五〇	一,〇〇〇	向陽泡
三區	泗河城保	一	二	二	三	四二	五〇	四七	三	五〇	一,〇〇〇	泗家城
四區	大岑保	一	二	二	三	四二	五〇	四七	三	五〇	一,〇〇〇	大岑
五區	[illegible]保	一	二	二	三	四二	五〇	四七	三	五〇	一,〇〇〇	[illegible]
六區	[illegible]保	一	二	二	三	四二	五〇	四七	三	五〇	一,〇〇〇	[illegible]
七區	秀水保	一	二	二	三	四二	五〇	四六	四	五〇	一,〇〇〇	秀水甸子
八區	黑林子保	一	二	二	三	四二	五〇	四七	三	五〇	一,〇〇〇	黑林子
九區	土橋子保	一	二	二	三	四二	五〇	四七	三	五〇	一,〇〇〇	土橋子
十區	大新立屯保	一	二	二	三	四二	五〇	四七	三	五〇	一,〇〇〇	大新立屯
十一區	大八號保	一	二	二	三	四二	五〇	四七	三	五〇	一,〇〇〇	大八號

計	一一	一一	二二	二二	二三	四六二	五五〇	五一六	三四	五五〇	一一、〇〇〇

二〇

鄭家屯県甲自衛団人員銃器暨駐扎地点表

区別	保別	甲別	人員 団長	人員 団員	計	銃器	弾薬	駐屯地点
一区	縣城保	中興隆溝甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	中興隆溝
〃	〃	小六家子甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	小六家子
〃	〃	宍家屯甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	宍家屯
〃	〃	五間房甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	五間房
〃	〃	九富屯甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	大久富屯
二区	向陽泡保	陽樹林子甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	石塘
〃	〃	両和堡甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	両汲宋
〃	〃	水泉溝甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	長興屯
〃	〃	育御屯甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	育御屯
〃	〃	斜長八里甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	斜長八里
〃	〃	五家窩堡甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	五家窩堡
三区	泗家城保	老牛会甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	老牛会

〃	〃	黒林子甲	一	一七	二〇	二〇	四〇〇	黒林[illegible]
〃	〃	青山堡甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	青山堡
〃	〃	碩界屯甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	[illegible]
〃	〃	永合城甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	永合城
〃	〃	葦子溝甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	[illegible]
二三	大岑保	牛頭山甲	一	一七	二〇	二〇	四〇〇	牛[illegible]山
〃	〃	慶家店甲	一	一七	二〇	二〇	四〇〇	[illegible]
〃	〃	孫家崗甲	一	一七	二〇	二〇	四〇〇	[illegible]
〃	〃	趙家窩堡甲	一	一七	二〇	二〇	四〇〇	[illegible]
〃	〃	治字六号甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	[illegible]
〃	〃	治字十四号甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	[illegible]
〃	〃	新站甲	一	一七	二〇	二〇	四〇〇	新[illegible]
三三	弓廟子保	大十二号甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	[illegible]
〃	〃	恩育屯甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	[illegible]
〃	〃	永発屯甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	[illegible]
〃	〃	水泉溝甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	[illegible]
〃	〃	武家油坊甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	[illegible]

六区	五棵樹保	萬福屯甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	方家燒鍋
〃	〃	黄王燒鍋甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	黄王燒鍋
〃	〃	十五號甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	西十五號
〃	〃	劉家窩堡甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	西劉家窩堡
〃	〃	盟温站甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	盟温站
〃	〃	辛家屯甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	辛家屯
〃	〃	劉家店甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	東劉家店
〃	〃	三道街甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	[illegible]
七区	赤水泉保	王毛屯甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	王毛屯
〃	〃	長路河子甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	長路河子
〃	〃	大干屯甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	大干屯
〃	〃	大口面甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	榆樹長下
〃	〃	大坡甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	大坡
〃	〃	白家泡子甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	老河深後崗
〃	〃	大後溝甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	大後溝
八区	黑林子保	保安台甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	保安台
〃	〃	兩家子甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	前兩家子

〃	〃	長家屯甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	張家屯
〃	〃	左辺甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	左辺屯
〃	〃	左節廟甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	左節廟
九区	土橋子保	腰六家子甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	腰六家子
〃	〃	東長発屯甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	王老谷
〃	〃	古井子甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	古路河子
〃	〃	十四戸甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	大十屯
〃	〃	五官地甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	楡樹底下
〃	〃	二十家子甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	大屯
〃	〃	長寿岑甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	杜劉家後溝
〃	〃	曹羅鋪甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	大後溝
〃	〃	蛤蟆泡子甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	保安屯
十区	大新立屯保	大十家子甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	前両家子
〃	〃	小十家子甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	高家屯
〃	〃	梨樹溝甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	杉辺屯
〃	〃	永合屯甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	王家屯
〃	〃	小三道溝甲	一	一九	二〇	二〇	四〇〇	[illegible]

鍾家寄堡	四〇〇	二〇	二〇	一九	一	鍾家寄堡甲	一八堡	
呉家寄堡	四〇〇	二〇	二〇	一九	一	石洋泡甲	〃	
鵝頭山	四〇〇	二〇	二〇	一九	一	鵝頭山甲	〃	
許家安子	四〇〇	二〇	二〇	一九	一	許家安子甲	〃	〃
六七	二八、八〇〇	一、三四〇	一、三四〇	一、二七三	六七	六七		計

備考
全各甲除持安籍之団員二十名外尚有持洋砲団員三、二十名不等因係有事聚無事散周係故未列澄合声明

4 警察隊の改編

同樹県警察隊官員合計百七十六名居り現に命令を拝し、三月一日に治安隊に改編し、軍政部の管轄となるべし。治安隊に改編さるるものは警佐二名、巡官四名、警長十名、警士八十四名、合計百名なり。残さるゝものは警正一名、警佐二名、（書記を含む）巡官三名、警長九名、警士六十一名、合計七十六名にして、本三月一日に行政警察に改編せんが為現に分駐所増設の予算編出方の申請中なり。

(3) 警察隊の改編

登楡樹縣警察隊共計官員長警一百七十六員名現奉令於三月一日改編為治安隊歸軍政部管轄計編為治安隊者警佐二員巡官四員警長十名警士八十四名共計一百名剩余警正一員警佐二員（書記在内）巡官三員警長九名警士六十一名共計七十六員名亦擬於三月一日改編為行政警察也正呈請省政分駐所編造予算中

大隊部警佐は元二名なりき。書記警佐一名、十二月末、省令により、単に書記と名乗、警佐を廃したり。一月十三日より、警佐二名及大隊附一名を警務司将務股長に転任せり。以前に比較して一名減りたり。

大隊部に貸与せる銃器弾丸は右表載の外、尚軽機関銃三挺、自動短銃三挺、野砲二台、砲弾二十五発、重砲一台、砲弾六発、手榴弾十一挺あり、合せて声明す。

楡樹縣警察隊現員装備表

康徳三年二月現在

区別＼類別	警正	警佐	訳官	巡官	警長	警士	書記	計	夫役	銃器 小銃	銃器 拳銃	弾薬 小銃	弾薬 拳銃	附記
警察大隊本部	一			一	一	三	一	七	三	四	七	一、〇〇〇	六八〇	
警察歩一中隊		一		三	九	七一		八四	三	八〇	五	四、二〇〇	一〇〇	
警察騎一中隊		一		三	九	七一		八四	三	八〇	五	四、〇〇〇	一〇〇	
合計	一	二		七	一九	一四五	一	一七五	九	一六四	一七	九、二〇〇	八八〇	

備考
警察隊部警佐原為二員一書記警佐於十二月末奉省令將警佐取消單消書記一警佐大隊附於一月十三日調為警務局特務股股長故較比以先缺少一員警察大隊部隊長列舉要件內務負裝輕機關銃三挺自動短銃三枝輕迫擊砲二挺砲彈三十五發重迫擊砲一挺砲彈六發手留彈十一枚合并声明

5. 交通網

イ 道路計劃

康德三年度計画

	区別	道路 路線	道路 粁数	橋梁 場所	橋梁 個数	備考
1	二区	自御紳八里、至腰員	一〇	小御紳八里	一	
2	三区	自四河城経由五家窩堡至下甸子	一五	泗河城、成順堡、下甸子	三	
3	三、十四区	自青山堡経由三大家子赴家窩堡至大八号	六〇	大平泡、大平橋、娘々廟、治字東二号、朝家窩堡、大八号、小八号	七	
4	十一区	自大八号至蔡家溝(京浜線)	二五	許家坡子	一	
5	五区	自弓棚子至許家坡子	二〇	倒仰上(尚)	一	
6	九区	自土橋子経由六家子至水曲柳崗	二〇	石頭廟子	一	
7	七区	自平安子経由錯草塘子至水箱崗	一五			

8	七区	自長発子経由腰頭至下旬子	二三	西頭、三道旬子、団山子	三
		合計	一八八		一七

康徳四年度修繕計画

	区別	道路	粁数	備考	橋梁場所	橋梁数
1	一区	自長春経由三家子老営街至土門子	四〇	一区より九区に至る直通道路	老爺屯子	一
2	二区	自吉林経由八里街至三岔子至大荒地	三〇	三区より十区(大荒地)に至る直通路	開原子～高台子	一
3	二区	自石碑至双廟鎮屯	九		水曲柳崗	一
4	三区	自双廟鎮屯経由永合盛至大屯	一八		永合盛 紅廟子	二
5	八区	自馬林子至楊木林子	一〇		勝衛子団	一
6	十区	自大新立屯至黄台子	一二			
7	二四区	自五号至新站 自江河堤至十二馬架子	一三		四間房	一
8		合計	一三二			八

康徳五年度修繕計画

康徳三年度新設による路線総延長一八八粁に対する補修を行ふ。

ロ、電話計画

縣警察電話三ヶ年計画

康德三年度警察電話計画

A、警察分署電話

警察分署	架設区間	延長	経費 電線	経費 其他	経費 計	備考
靠山屯	向陽甸—靠山屯	六粁	一三五	三七九	五一四	毎一粁八五、六〇
永合成	永合成—泗河城	一二粁	二七〇	七五八	一、〇二八	
黒名子溝	泗河城—黒名子溝	九粁	二〇二	五六八	七七〇	
韓家橋	大新屯—韓家橋	六粁	一三五	三七九	五一四	
高台子	大新屯—高台子	一二粁	二七〇	七五八	一、〇二八	
姜家窩堡	大八号—姜家窩	一二粁	二七〇	七五八	一、〇二八	
小新立屯	五棵樹—小新立屯	一〇粁	二二五	六三一	八五六	
大千屯	大千屯—香水甸子	一二粁	二七〇	七五八	一、〇二八	
合計		七九粁	一、七七七	四、九八九	六、七六六	

備考　本計画中於前次工作経費繳納完竣與本計画相符者於保甲側応架設之

B、電話複線計画

区間	延長(粁数)	経費			備考
		電線	其他	計	
縣城—向陽屯	三〇粁	六七五	六〇二	一、二七七	毎一粁三八、八
縣城—肉家屯	一一粁	二四七	二二〇	四六七	
縣城—大新立屯	二一粁		四二〇	四二〇	
縣城—三家子	二五粁	五六二	五〇〇	一、〇六二	
縣城—八家	二二粁	四八五	四四〇	九二五	
大新立屯—土橋子	一九粁	四二八	三八〇	八〇八	
合計	一二八粁	二、三九七	二、五六二	四、九六九	

康徳四年度警察電話計画

A、電話複線計画

区間	延長(粁)	経費			
		電線	其他	計	
[illegible]—五[illegible]	二三粁	五一七	四六〇	九七七	
土橋子—[illegible]	八粁	四〇五	[illegible]	[illegible]	

泗河城——向陽泡	一二粁	二七〇	二四〇	五一〇
大崗——牛頭山	一八粁	四〇五	三六〇	七六五
大八号——弓棚子	一二粁	二七〇	二四〇	五一〇
大新屯——黒林子	一五粁	三三七	三〇〇	六三七
両家屯—老八号子	一三粁	二九二	二六〇	五五二
合計	一一一粁	二、四九六	二、二二〇	四、七一六

B、警察分署康徳四年度計画実行

康徳五年度

全県警察電話修理

康徳五年度全県警察電話修理計画中対於左記之修理於康徳五年度警察分署電話計画中設

定県甲方案試算過経費更多之際由康徳五年度補習之

備考

康徳二年度計画修補線路所要経費表

備電地点	延長（粁）	応需経費
県至弓棚子	二五粁	三九一
県至両家屯	一一粁	一二一
両家屯至五棵樹	二三粁	二九六

岡家屯至秀水甸子	一三粁	二二六
縣至向陽泡	三〇粁	四四九
縣至大新屯	二一粁	二五〇
縣至大岺	二二粁	二六五
合計		一、九九八

修朴理由

「以上各線路在民国十三年起陸續施設當時屋草創為省款関係工程不良料亦較劣一時用以敷衍、現一、尚有不足者）經多年風蝕雨浸又加事変破壊從未根本修补現在倒折紊乱歪斜不堪若不趁早改良修補即現状恐不能持久破壊必多矣修理不迭其他工作亦無從進行如再要設線路之決定不可能、需也之故修补実為重要事件」

以上各線は民国十三年より漸次施設せるものなり。初めて創設するものにして、経費を省く為工程不良の上、材料も不充分なる故、一満里間に六本の柱を設置せり。（尚不充分の所あり）。それが多年を経て、風に吹かれ、雨に浸され、多年の破壊を加へて一向大修理をせずして、或は倒れ、或は腐敗してしまひ、その有様は実に見るに堪へず。然し乍ら今より尚大修理を加へずして、現状でさへ長く保てないのみならず、他の工作も完全に現し難し。且複線を設置するは到底不可能なり。故に徹底的な修理が必要なり。

保甲電話三ヶ年計画

(1) 康徳三年度之計画

全県之対鉄路賛兵自衛団所在地架設

表一

区	保甲自衛団	電話架設区間	延長(粁数)	経費	警察分署有無	保甲事務所有無
一	県城保自衛団				有	
〃	後興隆溝甲自衛団	後興隆溝―県警	一〇、〇〇	九五〇元	無	無
〃	久富屯甲自衛団	久富屯―県城警	一三、三〇	九六七	無	有
〃	五間房甲自衛団	五間房―県城警	一三、三〇	九九七	無	有
〃	内家屯甲自衛団				有	有
〃	六家子甲自衛団	六家子―県城警	一〇、七〇	九五〇	無	
計				三八六四		
二区	向陽泡保自衛団				無	

(2) 康徳四年度之計画

重要保甲事務所並対保甲所望之保甲事務所架設

(3) 康徳五年度計画

全県保甲電話修理

〃	石塘甲自衛団				有	無
〃	斜長八里甲自衛団	斜長八里—靠山屯	三六七	四二二	無	有
〃	五家窩堡甲自衛団				無	有
〃	長興屯甲自衛団	長興屯—向陽泡	一〇、七〇	八二二	無	無
〃	萬和堡甲自衛団	萬和堡—向陽泡	八、〇〇	七一六	無	有
〃	斉御屯甲自衛団	斉御約屯—向陽泡	六、四一	四〇八	無	有
計				二、四五八		
三区	泗河城堡自衛団				無	有
〃	青山堡甲自衛団					有
〃	黒林子甲自衛団	黒林子—泗河城	八、〇〇	八〇六	無	有
〃	焼鍋屯甲自衛団	焼鍋屯—泗河城	一〇、七〇	九四〇	無	有
〃	老牛会甲自衛団	老牛会—泗河城	六、四一	四九八	無	有
〃	双楡樹甲自衛団	双楡樹—泗河城	一〇、七一	九三二	無	有
計				三、一七六	無	
四区	大岺保自衛団				無	
〃	新站甲自衛団	新站—大岺	一〇、七一	一、〇二二	無	有
〃	藤家窩甲自衛団	藤家窩—福聚水	八、〇〇	六〇六	無	[illegible]
[illegible]						

〃	牛犬山甲自衛団				有	有
〃	趙家窩堡甲自衛団	趙家窩堡——福巨永	五、三四	五三六	無	有
〃	六号甲自衛団	六号——福巨永	一、六〇	一四〇	無	有
〃	隈家溝甲自衛団	坏家勾——牛邦山	六、四一	六〇八	無	有
〃	十五号甲自衛団	十五号——大岺	一〇、七〇	八〇五	無	無
計				三、七一七		
五区	弓棚子保自衛団					
〃	秀字六十二處甲自衛団	十二号——弓棚子	六、四一	五〇三	無	有
〃	傅雜鋪甲自衛団	伝雜鋪——弓棚子	五、三四	五二五	無	無
〃	武家油房甲自衛団	武家油房——弓棚子	八、[illegible]〇	六一一	無	無
〃	永立屯甲自衛団	永立屯——弓棚子	一一、七七	九八七	無	無
〃	恩育屯甲自衛団	恩育屯——弓棚子	九、六二	七二七	無	有
計				三、三五三		
六区	五棵樹保自衛団					
〃	小新立屯甲自衛団				有	有
〃	東劉家店甲自衛団				無	有
〃	西劉家店甲自衛団	西劉店——五棵樹	四、二七	五五七	無	無

〃	盟温站甲自衛団				無	有
	潘三焼鍋甲自衛団	潘三焼鍋—小新屯	八、〇〇	七七六	無	有
	西三道溝甲自衛団	西三道溝—盟温站	五、三四	五八八	無	有
	蛤蟆塘甲自衛団	蛤蟆塘—小新屯	六、〇〇	四六七	無	[illegible]
	十五号甲自衛団	十五号—五棵樹	一〇、七〇	八〇五	無	有
計				三、一八四		
七区	黒甸子保自衛団					
〃	老河深甲自衛団	老河深—大坂	六、〇一	七一一	無	[illegible]
〃	大後溝甲自衛団	大後溝—黒甸	五、三四	四二〇	無	有
〃	楡樹底下甲自衛団	楡樹底下—旁水甸子	五、三四	四二〇	無	[illegible]
〃	卡路河子甲自衛団	卡路河子—大千屯	三、六七	三九二	無	有
〃	大千屯甲自衛団				無	有
〃	王毛崴甲自衛団	王毛崴—卡路河子	八、〇〇	六一一	無	有
〃	大坂甲自衛団	大坂—旁水甸子	八、〇〇	六一一	無	有
計				三、一六五		
八区	恩林子保自衛団			二五〇	無	有
〃	保守屯甲自衛団				無	[illegible]

〃	西家子甲自衛団	西家子—炮守屯	八、〇〇〇	七七六	無	有
〃	老辺甲自衛団	老辺—黒林子	八、〇〇〇	六一一	無	有
〃	老爺廟甲自衛団				無	有
〃	扈家屯甲自衛団	扈家屯—保守屯	八、〇〇〇	六六一	無	有
計				三、二九八	無	有
乙区	土橋子保自卫団				無	有
〃	十里溝子甲自卫団	十里溝子—土橋子	五、三三四	四三〇	無	有
〃	曾発舗甲自卫団				無	有
〃	腰六家子甲自卫団	腰六家子—土橋子	八、〇〇〇	八二六	無	有
〃	古井子甲自卫団	古井子—土橋子	九、六二二	七二七	無	有
〃	十四戸甲自卫団	十四戸—土橋子	九、六二二	七二七	無	有
〃	五官地甲自卫団	五官地—王八脖子	五、三三四	四二〇	無	有
〃	長寿営甲自卫団				無	有
〃	二十家子甲自卫団	巨　子		三五	無	有
〃	蛤蟆泡子甲自卫団	蛤蟆泡子—王八脖子	六、〇〇〇	四六七	無	有
計				三、六二二		
十区	大新立屯保自卫団				無	有

〃	小十家子甲自衛団	小十家子—高台子	四、二七	五五七	無	有
〃	大十家子甲自衛団	大十家子—高台子	一、六〇	一五〇	無	有
〃	小三道崗甲自衛団	小三道崗—大新立屯	四、二七	五〇七	無	有
〃	永合屯甲自衛団	永合屯—大新立屯	八、〇〇	六一一	無	有
〃	梨樹溝甲自衛団	梨樹溝—大新屯	一三、三六	九九七	無	有
計				二、八二二		
十一区	大八号保自衛団					
〃	石羊泡甲自衛団	石羊泡—姜家窩堡	八、〇〇	八二六	無	無
〃	許家坡子甲自衛団	許家坡子—大八号	一八、〇〇	一、三二七	無	有
〃	郭家窩堡甲自衛団	郭家窩堡—大八号	一六、〇四	一一八七	無	有
〃	鴉邦山甲自衛団	鴉邦山—許家坡子	五、〇〇	三九五	無	有
計				三、七三五		
合計	保 一一 甲 六七			三五、四二九		

保甲電話架設辦法

一 保甲電話者所謂警察署或分署須連絡架設之

二、電話機購入者於各保所需要之部份由縣電話局代辦与以便利

三、電話架設時由各甲雄当一名人工

四、保甲電話経費各保別須由事先編製実行預算依據土地及其他財産以公平征收之

電話交換総制

イ、各警察区内の分署並に保甲電話は悉く警察本署又は分署と連絡し得る様に設置す。但し第一警察分署の電話は現在の儘にて差支へ無し。

ロ　各区の電話交換台は各該区内警察署又は分署に設置し、交換手は警察員にやらしむ。但し保甲より連絡員一名出し、警察署内に住ましめ、電話交換手にやらしむるべし。

電話交換総制

イ、各警察区内之分署並保甲電話悉皆與警察本署或分署連絡架設之但第一警察分署之電話就其現状

ロ、各区電話之交換台各該区警察署並分署施行交換員着以警察員充当之但由保甲之一名情報連絡員使其住在警察署内充当交換

保甲電話架設办法

一、保甲電話は凡て警察署或は分署に連絡架設す

二、電話機購入は各保にて要するものを県電話局に於て代購の便を計る

三、電話架設する場合於ては各甲より一名出役す

四、保甲電話経費は各保別に実行預算を立て土地其他財産により公平に征収すべし

四、面　　積

1. 全県之面積　　　　康徳二年十月

1、総面積	七〇二、〇〇〇	
2、納賦面積	五一三、三〇〇	
3、本年作付面積	四二六、五〇〇	
4、納賦未開墾面積	八六、二〇〇	（原相地と称し慣習標留の土地にして一晌と三畝と計算納税する土地なり）
5、荒地面積	六〇〇	

全県面積は約七十万晌にして既耕地約四十二万六千晌、可耕未墾地十五万六千晌、不可耕地十五万晌である。

内納賦面積は約四十四万四千晌に次ぐ可耕未墾地中七万三千晌の計五十一万七千晌なり

土　地　面　積　　　　康徳二年度　（十一月[illegible]）

（農耕地所有階級別）

区別	自五畝至三十畝 戸数	自五畝至三十畝 土地数	自三十畝至五十畝 戸数	自三十畝至五十畝 土地数	自五十畝至百畝 戸数	自五十畝至百畝 土地数	百畝以上 戸数	百畝以上 土地数	備考
一区	2.656	二八、五一三、五九四 ヒ	108	四、一三三、七八四 ヒ	44	三一五、七九六 ヒ	4	六七八、一四〇	
二区	1.956	一六、八五一、七六五	58	三、一三六、九四五	4	五五七、二九八	1	一九〇、四一三	
三区	4.057	四八、五六六、一九六	270	一〇、一〇五、八六〇	92	五、七九〇、一五一	8	九九四、三九三	
四区	3.230	四〇、九六三、一八六	218	八、三六八、六四三	18	五、五八三、五一〇	12	一、六七八、〇〇四	
五区	3.805	四九、三二九、〇七〇	335	一二、九四七、一〇〇	270	一一、三八七、七九六	35	四、九九一、九四〇	
六区	2.803	三三、八九四、四六〇	230	八、六六四、三三六	112	七、六六六、三七六	18	二、二四四、〇七	
七区	2.604	三〇、六八七、七八〇	202	七、五九九、八五一	91	七、七一五、二六七	27	三、四七九、六四四	
八区	2.530	三一、〇三三、二五五	114	四、四九六、三九九	40	三、六七九、四三〇	3	四一四、二三〇	
九区	1.984	二二、八一七、二八五	76	二、七八五、四二三	30	一、八四三、三三〇	2	二三七、二八〇	
合計	25.225	三〇〇、六五六、五八五	1.621	六一、一三七、二四一	665	四六、三七二、九五三	110	一四、九〇八、四五一	

北関蘇拓文自有土地二百七十晌

熟地（能耕地）二百三十八晌

廃耕地 三十晌

荒地 二晌

貸付面積 二百四十晌

學憲廷自有熟地 三十晌

貸付面積 三十晌

大地主

王志貞	五〇〇晌	同化邦	四〇〇晌
孫発	二二〇晌	田玉昌	二〇〇晌
張者	二二〇晌	潘之閣	二〇〇〃
范福奎	二〇〇晌	王天恩	二〇〇〃

縣有公産調査状況

現在の縣有財産は康徳元年十月の調査により、別紙通り報告書を作成せり。尚其の他 [illegible] にある公会、団体の所有田地、家屋は没収して縣有となるべきものある故、今 [illegible] の際、詳細に調査し、以て公産の発展を期す。

縣有公産調査状況

「査現在縣有公産係康徳元年十月調査列有清冊外其餘公会団体名目之田宅散在各区或可収帰縣有者擬於此廃治安工作時詳加調査以期公産之発展」

縣内公産冊

	種別	地額		借地人氏名	現在評価額	租率	本年度収入見込額	備考
学田		四、八七三	一二四				三、六二四	多年租款按包套収繳在学田地多屡已荒害過租率無定
	盟品所	六〇畝	〇〇〇	周錫勲等二一名	四、八〇〇	包套	六九六円	
	大斎財	八四	六九〇	孫成義等七名	五〇八一		二七〇	
	田字河川	六、七七五	五一〇	姜永徳等八十二名	二七、七五五		一、六〇一	田影、民之学田均係窪唐已荒不能耕種放評価小
	八字河	六七〇	一三〇	李占林等五名	六、七〇一		四二〇	
	民字河川	六九〇	二七〇	金才等十七名	六、九〇二		四七二	
	藍彩橋	五九二	五二四				一六五	
宅地		二五	三四九					
	縣城公用地	一	五三	楡樹縣公署	一二、二二四			
			二〇	電話局	一、四〇〇			
		三	六〇	試験場	三、七八〇			

建物

		四四	馬一中隊	三五二
		二三三	第一警察署	一七八
	二	二六	教育局及文廟	一、八〇八
	一	二四	中学校	九九二
		一八	教育館	一四四
		五一	女校	四〇八
	一	五〇	第一校	一、二〇〇
		三五	第二校	二四五
		五八	第三校	四〇六
外鎮用地	一	三〇	泗河城学校	三九〇
		二五	大後衛学校	五〇
		八〇	黒水子学校	二四〇
		五三五	土橋子学校	一五七
		二〇	三区東小房身小学校	四〇
		三〇	五棵樹学校	九〇
		三六一	四区勝家窩小学校	七二

縣城公用建物	一一一間	
偽衛県公署		二七、七五〇
電話局	七	七、〇〇
試験場	一五	二、一〇〇
馬一中隊	二七	四〇五〇
第一警察署	一三	一三、〇〇
教育局 文廟	四〇	一〇、〇〇〇
中学校	瓦房六八 楼房一七	三二、六〇〇
教育館	一〇	二、五〇〇
習藝所	三一	四、六五〇
女校	瓦一四 草一一 楼一七	一三、一五〇
第一校	七三	一八、二五〇
第二校	一七	四二、五〇
第三校	瓦房 草房	二、八五〇
商会	五	五〇〇
河洳城校	一八	三、六〇〇
大後街校	七	一四〇〇
黒林子校	一〇	二、〇〇〇

土橋子校	二、〇〇〇	二〇
三区東小房身校	四〇〇	五
五果樹校	一、三〇〇	一〇五
四区腰家崗子校	四〇〇	五

縣有学田経営状況

查縣有学田已列於縣有公産冊首如蒙惡站、大寺阜、藍舒嶺各処田租定年徴収無欠惟[illegible]川宮田共四千一百餘畝因多窪下不等可耕者僅定租金永大洋三千一百餘円[illegible]入不敷惡乱連綿不絶各佃戸類不[illegible]納八年末至四十餘円劃正催討現年徴収[illegible]作

五、人口及戸数

康徳三年一月末現在の調査統計に依れば戸数八万七千四百十七戸、人口[illegible]人にして層別に表示すれば次の如し、

即ちこの表に依れば戸数に於て全戸数に対する農家戸数の比は約なり六〇%、人口[illegible]は約九一、七%の大多数を占む。

又男子数一〇〇人とすれば女子は九〇、三人の割合となる。

戸口一覧表（人種別）

康徳三年一月末　前郭県

署別＼戸口種別	戸数 満人	戸数 日内地人	戸数 鮮人	戸数 其他	戸数 計	満人 男	満人 女	満人 計	日内地人 男	日内地人 女	日内地人 計	鮮人 男	鮮人 女	鮮人 計	其他 男	其他 女	其他 計	合計 男	合計 女	総計
県城警察署	13.480	21	62		13.563	45.872	40.160	86032	25	25	50	165	125	287				46062	40307	八六三六九
〃向陽包	6.985				6.985	25.116	21.562	46.678										25.116	21.562	四六六七八
〃洄河城	9550		8		9558	35932	32.297	68.202				22	16	38				35.954	32.286	六八二四〇
〃大窪	7645		4		7649	28126	26229	54355				10	8	18				28136	26237	五四三七三
〃弓棚子	8.253		28		8.281	29945	27303	57248				50	57	157				29995	27360	五七三五五
〃五棵樹	9967		4		9971	36425	32929	69354				8	7	15				36.433	32.936	六九三六九
〃秀水甸子	6076		1		6077	23.106	21.110	44216				5	4	9				23.111	21.114	四四二二五
〃黒林子	7199	2			7201	27.347	24104	51.451	2									27.349	24104	五一四五三

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
ニ番子	6847				6847	25.245	22.520	47.765										25.245	[illegible]	[illegible]
ヘ新立台	[illegible]				5480	19.612	17.502	37.114										[illegible]	[illegible]	[illegible]
ヘ、ノ号	[illegible]6				5796	21.993	20.442	42.435										[illegible]3	[illegible]	[illegible]
計	87.281	23	107		87.417	318.[illegible]19	286.[illegible]31	604.850	27	25	52	2[illegible]0	814	474				319.[illegible]06	286.[illegible]70	八、一[illegible]六

備考　壹以前戸口毎月由各区数育彙総後呈省一次至署内各科所及[illegible]

自取定毎日彙齊後即就多份分送各科所及外署作参以備参考

六　耕地所有広狭別農家戸数

県下農業以外農家戸数七万七千三百余戸中耕地所有農家は二万[illegible]八、九%に当る。耕地所有農家中最多数を占むるは五町未満所有[illegible]八%を占め半ばを越す、これに次ぐは五町以上十町未満所有の三一%、十町以上二十町未満所有の一二、九%にして百町以上所有者は一七戸なり。

耕地所有広狭別農家戸数（但し旧区制別）

区分 / 区別	五町未満	五町以上十町未満	十町以上二十町未満	二十町以上四十町未満	四十町以上五十町未満	五十町以上七十町未満	七十町以上百町未満	百町以上二百町未満	二百町以上[illegible]	計
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
一区	1,460	855	314	45	20	7	12	—	—	2,713
二区	1,748	973	290	30	17	9	2	—	—	3,069
三区	1,782	1,231	627	71	66	13	8	—	—	3,802
四区	1,304	763	425	63	46	25	12	2	—	2,640
五区	1,987	1,437	772	145	92	73	34	6	1	4,547
六区	1,363	860	408	62	48	32	11	1	1	2,786
七区	1,040	857	331	53	53	27	18	5	1	2,385
八区	1,392	762	295	31	24	12	5	—	—	2,521
九区	1,671	640	281	27	16	4	4	—	—	2,643
計	13,747	8,378	3,743	527	382	206	106	14	3	27,106
百分比	50.8	31.0	13.9	2.0	1.0	0.8	0.4	0.1	—	

七、耕作地広狭別農家戸数

全耕作農家戸数三万四千五百余戸内五町未満を耕作する零細農が最多数を占め半ばに近く四三、

三％、五町以上十町未満で二六、八％、百町以上を耕作する者四十六戸（〇、一％）あり

耕地所有広狭別農家戸数（但し新区制別）

区別	五晌未満	五晌以上十晌未満	十晌以上二十晌未満	二十晌以上三十晌未満	三十晌以上五十晌未満	五十晌以上百晌未満	百晌以上二百晌未満	二百晌以上
一区	3,263戸	2,206戸	1,569戸	325戸	278戸	32戸	9戸	7戸
二区	1,522	720	423	97	40	6	—	—
三区	2988	1,796	256	190	95	35	1	—
四区	1,190	782	632	266	163	[illegible]	8	—
五区	952	529	470	185	125	62	2	—
六区	832	663	569	318	211	[illegible]	[illegible]	—
七区	869	391	431	291	279	43	1	—
八区	1,463	794	480	161	84	23	3	—
九区	1,011	576	230	39	14	2	—	[illegible]
十区	898	439	281	92	22	4	—	[illegible]
十一区	650	365	294	161	135	76	[illegible]	[illegible]
計 44,574	15,639	9,255	5,635	2,123	1,448	[illegible]	39	[illegible]
百分比 100%	45.3	26.8	16.3	6.1	4.2	[illegible]	[illegible]	[illegible]

八、自小作別農家戸数

全縣下自作農家は五九、二%を占めその半ばを越し自作兼小作農家は一[illegible]、小作農家は二[illegible]を占めている。

（註農家戸数計は前表の耕作農家戸数と異るは調査時の不同及び調査不備に因る誤差である）

自戸別農家戸数（但し新区制別）

区別＼戸数別	自作	自作兼小作	小作
一区	4,664戸	1,320戸	2,720戸
二区	2,314	6	450
三区	3,956	565	369
四区	1,941	629	[illegible]
五区	2,098	225	[illegible]
六区	1,237	343	1,075
七区	970	356	1,078
八区	2,064	1,065	654
九区	510	192	524
十区	1,156	20	624

十一区	1.062	224	500
計 35.987	21.312	4.951	9.724
百分比 100%	59.2%	13.7%	27.1%

九　耕地利用状況及び作物別生産量

换金作物たる大豆は全耕地面積の四四%を占めて居り小麦は一〇%で换金作物は全耕地の半ばを越す、常食たる高粱は一〇%、谷子は一五%を占めその他雑穀類は夫々少量播種されて居る。

耕地利用状況表（但シ[illegible]別）

利用別/区別	大豆	小豆	青豆	其他豆	高粱	谷子	包米	稲子	糜子	小麦	大麦	蘇子	麻子	蔬菜	[illegible]	計
	晌	晌	晌	晌	晌	晌	晌	晌	晌	晌	晌	晌	晌	晌	晌	
一区	14.600	220	50	150	9.1[illegible]	4.5[illegible]	380	560	60	5.5[illegible]	100	250	100	—	—	[illegible]
二区	15.020	220	26	72	5.120	5.140	380	—	150	416	35	150	221	80	50	27.0[illegible]
三区	34.000	350	50	1.000	11.455	8.800	720	—	750	1.100	700	422	530	12	100	[illegible]
四区	16.400	85	45	—	12.400	7.200	2.300	—	920	3.500	95	1.150	170	60	287	[illegible]
五区	34.710	1.374	550	1.120	12.970	10.980	1.804	131	1.200	6.350	1.038	3.410	3.420	417	—	[illegible]
六区	23.528	1.450	128	1.242	7.361	8.200	1.802	—	259	8.981	240	437	225	94	1.120	[illegible]
七区	12.876	589	139	153	5.209	4.325	437	—	428	1.314	116	915	725	455	35	[illegible]

八区	8.500	130	20	10	10.000	10.000	640	—	938	2.900	150	300	1.300	—	—	34.888
[illegible]	16.500	90	40	720	8.401	1.760	2.800	—	950	890	270	810	2.260	60	—	35.351
計	14.934	4.508	1.043	4.487	82.216	58.905	11.763	691	5.052	39.955	2.684	7.872	9.161	848	1.994	406.110
比率	44	1	—	1	20	15	3	—	1	10	1	7	2	—	—	100%
備考																

作物別生産数量表（但し旧区制別） 数量は地方枡

作物別 区別	大豆	小豆	吉豆	其他豆	高粱	谷子	包米	稲子	粳子	小麦	大麦	糜子	稗子	蕎麦	雑料	計
	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石		
一区	50.662	660	—	510	40.582	41.055	1.710	3.800	300	2.550	400	625	[illegible]	—	—	[illegible]
二区	52.119	726	130	252	23.323	18.350	3.344	—	660	779	140	540	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三区	114.510	700	110	2.100	49.944	31.416	3.600	—	3.750	21.300	2.100	1.470	3.180	36	1.500	235.[illegible]
四区	56.908	340	189	—	54.064	25.764	13.800	—	2.240	14.700	263	6.325	1.190	480	1.205	177.408
五区	120.444	3.435	1.210	3.024	56.549	39.199	7.036	9.956	6.120	19.080	4.879	12.617	13.680	1.460	—	298.589
六区	81.642	7.250	512	3.766	33.094	29.274	9.010	—	1.024	26.943	960	1.967	1.350	376	3.920	201.088
七区	44.662	1.767	4.176	3.825	22.711	15.443	1.530	—	2.568	9.599	523	3.600	4.625	314	938	116.281
八区	29.495	325	40	20	43.600	35.700	2.560	—	4.690	5.800	450	600	6.500	—	—	129.780

[illegible]	50.561	117	44	1.440	36.628	6.283	8.100	—	9.500	1.780	486	2.026	9.492	430	—	[illegible]
51	[illegible]	15.320	6.441	14.437	300.491	242.424	50.690	12.756	30.852	132.531	16.201	29.167	41.816	3.536	[illegible]	[illegible]
[illegible]	35	1	—	1	23	17	5	1	1	7	1	2	3	—	1	

十、家畜頭数

役畜ハ総ジテ三万五十余頭ニシテ首位ヲ占メ牛ニ次イデ[illegible]一万余頭、[illegible]二千余頭、[illegible]四十余頭ニシテ耕地面積四十一万畝ニ対シテ十畝当リ役畜頭数（驢ヲ除ク）ハ一、[illegible]ニ満タズ、[illegible]四万六千余頭ヲ占メ羊ハ四百余頭ニシテ[illegible]（驢ヲ除イテ計算）

農家総戸数（三〇、三〇四戸）一戸当リ役畜頭数（驢ヲ除ク）ハ[illegible]、[illegible]又一戸当リ[illegible]

家畜頭数表（[illegible]）

家畜 年別	馬	騾	驢	牛	羊	豚
[illegible]	3,375頭	150頭	947頭	945頭	32頭	5,000頭
[illegible]	3,350	145	785	1,853	35	4,125
[illegible]	4,550	500	760	1,800	33	5,000

第四区	5,643	859	510	1,395	23	8,241
第五区	1,594	411	579	1,248	72	10,734
第六区	3,090	690	285	1,200	59	8,520
第七区	3,843	804	384	850	37	2,106
第八区	3,020	802	302	420	15	2,020
第九区	2,200	950	310	1,350	12	4,450
計	35,260	5,311	4,362	10,958	406	56,791
備考						

十一、商工業関係情況

楡樹県商工業は交通不便の為、一向振興せず、現在経営しつゝあるものは小資本営業のみなり。茲に商工業の種類を次表の如く記入せり。

1. 商工業種類調査

「自楡樹県商工各業因交通不便故一般商工各業並未振興均係小本営業茲将商工業種類列表於後楡樹県商工業種類調査表」

営業種別	数目	営業種別	数目

雑貨業	當舗	薬業	医士	榨油業	挽床	旅館及客桟	澡塘	理髪業	硝皮業	肉床
五八六戸	八〃	一二三〃	四三六〃	三〃	四九〃	三一〃	二〃	二五〃	二四〃	一一〃

焼鍋	印刷業	鉄匠炉	木匠舗	軍衣荘	染房	磚瓦窯	水烟舗	電気業	以上総計
一五戸	八〃	七四〃	一〇〃	二〃	一二〃	二五〃	四〃	一〃	一、四七二戸

2、商業登録取扱情況

商業登録は本縣康德二年十月より取扱開始せり。本月末まで三ヶ月間登録せる商店は百四十二軒にして、一軒に付登録料十円徴收す。收入印紙合計三百七十円なり。以上両項登録收入は千七百九十円にして、既に月別に報告せり。現に実業部の命令を拝し、康德三年一月内に同縣公署に取扱方を譲渡すべし。

2、商業註冊办理情形

「查商業註冊本縣自康德二年十月份開始办理至本月末止三ケ月份共收商号註冊計一百四十二户每户收費拾円計收印紙三百七十円以上両項共收註冊印紙一千七百九十円均経按月呈報在案
現簽
実業部令於康德三年一月内移交司法公署接办」

工場別出資者国別資本額生産品別数量　（商務会調）

工場名別＼項目	出資者国別	資本額	工業生産品別数量 品名	数量	品名	数量	品名	数量
永智泉	王鳴章 王香圃 満洲国	六、〇〇〇	白酒 酒糖	一七一、〇二〇斤 八〇〇、〇〇〇八〇〇糖	豆油 豆斤	一五、三八二斤 九、一五六斤	白面	三〇、〇一三斤
義和長	田明奇 〃	五〇〇	肥皂	二五〇函				
頭興長	康鳳陽 〃	四〇〇	茶食品	一、五〇〇				
瑞祥照像館	孫鳳鳴 〃	五〇〇	照像	二、〇〇〇				
[illegible]豊恒	張子恩 劉幹軒 〃	四、六二〇	茶食品	四三、〇〇〇	洋角	三、七三五函	豆油 三斤	一二、七八〇 八、二一〇
福盛永	史煥章 〃	四、五〇〇	〃	一四、八〇〇				
[illegible]	羅連義 〃	一、〇〇〇	鉄器	四、二〇〇				
[illegible]	陳[illegible] 〃	四、七〇〇	銀器	四八一、〇〇〇				

德慶[illegible]	劉世範	〃	一、五〇〇	皮業	二、〇〇〇			
聚成[illegible]	[illegible]	〃	一〇、〇〇〇	白酒 酒糟	[illegible] 一三八、四〇〇斤	豆汁 豆腐	六七六八〇 二四三六〇	白酒 一七〇、九五〇
洪順東	張德[illegible]	〃	五〇〇	洋鐵器皿	三、五八〇			
商務印刷局	柳承緒	〃	三〇〇	各種文具 印刷刻字	四二五〇			
[illegible]	[illegible]	〃	五〇〇	醬油醋	一五、二七四			
[illegible]	[illegible]	〃	五〇〇	豆腐 豆汁	一一、四五〇 七、〇八〇			
[illegible]順[illegible]	劉[illegible]	〃	一、二〇〇	豆腐 豆汁	一三、七六〇 八、[illegible]			
[illegible]	蕭明遠	〃	五〇〇	估衣 等類	七、二六〇			
[illegible]	劉[illegible]	〃	[illegible]	金銀首 飾器皿	三〇、五〇〇			
[illegible]	[illegible]	〃	一、六〇〇	皮業	八、〇〇〇			
[illegible]	[illegible]	〃	[illegible]	各種[illegible]	一三、七六〇			
[illegible]	[illegible]	〃	一、八〇〇	[illegible]	一五、〇八四			

商舗別出資者国別資本額商品別取扱数量（商務会調）

商舗別	出資者並国別		資本額	舗店所在保名	商品別取扱数量（又ハ金額記入）					
	出資者	国別			綿布	絹布	陶器	食料品	粮穀	雑物
宝泰源	張子金	満洲国	四,〇〇〇元	縣城一保	一九,〇〇〇元	四,〇〇〇元	五〇元	二〇〇元		一六五〇元
福太公	蒋清芬	〃	九,〇〇〇	〃	一一,八〇〇		三〇	一,〇〇〇		九,六〇〇
三餘粮桟	関鳳五	〃	二〇,〇〇〇	〃					三八七,三五〇	四三,五〇〇
義太昌	徐延秀	〃	一六,〇〇〇	〃					九七,六八四	
三裕昌	李文撲	〃	五,六〇〇	〃					一八七,六八四	
大新昌	孫孝閣	〃	五〇〇	〃				羊毛 食塩 三四四〇		
永茂福	于懿宸	〃	四,〇〇〇	〃	一二,〇〇〇	九,五六四	三,〇〇〇			五,〇〇〇
功成徳	黄宝斎	〃	一五,〇〇〇	〃	五〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	八,〇〇〇	二〇,〇〇〇		一四,〇〇〇
功全桟	〃	〃	五,〇〇〇	〃	一九,〇〇〇	七,八八〇	二,〇〇〇	一〇,二八〇		九,六七四
復興東	姜世恭	〃	五,〇〇〇	〃	一五,〇〇〇	六,〇〇〇	一,五〇〇	二,〇九四		一,二〇八
源永盛	孫振枝	〃	五,〇〇〇	〃	一三,〇〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇九		二,〇九八
泰和祥	王壽三	〃	二,〇〇〇	〃	九,二六四	一,二〇八		九〇〇		一,一八七
同德祥	張秀峰	〃	一,〇〇〇	〃	四,三五三	八〇七		二〇八		六九九

三益成	于益斉	〃	六、七〇〇	〃	一七、八六〇	一、二七三	一、〇〇九	九九七	一、〇六四
徳順祥	陳尊三	〃	四、〇〇〇	〃	一三、三六〇	八、七二四	八七六	一、三三七	一、三六三
大十祥	張雅堂	〃	三、七〇〇	〃	一〇、〇〇〇	一八七四		[illegible]	[illegible]
天発祥	李尊三	〃	一、二五〇	〃	九、〇〇〇	五〇〇		二七四	八〇八
[illegible]	呉華三	〃	二、〇〇〇	〃	七、二〇八	六〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]
徳源隆	楊儒文	〃	二、〇〇〇	〃	九、二七三	七〇九		四六八	九九六
同升恒	王雲坡	〃	三、〇〇〇	〃	一三、二八六	八九八	七二四	五八九	八八七
興記粮桟	王湘波	〃	五、〇〇〇	〃					一七三、六七〇元
積成徳	趙伝臣	〃	六、〇〇〇	〃					[illegible]

十二、義倉

1. 積穀整理の件

本県積穀に関しては大同元年六月に省令を拝し、元年十月末までの[illegible]を調査せり、[illegible]悪穀除を除く外、残穀は四千六百二斗九升五合八勺にして、国幣[illegible]銭なり、然し民間に貸与せるものは須く元年十一月一日より大同二年十一月一日までに[illegible]金穀共に一切回収すべしとのことなるも、現今迄に既に三年を経り整理[illegible]。収穫不良及匪害の為、債主返済し得ざるものもあるけれども、[illegible]徹さざる為、引継出来ざるもの多し。康徳二年九月に公署に於いて詳細なる積穀[illegible]

を制定せり。二年十一月末日までに精算すべき事となりしが現に既に期限を超過し相変らず効果無し。依つて金穀の回収は無規定の為でなきことは明に分り、畢竟無期借主が前会董の弊害多く引継し難き為故意に返済せざるが多し。茲に整理取扱法を付し各借主を調査し、甲、乙、丙の等級別に取扱ひ、尚不確実なる弊害あれば前会が責任を有し且つ弁償すべし、その取扱法は左に附す。

現在状況

貸出金穀数

1、穀物四千六百二斗九升五合八勺。

2、現金一万七千四百六十九円二十四銭也。

整理対策

一、整理負担者

1、縣長以下、受持の人員

2、各保、甲、牌長

二、整理手続

1、調査　各借主の資産状況を詳しく調査し甲、乙、丙の等級別に縣に報告すべし。その標準は次の如し。甲は家屋五間以上と土地五畝以上並に車馬を有するもの、乙は家屋五間未満及土地五畝未満を有する者にして、丙は家屋土地共有せざる者なり。

2、貸與金穀の受取証引換交し、調査すると同時に新らしき貸穀又は貸金受取証を交し、旧券を縣公署に返納すべし。（以上甲乙のみにして、丙は縣の決斷を待つべし）

3、保証の義列　原保証人の財産信用は借主に優るものなれば原保証の際にて有効なるも、原保証人の財産は借主に劣る者又はその責務を代償し得ざる時に於いては保証者を換へるべし。前項を除く外各級甲、牌長が保証の責を負ふべし。

三、返納方法

1、返納箇所　返納穀物は相当なる貸出倉庫に貯蔵し、金銭は各區保長が受取って縣公署で取送し、縣にある中央銀行に貯へ置くべし。

2、回収責任者　各甲、牌長が穀物回収の際、保長の監督の下に数量を量ること。

3、利息整理　金穀共に大同二年十一月一日より現在まで總て[illegible]利息を要求す。但し丙戸に對し、事情により利息を除外出來る。

4、穀物を金錢に換算する際、穀物借入たる者が返濟時現物値くして一斗につき國幣[illegible]円と換算す。

四、期限を越ゆる時の処罰

1、一ヶ月以内に清理すること、各借主が等級別に定められたる期限内に間違なく返濟すべし。期限を越ゆる際、十日以内に借入高の十分の一を処罰として合計を要求し、一ヶ月を越ゆれば借入額の倍を要求す。遅く共十月二十日を通過せられず。但

し特殊なる災情を有せる返済不可能の者は此の例に在らず。

ろ、一ケ月過ぎたる時の取扱法　一ケ月を過ぎ返済し得る者が返済せずにしく、前項の処罰をするの外、警察援助を貰ひ監獄に入れるべし。

前項の債主が返済の出来ざる時、保証人に催促し、或は差当に利息を貸り、処罰せさず。

以上の債款整理取扱法は専ら民間に貸したるものは未だ返済せざる者之を指す、即ち以前の貸出の整理なり、以て声明す。

1. 積谷整理案

「査本縣積谷自大同元年六月間奉到
省令経至元年十月末除去損失及免息外浄剰存余谷数四千零零六石二斗九升五合八勺款数国幣壱万七千四百六十九元二角四分但　貸欠在民限於元年十一月一日起至大同二年十一月一日止一年期内欠谷一律収清不得再事施延至今已及三載毫無端倪按年荒匪乱災害頻仍貸戸無力繳納者固亦有之而前経手各倉董営私冒粗無法交代者亦在在皆是無可諱言前於康徳二年九月曽経本署制定積谷整理弁法至詳且盡限於二年十一月末日結清現已逾期多日仍無端緒足証收束欠谷非無弁法所以施延無期者只以前経手倉董弊竇太深無法交代之所至茲将整理弁法附列按甲乙丙各戸切実査介列弁理如有冒濫不実等情弊即向該前経手倉董追索限令賠償以粛谷政弁法列左

甲、現在狀況

一、貸欠谷款額

A、積谷本四千零々六石二斗九升五合八勺

2、谷款本息共七千四百六十七元六角四分

二、整理方案

一、整理負責者

A、縣長及下主管人員

B、各保甲長

二、整理手續

A、調查　按各欠戶家產狀況調查明白分等級縣分等照標如下　甲等自有房屋田地以上者

以上無有動產者　乙等自有房地不足五畝或三間者　丙等無地皆照以傭工或生活者

2、按照貸欠款分級　調查明白後當時分等級登新貸谷貸款收據平日收限繳回憑單（甲乙

貸戶二十天內按照繳數）

3、保證親友　原保人對差借用義務於被告原保有對原保財產不勝於緊保有或另外能代償之

額者亦予另負保證人除前項之外各該管甲牌長應負連帶保證之責

三、收繳辦法

A、收繳處所　逕收貸谷借居歸各原放區域積谷倉厫存儲以貸款由各甲長收繳縣政府

駐縣中央銀行存儲

丁、收納責任者　谷甲牌長收回貸款得送由保長監視過斗

戊、利息整理　谷款均應由大同二年十一月一日起至現在止按年一分六利但六分內等户得登酌情形予以免利

己、貸谷折価　如谷貸户無谷時准以每斗作価国幣一元

四、逾期懲罰

甲、一月以内繳清　谷貸户在分等定期内務必償清倘逾期不交每逾十日則從罰欠本十分之三逾三期（即一月）從罰欠本一倍至遲不得過十月二十日但有特殊之情確屬無力者不在此例

乙、一月以後辦法　倘一月有償還能力而不交者除照前負罰外並得令警察協助依法懲辦以杜取巧

前項欠户無力償還時得責由保人代償並酌予裁判懲罰

以上整理積谷辦法係專指貸欠在民未能償還者而言即清理已往貸欠是也理合声明

兩樹縣義倉庫建修及補修費額統計表

倉別	地數	谷數	倉庫間數	修理狀況 新	修理狀況 改	修理狀況 補	每間容量	按戰前工料費額	備考
一九倉	三一、二七三、六六四畝	三、八一四、六二九石	一一間			補修	六〇〇石	六六九、六〇〇	
一分倉	四七、三七八、三八七	四、三六四、〇四四	七			〃	〃	二、〇四四、〇〇	

[illegible]八倉	七三、〇八七、八七七	六、五七七、九〇八	一七			〃	七〇〇、〇〇
[illegible]倉	[illegible]四、八六二、七二七	[illegible]、九三七、六四[illegible]	九、		〃	〃	七〇[illegible]
五[illegible]倉	[illegible]七、七三九、六[illegible]	[illegible]、二三六、五六八	一七、		〃	〃	八五〇、〇〇
[illegible]八倉	五五、七三三、一一三	五、〇一五、九八〇	一五、		〃	〃	八二五、〇〇
[illegible]倉	五九、五九九、〇七一	五、三六三、九一六	一二		〃	〃	七〇七、八〇
八[illegible]倉	四七、八三三、八七八	四、三〇五、〇一三	一〇	改修、又間	補修、又費	八、[illegible]	六〇三、二〇
[illegible]	二五、三二六、四八三	二、三七〇、四一〇	五	新[illegible]		〃	一、〇四五、七〇
[illegible]	二五、三二六、四八三	二、三七〇、四一〇	八		補修	〃	四二〇、〇〇
[illegible]	四七、七三九、六五五	四、二九六、五六八	一二	改修		〃	一、九一六、〇〇
[illegible]	五一五、七〇[illegible]七三	四六、四一三、〇九二	一三三				八、七三四、〇〇

說明　每倉發義倉補助費七千元按照各倉新建或修破漏程度酌發各倉[illegible]
[illegible]所有新建倉重費用以不足開始[illegible]
[illegible]
一　[illegible]收入[illegible]
[illegible]
每[illegible]收谷八升[illegible]年收[illegible]第一年收一升[illegible]

谷物潮濕恐不易保存由倉長負責令送谷各戶務將谷子用火烘了乾用後再行送繳萬不可再潮谷混雜以防發酵腐爛

二、征收手續

谷区財務分局收納賦時每東一納賦者即按其納賦地数共計收谷若干用一石斗加蓋分局印章令納賦人將条赴保甲所由倉長將谷照数收訖掣給積谷收據方准赴納納賦以示限制而免遺漏如有先期封納租賦未交谷者由倉長負責征收倘查找無着俟來年納賦兩征時並收之

三、工商征谷標準

工商業按地方附加稅額征百分之二十例如已經施行之営業稅以論商而論每壱錢百元征稅一元八角此一元八角再按百分二十征之即三角六分換言之亦即每壱錢百元者按照三角六分按每積谷是　工於征收手続完営　稅同時並征之

十三、農会

1、縣農会一に御農会十ケ所にあり即ち

第一区——一　第二区——一　第三区——一　第四区——一　第五区——二　第六区——一

第八〃——二　第九〃——一　第七〃——二　計十二ケ所

2、縣農会

イ、設立は民国三年にして当時の会員は三百人にして旧政権当時の農会法に基きて組織されて居る。

ロ、役　員

会長　李國基（今日まで十一年）　副会長　張顯（行政院長）

事変前までは農会費として一戸につき二円宛を徴収しありしも事業として何等[illegible]なし、事変当時東北軍・紅槍会其の他により書類一切を焼却せられ現在は何等の[illegible]へ[illegible]従って事業をもなし居らず役員もまた単に名義のみなり。

会費は徴収し居らぬ。

3、郷農会

郷農会前記の如きを以て従って郷農会は当時存在せりと云はれて居ります。

十四、商　会

商会関係書類は事変により保管しあらはず

第　五　節　縣の特殊的事情並に諸問題の提起

一、開拓以前の情況

本縣は其の名の示す通り開拓前は鬱々たる樹林の大木鬱蒼として昼も暗く野獣の棲息する[illegible]

古老の言へ聞きても其の当時開拓者の家はすぐ前庭の一本の大木を伐り出せば[illegible]

ものであると云ふ。

徳恵縣境の松花江右岸及縣の中央を北流する拉林河沿岸は大湿地帯をなし荒廃たる柳條地、葦塘地で水患の時であり、現在の四、五、十一区の一帯は伯都納圍場として長く封禁されて居た、

二、開拓史、開拓事情

本縣の開拓は頗る古く、史実にも明かでないが順治末年(一、六六二年)已に現在の一、七、八区に産八旗民南方松花江傳いに流れ込み夾站に依り耕地を拓き牧畜のよるを認めたと云ふ。これ所謂頭道荒に属するものなり。

次いで康熙中葉(約一、六七八年)蒙古族よりまつた移住民の一団あり、現在の縣城を距る北方五支里左辺の一帯に開拓の鍬を下したのが史実に明らかな最初のものである。

現在も古老達の部落は其吉自衛の為作られた堡塁、城壕の跡が僅かに残つて居るのを見られる。

其の後乾隆初年(一、七四七年)北方ロシヤの脅威に備へる為吉林北路駅站の設定あり、本縣にも縣の中央を南北に貫き秀水甸子→縣城→新站→拉林の諸駅站と秀水甸子より西に走る盟温→五家站の駅站が設けられ、站官の駐在となり、これに付する随丁地、駅長の放牧地等開かれ、北京との連絡路となり、兵備、文書の傳達等交通の要衝に当り、この沿線より急に開拓の歩は進められた、更に北防策によるる移民の奨励はこれに拍車を加へたのである、

嘉慶末年(一、八二七年)吉林将軍による移民奨励は現在の二、三、九、十区に行はれ、一戸当井一、十二頃、三百戸子を与へたりとある、これ所謂二道荒なり、これにひきつゞき其の他の地方も其後四回に亘る移民奨励により、六道荒を以つて開放を終つた。

最後に残された伯都訥囲場（現在の四、五、十一区の一部）も前後二回に亘る募墾により吉林省民を
司とより開放され、

第一回は同治末年（一八七七年）
第二回は光緒中葉（一八九二年）｝に行はれ八字即ち治、本、於、農、務、茲、稼、穡として各

字二十号として払下げたのである。

、[illegible]八字の伯都訥囲場は良、泉、因、成、兵、岩、富、任の八字として開
放されたのである）

光緒二十六年（一[illegible]年）中東路（東支鉄道南部線）の開通により、本縣は農業人口も増
し、耕地は完全に拓かれてしまつたのである。

殖民運動時代（嘉慶年代）は開墾後三年にして升科せり。光緒二十六年の全縣開放の實行[illegible]
[illegible]代と行はれ、後光緒三十二年巡撫衙門の清丈及び民国三年、[illegible]年、[illegible]
[illegible]り手多地の升科を行ひ、前後七回の清丈が行はれしも測量[illegible]
[illegible]年地域となり、其の正確度は曖昧なものであるといふか

三、中心都市の発達

現在の[illegible]城は[illegible]一六八七年、[illegible]五支里の地点に[illegible]
[illegible]康熙三十一年（一[illegible]四年）伯都訥副都統衙門となり吉林副都統[illegible]
（一七三六）ありて伯都訥と称してゐた一村落は之によりまして[illegible]

心として発達した、乾隆初年に於ける吉林北路駅站の設置により交通、経済の要路として益々発展し、乾隆、嘉慶に亘く移民奨励により、附近一帯の密林、荒野は急激に開拓され此種城附近は、伯都訥（現在の扶余、榆樹両縣に跨る）に二十四の鎮が発生し、現在の各縣に属するもの・せば扶余縣城、現在の縣城）五棵樹、弓棚子、上營子、大新立屯、五鎮で出来、其一帯の中心となり成、大なる焼鍋一個宛あり、この二十四の焼鍋は西四会なるものを組織し、現在の商務会の如き機能をも有するもので、これ等の資本は農民経済と輛々相俟ち依存関係に於て開拓事業に尽しつつあった事は見逃せない事実であらう。

次に現在の各鎮の発生を瞥見しても面白いものがある。

イ、弓棚子（五区）は附近の村落に日用雑貨を供給する為に大車にカマボコ型のアンペラを屋根とつけたものに生活必需品を積込み移動販売してゐたものが次第に一定の場所に定期市を開き天市を立てる様になり、此処にカマボコ車は四方より調集したものである、これが次定住し弓棚子（カマボコ型）鎮となつたと傳へられてゐる。都市発生の一端を窺ふに足る面白き例である。

ロ、秀水甸子鎮（七区）

此の一帯は開拓非常に古く順治末年已に松花江を傳いて流民の入植せる跡認められ、次で乾隆初年約一七四七年吉林北路駅站の一たる登伊勤哈站設けられ交通の要路として発生し殊へ大屯と称する站官出身の大富豪八家輩出これ等の大資本は此処に焼鍋油房、銀号、雑貨等

を興し附近一帯の経済的中心となし、大いに発達したのである。

この例は黒林子鎮（八三）に於ても見られ大富豪一戸にて焼鍋油房、雑貨、糧房等を[illegible]新開一鎮の中心を形成して居る状態である。

八、五棵樹鎮（六三）

五本の楡樹の大木ありしより此の名あり駅站として交通の要路に当り、沃野の中心を占め物資の集散地として発達し特に中東路開通以後は更に膨張し、県内物資集散の第一位にあり大なる糧桟、焼鍋、油房其他軒を並べあり、

これ等の鎮は縣城を中心として放射状に点在し、縣城より大車一日行程の距離以内に大体位置して居るものが多い。

日露戦争後に於ては、大豆が世界的商品として登場し、其の耕作は急激に増加し三倍以へ日本及大資本をバックとする[illegible]ものが大量買付を行い各鎮に於て大規模の取引をなし、[illegible]たが、中東路の開通迄は[illegible]の開通に依り、縣内物資の集散[illegible]異変を生ぜし故鎮の中には其の経済的中心としての存在を失い、衰亡の道を辿りつゝあるのもある現状である。

四、政治組織の変遷其他政治的諸現象

古き記録を見れば楡樹縣は次の如く称され変遷してゐる。

漢時代・・・肅慎　夏周・・・肅慎、稷慎、

西漢
晋
北魏 } ……扶余
唐 高句麗……伯咄靺鞨後に渤海扶余府境
遼……東京寧江洲及達魯古部
金……上京会寧府境
元……開原路
明……三万衛、三岔河管、後に烏拉衛

大中華全時代に到るまでの名称は楡樹一縣に限られたわけではなく現在の満語族にも蒙満一帯に伯都、ぐちつな称もあるなど、明の時代に到り漸く其の名称も無くなり清朝時代に到って始めて楡樹の名称が現はれたのである清朝に於ける変遷を見れば次の如し、

康熙時代……副都統駐す
雍正時代……伯都訥城を中心として長寧縣と称し奉天府尹に隷属した。
乾隆時代……州同又巡検と改め理番院委主事により統一される
嘉慶時代……理事同知を設けられ、それに巡検を増添さる
光緒時代……撫民同知と改称、孤楡樹城を設け巡検を置きて伯都訥分防巡検となえ、時
　一三年楡樹と扶余の境を分ち西北部を新城府となし、東南部を楡樹縣と定む。

宣統三年……楡樹直隷廳

民国二年……濱江道楡樹縣

現　在……吉林省楡樹縣

次に衙門の組織を簡単に述べれば次の如し。

(イ) 分防巡検　巡検衙門（本衙門は扶余に在り）

兵隊は扶余より派遣されて駐在せり

(ロ) 縣政府
- 行政股
  - 第一科（現金收支）
  - 第二科（公文書收發）
- 公安局
- 実業局
- 教育局

(ハ) [illegible]
- 行政股
  - 第一科
  - 第二科
- 大租処
- [illegible]
- [illegible]
- [illegible]

- 実業局
- 勧学処

(二) 縣公署（民国年間以後）

- 縣公署
  - 内部
    - 総務科
    - 徴收処
    - 税契処
    - 升科処
  - 外部
    - 財務処
    - 教育局
    - 実業局
    - 公安局
    - 保衛隊
    - 電話局
    - 農事試験所
  - 總務科
    - 選務股
    - 文書股
    - 会計股
    - 行政股 …… 遊民習藝所

（同二年改組以後）

（ホ）縣公署

- 内務局
  - 実業股
    - 苗圃場
    - 電話局
- 警察局
  - 警務股
  - 司法股
  - 保安股
- 財務局
  - 徴収股
    - 分局
  - 理財股
- 教育局
  - 学務股
    - 民衆教育館
    - 民衆三館
    - 民衆夜学校
    - 県立小学校
  - 社教股

[illegible]

を命じてより市郷鎮の区制も従って法制上の根拠を失へり、郷村制度は保甲制度及支那古来の郷村自治と異る。

保甲制度は支那歴代郷村に対する地方の施設として最も著明なるものなれど之は画策及警察行政の不備を補ふ目的を以て人民の隣保団結を利用し以て警察機関の補助たらしめる制度なり。

郷村自治体は民衆聚落及社会習俗から成立する自然単位にして法制的単位にはず然れども已に旧民権時代に於てこれを自治行政化せんとの企図が行はれたのである。

本県各区警察署所在地並に其包含する村数は左の如く、

区別	第一区	第二区	第三区	第四区	第五区	第六区	第七区	第八区	第九区
所在	斉街	瓦保包	四河城	大岑	高明子	五棵樹	秀水甸子	黒林子	土橋子
管轄村数	一三八村	一九〇	一九〇	二三九	三一二	一三六	一六三	一六七	二六七

これは現行警察行政区制であり、且旧来よりの区制の継承である併して行政区劃として[illegible]区公署を置く、而して凡て県公署の直接統轄なり併し支那古来の保甲制度と云ふものが現在に於ても各屯、鎮の政務を処理してゐる。

次に本県に於ける地方制度の変遷を瞥見すれば

光緒末年、宣統年間　全県を九区に分ち各警察分署を置く、

民国元年　千戸長——百戸長——十戸長の制度布かる。千戸長は各区警察署長の監督を受く、当時の自衛団は、

団総 —— 保董 —— 甲長、 団総は各区に一人、保董は十か[illegible]に一人、甲長は百戸に一人

民国十二年六月　区長┬郷長┐里長 —— 隣長の制度布かる。
　　　　　　　　　　└鎮長┘

区長は各区に一人、郷長は五百戸に一人、鎮長は[illegible]に一人、里長は十戸、隣長は五戸に一人。

此の制度に於ては〔署長 区長〕は命令系統別箇なり。

大同[illegible]年[illegible]月まで は 事変の影響で制度運用停止す。

大同[illegible]年[illegible]月　[illegible]長 —— [illegible]長 —— [illegible]長の制度となり、命令系統は[illegible]制度時代と同一となる。

大同三年八月　保長 —— 甲長 —— 牌長 の制となる。

保長は各区に一人、甲長は[illegible]内外に一人、牌長は[illegible]一人。

康徳三年[illegible]月四日　保長 —— 聯合甲長 —— 甲長 —— 牌長　保長は各区に一人、聯合甲長は千戸に一人、甲長は百戸に一人、牌長は[illegible]。

次は本県に於ける旧軍閥、官商の横暴を瞥見して見やう。

[illegible]閥は御用商と結合し最も有効に民衆の利益を搾取する手段としたのであつた。即ち軍閥官[illegible]の下に活動する永[illegible]字號合[illegible]は吉林全省の経済界を左右し[illegible]によりて本県の中央銀行たる使命に反し徒らに自らの私益に汲々としたのであるが その手段の中心

吉官帖の監督であつた、所謂永字幷合せ永衡官、銀銭号と言ふ一貫文系統に属し何れも永字を冠せる官帖号を包括する一系の経営であり、而して最も関係の深きは、総称して永衡号、三十六河の永衡号、永昌行、下九台の永新源等吉林に於ける諸号であつた。二十八年より八八、何れも吉林官帖を以て活動力を附與され豊富なる資力と併合運営とを利用して益々営業を盛にし吉林官帖を以て活動を一にしたのである。

吉林官帖の値下りの記録は左の如く、民衆利益の搾取の市場整理の手段の記載としても見做す事が出来る。

年次	発行額	市場平均相場（大洋一元に付）
民国十年	二〇億吊	八一、三一六吊
仝 十一年	二〇億二千万吊	一〇三、〇〇〇
仝 十二年	二一億五千万吊	一三一、八六二
仝 十三年	二二億六千万吊	二三一、四二、
仝 十四年	二三億五千万吊	一三六、四三七
仝 十五年	二五億吊	一六三、三八七
仝 十六年	二五億二千万吊	一六五、〇〇〇
仝 十七年	二七億吊	一八三、[illegible]

仝十八年	三〇億円	一八三,〇〇〇
仝十九年	三〇億円	二〇八,〇〇〇
仝二十年	五八億八百万円	三五六,〇〇〇

この搾取は実に巧妙に行はれ、調査せに入りて愚鈍なる農民の多くは満州国を恭と有りくゝり、唯僅に農産物の値段が暴落したかの如き誤解を有して居るもの見受けられたのである。

五、大土地所有関係

現在に於ける大土地所有関係を表示すれば次の如し

面積＼区別	第一区	第二区	第三区	第四区	第五区	第六区	第七区	第八区	第九区	計
四〇町以上	四五	三〇	七一	六三	一四五	、六二	五三	[illegible]一	二七	[illegible]
五〇町以上	二〇	一七	六六	四六	九二	四八	五三	[illegible]四	一六	[illegible]
七〇町以上	七	九	一七	二五	七三	三二	二七	一[illegible]	四	[illegible]
一〇〇町以上	一二	二	八	一二	三四	一一	一八	四	四	[illegible]
二〇〇町以上				二	六	一	五			[illegible]
三〇〇町以上					一	[illegible]	一			[illegible]

南名古き爲土地は次第に細分化されつゝあり、拂下当時に於ては大なる地主も多かりしも現在では非常に少くなつたと云ふ。

本部に於ける大地主の興亡史を二、三簡いて見ると面白いものがある。第七区泰水窟子に於て、ある八大堂と称するは此所に設けられた駅站の站官出身者たる楊、王　二氏と謂はれるが、此の地が一帯の開放により相当の面積の拂下げを受け、二の声望によりて基礎を固め、さらにより次第に産を成し、土地所有は此時已に二家にて四、三〇〇晌に達したと云ふ。後八家は分家し、雑貨、油房、磨房、当舗等あらゆるものを兼営し、同治末年より光緒初年にかけ（一八七一、八七七年）全盛を極め手形の発行。農民経済、治安、教育にまで手を伸ばし、この地方の一大中心勢力となり、世これを呼びて八大堂と称したのである。然し子孫創業の難を忘れ、奢、賭、其他の宗華に耽溺し、次第に産を傾け且分家を続けしため民国十七年に至りて、王家は完全に滅亡し、現在三家のみ家での中に僅かに余命を止めて居るに過ぎない。往昔の威容を誇りし八大堂も一朝の夢と消失せるのである。

八大堂の所有せし土地も次第に細分化され所有者も亦幾変の変遷して行つたが、此所に三四、尚白八大堂の中の一家に[illegible]生れ込み、此の世に[illegible]僅かに[illegible]、その子孫は三代の後即ち現在に於ては約五百晌の土地を所有し、現戸主王乃東は第一区の保長となり家内の首長者となつてゐる。この三代の努力は実に敬服に値するもので「唐様で書く三代目」を逆に行つたものである。

次に本郡第一の大地主王子貞（仮名）を見れば本郡の外阿城、賓県、巴彦、五常に亘りて約二千晌の土地を所有し、ハルビンに多くの貸家を有する富豪であるが、これも八代前までは僅か二百晌の地主であったが商機に敏にして、土地ブローカーによりて次第に産をなし、且八世[illegible]絶対に入金せず、男子の相続人以外は[illegible]く僧籍に入れ、勤倹と寄附行為絶対謝絶の家憲により、[illegible]く産をなし、現在に至る、世之れを呼んで守財奴と称す、金持もつらいわなである。

第二三番目にも原家なる大地主あり、其の祖先は雑貨、八車の運送業等によって財を成し、其の[illegible]家の繁栄は守れりと世人称し、七代にも[illegible]出し[illegible]子孫は至楽に耽り産を失ひ且つ現在二十家にも分家し、[illegible]誇り[illegible]常住の燈灯を掲げの惨状を呈してゐる。

[illegible]七世所有者となったものは而[illegible]売[illegible]田[illegible]一程[illegible]を有し[illegible]驚くべき変遷の[illegible]示してくれる。

第二章　屯の概況

第一節　位置、地域

本屯は楡樹縣の略々中心に在る縣城の南西方約四五満里の地点に位し略々東経一二六．五度北緯四五．二度辺りの地点にあり、北方六満里の所に秀水甸子鎮がある．

正式の行政名称は楡樹縣第七区秀水甸子保千家焼鍋甲千家焼鍋屯と称す（但し康徳三年四月以降は千家焼鍋甲解消して後満田に属す）

第二節　地勢

当屯一帯の地勢は北満穀倉地帯の大平原も漸く松花江に迫り大なる波状形をなして縣境を流るゝ松花江岸に傾いて居る。東西北の三方は比較的高地にして陽は地平線に出没し南方は比較的低地にして松花江を距てゝ遙かに德恵の山々を雲煙の彼方に望んで居る，これを要するに平原々一大波状をなしつゝ南方の松花江に向って下りつゝある地勢である。本屯は河川湖沼なく林地又なし．民家

は東西に長く小路を挟んで両側に密居し、谷の東端を緊城秀水田子線と結ぶ道路が南北に走つて居る。

第三節　人口構成

全世帯数三四戸その総人口二二四人、その性別構成は男子一一四人、女子一一〇人で男子[illegible]人に対し女子九六人で男子の方が僅かに多い。

その年令別構成を十四才以下の幼少年階級と六十一才以上の老年階級と十五才[illegible]以下生産階級と見做し、[illegible]六十才以下の年令階級を生産的階級と看做して集計すると次の如し。

十四才以下の年令階級人口総数　八五人（三七、九％）
六十一才以上　〃　〃　一三人（五、八％）
十五才以上六十才以下　〃　一二六人（五六、三％）

[illegible]生産的階級人口と[illegible]生産的階級人口との割合は四三、七％と五六、三％[illegible]。[illegible]

[illegible]農業労働に従事する[illegible]以下の[illegible]

[illegible]

十五才以上六十才以下の年令階級男子人口総数　六七人（二九、九％）

[illegible]

へられる、最高二〇人の世帯は兄弟四人及夫を分家せず各自妻子を有するための大世帯である。

第四節　社会構成

一、住民の生業

現住総戸数三四戸に就いてその生業を観ると農業三四戸で全戸悉く農業に依存する世帯であ[illegible]

[illegible]二戸、農業者には生活の資の大部分を貸付地収入に依る地主二戸と農業賃労働につき従事する

[illegible]他は総て農業耕作に従事してゐる。

尚[illegible]家族の労働力を農閑期に外部に利用し兼業を営むものに馬車輸送二、出稼雑労一

[illegible]あり、その他家族の一員が副職業に従事するものに自衛団長公吏の二名がある。

二、土地所有状況

住民所有の土地を地目別に観れば次の如し（但し出典地を含み入典地を除く）

普通畑	一八三、一七三晌
菜園	六、九二〇晌
宅地	五、一〇〇晌
其他	四、二〇九晌

既耕地　〇、七〇〇陌

未墾地　〇

計　二〇、一〇二陌

なほ休耕地を除き入居地を含めた実質耕地面積は一八〇、五〇三陌であるから戸当平均は三、五七六晌、一人当平均〇、八四六晌である。

次にこれらの土地が出民に如何に分配されて居るかを観れば次表の如くである。

「[illegible]」

所有せざるもの	一二六	一二二
一晌未満のもの	四六	四六
三晌未満のもの	一六	六六
五晌未満のもの	五六	
一〇晌未満のもの	一〇	二六
一五晌未満のもの	一六	
二〇晌未満のもの	六六	六六
二〇晌未満のもの	三六	三六
二十五晌未満のもの	一六	一六
二十五晌以上のもの		〇

即ち五町未満所有のもの最多数を占め必ずしも耕地は公平に分配されてゐるとは云へない、しかし、二地方所有者も不在地主も存在しない。

三、土地耕作状況

本村農家全耕作地面積は二一三、三町で一町未満を耕作する農家を除いて耕作農家数は二三戸である。これら耕作地を広狭別に観れば次の如し。

耕作地広狭別

三十町以上のもの	一戸
二十町以上	一戸
十町以上	七戸
五町以上	五戸
五町未満	一一戸

四 農家の経営態様

本村に於ても満洲諸地方に観らるゝ如く土地の貸借関係は複雑を極めて居るがこれを経営様式別に並べて観れば次の如し

地主	二戸
地主兼自作	四戸
地主兼自作兼小作	三戸

地主兼小作	一戸
自作	一戸
自作兼小作	六戸
自作兼小作兼雇農	二戸
自作兼雇農	二戸
小作	〇
小作兼雇農	六戸
雇農	七六

この内地主兼小作も営む農家四戸は耕地所在不便の為耕地を交換耕作するものであり、寧ろ自作農の性質を帯びて居り、地主二戸は家族員に農耕に従事する男子無き為貸付くる農家で寧ろ自作農たるべき性質を有す。

全耕作面積二一三、三畝中借入地は九八、五五畝（四六%）自作地は一一四七五畝（五四%）である。借入地中村外より借入せるものは一〇畝である。

第三章　沿革

第一節　開拓史

一　開拓以前の状況

現在、そこのある一帯は満洲の大、小生茂る密林で野獣横行し南方は松花江の大湿地帯をなし茫々たる葦塘地であった。この太古の静寂境も大きな時の流れの前には一たまりもなく其の平和を破られたのである。即ち乾隆初年（約一、七四七年）北方ロシヤの南侵に備へる為吉林北路駅站の開かるるや中でも南方六支里の現在の孝水河子鎮に登伊勒車站設けられ此の附近一帯は駅馬の牧地として或は站官の随分地として開かれたのである。当時の站官は漢人或は満人で、これらは自分の下附された随分地に民人たる佃戸を招きて開墾せしめたのである。

二、開拓者、開拓資本

この地方一帯の開拓者于氏家系を繙けば遠く北支山東の貧農于化礼に始まるのである。この子従益は家運挽回の為楽土を満洲に求めて五人の子供（上図家系に見る）を引連れ渡満し土地を求めて北への旅を辿る中二人の子供即進福、進礼は初志を翻し親兄弟に訣別し奉天省開原県に停

て商業に転向した。残つた親子四人は更に北上し当時開かれた駅站を頼りて登伊勒哱站に来り帰

于化祉―于従盛―┬于進忠
　　　　　　　├仝進德―于文炳（乾隆三〇年招佃を開墾す）
　　　　　　　├仝進福
　　　　　　　├仝進元
　　　　　　　└仝進学

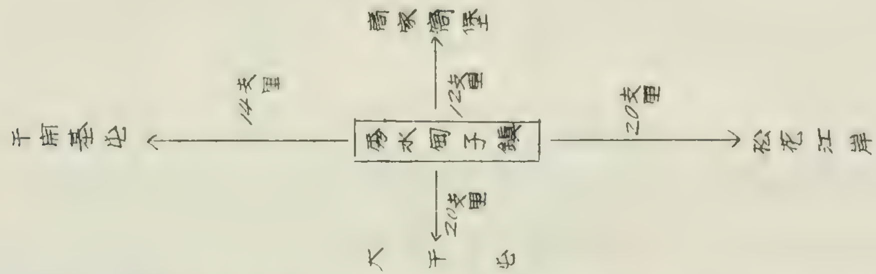
化旗人として站丁となつたのは今より約一九〇年前（一、七四七年）である。

站官の下にありて公文書の傳達の義務を課せらると共に、随て此開墾の[illegible]
に民人たる佃戸を南方より招きてこれが開墾に従つたのである。

この当時は民人佃戸は站官に租を納めて業主権のみを得てゐたので所有権は認められず[illegible]
旗民不交産令の解令までは民人は完全或は典の假裝の形式によりて実質上の所有権を[illegible]
三年目より穴糧をとり開墾に從事せしめ官斤、官馬、飼料類、其他の営業資金は[illegible]
され、献金の設備まで官の賄入りにて、開拓資本は借入をおり、開墾の事業は[illegible]
つと認められる。

[illegible]道に此に[illegible]の房水用子を出[illegible]とした図の如く[illegible]
[illegible]于家一族の[illegible]のみを[illegible]
[illegible]其他入[illegible]開かれ人[illegible]。併して于家は[illegible]

〇〇年一巳々一六〇〇の家に分家し現在では三〇〇〇戸に余ると称され、現在七区を中心として散在し、此の地方一帯の開拓の一大勢力となつたのである。



現在秀水甸子には于氏合葬の広大なる墓地あり、多くの祭祀田を有し、春秋二季の祭祀は盛大を極めると云ふ。

秀水甸子鎮の郊外には于氏祭祀会の堂々たる建物あり中央を祖殿として歴代の位牌を祭り　右を学堂として、于氏一族子弟の教育機関書房として開放し、左を会の事務所に当てゝゐる。

次いで道徳の息子両は乾隆三〇年（一七六七年）本屯に来り、開拓の鍬を下ろし、其の開墾は資本の潤沢、労力の豊富とにより非常に順調に進み一代にして本屯一帯は開墾し盡され恩の代には本屯に焼鍋を開きこれ又繁栄を続け、于家焼鍋は屯の名前となつたのである、この焼鍋は其の後二代目に兄弟の不和、其の他の原因により潰れ、現在は跡形もなし、只屯の古老の語り傳へにより、大体の位置を知るに過ぎない状態である。

本屯の土地は站官碩穴の地である関係上、北満に多き崗頭等の小丘のなかつたのは一つの特徴

である。站丁の監督の下に山東よりの流民を招き三年間は佃租をとらず、其の収穫のみを得て開墾せしめ。

官牛、官馬、官農資金の貸與まで受け、資金の不足等をかこつ様な事は全然ない、当時の代官支出であつた。

当時佃として入植するには、站官に申出で其の許可を要するのである。其の組織は左の如く、

站官
- 正……筆帖式（八旗よりの出身者）
- 副……領催委官（站丁の中より選挙）

この下に站丁あり、公文書傳達、駅馬の管理、兩堡の飼育等に当れり。

兩堡古老論有仁、竹特、宅の形成の状況等は殆んど聽取りによりて得る事は困難なる状態なり。

三老のお守つて久しい記憶にあるもののみを頼れば、

光緒三十一年本站衙門により責任、升科を出し、每晌錢糧七〇〇文一畝二毛となつてゐる。

仝三十三年三府吾軍大臣で附照費三〇〇文。

宣統元年冬十一月土地原冊を齋藤嘉輔の籍に入る。

民國年吉林公司おりしも、正確に実際の測量を行ひ一律に行く、測量技術の不正確であつて、

一、徴租等で或は優先權綱を含むものであると云ふ。民國年間自報升科の令下りて此後は其の代價[illegible]

以て分、ヘクタール当り佃戸は殆んど無くなつたと云ふ。

第二節　屯の生成発展に及ぼせる主なる事象

一、西方経済の浸透及地主経済の発展と農民経済

嘉永同子（本屯南方六箇里）に八大堂と称する大財閥の勃興せし事は先にも一寸述べた所であるが、これは八家の大富豪は油房、焼鍋、雑貨、金融手形の発行、及自衛、教育、凶年の救済さへも尽瘁せる大勢力にして、又同時に大地主である。本屯民の中でもこれ等の勢力下にあり、依存関係にはさもの殆んどなしと云ふ状態である。当時八大堂の小作人として生活するものが大多数であり、又これ等に金融を殆んど受けて居たのである。

この没落は屯民の生活にも大なる影響を及ぼしたる事は云ふまでもなく、其の没落後土地の売買移動は盛んとなり、事業日に日に増加したりと云ふ。八大堂の栄華を知る古老の中には其の盛なりし当時を偲び懐しむ情がある。

又西方経済の浸透は家内工業を奪い去りたり。昔は小麦粉、麻子油、豚油、石鹸、糸紡ぎ等手かりしも現在は全く影を没したり。生活に於ても当然としたりし日用品も次第に購入に依頼する状態であるが、マッチ、ランプ油等も現在は殆んど県城より購入し、食用豆類（緑豆、金豆等）煙草、化粧品、塩田、帽子、履物其他雑貨に到るまで次第に購入部分の膨張となり、農民は昔は現銀なくとも或程度やって行けたが近来は現銀なくては一日でも困ると称せり。

この方面には販売作物の増加となり、特に前述の通り大豆は日露戦争を劃期として急[illegible]飛躍をなし、三井物産（日本系大資本をバックとす）の大量買付により、約七割の増加を来してゐる。谷子の如き食糧作物は三分の一に減じ。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二、鉄道其の他新式輸送機関の発達との関係

中東鉄道（東支鉄道南部線）の開通は、輸送系統に一大変革を[illegible]

[illegible]入を集中する様になった。

[illegible]

合資、売掘、佃戸等を連鎖式に経営せる大規模のものも今はなくなり、今本屯に於ける土地量不足状態と小作料の変遷とを一瞥すれば次の如くなつて居る。

年代別	五〇年前	四〇年前	三〇年前	二〇年前	一〇年前	現在
耕地面積	四〇〇晌	四〇〇	四〇〇	四〇〇	一八〇	一八〇
戸数	一〇戸	一〇	一〇	二〇	三〇	三五

耕地の戸数に減じたるは屯内大地主干氏が屯外に二〇〇晌余も売却せるによる。人口の急増は土地の借地によりて表はれて居る。小作料の変遷は左の如くなつて居り耕地の不足を如実に物語つて居る。

年代	晌当小作料
三〇年前	一、三石
二〇年前	一、六石
一〇年前	一、八石
現在	二、〇石

三　自然的条件及災害

本屯附近は割合に自然的条件に恵まれ災害も比較的少いのであるが古老の記憶をたどり二、三の例を挙ぐれば次の如し。

宣統元年の大水害、被害は屯の五割の面積に及び此時は八大堂より救済を受け漸く糊口を凌げ

り。

民国四年夏大雹害あり、屋根を破り、馬、豚の斃死するもの数を知らず人畜にも被害あり、農作物も亦大なる被害ありたり。

民国十年に大虫害あり、小麦、高粱、谷子の幼苗を蚕食し大害を与へたり、農民之れを神へ祈りとなし盛んなる祭りをなしたりと云ふ。

民国十四年　近来順調にして稀なる豊作を呈し晌当谷子六、石、大豆五石、高粱七石の記録を残したり。

流行病の主なるものは

光緒三十八年　ペスト大流行し死亡者を多数出せり、

民国五年　　霍乱病の大流行にて死者多し。

四、民俗的諸現象

軍閥時代下級兵隊の迷惑となる搾取は被害甚大なるにもかゝはらず県の地域は[illegible]かす匪賊なるも民の多数は満洲国帯に統一されてより、農産物価の低廉にて[illegible]念を有する者多き有様なり。

戦乱等の影響は余り敏感に来てゐない様である。日露戦争当時露軍に食糧を[illegible]でられて相当ぼろき儲けをしたと称せり。

治安の方は以前より良くなく、松花江沿岸に近く匪賊[illegible]

ても相当の被害あり。

一〇年前まで二〇〇晌位を有し本屯第一の地主であつた于延畝は民国十四年に其息を德惠縣の治國と称する匪賊に人質として拉盟され一二〇万吊の身代金を要求され大面積の土地を売却してこれをとりもどし、これがケチのつきはじめにて現在僅か三晌の土地しかなきまでに零落せり。其の他の被害も多く見受けられ、且満洲事変に際しては屢々大匪襲を受け家畜、食糧、家財は悉く掠奪され、屯民縣城或は房水甸子に避難せり、其後暫らく治安定まらず荒耕地多かりしも日本軍の徹底的討伐により治安急速に改まり、現在は廃耕地全然なき有様なり、康德二年度に於ては夏季繁茂期には屯民遠くの耕地には耕作に行く事が出来なかつたと云ふが、附近大平屯には日本軍との猛烈なる戦斗を遂げたる箇所あり、其の犠牲の大なるを物語つてゐる。

第四章 自然的條件

第一節 自然的生産諸力

一、位置

本屯は綏稜県第七区愛水保に属し県城の南南西約四十支里愛水町子の北方約六支里の地点にあり。

二、地勢

別紙耕作図に示す如く、屯の東、西、北の三方は比較的高く、南方は低しされど高地と称すべきものでもなく窪地と称すべき窪地でもなし。

三、気象観測

気象観測表

項目	時期期間（陰暦）	備考
初霜	九月上旬	
終霜	三月下旬	
無霜期間	四月上旬～八月下旬一五〇日	
雪深度	康徳三年十一月中旬五寸位	十八年前に三尺位積りし事あり。
結氷期	十月中旬	
解氷期	三月中旬	
地下凍結	十一月上旬	
地下凍解	二月下旬	

地下凍結深度	三、五尺
時期	十二月下旬
播種期降雨ノ多少	康徳二年度は適当
卓越風（方向強サニ付キ）	

イ、春夏秋冬の時期、期間及酷暑最寒の時期

春	立春より立夏迄	三ヶ月間
夏	立夏より立秋迄	三ヶ月間
秋	立秋より立冬迄	三ヶ月間
冬	立冬より立春迄	三ヶ月間
酷暑の時期	六月の大暑の候	
最寒の時期	十二月の大寒の候	

ロ、季節別による晴曇の多少

春	晴	六〇日	曇	三〇日
夏	晴	四五日	曇	四五日
秋	晴	四五日	曇	四五日
冬	晴	六〇日	曇	三〇日

四、地質、土性、水

イ、別紙略図参照

ロ、耕地の上、中、下、アルカリ地等の分布状況

上地＝平地の全部傾斜地の一部にして

約一〇〇晌五〇％を占む。

中地＝傾斜地の一部及高地の全部にして

約八〇晌四〇％を占む。

下地＝窪地の全部

約二〇晌一〇％を占む。

本屯にはアルカリ地はなし

ハ、耕土の性質

	畑地				水田		
	上地	中地	下地	鹹地	上地	中地	下地
深さ	一、五尺	一、三尺	一、〇尺	なし	なし	なし	なし
色	黄色	黄褐色	黒色	なし	なし	なし	なし
土壌	埴質壌土	埴質壌土若干ノ砂ヲ混ズ	埴質壌土沖積層	なし	なし	なし	なし

二、地下水位及水質

地下水位　　四〇尺

最底と最高の開き三尺位にして春は高く秋より冬にかけて最も低し。

飲料水

色　冬期間黄色を呈す。

清澄度、若干濁る。

臭気、なし

味　　若干しぶ味あり

第二節　災害

一、水害

1. 康徳二年七月南方の窪地十五——十六晌其の害を被り収量半減す。
2. 大同元年南方の窪地十七晌は害を被り収穫皆無となる。
3. 其の他該地は年々若干の害を被る所なり。

○旱害、雪害、霜害共になし。

○雹害

民国十八年五月強大の降雹ありて大豆最も其の害を被り他作物の被害少し、其の年々へ[illegible]甚だ減収せり、大同元年稍大の降雹ありたるも後降雨多かりし為め生育恢復し多く被害少し、

二、虫　害

大豆食心虫の被害あれど習慣的となり居るを以て其の被害量不明なり、されど隣地に於ける被害は一割位と云ふ、故に本地も多分それ位あるものと思ふ、

三、病　害

紫斑病、白絹病共にあれど、されど其の被害は前に同じ

其の対策

水害に備へるために家によりて高粱などに依る所もあれど下[illegible]り。

病虫害に対しても対策を講ぜしことなし。

第五章　土地関係並慣行

第一節　地積

本縣土地根冊の沿革を見れば光緒十三年楡樹と扶余が境を分ち東南部を以て楡樹と定むるまで扶余に属してゐた為、この分割と同時に根冊をも分ち其侭これを踏襲したり。この根冊は嘉慶十六年（一、八一一年）扶余の裁委署主事を改めて理事同知となした際此所に於て作成せしものにて其の精密度は当時の測量法によるものなれば余り信を置き難きものであらう。

本縣全般に亘り地積の單位は晌、畝、分。一晌＝一〇畝＝百分となつてゐる。一晌の單位は木尺五尺平方を以て一弓とせる場合、二、八八〇弓を以て一晌とし、又普通農民の間にて小作関係、耕作上の呼称には、壟巾を以て巾とし長さ木尺五尺を以て長さとした矩形を以て一弓とし、この七、二〇〇弓を以て一晌としてゐるものが多い。

五尺桿子は日本尺の五、二五尺（一、五九米）に当つてゐるから、一晌を日本面積と換算して見ると七、三五段位と成る。

壟巾の実測をやつて見ると十壟平均で十ケ所ばかりやつた結果、二、〇七乃至二、二三尺（日尺）位

の間にあり平均二、一五尺位となつてゐる。又菜園子に於ては作物の種類に依つて年々多少異つてゐるが普通畑では畑によりて大体畦巾は一定しこれを変更するには多くの労力を要するので年々変化する事はない。この畦巾に付て農民は大壟　中壟、小壟等の区別はしてゐない様である。畦巾の広いものは巾二尺と長五尺を以て一弓とし七、二〇〇弓を一晌とする場合同じ一晌でも実際面積は広い事になるのである。実際に耕作するのは畦の長さに依るのであるから普通の耕作面積は小作関係に於ての呼称等には便宜上之を用ひてゐるものであらう。

畝関係、小作関係に於ても実際に測量するものは殆んどなく、執照面積によるか或は目測、小割、其他簡単なる方法によるを一般とせり、売買の場合は実際に測量をなす、縄を五〇尺の長さにとり五尺毎に標示をつけたものを用ひ、巾と畦数とを測りこの相乗積を出すのである。

又耕作面積所有面積の呼称は同一面積にして大畝、小畝の区別はしてゐない様である、

次に本地方の浮多地の有無、即ち地券面積と実際面積との差は如何になつてゐるかと見るに、一面平坦なる平野で早くより開墾され且数回の清丈を経たと共に、土地の丈量の規制も相当行はれて来た関係上浮多地は極く少い様である。調査屯に於ては、後に道路、溝等が一つ宛地に割つてこれに蚕食されただけ実際面積が小さくなつてゐる様な例も見られた（これは縣道の敷地によつれたもので近く縣公署で整理の筈）。

四至の不一致、不明確も殆んど見られない。

併し昔よりの大地主に付いて見れば浮多地の隱匿が可成りにある様である、これは測量器材の不良、測量技術の不正確にも基づくが官吏の收賄による手加減が大いにあるのであり、大地主が減じて土地を売り、売りて最後に於ては浮多地が必ず出て来ると云ふのもこれを物語つてゐる。面積の隱匿は自報升科の徹底によりて殆んど見られない、若し隱匿して居れば隣人が升科して地を奪はれる懼れがあると云ふ。

康德二年十二月省令により自報升科は中止された。

第二節　土地所有權並に確認の方法

正式開放以前に於ては流民は勝手に開墾して先站によりて業主をなしたり、これを先山戸と称したり。後この一帯に駅站設置され站官隨缺地となりてより流民は站官に租を納め業主權のみを得てゐたのである。站に招致され官地を開墾した流民も何れも佃戸として業主權のみを得所有權は認められてゐない。

其後長らく墾民不交產令に束縛され一般民人は土地の所有を認められず典或は兌へ（永小作權）の假裝の下に旗人より實質的の所有權を得てゐた様な狀態である。

かくなる業主權の讓渡も一般に行はれてゐた。

其の他の旗地ではい地が當旗自一般の例と同じ、正式開放後[illegible]清丈、升科し

て所有権は認められ民国八年登記法の制定になり売買典関係の登記は行ふに到りたり、

土地所有確認の方法として公的確認として契照、買契が最も有効なるものなれば当民国に[illegible]を尊重するは実に想像以上にて或は壺に入れて地下に埋め、天井の裏に秘し隠し、或は町の質屋[illegible]に預け警戒厳重を極むる状態である、調査員へもしくも親しくならねば容易に[illegible]れを出して見せることは[illegible]である、しかし確認による公課、或は[illegible]窓書等は何かなるものである。老契、甲地には官印ある所謂紅契の一枚であるが、[illegible]白契へ官印なきもの一を通用して居れるのであるが、紛争に際し[illegible]いと然応出来ないと云ふ観念が支那農民の頭に染みこんで[illegible]

次に本省に於て見られる契照を参考として揭ぐ

[illegible]　照

将軍衙門　為発給佃照事照得本衙門
奏准部議将北路駅站招民墾種八里荒地除站丁随欠地畝外[illegible]
遵於二十四年始遵照奏案均自赴新城局繳每晌大小[illegible]
蔵開墾徹地若干晌給原佃若干晌時許本等不得因佔墳等因[illegible]
據朝陽堡屯佃户千茂先呈墾成熟地十七晌五畝合行給照以[illegible]
地每晌每年交租錢六百文八百錢六十文[illegible]每年十月自行交納[illegible]
已後地方事故欠租等事即行驅逐撤照另所有該佃户認種地畝[illegible]

右給佃戶　千茂先准此

計開　四至

同治十年四月二日

執照

吉林將軍衙門　為

發給執照事照得吉林通省各項大租地畝向多侵隱影射此次清釐田賦業經奏報明晰応
即發給新照以憑執業茲據榆樹縣所屬八里荒社五甲佃戶千喜恩查報原有納租地貳拾
晌零畝三分內丈出浮多地　晌柒畝叁分實浮共計納租地貳拾壹晌五畝每晌交納小大
租錢六百六十文不得稍有逃欠若日後無力耕種准其報官註銷另換發執照倘有逃欠官租
及不安分守等事由官撤地另佃其原交荒價概不發還合行發給印照以憑執業須至
執照者

計開　坐落八里荒社五甲施家窩堡屯

西号一段納租地　十九晌二畝三分　東至陳姓　西至閻姓　南至佃子　北至大道

東号一段納租地　二晌二畝七分　東至陳姓　西至道　南至佃子　北至陳姓

以上共二段計納租地貳拾壹晌五畝

光緒三十二年九月四日　佃戶　千希恩收執

執照

吉林府署衙門

發給執照事照得吉林通省旗户台站官庄人等已墾地畝遵照奏定章程均按二八八核晌准按七成實地納租茲據吉省北路登伊勒庫站官報壯丁于延福名下實有已經原墾熟地貳晌　畝　分按照七成核計扣淨實納租地壹晌肆畝　分每晌每年交納大小租錢陸佰陸拾文不准拖欠若日後照有新種輙點免丟時須先報明該管佐領照名註冊以憑換照納官租合行發給印照執業須至執照者

計開坐落　下　開　基　址

一段熟地貳晌　畝　分　東至于延福　西至南恩　南至　北至　道

一段熟地　晌　畝　分　東至　西至　南至　北至

一段熟地　晌　畝　分　東至　西至　南至　北至

一段熟地　晌　畝　分　東至　西至　南至　北至

一段熟地　晌　畝　分　東至　西至　南至　北至

一段熟地　晌　畝　分　東至　西至　南至　北至

以上共一段計大晌熟地貳晌　畝　分

按七成共折納租地　晌　畝　分

右仰北路登伊勒哲庫站壯丁于延福　收執

光緒三十三年四月二十日

買契執照

榆樹稅捐征收局為遵章發給千延福買領執照之[illegible]荒地已民[illegible]

證

[illegible]廠用基公

中華民國三年十二月　　日此聯交買主收執

執

財政部　為

發給執照事案准

吉林省長公署咨據吉林省清查土地局冊報六明坐落榆樹縣五區[illegible]民戶千佐臣地

一段共計荒晌老畝　分除照章徵收經照等費外合行發給執照須至執照者

原額地　肆晌玖畝柒分　經費　元柒角壹分　厘

原佃地　貳晌壹畝叁分已收　照費　壹元

浮多地　晌　畝　分　註冊費　角

東　南　于姓

四至　至屯道　至

西　北　道

中華民國八年一月二十四日右照給葉生　十佰臣　收執

吉林清丈第　號

財政部　照

爲給發執照事案准

吉林省長公署咨據吉林全省清丈[illegible]

計一段坐落[illegible]拾貳晌　畝　分除照章[illegible]

原額地　拾貳晌　畝　分　經費　貳元肆角　分　厘

原佃地　晌　畝　分　已收照費　壹元

浮多地　晌　畝　分　註冊費　角

四至　東至荒　界　南至道　界

西至三　姓界　北至荒　界

照

中華民國玖年二月三十一日

右照給業主　李明先收執

吉林全省清理田賦局

執　　照

財政部為

發給執照事案准

吉林巡按使咨據土地清文司冊報文出坐落榆樹縣五區法特哈門屯民户姚福忠應行升

科地　晌　畝　分除照章徵納勘照等費准其升科外合行發給執照須至執照者

四至　東至　業主　　西至　千姓

南至道　　北至道

面積　東西　南北

地面

此欄內現經咨准應填四至面積暫緩繪圖

說明

中華民國九年五月三十一日　右照給業主　姓　名　收執

財政部執照

財政部　　　　　　　　　照

給照執業事今據吉林省財政廳詳報榆樹縣人任玄余承買坐落[illegible]官荒地[illegible]

除由該縣登記承買官産等第　冊　負並將該官荒四至丈尺畝數價值分數[illegible]

外合行給發執照須至執照者

計開四至　東至任姓　西至任姓

南至劉姓　北至任姓　面積　東西[illegible]　南北[illegible]

共四畝七畝四分　每畝價銀[illegible]

共應繳[illegible]二角二分　備收照冊經費　元八角四分四厘　合併逕照

右給榆樹縣人任玄余清理田賦司　右給承買人　任玄余准之

中華民國拾年二月

第三節　地価

自然的條件の差異より来る地価の変化を見れば、縣の中央を北流する拉林河の沿線は一大要地帯をなし、地味も亦最も低劣なり。これに次で縣境西南松花江流域、北境拉林河南岸の流域は低湿の

爲地力低下し、又東部五常、舒蘭の縣境の森林を控へたる波状地は一般平地に比して生産力劣る、この他の大部分を占むる平地はいずれも生産力に於て大なる差異はなきも、經濟的位置治安関係、其の他の原因によりて地価に変化あり、今これを区別に見れば一、六、十区は交通、治安の関係もよく地価最も高し、三、八の両区は條件これに反し最も地価安し。更に年代別による地価の大体の変遷を見れば次の如し。（普通耕地、晌当）

土地別＼年代別	民国十六年	民国十八年	事変当時	大同元年	大同二年	康徳元年	康徳二年
上地	一〇〇円	一四〇	八〇	一〇〇	一一〇	一二〇	一六〇
中地	八〇円	一二〇	七〇	九〇	一〇〇	一一〇	一五〇
下地	四〇円	八〇	三五	五〇	六〇	七〇	一〇〇

事変当時の地価は著しく低下せしも現在に於ては治安の確立と共に民国十八年の地価を凌ぐの状態である。又部分的には中東路（東支鉄路南部線）、或は拉浜線の開通によりて当該地価の騰貴を見たり。これに反して鉄路の開通により却って寂れた鎮附近の地価の低価せる例もあり。複雑なる要因を示せり。縣城主要鎮を中心として其の距離の大なるに従ひ地価の低下して行く現象は又一般の例に同じである。

縣城附近に於ては調査年度に於て上等地菜園は六五〇円、普通耕地の上地で三〇〇円位の所もあ

る。

又は調査屯に於ける地価の状態を見るに、本屯は満鮮境に近く松花江の[illegible]を控へて[illegible]歩く匪賊の襲来を受け康徳二年度に於ても夏季は常に耕作出来ず[illegible]、[illegible]は治安状態で[illegible]地価は最も大なる影響を受け[illegible]、[illegible]価は著しく低下して居るのであるが、治安の確立は近く差異を解消するであらう。[illegible]三つの[illegible]地帯に近く、地形[illegible]関係上、[illegible]、これは小作料、地価にも影響を及ぼして居るのであるが、[illegible]の[illegible]により地下を[illegible]の如し。

[illegible]	民国十四年十一月	民国十四年十二月	民国十四年十二月	民国十五年二月	民国十五年十二月	仝十六年[illegible]	大同元年[illegible]月	仝二年三月	康徳[illegible]日
売買面積	二晌	二晌	七晌	八晌	二、四晌	[illegible]晌	八晌	四晌	四晌
[illegible]金額	二〇、〇〇〇吊	二四、〇〇〇	三三、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	三八、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]

第四節　土地所有の集中・分散

[illegible]的事情、大土地所有[illegible]

尚は繰れども盈さず、現在の如く佃分化されたる状態に来って居る。

本屯に於ても最初より站官出身者の大地主により占められ、又同治末年より光緒初年にかけては秀水甸子に勃興した大富豪八大堂に殆んど屯内の土地は兼併され、屯民はこれが小作人、雇傭として生活するものが多く、凶年の救済、金融其の他総ての点に於てこれと隷属関係にあったのである。

営々たる近世資本主義経済の浸透はこれ等土豪経済を根底より覆し、八大堂の土地は現在四分五裂の有様である。

本屯でも一〇年前までは二〇〇晌と云ふ地主があったのであるが、息を匪賊により人質とされ身代金を得る為土地を失ひ現在では戸別表に表はれたる通り土地は田分化され今後もこの傾向は更に強い様である。

人口の増加は耕地に対し殆んど飽和状態にあり、未墾地、廃耕地は少しもなく、平年作で本屯の食糧は漸く自給自足の形である。かゝる状態にありて分家を続け行くなれば近き将来に於て土地の細分化は終局の点に到達する事は明らかである。かゝる状態なれば万人皆土地に対する熱望は強く、金融の道さへあれば土地の購入を希望して止まない。又一方には財政不如意の為、売、典等に出す希望者もあり、結局金融の自由のきく者に土流は流れて行く。

第五節　土地売買の慣行

土地売買の時期としては十一月より二月の農閑期に行はれるものが最も多く、春耕前に決定し耕作の支障を来さざる様にしてゐる。土地売買の中介人としては左の如きものがある。

イ　地媒

売手の方から依頼して普通二人立てる、話の上手な人、信用ある人が選ばれる、中には半ば職業としてゐるものがある。金銭の受授は必ず地媒の手を経るを要す、これ後々かゝはる証人となるのである。

ロ、中見人

売手、買手の相方より出で、三人乃至四人立てる、これには親戚、朋友、知人等が付く、土地に関し紛争の起つた場合は証人ともなり又これが解消に斡旋するのである。

ハ、族宗

売手の依頼に依り売手の一族のもの三人乃至四人を立てる、後々の証人となるもので最も重視されるものなりと云ふ。

ニ、代字人

字を解し又売買の事情に精通せる人を一人挟み、これが代書の役を為すのである。

先づ地媒決定[illegible]両者を二にして買手を決定し土地の実地[illegible]

手、買手の間を奔走して両者の意見、価格の一致を見て売買が成立する、[illegible]中見人、[illegible]

にかく、代字人が書式を作成し、金銭の受授を了し、知人を[illegible]く[illegible]の[illegible]上二[illegible]を[illegible]

登記が終了後これで売買は完全に完了するのである。

七 理の実地見分、測量をする地摸、中見人、族宗、地隣等が立会の四至を明確にする[illegible]

一、其の測量は前述の通りである。

二、売地分面積と実際面積の異る場合は実際面積によつて取引す。該土地、[illegible]

に対する抗議、解決は売主に其責あり、次に売買の実例を掲げたり。

立杜絶売契人千水同侄千春老因乏無資将自己応分坐落于家[illegible]

買主東至千希 [illegible]行弓勘明計攏該條毎壟長 $10 \times 1 =$ 弟

車道西至車道 [illegible] 歩統合 歩計地二畝八分五厘[illegible]

希恩為媒同衆説公作実売価毎畝市銭[illegible]共計銭[illegible]其銭筆下即交不欠分文自売之後由其[illegible]

自便此係両願並無返悔恐口無憑立字為証

地媒人　李萬宗　詹代文

在中人　千鋒先　王桂林

中見人　陳長仁　何廷選

出契人　宋英洋

光緒二十年正月二十五日　立

1. 光緒二十年の売契で、杜絶売契なる文字を用ふ。

2. 売の原因を明記（生活困難による）しある。

3. 旱地八畝、[illegible]二畝三歩、計一〇畝一一歩。[illegible]

当時の[illegible]算法を窺い得る。

4. 売価一畝に付　市銭　八六、八吊（代価は即に揃め）と明記

立永杜売契人趙永祥同子青[illegible]因手乏無項[illegible]今将自己祖遺[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]同中言定時価市銭弐伯肆拾吊正其銭筆下交足分文不欠[illegible]

二[illegible]

其代[illegible]

族中人　趙永祥　十

張才 十

地媒人　董其順 〃

袁太福 十

中　人　王琏杯 光

胡明才 |

刘自雲 |

千徳才 斗

李守戎 巾

弋樹人 十

代字人　韓耀堂 中

大清光緒廿柒年三月拾参日　趙永発・同子青陽 十　立

1、光緒二十七年のもの、

2、畦数は五二本、面積＝晌とあり、

3、一族、地隣も買はざる故中説人を経て王殿祥に売るとあり、先買権の順序を表はしてゐる・

4、買主になり税契、註冊等の手続をなし売手は一切関係なしと明記

売契

立売契文約人胡同吉因正用不足今将自己艱地一段坐落宮家威子屯西北南北横四至分明東至胡姓南至胡姓西至胡姓北至道中計地一晌五畝自煩中人説合情願売與列永清名下永遠為業同衆言明共市価銭[illegible]千吊整其銭筆下交足分文不欠自売之後不與契主相干四至以内毫不存留此係両願各無返悔恐[illegible]売契中人存証

地媒人 楊福山 胡振俊 李福春

中見人 苗英林 馮辰山 夏鳳梧

族宗人 胡桐福 胡桐春 胡洪斌

代字人 胡慶仁

民国二十年正月二十日

1. 業への評定にて、売価七万五千吊とあり
2. 土地面積、一晌五畝

立兑佃契文約人馬廷泳因手無錢使用今将本身開墾八里荒地壱段計地四塊又道北一塊共計地貳
畝壱晌半房基地一所草房拾壱間門窗户壁土木相連井一面無力耕種情愿兑与千爰名下耕種永遠
爲業同中人説合言明房地共価銭四百捌拾捌吊伍文正其銭筆下交足無欠両家情願並無返悔如有
返悔者全在中人一面承管恐口無憑立兑契存照爲証
随代官租粮拾参石七斗五升

道光拾八年参月拾五日　　立兑契人　馬廷泳

中人　侯永德
陳戴
楊德富
劉録
趙廷才

計開四至
東　楊姓
西　刘姓
南　水溝
北　大道

陳清良
馬国銀
代書人 王献候

1. 道光年間の売契.

2. 旗地の売買は民人には許されざりし当時なり.

故に永小作権の譲渡の形式により実質的売買の内容と為せり.

3. 生活困難、耕作資金無き為、自己の所有せし土地（旗地）と房子を[illegible]

ざるむとあり.

先づ行ふ饗応の招待者の範囲は売主、買主の一族、[illegible]、中見人、代字人、地保、[illegible]者にして、この席上売買証書を作成し、一般に売買の成立を公表すると共に、この成立に関する者に対し謝意を表する意味に於て行ふのである.

これに対する謝礼は売買に対する一定率の現金を送るものもあれど通常の如く[illegible]礼を与ふる必要に同情してこれを取らないのが普通であるが職業として[illegible]ふ、普通、地保、代字人、とは年関等に菓子、[illegible]等の現物を持参し、謝意を表は[illegible]

売買の席次は左の如くなってゐる.

(一) 一族、(二) 売渡者、(三) 地保、(四) 家屋、(五) 中見人、(六) 親戚、(七) [illegible]

地外人.

此の外其土地の入用者、入柵者、小作人等も考慮に入れられる事もあるといふ。

併し右の順序も買手の価格の高低により置き方に従って崩壊するのが普通である。

先買権を無視して売買の成立した場合其の証書作成以前に地保、仲見人に抗議して其の買手を正してもらふ事は出来るが其以後に於ては抗議が出来ない。又かゝる者は仲介人の間で著名でない様にやるから為とどあり得ない事であると云ふ。

土地の売買に際して交換の形式にカムフラージーとして契税を低くする様な場合がある。今甲乙五晌で此大晌の土地を所有し、この地価各三百円で相等しき場合は其買価を相方でてカット低下して登記し契税を軽減すると又或はこの両地の価格に差ある場合は其の差額のみを売買上に表示して登記し契税を軽少にしてゐるものもあると云ふ。

此の形式による実質的の売買を行ってゐる例は見られない。

土地売買と小作人

地主は土地を売却する際其の土地の小作人の承諾を受ける必要はないが通告する義務はある。この際小作人は新しき地主に対して契約の更新をせねばならぬもし小作期限継続中の場合ならば旧地主も此の間に立ちて談合の上決定する。

先買権に対する小作人の位置は前述の七番目で親戚の次に位するものであり、もし大面積の長年に亘る小作人の如き場合はより考慮せらるべき位置にあるが普通この位置は甚弱なものである。

小作人が地主に相談せずして小作地に建設した農舎の如きものは地主の土地を引上げるときは

價の要なきも、建設前地主とよく打合せ、補償法、評価其の他に付談合せるものに付ては地主よりか補償す、

第六節　典、押の習慣

一、典

典を本当では当と一般に呼んでゐる、又典、典当とも称す

イ、典の手続、方法

出典には土地の売買に於けるが如き順序なしとも云ひ又(一)一族、(二)地隣、(三)家隣等の順序ありと云ふ地方もあると云ふ、出典の場合は測量しない地の測量等はせず大体地券面積によつてゐる様である、口約による典は極く稀く典契はなくてはならぬを作成し、入典者側で保持地券は出典者側が所持す。登記は当行して居る。典の物件としては土地、房子、之に附随して碾子、磨等がある。

ロ、典の期限

一定の期限内では回贖を許さざる期限。

一定の期限を超過すれば是非とも回贖せねばならぬ期限。

この二つならぬ及ばなしと云ふ、然し前者の期限に対しては春前秋後の期もあり、又典当

耕作の妨げとならぬ時期に於てなさるべきで少くとも一ヶ年以上となるは当然である。又典者の期限に関しては吉林省に於て権利関係の繁雑を防ぐ為に三十ヶ年としてゐるが、これは農民の間には徹底して居らず鉄到回贖と称して居る。金の余裕さへ出来れば少しでも無理をしても祖遺の産をいつまでも人手に委ねる事を欲せず、長年月の間これを放棄する事は自[illegible]入典者側では土地、房子を入典してより有利に活用するには輪作等の関係もあり、[illegible]も二三年乃至五年以上の期限を欲する故、これ等の期限の問題は道義的観念より一定[illegible]の如きものが存在するのであらう。

八、典価

これは土地の良否、所在、対人信用、入典者の土地に対する懇望の多少、其他種々[illegible]により一定しないが大体其土地の生産能力に重きを置き地価の五[illegible]六割位のものが[illegible]受けられる。

本屯の典の一例に地価（一晌）一二〇円に対し一〇〇円の典価あり、八、三割の高率になってゐるが、これは朋友の父が死亡し、葬儀等の金を非常に必要としてゐた場合でもあり、且朋友は実直なる男で信用篤く、且入典者は土地に対する懇望ありし為例外的に高くなったものであるが、貨幣の種類は三年前までは吉林官帖なり、其の後は総べて国幣となりしも[illegible]とは当時に[illegible]於いて云ふ。

二、找価（加価）

これは出典者の金の必要となりて行はれるもので最も普通である。代替と[illegible]
買主の地価と同額に達する様な場合は主と前提として行はれるものであると云ふ。[illegible]
代替は可能なるやと云ふ問題は種々の条件により一定せざるも地価を超過せざる範囲で[illegible]
可成等によるものは地価に接近するものであると云ふ。
代替を入れ買者手許せざる場合は出典面積を増加する所謂[illegible]行はれる。

ホ　出典の使用収益

出典者は其の土地を小作する場合は出典小作と称し、[illegible]
[illegible]の場合等に多し。此の場合小作料は一時の小作料[illegible]
[illegible]負担とすれば地租公課を[illegible]
[illegible]とは自ら異る。

入典者[illegible]使用[illegible]の制限[illegible]
[illegible]限定したもの、[illegible]
[illegible]この際[illegible]
[illegible]区別[illegible]ある。
この回復の能力無き場合は談合の上回復の費用を要価[illegible]
家屋に付いても本[illegible]である。但し家屋の場合は[illegible]

贖価が低下される場合ありと云ふ。入典者側にて損傷箇所を修繕して返すのが原則なれど、場合く、入典者の責任とならない場合等もあり、契約内容により異なり、明かな契約なき場合は相互の道德的解決に俟って居る。

へ、典地の租税、公課

約款なき限り入典者の負担なり、納入方法としては一應出典者に納入し出典者が納税に行く或は入典者が直接出典者名義で納税に行くか相互の契約による。

租税の常額は談合により回贖価より差引かれるが一般なり。保甲費は普通入典者負担なれど出典者の出典小作の際は折半したり或は出典者負担となる等契約により種々異る。

ト、転典

この例は甚だ少いと云ふ。入典者の金銭の必要の場合原主に対し回贖履行の請求權なき事の性質上出典者の回贖不能の場合は入典者に許されたる唯一の土地処分方法である。

この場合退典と称し、入典者が全くこの典関係より絶縁し新典主と原主との間に典関係を結ばしめる場合と真の転典即ち、入典者が新典主との間に典関係を結ぶ場合とあり、前者の場合原主の回贖は直接新典主に交渉し後者の場合は二段の手続を踏まねばならぬ。

チ、回贖

この時期は春前秋後と云ふ不文律あり、相手の耕作に支障を生ぜしめる様な事はない、又出典地の中一部分のみの回贖が可能なりや否やの問題に付ては入典者との談合の如何による

ものであり、本邑には一部分回贖の実例を見たが、入典者、出典者は親しき間柄である。又回贖不可能に陥った際、この土地を売却するに際し典権者は先買権の順序に入るのが一般であると云ふ。

蒙民不動産令の時代は典を假装せる実質的の売買ありたり、又典を擬装した押は多い。祖遺の産を絶売（買戻の権利を放棄したる普通の売買）する事は祖先に対して済まないと云ふ伝統観念により回贖の権利を保留する典が多くの場合行はれる事は明かで、又入典者の方でも土地購入には一時に大金を要する事或は買戻へ、売買手つゞき場合等により[illegible]に対する慾望の一部を満足せしめる訳である。又出典者は金の必要と共に土地不良或は耕作の遠隔等を第二の理由とし出典する場合も稀にはあると称す。

出典に際しては該土地の小作人の承諾を必要とはしない。又小作人に入典の優先権が認められてもゐない。小作人は新典主との談合により契約の更新をせねばならない。

又、本邑における典契の内容を見れば次の如し。

立典契文約人于開德十情因手乏無資度日維難今將自己祖遺熟地兩段計地[illegible]畝作落在于[illegible]
地東一段南北壠西一段東西壠煩中人說合情願典與于文名下耕種同家言明典価銭[illegible]
錢二拾[illegible]銭筆下交足不致短欠此係兩家情願各無反悔恐口無憑立典契為證 [illegible]

東大道　道東地一段計地晌半南北寵　北至干水
　　　　　　　　　　　　　　　　　東至曽後地
　　　道西地一段計垧半東西寵　南至干当主永
　　　　　　　　　　　　　　　北至

中見人　姚庚唐　十
　　　　王　明　十
代字人　劉煥章　ソ

咸豊拾年自三月初六日　立

1. 咸豊年間のもの、
2. 生活困難の為出典、
3. 三晌っ熟地、典価毎晌九吊、計二十七吊とあり
4. 期限なし、銭到許贖と明記、

立当契文約人路文仲因手乏不足将自己己八里荒南北寵地一段計地五垧文中人説合情願当与干
輸先名下耕種言明地価銭一伯参拾吊随代大祖銭五百八拾文無論年限銭到許贖恐口無憑立当契
存証此地以当主耕種
此地西北地北
計開四至於左
東至本当 南北至荒甸
西至立

中見人　劉永發　十

揚燕平〆

代字人　照文行十

同治元年二月初八日　立

1、同治元年の典契、当契とあり。

2、三間の草屋、壱百三十吊、大祖銭五八の文とあり。

3、年限なく銭到許贖と明記

立大足文約人王至因正用不足今将祖遺房基乙處坐落德家屯上代草正房三間[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

中人　[illegible]

王財十

[illegible]

趙頭延蘇

甲長　李明拳

代字人　趙頂定

大日本帝国[illegible]弐年陰暦拾二月十七日　[illegible]

1、康徳二年のもの。宅地、房子、菜園を物件とせり。

2、典価、衆人評定により八十万吊とあり。契約成立の日全額交付とあり。

3、入典者高迺慶の居耕為業と明記せり。

立典文約人于希顔、因手乏無銭今将祖遺熟地一段計地五晌憑中人説合情愿当与薛枝于貴名下耕種同衆言明毎晌価銭拾八吊計銭壱佰吊其銭筆下交足絶不少欠言明年限銭到許贖此係两家情愿各無反悔恐口無憑立此存証尚有此地粘有薛枝于名中一頃承管此地無出査毎晌地租一石按三色均交永無更改

此地坐落于甯基屯南

中見人　于　滂海 庭 許河　宅　×

代字人　劉　文　汗　×

同治十二年四月二十日　于　希　彦　十　立

二、押

押は出押者が期限後元利支払の不可能となつた際、入押者に土地の占有権が移つて行く。この際豫め契約によりても払不能を見越し押価を以て典価と同一にし期限後は典に変化するものも多くあると云ふ。

押の利子は現物が多く、年三……四割のものが多い。

期限が来れば当然元利合計を支払ふ必要があるのである。元利返還不能の際直ちに占有権が入押者に移る場合、又利子さへ弁納せ限ば其の侭の関係を持続する場合等もあると云ふ。返済不能の場合、出押者該土地を絶売してその押契約を清算したり或は典関係に変化して行く。押価は典価よりも幾分低く普通地価の四……五割のものが多いと云ふ、併しこれは借銭者の信用、土地の状態、情実等によりて変化するは云ふまでもない。

次に本地に於ける押の実例を見る。

立押単于希茂　情因正用不足今将自置祖遺熟地壱畝坐落于家墳前出西東西畛計地現洲五畝整
四至南至于姓北至王姓東至于姓西至王姓自煩中人説允情愿押與陳起顕名下経理光依押価洋帯
洋柒佰陸拾円整其洋當下交足不欠共納小租二石元豆壱石紅粮壱石每年交納無論每年豊歉年利
帰贖出食耕種両方情愿各無返悔日後無憑立押單存証此

承保人　蘇玉庭　印

周萬才　公

中人　王財平

代字人　于煥翰　正

于希茂

満洲国康徳二年正月二十七日

1. 押価．七晌五畝の土地に対し、七百六十円（国幣）
2. 銭主に対する利子は現物を以て納入す．年利子 大豆壱石、高粱壱石、

第七節 土地に関する特殊事情

一、干家祭祀田、墓地

この附近開拓の一大努力たる干家一族の墓地は房水甸子にあり、幾百の土饅頭は開拓の業を終へた祖先の静かに眠る霊域である。このすぐ傍には立派な干氏合葬会所の建物あり中央を祖堂となし歴代の遺碑を並べ右を干氏一族の子弟の教育機関学堂として開放し左を合葬会の事務所とし、これに附属せる祭祀殿は現在此の附近の屯に三〇晌位散在し、本屯にも其の一部があり、これより上る小作料を以て春秋二季の盛大なる祭典が行はれ、或は学堂、会事務所の諸費用に当て残余を以て今後の土地買増しに当ててゐる．この祭田の沿革を述ぶれば乾隆五〇年干の一属干積なるもの絶嗣しその遺産たる二〇晌の土地を巡りて一族の紛争起り遂に吉林将軍の下までこの事は持ち行かれ、この調停によりて干氏の祭祀田となつたのである．これを基礎とし現在の状態となつた。此の土地の売買に関しては干氏全部の議決を要し、三支の代表者によりて意見を纏めて決定するのである。

二、共同利用地

本部落ち一支里の為に約一畝の共同採土地あり、所有は屯内千姓二氏の共有にして屯内千甫[illegible]なるもの親惡を持ち代表して納税し後に屯内千姓に頭割にかゝって來る。この土地の売買其他の処分は屯内千姓の合議を経ずしては不可能なり、この土地は昔屯内の千[illegible]姓より借りて劉姓を二つの年間も営んでなるもので、一畝に付[illegible]の[illegible]として納入して居た。四畝の内昔建物其の他のあった二畝は現在耕地となり、[illegible]残り昔の採土地及そのまゝ現在の共同採土地として残って居るのである[illegible]する場合は之れを届けて一定の代価を[illegible]ば[illegible]けれは[illegible]手続を要せず[illegible]土[illegible]、建築、[illegible]やで接觸場であるのに之は親しき同族では至て融通し合って二、三戸共同で[illegible]べく[illegible]を[illegible]し全て[illegible]して[illegible]く[illegible]、[illegible]殊に[illegible]入り込んで採取しても大目に見て居る状である。[illegible]半分で地主と折半して居る様である。

三、土地に関しての紛争

部落に於ける紛争は余り多くないが、八大家の一人王姓[illegible]あつた[illegible]の小作人に[illegible]権を主張して[illegible]して[illegible]にした例あり、又耕地境界の紛争の[illegible]大[illegible]

急がつく様である。

第六章 建物

一、種類

住居房子……瓦房、草房、平房

農舎……草房、平房

畜舎……草房

畜圏

二、価格

一間房子の価格

		新築
住	瓦房	七〇——一〇〇円
居	草房	五〇——八〇円
	平房	四〇——六〇
	農舎	三〇——四〇
	畜舎	二〇——四〇
	畜圏	四——六

三、記分利用関係

	所有		入典		出典		賃付		借入	
	戸数	間数	戸数	間数	戸数	間数	戸数	間数	戸数	間数
住居房子	一九	七五、〇	一	三、〇	一	五、〇	一〇	二七、〇	一八	二七、五
農舎	一一	二三、五							一	〇、五
畜舎	二	三、五								
畜圏	一六									

前表より見るに住居房子所有戸数一九戸其の間数は七五、〇間なり　借入戸数一八戸にして其の間数は二七、五間、賃付は二七、〇間、入典三間にして調査戸数三四戸、実際使用間数七三、五間　一戸当、約二間なり、更にこれを一間当居住人を見ると約三人となつてゐる。

農舎は所有戸数十一戸、所有間数二三、五間、所有一戸当二、一間、屯平均は〇、七間と成つてゐる。

畜舎は所有戸数二、所有間数三、五間である。

畜圏所有は一六にして本屯に於ては畜舎の所有少く家畜を所有する農家は大概畜圏を所有しこれに家畜を飼養してゐる。

四、賃貸料

貸付間数は二七間なるも実際賃貸料を回収せし間数は十八間にして、其の賃貸料、計八九円、一間当　四円九十四銭なり。

借入間数は二七、五間なるも実際に於て賃借料を支払ひし間数は一七間、其賃借料計一〇三円、一間当六円となる。

賃貸料は年五円……六円（年）位が最も多く、最低三円、最高八円の間にある。

賃貸料のなきものは親戚関係或は小作地の不加物の場合である。

第七章　農具

第一節　種類、価格、維持年限

農具の種類、価格、並に維持年限、修繕方法等大要次表の如し、

農具表

名称	購入 価格	購入状況	自家生産 材料費	工夫賃	材料購入状況	維持年限	修理状況	能率	備考
犁杖			二、四〇	一、〇〇	縣城より	一〇年	三年一回八〇銭犁底の取換	一日一晌	大豆播種の時麥の根を取る時
[illegible]犁			二、四〇	一、〇〇	〃	二〇年	五年一回犁底取換一円	一日一晌	小麥播種
[illegible]			三、四〇	〇、八〇	材料費の内犁鏵のみ購入四〇銭他は自家生産	一五年	三年一回犁底取換一円	一日一晌	高粱穀子播種[illegible]
[illegible]二			五、〇〇	一、〇〇	石は鉄嶺縣より他は本屯より	五〇年	四年一回ゾク修理一、二〇	一日四晌	小麥の鎮圧
[illegible]扒子			〇、六〇	〇、四〇	本屯より	三年	ナシ		農具[illegible]運搬
點葫蘆			〇、二〇		自己生産	二〇年	ナシ	一日三晌	播種
[illegible]磙子			二、四〇	〇、四〇	鉄嶺縣より	五〇年	十五年一回ゾクの取換四、〇銭	一日三畝	脱穀[illegible]
杈子			一、〇〇	〇、四〇	本屯	一〇年	ナシ		整[illegible]
[illegible]子			一、〇〇	〇、四〇	本屯	一五年	五年一回四〇銭	一日四晌	鎮[illegible]
[illegible]	一、一〇	縣城				一〇年	五年一回四〇銭		肥料[illegible]
鉄鍬	〇、三〇	〃				三年			肥料[illegible]
[illegible]	〇、二〇	〃				五年			肥料の[illegible]
[illegible]頭	〇、六〇	〃				一〇年	五年一回二〇銭		[illegible]
二歯子	〇、四〇	〃				五年	二年一回二〇銭		肥料[illegible]
[illegible]頭	〇、六〇	〃				三年			[illegible]

磙子	〇、三〇	秀水甸子			五年	播種
石磙	〇、二〇	〃			三年	肥料運搬
挑叉	〇、三〇	縣城			一〇年	穀物運搬
簸箕	〇、四〇	秀水甸子			二年	精白
掃帚	〇、四〇	〃			一年	調製
揚場杷	〇、三〇	〃			一〇年	〃
揚掀	〇、三〇	〃			三年	〃
糞把			〇、一〇	自己生産	四年	〃
木叉子	〇、三〇	秀水甸子			五年	〃
種机			〇、一〇	自己生産	一〇年	〃
篩子	〇、六〇	秀水甸子			二年	〃
鎌刀	〇、四〇	〃			二年	收穫
挑筐	〇、六〇	〃			二年	肥料運搬
扁担	〇、二〇	縣城			一〇年	運搬
糞机子	〇、二〇	秀水甸子			一年	施肥
糞杷子	〇、二〇	〃			五年	〃
磨石	〇、〇五	〃			一〇年	磨刀

小馬槽			一、〇〇〇	〇、四〇〇	大新立屯	五年		飼料ヲ入ル際
大車	四〇、〇〇	縣城				二〇年	一〇年一回二五円	運搬
馬套	一、五〇	營城				三年		馬ノ道具
挎腰	四五〇	〃				一〇年		〃
後鞦	四、〇〇	〃				一〇年		馬具
腹帶	二、〇〇	〃				一〇年		〃

第二節　自家生産状況

犂仗の木材の大なる部分、石頭轆子の石或は金具等の如く自家生産不可能なるものは縣城或は營城子五棵樹等又は舒蘭縣より求めるも其の他の小部分或は自家生産可能なる農具は村内又は自家にて材料を求めて整地、播種、除草、農具は二月頃收穫調整用農具は六月頃各々之を買入れて準備す。（各農具に就ては農具表參照）

第三節　各作業別に依る犂鏡の大きさとの關係

播種及整地の場合
犂仗＝犂鏡は下図の如し
（只大豆播種の際犂碗子と称する撥土板を附す）



覆把
中耕の場合（各作物共犂仗を使用す）
犂代

第八章 役畜、用畜並に林業

第一節 県に於ける畜産概況

一、家畜の種類及頭数
成仔別・性別の如き詳細なる数字は不明なる故一括したる種類及頭数を記すべし

役畜用畜別頭数

種類	馬	騾	驢	牛	役畜合計	備考
頭数	三五、三六〇	五、三一三	四、八六一	一〇、九五八	五六、三九一	
種類	羊	豚	鶏	鴨	鵞	用畜合計
頭数	四〇六	五八、七九七	一三九、七三四	四〇、四一三	二一、二八七	[illegible]

二　近年に於ける頭数増減の傾向及其の理由

各用畜及畜共に逐年漸減する傾向あり、

馬類の少なくなる理由

鉄道の開設せられざる以前に於ては農産物の運搬及日用雑貨の購入は全く大車により[illegible]

[illegible]へまで大なる運搬は農家副業として重大なる役割を演じたるものなり。

[illegible]に於ては農産物を遠く奉天、[illegible]運搬[illegible]

[illegible]あるに至る。而、賃金を[illegible]又は雑貨舗等の依頼を受けて[illegible]を得[illegible]。

[illegible]鉄道の開通と共に[illegible]途は絶えたる故自然と馬の飼育は減少[illegible]

尚[illegible]年来の兵匪のために徴発等に会ひしも重大なる原因なり。[illegible]に於ける[illegible]

[illegible]面積の縮少も又原因なり

用畜減少の理由

土地の沢山ありし当時は未開墾地も多く野良牧野多かりし故豚等は多数放牧に依りて之を管理し又耕作面積の大なる時は副産物も多かりし故多数飼育せり。而るに耕地面積の減少と共に飼料の不足を来たし購入飼料に依らねばならなくなつた故漸減せるなり。

三、分布状態

次表の如くなるも一般に開拓年代新らしく土地良好なる所にして亜麻、小麦、大豆、粟、其他の家畜多し。

五区に馬多きは前述の理に依るものにして九区及二区は之に反する故なり。

三区に牛の特に多きは双城堡拉林鎮附近に回々教徒の多数に居住するのと不毛の地多きに依る。依て二、四、五、六区は之に隣接せる故他区より飼育数多し、七、八両区は回々教少なき故牛の飼育も少し。

豚の五区に特に多きは一戸当り耕地面積大なる故飼料多きが故なり三区も多きは同区は窪地多く故に稗子等の作付多きが故なり。

各区別家畜統計表

家畜別＼区別		第一区	第二区	第三区	第四区	第五区	第六区	第七区	第八区	第九区	合計
役畜	馬	三、九五五	一、九五〇	四、九七〇	五、六四三	六、五四九	三、〇九〇	三、八四三	三、〇二〇	二、二〇〇	三五、二六〇
	騾	一五〇	一四五	五〇〇	八五九	四一一	六九〇	八〇四	八〇二	九五〇	五、三一一

駱	牛	畜類合計	豚	鶏	鴨	鵝	羊	用畜類合計
九四七	九四五	八、一一七	八、九八五	一三、三〇〇	二、三二〇	二〇〇	一三三	二三、九一八
七八五	一、六五〇	四、五三〇	四、一二五	一二、五〇〇	三、〇〇〇	二五二	三五	一九、九一二
七六〇	一、八〇〇	八〇三〇	九〇〇〇	一九、〇〇〇	三、五三八	二八一	二〇	三一、八三九
五一〇	一、三九五	八四〇七	八二四七	一九、一〇〇	四、六二二	二三七	二三	三二、三四一
五七九	一、三四八	八八八七	一〇、九八四	[illegible]	四、三五〇	三八五	七二	二七、一二三
三八五	一、二〇〇	五、七八五	八、五二〇	一三、一五〇	七、一八〇	四五〇	五九	二八、一五九
三八四	八五〇	五、八八一	三、一〇六	一五、五八六	[illegible]	三四五	三七	二四、四三四
三〇二	四二〇	四五四四	三、〇二〇	一七、五二〇	五、一八〇	二八〇	一五	二五、一二五
二一〇	一、三五〇	四、八一〇	四、四五〇	[illegible]	三、九二三	七三五	一二	二八、八六八
四八八一	一〇、九五八	五六、三九一	[illegible]	[illegible]	四〇、四六三	二、六六七	四〇六	[illegible]

四、役畜用畜の得失

用畜の飼育を得策とす

「理由」　将来人口の増加と共に之が需要の激増を見るべく需要の増加は価格の高騰を来たし

且千の購入飼料に依る適当利ありと考ふ。

又役畜は将来農耕用に利用されるは入りて一方耕地面積の縮小と共に農業の経営より集約化に依

り、役畜としての利用価値の減少するは当然なり。

殊に交通の発達すると共に運輸の用に大車を用ふることも少なくなれ然る所に用畜に依るを得策

とす。

五、牧野

本県には未耕地廃耕地少く牧野と称すべきもの無し、されど長嶺河子（三、四五頁参照）等の水害を被り易き地点に冒水しない同附近農家が放牧する程度なり、勿論所有権や使用代金等等の如き問題なく農耕に利用されない土地は何人でも自由に使ひ居る現状なり、

六、畜産物の種類及処理

種類

皮、卵、肉、毛等なり。

処理

各鎮より離れて居る地方の農民は之等畜産物を都市に販売するために飼育する者無く、自家用又は買ふ人あれば売る等の如き消極的飼育法なり。

各鎮附近の農民は生産されたる肉、卵等は鎮の市場に持参し自己にて販売す。

特に販売人等なし。

羊毛は現在飼育数も少なる故県城に只一戸だけ売買する者あれど彼は他の業の片手間にて行ひ居るに過ぎず、三区方面の牛は前述の如く双城県拉林鎮に販売す。

玉子は各鎮の菓子商に売る（余剰を生じた場合）

七、家畜の疾病

イ、獣疫

各家畜共毎年各地に起りつゝあるも病名病状不明なり、而し豚鶏も多く一日で死亡する事多し。

鶏等は二、三日にして死亡す。

ロ、[illegible]病

夏季には、水の飲過ぎ、下痢又は一度に多量に水を飲みて死亡する場合等あり

病害防除其の他不明なり。

ハ、予防又は治療の方法

特に予防法を講ぜし事なし。

治療は県及其の他各郡に二—三人位の獣医開業し居る者あれども簡単な[illegible]其の他の設備な[illegible]

[illegible]現状なれど、獣医其の他は[illegible]在来の方法に依るものゝ如し。

ニ、[illegible]の処分法

[illegible]

[illegible]

又埋めて居る者多し。

[illegible]

八、畜産経済

イ、家畜、畜産物の価格

近年に於ては前述の如く家畜及畜産物は漸次減少するに共に又人口の増加と共に価格は騰貴して行く傾向あり、特に匪賊の蠢動は役の価格を昂騰せしめる重大なる要因なり、

家畜の価格

馬	最高	二〇〇円	最低	一五円	普通	五〇円
騾	〃	二〇〇円	〃	二〇円	〃	五〇円
驢	〃	四〇円	〃	一五円	〃	二五円
牛	〃	一七〇円	〃	二〇円	〃	四〇円

前記各役畜の販売の條件は主として年令で决めるを普通とす。これは体躯、特に優良種の繁殖されて居らざる故なり。其の他毛色でも変る場合あり。

豚は斤数に依るを普通とす。一〇〇斤位の豚は二〇円位なり。

鶏は満一年のものを標準として六〇銭にして其の他之より離れるに従い価格安くなる。

但し時期に依る。

最高月は十一月十二月三月にして高きは一円位のものなり。最安月六月七月にして四〇銭位のものあり。

羊、満一年位のもの六円位なり。

卵は時期に依りて異るも高きは二月にして一個三銭位、安きは四、五月にして一個一、七銭

位なり。

ロ、役畜労力の過不足の状況及餘剰労力の利用状況

近年特に不足せる状況なり、

事変前迄は過不足なき状態なりしも匪賊の徴発に会ひて家畜は頭数に減少を来し不足を告げるに至れり。

九、畜産諸施設

イ、改良奨励

特に改良諸機関はなけれど康徳二年度より実業部の種豚貸付を受け之を繁殖試験的に之を飼育し居るが成績良好なり。

農民は馬匹の改良に意き希望し居れり。

ロ、衛生防疫施設機関

満洲在来の医法に依る獣医若干居る位にして特に斯かる機関はなし、

第二節　屯に於ける家畜

一、近年に於ける頭数増減の傾向及其の理由

開墾後数年は一家に於て数十陌数百陌の耕作面積を有せしも人口の増加と共に分割等により頭

多大耕地も漸次小規模となりつゝあり、
斯る傾向は大耕作面積に於ては寧ろ多数の役畜を要すると共に生産される穀物の副産物も多く故に鶏、豚等の用畜も多数飼育可能なり。而れども耕地面積少なき経営の下に在りては役畜、用畜の飼育は専ら購入飼料にまた収支償はぬ故有利ならず故年一年と役畜並に用畜は減少しつゝある如き状なり。
結局平和前後より騒動しつゝある匪賊のため之等家畜の掠奪に会ふ危険多きと飼養の困難、また資金に欠乏せるも之が減少の一因なり。

二、家畜の能力利用価値

A、役畜

イ、能力

馬一頭、騾三頭の形（四頭引）

四―五日を要する行程	強い馬で	二、六〇〇斤
一―二日を要する行程	〃	二、八〇〇斤
一―二日を要する行程	弱い馬で	二、四〇〇斤

但し冬季道路の良好なる時期にして夏秋雨期に於ては右の半分位以下に下ることあり。

耕種一日行程（営農の場合）畝、栽耕四頭にて行ひ、犬畜一頭、役子（馬二頭）二組、等

粟（馬二頭）二畝、小麦（馬三頭）二畝。

大豆の場合は[illegible]使用に一頭使用す、

[illegible]馬の能力の程度によりて[illegible]耕種法の相違[illegible]

中耕の場合

大豆（馬三頭）二畝、各作物共同じ

一ケ年可耕面積

[illegible]

[illegible]

[illegible]

騾子

[illegible]

[illegible]

[illegible]

小麦の場合　〃　三、五畝

[illegible]

上等の磨にて約三斗位なれど一日二頭交代に使用する故一頭は一、五斗。

[illegible]（上等のもの）

谷子　一頭当り　一日　一石
高粱　一頭当り　一日　〇、六石
磨は主として驢にして碾子は馬、騾を使用す。

ロ、使用開始年令
使用開始年令　馬満三才より、騾満三才より、驢満二才より。
年使用日数　三百日位
使役年限　白馬類、十八年位。
　赤又は黒馬十三年位
　騾は二十年位
　驢は十三年位
但し右は比較的貧家にして能力減少するに及び売却するためにして富家は死ぬ迄使役するを普通として斯る場合は約二十五年位使役し得。

ハ、廃棄の場合に於ける処分法
貧家にして能力減耗した場合は肉家屯の馬市地に売却す。買ひし人は使役出来るものは使役し出来ざるものは殺して皮を取る。

ニ、各役畜の得失
労役使用上＝馬、騾の順なり。

使用管理上 ＝ 馬、騾、驢の順なり。

労役上驢は殆んど其の用をなさず、砦、礙子等の場合にても馬、騾の方は余程能率は上る。

飼育管理上驢は騾を生むため必要なる故飼養するものなり。

B．用畜

イ．畜種別飼養目的

豚＝肉用、　鶏＝卵及肉、　家鴨＝肉用

ロ．生産能力

肉．一二〇斤の豚より骨付九〇斤、肉のみ八〇斤を得．

二〇〇斤　〃　　〃一六〇斤　〃　一五〇斤

二五〇斤　〃　　〃二一〇斤　〃　一九〇斤

三斤の鶏より骨付二斤　肉のみ　一斤

価格

最安月	十一月	豚一斤一八銭
最高月	二月－三月	豚一斤二三銭
最高月	十一月－三月	一羽一円（鶏）
最安月	六月－七月	一羽六〇銭（鶏）

鶏卵

年一二〇個四月最高にして三月之に次ぐ、六月は最少にして七月は殆んどなし。

四月の最も多く産する一箇月は二五個位のことあり。

鴨卵

年六〇―一七〇個位四月最高六、―七月最少

価格

最も高い時二月にして一個三銭位

最も安いのは四―五月にして一個一、七銭位、

八 供用並に更新

幼豚売却年令は満二ヶ月位なり

種付用のものは満一個年後一七―一八年位迄

種付時期は二月又は一月なり。

種付用の豚は数ヶ年後まで飼育するも其の他のものは去勢して二〇斤―四〇斤位にて売却さるるのが一般の状態なり。

価格二〇斤―一八円　四〇斤―三六円　一斤九銭位。

更新は一つ畑位の耕作面積の人々は適当な管理へつつある場合は自家生産せしこと示ならざるへく又は他より購入する、購入するへは生後二個月のものを購入し老なつては自家にて飼料の悪くなつた時にして斬く拘き、又は耕作者へ飼料の結束を為すために飼育するもの

[illegible]して飼育[illegible]

[illegible]

孵化時期　三月にして期間は二十一日位なり。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二、各用畜の得失

[illegible]

三、飼育管理

イ、畜舎の状態

[illegible]

[illegible]

ロ、飼育法

[illegible]

[illegible]

其の他の期間にてる一ー二日位放牧すること[illegible]

放牧期間の飼料は主として粗飼料にして最繁期の約半量を給す、農閑期も同じ。

農閑期及妊娠 ―― 断乳迄は主として濃厚飼料を多くす。

用　畜

豚の小さい時及鶏・鴨は晩に畜舎の中に入れるも昼は院子内にて飼育す。

肥育中の豚の大きなものは日中と雖も舎外に出さず、肥育外の豚は院子内は勿論外へも出す。

肥育さす場合の飼料は普通の倍位給す。其の他の場合は皆同じ、妊娠した場合も同じ。

猶ほ収穫調製時は院子外は絶対に出さず。

八、繁　殖

交配年令　　成畜＝四才位、豚は満一才位

交配方法

牝の発情した場合は牡の所へ連れて行き自由に交配さす。放牧時は混牧す。而して牝の発情した場合は全部交配さす。

種牡の選定法

此の附近に良種なく比較的良好なるものを選定する程度なり。

次回交配迄の期間

殆んど発情の度に交配さすものにして春季役畜は十五日位に一回、豚は十日位に一回発

情すると云ふ。

而し大低一—二回位にて受胎する故其の後の発情するや否や不明なり、

産子数

馬—一頭、豚—一〇—一二頭位を普通とす。

種付料は両方共不要なり、

ニ、育成

離乳期

馬は六ヶ月位、豚は一ヶ月位なり、

育成歩合

馬は殆んど死ぬことなし、

豚は一〇頭の内三—四頭位死す。

肥育の手当

馬には豆粕、小米、高粱等の濃厚飼料を多量に施す

約一ヶ年間

豚は特にて五ヶ月前位高粱を給す。

ホ、去勢

馬は四—五才の時騎兵隊又は奉天西子へ行き去勢す　一頭二円

豚は二個月位の後本屯の手匠に頼んで行ふ。去勢費は不要なり。
鶏は去勢せず

ヘ、役畜の装蹄又は削蹄

馬及騾は四才位の年より一年一回位行ふ。
一回――四〇才 場所は縣城又は同家也
驢は人に依り行ふ人と行らざる人あり。

ト、其の他

本屯に緬羊は居らず

四、飼料

イ、各家畜別種類及年所要量

家畜別	飼育種類	年所要量	飼料費	計
馬	高粱	三石	三〇、〇〇〇円	五五、五〇〇円
	豆餅	一五枚	七、五〇〇円	
	谷草	三、〇〇〇斤	一八、〇〇〇円	
騾	馬に全じ。			
驢	高粱	一石	一〇、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
	谷草	一、〇〇〇斤	六、〇〇〇円	

豚	糠（谷子）	二、〇石	二〇〇円	一〇、七〇〇円
	脊穀	二、〇石	一、二〇〇円	
	豆餅	一五枚	七、五〇〇円	

豚は院子内に於ける脊穀又は豚、馬等の喰落ちを拾いて喰ふ故数量明ならず[illegible]

自給飼料は豆粕の外全部にして副産物は糠、脊穀、谷草等[illegible]物を食はす為に飼育するもの多し（用畜）

ロ、一頭当り年飼料費　（イ）項参照されたし

ハ、主要購入飼料の種類及価格

本会に於ける購入飼料は豆粕のみなり

豆粕一枚[illegible]

五、家畜の疾病豫防

イ、獣疫

[illegible]られり。

発病後[illegible]日にて斃つ[illegible]に売り其の人は皮を取れるも其の人に害を与へし事なし。

ロ、一般疾病

A、質つまり＝昨年は一頭も無かりしも以前に於て時々あり、死体は売却す、一頭二円位

B、水を一度に沢山のませて走らせた時。

C、痰の出る病気時々死ぬ事あり。

ハ、豫防又は治療の方法

時々新ることはなし居らず。

ニ、蹄　鉄

前（ロ項）参照

六、畜　産　経　済

イ、家畜、畜産物の価格

馬の売買は種々なる條件あれど主として毛色及年令に依るを普通とす，価格も自ずから異なる

大体左の如く五階級に分ち年令との関係を見る。

○一〇〇円　　四才より六才まで

○八〇円　　六才より八才まで

○六〇円　　八才より十一才まで

○三〇円　　一一才より一五才まで

○一〇円　　一五才以上のものにして耕作不可能なるもの。

勿論年令次第の種々なる條件該馬の質により此の中間位の価格あるは当然なり。

騾は馬に仝じ
驢は最高二十二円より最低四―五円位迄。
豚は全部在来種なる故之が売買は斤数に依る、
鵝は年令と斤数に依る。
鵝齢一年 五〇銭、齢二年五〇銭 齢三年 四〇銭にして最低の売却は四〇銭とす。[illegible]
節により異る。
鴨は大体鶏に同じけれど平均四〇銭なり。
豚 一〇斤 一六、〇円、六〇斤 四五、〇円、一〇〇斤 [illegible]円、[illegible]
円、一[illegible] 三[illegible]円、二五〇斤 四[illegible]、[illegible]斤 四八、[illegible]円
[illegible]十二[illegible]豚で骨太く割合多く故に安し。
畜産物の価格
鳥産と称する[illegible]は[illegible]肉[illegible]は不明なる[illegible]
[illegible]
二月 三個一〇銭、四月 五個一〇銭、六月 五個一〇銭、八月 四個 一〇銭、一〇月
三個一〇銭、十二月 五個二〇銭、一月 五個二〇銭。
[illegible]
[illegible]

毎年高くなる傾向あり（理由）

(1) 穀物価格の騰貴すること。

(2) 事変当時匪賊に掠奪されたるに依る。

(3) 年々頭数の減少すること。

右の如き原因により高くなりつゝあり。

ロ、家畜、畜産物の販購入方法

役畜は肉家畜は馬市場にて購入す。

全部現金買ひにして農民自身の手に依る

用畜は農民各個に於て売買す。

畜産物の中卵及鶏子は販子商に対す農民各自又は孫子へ売却す。

ハ、畜力購入費

大車　一、馬　一、騾　三－四頭索、馬車は縣城迄二円、五保街迄四円。

縣城は一日にて往復し得。五保街は二日位を要す。

産　牛　具

一晌五円を普通とす。

ニ、役畜の労力の過不足の状態及余剰労力利用状況

二頭－四頭不足の状態なり。

事変当時は多数の徴発に会ひ六頭位不足を告げたり、其の後各家共補充に努めたれ共漸く足りる位になりたれど昨年本年牛疫で二頭 牛舎で一頭斃死したれば二年度は不足を告げたり。

而も飼料の不足と金銭の不足は急速に之が補充を為し得ざる現状なり。

七、畜産諸施設

イ 改良奨励事業関係

馬匹又は良豚の改良は今だ行はれ居らざるも県公署に於て之が改良に努めんとしつゝあり。

農民自身としては方針も経験もなし。

ロ、衛生、防疫、施設機関

斯るものなし。

ハ、加工販売事情

家畜市場は図家屯にあり、其の他の者なく、農民自身として加工を為し居る者なし。

第三節　林業

本県として林業としては僅かに北方面に在るのみにして調査地には見かけず。

第九章　耕種法

第一節　縣に於ける耕種法概要

一、耕種の概要

1 農具

種類	價格	種類	價格	種類	價格
犂伏	五、〇〇	鉄鍬	〇、八〇	簸箕	〇、八〇
要杆	一、〇〇	鋤頭	一、二〇	木杴	〇、四〇
耰耙	三、〇〇	鉄叉	一、〇〇	磙子	四〇、〇〇
大車	一二〇、〇〇	鉄耙	〇、八五	碾	二〇、〇〇
鏵子	〇、八〇	鎌刀	〇、六〇	輥子	四、〇〇

結頭	二、八〇	掃帚	一、[illegible]
箕筐	二、三[illegible]	二面子	〇、八〇
[illegible]楸	二、八〇	糞簾子	二、五[illegible]
寶机	二、三〇	[illegible]子	二、五[illegible]
大頭龍子	一、〇[illegible]	[illegible]發	[illegible]
笠子	一、二[illegible]	[illegible]子	〇、五〇
犁[illegible]子	[illegible]	[illegible]子	一、五[illegible]
割崎蘆	[illegible]	[illegible]	[illegible]
竹八眾子	[illegible]	[illegible]車	[illegible]
[illegible]子	二、[illegible]	[illegible]踏	一、[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

[illegible]子	[illegible]		
[illegible]把	〇、[illegible]		
[illegible]閘	[illegible]		
[illegible]把	[illegible]		
[illegible]	[illegible]		
[illegible]	[illegible]		
[illegible]	[illegible]		
[illegible]	四[illegible]		
[illegible]	[illegible]		
[illegible]	四[illegible]		
[illegible]	[illegible]		

二、肥料

イ、肥料ノ種類

[illegible]、干[illegible]、[illegible]ニ普通[illegible]、其ノ他[illegible]、[illegible]、上[illegible]、人糞等アリ。

ロ、堆肥[illegible]

[illegible]ニ[illegible]物ヲ混入セザル純粋ノ[illegible]、[illegible]

雑物其の他の混入せる場合は大豆のみに施す。

何れも良く腐熟した後施す、之は腐熟せざるものは雑草生易しと云ふ。

一晌地の施肥料は作條のみに施す場合は七車（四頭）、一面に撒布する場合は十五車位にして黄糞不足の場合は土糞又は堆糞と一諸に施す。

而し堆糞は生産量少なく又細くなり易い故人糞、鶏糞と共に蔬菜園に施すべし、特に鶏糞は瓜類に施すと其の効大なりと称す。

八、購入状況

本県には金肥と称すべきものなく只間接肥として豆粕を使用せるのみなり、豆粕は県下各鎮にて之を販売し居る故農民は各自其の店に行き購入し居る状況なり、又県城等の如き都市に於ては各官廳の馬糞生産される故之を購入し居る者あり、単価又同じ、一車六〇銭位又は人糞も購入し居る者もありて之は一車八〇銭位なり、

三、耕種法

県当局の実施又は実施せんとする農業政策

イ 実施し又は実施中の農業政策

本県の農業状態は大部分は既耕地にして而も人口の増加と共に一戸当耕地面積は漸減の歩を辿り、既に五——六垧平均の現状なり。

斯くの如き現状に処する本県の政策は可耕未耕地を多数に有せる北満各県と異り、むしろ普

満全般に類似せる政策となるべきなり。即ち優良種子の配布、適地作物の選定、農村中堅人物の養成、模範村の拡大等にして之等に就ては優良種子の配布は既に三年度より実施の成良に基き改良大豆、粟等の配布を見之れが普及は順調に進行しつゝあり、適地作物の選定は県立農事試験場に於て実施しつゝあり。農村中堅人物の養成は二年度より試験場に附設せる農事実習所を以て之が実施に当りつゝあり、模範村の拡大は本年は差当り[illegible]にして[illegible]々之が指導に当り全県数個所之が設定を計画中なり。

ロ、実施せんとする政策

前記の如き農村現状に対するに右項の政策は今迄の実施し来れる政策にして、又今後も之が助長発展すべきは勿論なれど猶ほ本年実施せんとする政策に農事組合の設立なるが、之は今回発表して近き将来実施を見ることとなるべく、又農民の販売購買金融[illegible]を目的とする[illegible]かせ之が信用組合の設立も計画中なり。

ハ、農民の県に対する要望希望

（一）学校の設立。

（二）優良種子並に改良農具の廉価配布。

（三）家畜の改良等なり。

1 主要作物栽培、[illegible]の消長並生長に影響を及ぼす諸関係

本県の開拓は僅に二百年乃至五十年に過ぎず其の当時に於けるものは之が詳細なる数字的資料は[illegible]状況に就

いて知り居る者なり。只現今栽培されつゝある作物の殆んど全部栽培され居たりと云ふ。而して其の後幾変遷ありしも四年に亘り之が消長はあり居たる事は容易に想像され得るも、最も重大なる関係を有するものは日露戦争と各市と大連間の鉄道の開通なりとす。依つて其の変遷を時期前後を二大別にして之が消長の跡を追つて見る。

イ、日露戦争前

戦役前に於て最も多く栽培され居たるは高粱にして谷子之に次ぎ小麦は第三位を占め居たり、而して商品化作物としては高粱の一部又小麦にして其の他麻子、藍子等ありしも其の数量極めて微々たり。

蘇子及麻子の栽培は相当古くより行はれたるも戦争前に於ては唯だ農家の自家用と土地の需求に応じたり、然るに之が栽培面積は減少し戦争当時は栽培せらるゝもの極めて稀なり。

高粱は農閑の発達と共に其の作付、面積は常に首位を占め、其の他燃料又は食料として重要なるものなれば増加するも減少する事なかりしと云ふ。又大豆に於ては、当時は僅かに商品化作物として重視され居たるなり。谷子は高粱の三分之二位の栽培面積を有し、食料として最も重視さる。谷子を農民は作付せざる農家のなきにあらずして全べて食料として栽培するものにして此の点現在と全然同じなり。故に人口の増加耕地面積の拡大と共に栽培面積は漸増し居たり。

小麦は営口次―大連間の鉄道開通さるゝ迄は唯一の商品化作物として、営業の発達と共に

栽培面積も大にして高粱の三分の一位なりしも鉄道の開通と共にアメリカ粉の進出に依り逆に哈爾浜、吉林辺りより県内に移入さるる様になり先づ県内の磨房は漸次倒れ之と相関連して栽培面積は漸減の歩を辿り居たり。

大豆は戦役前に於ては其の販売の容易ならざると共に利益小なるより少なりしため栽培面積も少く漸く鉄道の開通と共に高粱の三分の一位の耕作面積を有するに至れり。

ロ、日露戦役後

日露戦争後最も大なる消長を現はせるは大豆及小麦なり、大豆は日露戦役後三井物産の出張員本県城に来りて大量購入を初めしより年々価格の高騰と共に耕作面積は急激に増加し現在は高粱と其の地位を変へるに迄至れり。

其の当時本県には穀税なく物産の出張員は県内の人口に蔓延はせし迄の買収にあたれりと云ふ。

而して価格も其の二三年の間に約三倍位に高騰し其に加ふるにアメリカの小麦の輸入されて不利になりし小麦の耕作より有利作物に転向せんとし居たる際なれば之が栽培は比率に於て大に増すが如き状態を呈せり。

小麦は前述の如くアメリカ粉の進出及大豆の好売行に依る作付け額に圧せられて漸減し現在は第四位に下る程度なり。

其の他近頃数年より露西亜が小白豆等の購入を初めたるにより之が作付面積も一時相当増

大し高粱の三分之一位なりしも蔬菜の隆盛も其の後六年間にして露国の購入杜絶へしため栽培する者急激に減少し現在之が作付せるもの極めて少し。

高粱、谷子は前項にて述べたる如く農耕の需要、食料、並に飼料として必要欠くべからざるものなる故さしたる増減を見ざるものゝ如し。

2. 耕種法の変遷状況及之が変遷に影響を受くべき諸関係

開拓当時と今の如き状態が変り其の他に於てさしたる変遷を認めず。

肥　料　関　係

開墾後所に依り異なるも約十年位にして施肥作業の必要ありし事及其の当時の大車にて堆肥を運搬施肥せしも現在は車に積む時細く砕して運搬施肥す。

農　具　関　係

民国十四年第一区高家橋に現在の于軍政部大臣尊考総督々長等の出資に成り福田公司設立されて水田の開拓を初めたるが同十六年今迄使はれて居た犁丈の代りに洋犁と称する犁丈を使用するに至れるも一般農民は使用するに至らず。

其の他に於て変れし事実なし。

3. 主要作物分布状況

イ、大規模経営者の多き地方は大豆作付面積大なり。

ロ、小規模経営者の多き地方は食用作物たる谷子、包米、黍等多し。

八、宮水次付面積大なる地方[illegible]四、五、六、[illegible]区[illegible]なる[illegible]、[illegible]物の不足を補ふ[illegible]作付面積大なり、[illegible]

二[illegible]一区[illegible]区に最も多き[illegible]並に三[illegible]、[illegible]三区等之等に近きものは一、六区に次いで大なり。

ホ、[illegible]作付面積[illegible]

[illegible]年[illegible]

各区耕作面積統計表

[illegible]	一区	二区	三区	四区	五区	六区	七区	八区	九区	計
[illegible]	[illegible]	一五、三八八	三四、四〇〇	一六、五三〇	三七、七五四	二八、二五五	一三、四六六	[illegible]	一六、八五〇	一八四、六五九
[illegible]	[illegible]	[illegible]	一一、四五五	一三、四〇〇	一三、九七〇	七、三六一	五、二〇九	一〇、〇〇〇	八、四〇一	八三、二二六
[illegible]	[illegible]	五、二四〇	八、八〇〇	七、二〇〇	一〇、九八〇	八、二〇〇	四、三二六	一〇、〇〇〇	一、七六〇	六七、九〇六
[illegible]	[illegible]	八八〇	[illegible]	二、三〇〇	一、八〇四	一、八〇二	四三七	六四〇	一、八〇〇	一〇、七六三

水稲	糜子	麦類	粟子	稗子	蕎麦	雑穀	計
五六〇	六〇	八、六〇〇	二五〇	一〇〇	—	—	四五、七九〇
—	一五〇	四四五	一八〇	二三一	五〇	五〇	二七、五三四
—	七五〇	[illegible]	四二〇	五三〇	[illegible]	[illegible]	六五、三八七
—	三二〇	三、五三五	一、一五〇	一七〇	六	二八七	四三、九五三
一三一	一、二[illegible]	一[illegible]、三七八	三、四一〇	三、四二〇	四一七	—	七九、四八四
—	二五六	九、三二一	四三七	二二五	九四	[illegible]	五五、〇七二
—	四三八	一、四三〇	九一五	九三五	一五五	三八	二七、六三一
—	九三八	三、[illegible]	三〇〇	一、三〇〇	—	—	三四、[illegible]八八
—	[illegible]	一、一[illegible]	八一[illegible]	三、三六〇	六〇	—	三四、[illegible]
六九二	五、〇五三	四三、[illegible]	七、八七二	九、一六一	八四八	[illegible]	四一三、七[illegible]八

作付面積作付歩合

区別／項目	作付面積	作付歩合	備考
第一区	四五、七九〇	一一、一％	康徳二年十月末日現在にして調査方蔵付二年度收穫予想調査の集計より作製す。
第二区	二七、五三四	六、七％	
第三区	六五、三八七	一五、八％	
第四区	四三、九五二	一〇、六％	
第五区	七九、四八四	一九、二％	

年六三	五五、〇七一	一一三[illegible]
年七三	一七、八二一	[illegible]
年八三	三四、九〇八	八、四[illegible]
年九三	一四、五一一	八、[illegible]
合計	四一三、七九八	一[illegible]

5、主要輪作様式と其の作物組合せ及び肥料との関係

各地方別の輪作関係は不明なる故本縣の代表的輪作様式を左に記す。

イ、二年輪作　大豆、[illegible]谷子（又は高粱）

ロ、三年輪作　大豆－[illegible]麦－[illegible]谷子

ハ、四年輪作　谷豆－大豆－高粱－大豆

[illegible]代表的なるものにして之が作物の相互関係は未だ[illegible]調査[illegible]
[illegible]

[illegible]肥料[illegible]関係は全然同一なる故之も[illegible]調査を参照[illegible]。

6、間作及び混作の主なる様式

本縣には間作なし。

混作は蔬菜園以外には無く蔬菜園の様式も一定せざる故記するを得ず。混作面積[illegible]

ど、

７、天災害、病虫害、及其の他の災害と其の対策

イ、風　害

民国五年五月縣下全般に大風害ありて被害面積三万晌と称せられ三、四区方面に甚しく収穫皆無多し、之は風に依りて吹飛ばされし塵埃が低地に積りて低地か[illegible]

ロ、水　害

Ⅰ　民国十九年七月拉林河卡路河子（カルホーズ）（三、四区の境界を流れる）沿岸特に甚しく、収穫皆無也五万晌と云ふ、両川とも其の他の土地にても収穫減少せる所甚だし。民国時代の事故対策なし。

Ⅱ　大同元年松花江拉林河卡路河子其の他縣下の各河川大増水し収穫皆無也し、六万晌に及ぶ特に災害防止策を講ぜず。

Ⅲ　康徳元年にも大水害ありて増水河川前項の如く被害面積十三万晌全部収穫皆無となる。而して本年は高地、傾斜地も収量激減せり。

対　策

水害の情報聞くや縣公署にて直ちに水災救済班七ヶ班を組織し各所を巡べて災民を救済し安全なる大農家に之等救民を収容し食糧其の他を与へて救済せり、被害人民として救済せしもの二七、〇〇〇人なり。

其の他本縣は大小河川を數多く有する關係上每年一萬畝――三萬畝位の水害は免れ[illegible]路河子沿岸被害甚だし。

猶ほ前記各項の水害を被りたる地には田賦の全免を實施せり

八、旱害

民國十五年より三年間縣下の比較的高い土地は每年五万畝位の被害ありて[illegible]

ニ、霜害、

なし。

ホ、雹害

康德二年六月全縣各地に降雹ありて特に[illegible]區、十三万畝甚大なり。[illegible]り。

対策としては播替への[illegible]不可能なる所は田賦の全免を行へり。

ヘ、虫害

夜盗虫の被害は每年あれど之れが被害面積割合等不明なり。[illegible]ため溝を掘ることと土地の周囲に火をつけること等を命令し予防並に[illegible]

ト、病害

黒穗病の被害は全縣各地にあれど之れが被害状況其の他不明なり。[illegible]ことなし。

白斑病はなし。

8、精穀及製粉歩合

本県には製粉場及精穀場の如きものなく、精穀は農民自身、碾子に依りて行ひ居り、製粉も、農家に於ても備へ付けて行ひ居るも現在にして製粉器製粉機等の如きものなし。

磨に依る製粉

一日三〇〇斤に一〇〇―一斗位、麦(四二斤)より約三〇斤位の粉を製し得、歩合は七〇―七五%なり。

高粱、谷子共に一日一、五石(四百斤)位にして其の割合も高粱にも大体六〇―七〇―六〇%位、高粱は七〇%―八〇%位なり。

9、貯蔵法、貯蔵設備、貯蔵期間

農民一般の穀物及蔬菜の貯蔵法、設備、期間等に付ては便宜の為係官の解説を参照されたく、農民一円とも同様なり。穀物の貯蔵は本県の農民する穀物は大豆のみである関係上十日―二十日間位の貯蔵を行ふ程度にして長期の貯蔵を行ふものなし、依って特別なる設備を有する者なく、院子内に高粱稈にて囲を作り其の中で売却まで一時的に貯ふる程度なり。

焼鍋等は一時に多量に購入する故貯蔵設備を有し農民と稍〻異る。

即ち普仕方面の農民が使用せる如き土倉子を院子内に数ケ所設けて貯蔵す。

構造は屋根の部分は高粱稈を以てし周囲は土で作り形は円形なり、此処より要する度に出し

て使用する故期間は一定せず。

10、秣種及種子ノ購入ノ方法

採種するには今日と同様に良好なる畑地より取り調製し普通のものより特に綿密にして行ふ程にして其種子の他は行はれるも少し

種苗の購入は行はれるも、種苗は他へ一畑地へ良好なることを見て購入し代へる事

選として其の他に特に種苗の良好を示す首なし、縣としては之れに近縣立試験場に於て選定せるもの

所当も漸く普及的ならず。

11、廃耕地

廃耕地は本縣になし。

ロ、生産力

各区別に当地方別概算当代量に依りて見る。

イ、生産量

区別	[illegible] 豊年	平年	凶年
第一区	七、五	五、〇	三、五
第二区	六、二	四、〇	三、〇
第三区	七、〇	四、五	三、〇
第四区	六、五	四、五	三、二
第五区	七、五	五、〇	三、五
第六区	七、五	五、〇	三、五
第七区	七、〇	四、〇	[illegible]
第八区	六、五	四、五	三、二
第九区	六、四	四、〇	三、〇
第十区	七、〇	五、〇	四、〇
第十一区	六、五	五、〇	四、〇

谷子 豊年	谷子 平年	谷子 凶年	大豆 豊年	大豆 平年	大豆 凶年	小麦 豊年	小麦 平年	小麦 凶年
五、五	四、〇	三、〇	七、〇	四、〇	三、五	四、〇	三、〇	二、五
五、〇	三、五	二、五	六、〇	三、二	二、二	三、五	三、五	二、〇
五、二	三、六	三、〇	六、七	三、五	三、〇	四、〇	三、〇	二、〇
五、〇	四、七	三、〇	六、五	三、五	二、五	三、七	二、八	二、二
五、五	四、五	三、五	七、〇	四、五	三、五	四、〇	三、五	二、七
五、五	四、二	三、二	七、二	四、二	三、二	四、〇	三、五	二、八
五、二	三、六	三、〇	六、七	三、五	三、〇	三、五	三、〇	二、五
五、〇	三、五	二、八	六、五	三、五	二、五	三、八	三、二	二、〇
四、五	三、八	二、五	六、〇	三、二	二、八	三、五	二、六	二、〇
五、三	四、〇	三、〇	六、七	三、八	三、二	三、八	三、〇	二、二
五、二	四、〇	二、一	六、七	二、五	二、〇	二、五	[illegible]	二、一

ロ、副産物

区別	高粱 豊年	高粱 平年	高粱 凶年	谷 豊年
第一区	三、二〇〇	三、〇〇〇	一、二〇〇	一、八〇〇
第二区	三、〇〇〇	二、八〇〇	一、〇〇〇	一、七〇〇
第三区	三、二〇〇	三、〇〇〇	一、二〇〇	一、七〇〇
第四区	三、三〇〇	三、〇〇〇	一、三〇〇	一、八〇〇
第五区	三、四〇〇	二、三〇〇	一、四〇〇	二、〇〇〇
第六区	三、四〇〇	二、二〇〇	一、四〇〇	二、〇〇〇
第七区	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、二〇〇	一、七〇〇
第八区	二、六〇〇	一、八〇〇	八〇〇	一、二〇〇
第九区	二、四〇〇	一、六〇〇	六〇〇	一、一〇〇
第十区	二、八〇〇	一、[illegible]〇〇	一、〇〇〇	一、七〇〇
第十一区	三、二〇〇	二、四〇〇	一、四〇〇	二、〇〇〇

子	平年	一、五〇〇	一、二〇〇	一、三〇〇	一、五〇〇	一、六〇〇	一、五〇〇	一、二〇〇	九〇〇	八〇〇	一、二〇〇	一、八〇〇
	凶年	九〇〇	六〇〇	八〇〇	九〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	五〇〇	三〇〇	六〇〇	一、一〇〇
大豆	豊年	二、〇〇〇	一、八〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	三、三〇〇	二、二〇〇	二、〇〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、八〇〇	二、二〇〇
	平年	一、六〇〇	一、四〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、二〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	凶年	八〇〇	六〇〇	八〇〇	八〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六〇〇	四〇〇	六〇〇	一、二〇〇
小麥	豊年	一、六〇〇	一、五〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、六〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、五〇〇	一、四〇〇
	平年	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、二〇〇	九〇〇	八〇〇	一、〇〇〇	一、三〇〇
	凶年	六〇〇	五〇〇	六〇〇	六〇〇	七〇〇	[illegible]	六〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

註　副産物は大体の数字なるも比較的正確なりと信ず。

本縣一般の生産力を見るに比較的開拓の新らしく、亜[illegible]等[illegible]四区、五区、六区、十一区附近は生育良好にして二区、七区、八区、九区、十区附近は亜[illegible]の公なるを見るされど此の地方も台地の確立後は現区[illegible]

農民の言明に依るも同様なり。

第二節　屯に於ける耕種法

一、肥料

1、種類及肥効

種類

馬糞、豬糞、土糞、麻子粕、蘇子粕間接肥料として豆粕を使用す。

本屯にては金肥を使用せる者なし。

肥効、施肥量。

大豆　馬糞一〇車の場合五石、五車の場合四、五石、無施肥の場合は三石位の収量あり、

谷子　豬糞四車の場合六石、三車五石、無施肥の場合四石。

大豆　土糞三〇車五石、一五車四、五石、無施肥三石。

購入肥料

金肥と称さるべきものは豆餅のみなれど豆餅と雖直接肥料にあらずして一度馬の飼料として使用し其の馬糞を利用する位にして豆餅を使用せる馬糞と然らざるものとは〇、五石位収量に相異ありと云ふ。

本屯の年使用量約三〇〇枚にして主として索水甸子より購入す。

2、自給肥料製造法

○ 馬糞

原料　馬糞八〇％、草木灰一〇％、雑物及塵埃一〇％、

毎年三月頃より馬糞を宅地内一定場所に積み上げ其の上に草木灰或は雑物塵埃等の生ずる度に積み上げて生産されるものにして前記割合は最初より考慮して作られるものにあらずして生産後の割合が大低右の如くなるの意なり。故に各家々年々に依りて多少の変化あること勿論なり。

而して右生産される中庭に於て七月及九月の両月各一回宛切返しを行ふ。

○ 猪糞

原料　土五〇％、猪糞五〇％

三月頃宅地内一定の場所に猪糞生産量及前記割合を考慮して若干の土を盛上げ其の上に溜らせて猪糞の出来た時々に其の上に盛り上げる七月及九月の両月に各一回切返しを行ふ。土は更に加へられることなし。

○ 客土

土のみにして割合肥沃なる所より採集す。

○ 家畜別生産量

馬一頭　年　六―七車位

猪　〃　二車位

3. 原料採集地の附近農家

特に原料採集地と称すべきものは無く、各人の耕作地に於て放棄して居る…
地主は小作人の土地より採集するもの甚だ多し、故に其の土地に於て其の農地を…
は損すること多し。又土地を耕作せざる人でも各類の畑で特定期間…
農業を捨て去って肥料を製造し、又二月頃、堆肥する者あれども其の量極めて少なし…
又耕作せざる人でも道を歩む者人は生産されたる堆糞を拾ひ集めて…
への堆糞の上に積み又は自己の蔬菜園等に施す。而らざる人へは其の代償を与へるを普通とす

4. 栽培作物に依る肥料種類施肥法及び肥料の普遍

(一) 大豆

基肥料　最良のものは一〇車、土糞のみならば三〇車、馬糞七割土糞六割…

最良＝馬糞一〇車の場合本当の大部之になる。

稍良＝馬糞、土糞計十三車の場合、肥料の不足を考へて行ふ。

良＝土糞三〇車の場合、本当に行ふものなし。

不可＝無施肥

右一二三車の施肥法は各戸互に運搬す。

○ 谷子又は高粱

馬糞四車の場合も良好にして馬糞は施さず、土糞を施す者多く、馬糞と基肥料…二適のみなり

○ 蔬菜

最も普通なるは大豆二車、消費一八車計二〇車の中三分の二[illegible]

して生産されるものにあらず。

其の他の作物には肥料を施さず。

大豆に糞尿を施さざるは生産[illegible]的にして前年、[illegible]

糞の中に草或は堆肥等混入し居る故施肥した場合土中[illegible]

麦には、[illegible]施したる[illegible]

されば其の被害なり。

堆肥施せば各場合共畑地一面に散布す

又全部基肥にして追肥として使用する者なし。

5

肥料購入状況

本屯に於ける購入肥料は同時肥料[illegible]と豆粕のみにして[illegible]

にして昨年度本屯に使用せるものなし。

豆粕

購入先	単価	全屯使用数
労水団子	〇、五〇元	三〇〇枚

右の中現金は一〇%位にして九〇%迄は大豆との物々交換[illegible]

と単価五〇銭とになる。使用開始年代は明らかならざるも約一〇〇年位前と云ふ。

要するに本邑に於ける肥料は金肥と称すべきもの全然なく（豆粕は同時肥料である）全てが飼養家畜の糞或は人糞に依るものなる故耕地の細分されるに従い飼養家畜も漸減の道を辿り従って之より生産される肥料も漸次減少し肥料の項第一節に述べたる如く馬糞、一、頭の場合は五石の収量あるにも拘らず半減することに依り収量減少し悪肥の場合更に減少する如く本邑にも生産肥料の減少より斯くの如き施肥量に依り収量減少に甘んじつゝあるる人あるは甚だ遺憾とする所なり。而も前記の如き半減又は悪肥の場合に於ける収量は前年又は以前普通量施肥せられたる結果にして毎年々々斯くの如き施肥量に甘んじし故収量更に減少するは理の当然なり

土地へ農民の生活源泉として絶対不可欠なるを思ふ時誠に寒心に堪へざる次第なり。

二、耕種法

1 主要作物の栽培消長の概要及消長に影響を及ぼす諸関係

開墾当初作付せられたるものは高粱、粟、大豆、小麦、黍、稗子等現在作付せらるるものの中稗子を除くの他全部作付せられ小麦を除くの外各作物夫耕作面積は年々に依り多少の差はあるも大体に於て平均し居れり。而るに大豆は光緒二十六年東支鉄道南部線開通せらるゝに及び価格上り販売容易になりしため急激に商品化作物として他作物を凌駕し作付栽培せらるゝに至る、其のため最も影響を受けたるは黍稗にして現在之が作付面積は全体の黍五、四%、稗五、七%位迄減少せり。

高粱及谷子は多少の影響を受けたることあるも元来高粱は食料及家畜の飼料として必須のもの故谷子は食料として之亦必要欠くべからざるもの故共に或程度は不可能なり、尚ほ本地は焼鍋華々なりし時代高粱の作付面積更に大なりし事ありたれども数字的には不明なり。

粳子は光緒初年頃より試培されしと云ふも詳細不明なり。

2、耕種法の変遷状況及之が変遷に影響を及ぼす諸関係

開墾当初より出身地の耕種法を採用せし事実なし。只開墾当初は土地肥沃なりしため施肥せず、又馬の代りに牛を併用せし事のみ現在と異る。

イ、農具

開墾当初より農具の変化乃至は変遷せし事実なし。之には特別なる理由なく、農業に対する現状維持に満足せし結果と彼等に進歩的意識の乏しかりし結果と云ふ。

ロ、家畜

二十年前迄は牛及馬を併用せしも現在は馬のみなり。牛を使用する場合の耕種は只面積を減少するのみにして其の方法に異る事なし。

牛を使用せし理由は牛は主として焼鍋に使用されしものを農繁期に農耕に利用せしかば、焼鍋の消滅と共に牛も利用するものなし。

ハ、肥料

開墾後一ヶ年目より徐々に施肥を始めたるも其の方法は現在と異る事なし、又開墾当時と

現在は耕種法に於て施肥作業を更に丁寧にするのみ。

二、気候の変化に依る耕種法の変化の有無

斯る事実なし。

3. 主要作物分布状況

別紙略図参照。

4 主要作物名及同耕種面積

作物名	耕種面積	割合
大豆	七一、五三町	三四、%
谷子	四二、四〇町	二〇、一%
高粱	二五、三〇町	一二、〇%
小麦	二二、三〇町	一〇、六%
其の他	三四、五〇町	一六、四%
普通作物計	一九六、〇三町	九三、一%
特用作物計	四、二〇町	二、〇%
蔬菜類	一〇、四五町	四、九%

合計	二一〇、六八畝	一〇〇、%

主要作物品種名

作物名	品種名	作付歩合
大豆	鉄莢子	八〇%
〃	紅毛豆児	七%
〃	黄宝珠(改良大豆)	一一%
〃	圧磙車	二%
谷子	水裏站	七〇%
〃	白皮谷子	二〇%
〃	画地紅	一〇%
高粱	蛇目	七〇%
〃	黒殻	三〇%
小麦	大香荘	一〇〇%

5、農戸の作付割合決定の理由

自小作別、経営規模其の他の関係は全然なく、全べて輪作関係に依[illegible]

例へば食料を得られぬため新規に小作せんとする人、於前作[illegible]

付しそれを売りて谷子を買ふが如し。

6、主要輪作様式と其の作物組合せ及肥料との関係

当地には輪作様式として習慣的なものはなく、只多年の経験に基き左の如き関係を知りそれによりて各家適宜栽培作物を決定し居れり。

即ち

前年作物	中、年作物	次年度作物
大豆	他の作物全て可なり	
高粱	大豆	他の作物全て可
谷子	大豆	〃
小麦	谷子又は黍	大豆
稗子	大豆	他の作物何でも可
黍子	大豆	〃

右の如き関係を考慮して輪作を決定するものにして右の関係に依らずして栽培作物を決定せし場合は収量半減若は三分の二位の減少にして到底其の経営不可能なればなり。其れは地力の合理的利用でもあり、雑草の防止でもある。例へば谷子の後に高粱を栽培せし場合は除草の除割合悪く又谷子、高粱共に養分吸収率強く到底斯くの如き輪作不可能なり。

只今年より引続き同一地を耕作する事になつた場合は全土地の或部分を犠牲にしても前記関

係を深甚の意に栽培し明年以降に備ふる事あり、而し斯る場合にも比較的良い組合は[illegible]く
栽培されるものにして例へば

高粱 ↓ 小麦　　小麦 ↓ 小麦又は大豆
粟子 ↓ 小麦　　稗子 ↓ 小麦

と云ふ風に栽培さる。

小麦は連作又は他作物との関係比較的良好なる故[illegible]場合は小麦を利用する[illegible]とす。

又病虫害の予防等の関係上は意識的にして右の関係を考慮せし[illegible]或る時は自然に右の作用も兼ね行はるゝなり。

土地の上、中、下別に依る輪作関係なし。

施肥慣行

各家共其の肥料製造高に依りて各々其の方法を異にす。

最も多き家 ＝ 毎年各作物に施す ↓ [illegible]は現在少し
次位の家 ＝ 大豆及谷子に施す ↓ 最も多し。
最少の家 ＝ 大豆にのみ施す ↓ 少数あり。

右の如く家は施肥関係より輪作の物に普遍の制限は受けざる[illegible]
尚ほ二年も肥して一年[illegible]より輪作の物に相当の制限を受けない

例へば二作の家

谷子（無肥）―大豆（施肥）―高粱（無肥）―大豆（施肥）、如く二年施肥、一年無肥

の如く、

三作の場合

大豆（施肥）―高粱（無肥）―大豆（施肥）＝谷子（無肥）等の如く輪作々物を決定す。

7、作物の転換と輪作との関係

、種子を最初に作付せし後は大豆又は小麦[illegible]に作付す、[illegible]に他作物は先で[illegible]しく種子を作付せし時は発育不良に依る

其の他新たに、耕作を始めたる場合或は引続き耕作せるも有利なる作物を栽培せんとする時は

前項に於て述べたる如く一年だけ或作物を犠牲にして其の転換を計る。

8、間作及混作の主なる様式

本地には蔬菜の外一般畑作に於て間作又は混作をなし居る者なし、蔬菜園は混作にして[illegible]

に依りて年々に依り異る故一定の様式と称すべきものなし。

9、耕土法及整地法

大豆及豆類

耕土法 ↓ 鞍地　　整地法 ↓ 反種

理由

大豆及豆類耕作の場合は前作物は高粱、谷子等の如き[illegible]

深く耕すためこの方法を行ふ、高粱、谷子を植栽せし場合は[illegible]

高粱、谷子其の他の場合へ豆類以外の一般畑作物は全部[illegible]

耕土法 → 豁地　　整地法 → 壌種

理由

若し豁地を行ふ場合には土は膨軟となり、雑草生へ易く[illegible]入る故発芽遅延し大豆なら種子は変質を来さざるも他作物の種子は[illegible]故に壌地に依る壌種豁地を行ふ可し。

而して此の方法は開墾当初より行はれたる方法にして本地特有の方法なし。

10、主要作物の収穫調製の順序及其の変化に影響を及ぼす諸関係

順序　小麦―黍子―稗子―大豆―谷子―高粱―糜子

小麦の収穫期七月中旬より糜子の調製終了八月下旬迄約五十日[illegible]其の年の事情に依り時日に於て若干の変化あれども其の順序に[illegible]

11、精穀及精粉歩合

磨	上等の磨	一日	一、二〇〇斤
功程	中等の磨	一日	七〇〇斤

下等の磨　一日　五〇斤

歩合　小麦

一斗（四二斤）	上等	八三％
一斗（四二斤）	中等	七八％
一斗（四二斤）	下等	六六％

手に依る能力は変りなし、

碾子

	能力			歩止り
谷子	上等の碾	一日	二石	六〇％
	中等の碾	一日	一石	五〇％
	下等の碾	一日	五斗	四〇％
高粱	上等の碾	一日	一、二石	七〇％
	中等の碾	一日	〇、八石	六〇％
	下等の碾	一日	〇、五石	五〇％

製粉機、製穀機等は本屯になし。

12、貯蔵法及貯蔵設備、貯蔵期間

A、穀類の貯蔵法

○倉子

○箱

○土間に板を敷き其の上にアンペラを以て囲いたる櫃の中。

倉子は物置の中に設けられるものにして同中に貯へたるものは四―五年[illegible]

容易に貯へ得。元来倉子は豊年の際貯へ凶年に備へるものであるが、斯る意味にて貯へ[illegible]

は一ヶ月以上も耕作する裕福なる農家なれば可能なるもそれ以下の者は[illegible]食糧品

に種子の貯蔵に使用するを普通とす。

倉子は大工に造らすものにして十六石入り二十円、二十石入二十三円位の費用を要す。

本屯に於ける最大なるものは王才所有の十六石入りなり。（別紙略図参照）

箱の中に貯へるは倉子を所有せざる者所有するも倉子の中に入り切れない場合に使用す[illegible]

ものにして種子並に食糧、衣類売却迄の一時的貯蔵に用ふ。（参照略図）[illegible]

者は所有せざるもの又は所有するも入り切れない場合に用ふるものにして[illegible]

置く用ふ（略図参照）。

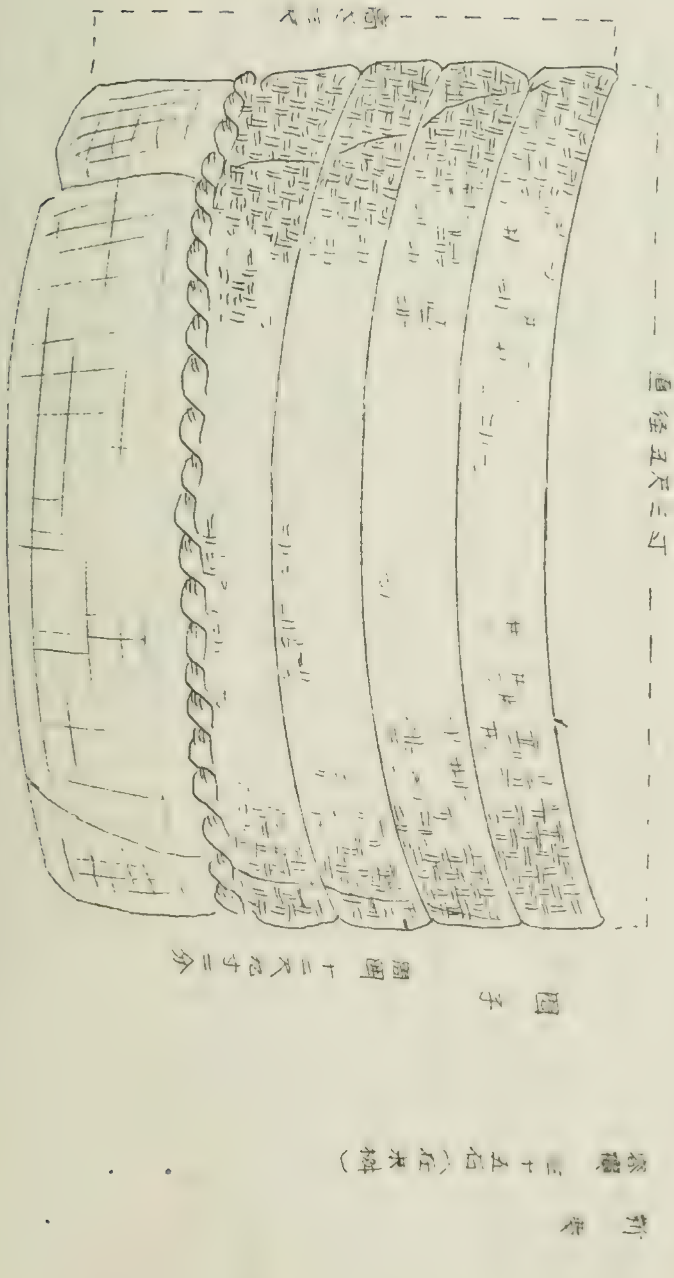
B. 蔬菜の貯蔵法

貯蔵庫を房子内に設く（別紙略図参照）

右貯蔵庫には蔬菜を貯ふるも品質の悪き白菜其の他は良く乾燥させて[illegible]

等にて貯ふ。　貯蔵期間は八ヶ月位なり。

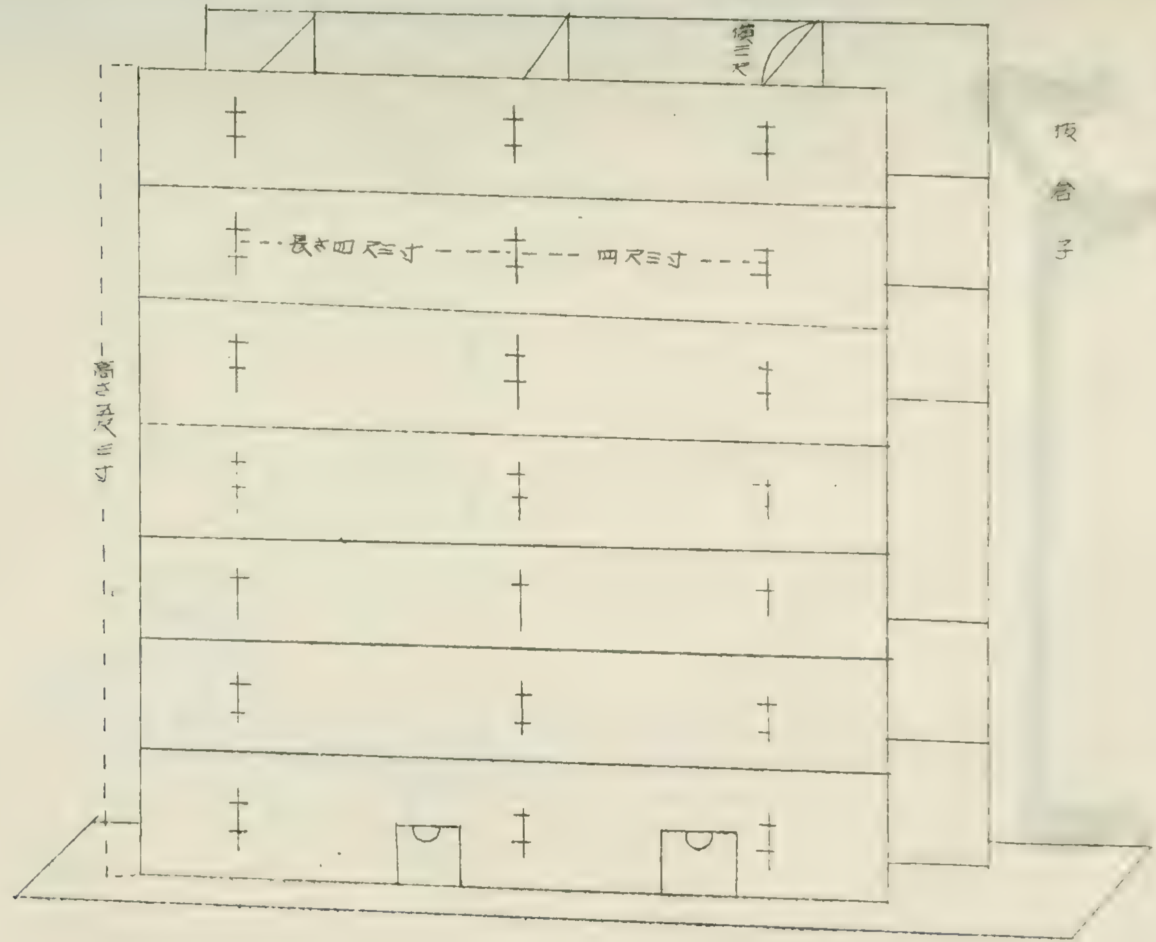
貯庫を所有せざる者は地豆子又は家の中にアンペラにて囲を作り其の中に貯へ自家の食料と
なし、其の他の蔬菜は家の側に穴を掘りて貯ふ。
貯蔵庫は毎年作らず、貯蔵菜少無くなれば蓋の高粱稈又は土を取除き翌年再び蓋のみなして
使用す。



一、寸法石部長屋

一、建坪十七坪（但平家）

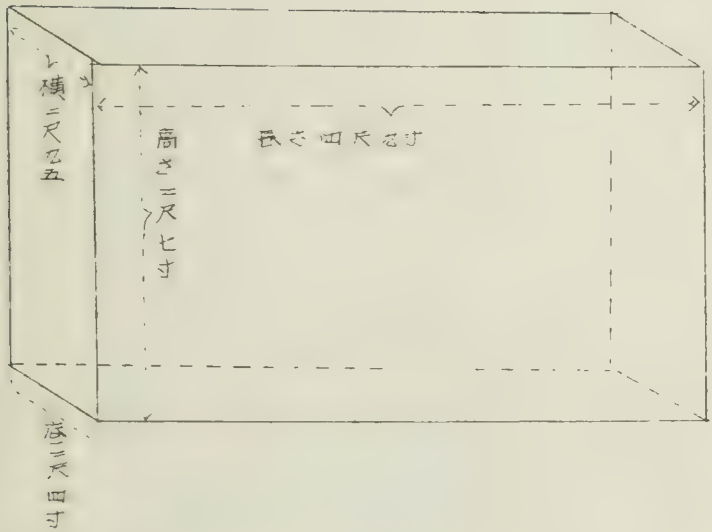
扱台子



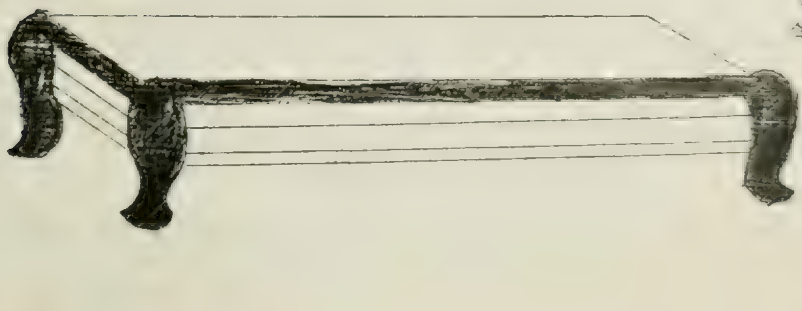
一、寸法新度

一、容量六石五斗

（在来枡）



箱子



箱子台

13. 採種及種子の購入方法及品種改良の状況並に農家の耕種改良に対する意見

採種法

各作物共其の年の出来の良い畑を選び其の部分のみ別に調製し調製の際風選に依りて良い粒のものを種子とす。

種子購入方法

種子は自家生産並に物々交換に依るものにして購入せず、若し異種若は良品種を他より求める場合は各々其の時価により物々交換す。

品種改良の状況

品種改良を積極的に行ひ居る者なく、只珍らしい品種又は良い品種を他村より貰ひたる場合は物々交換に依り栽培する程度なり。

改良大豆は康徳二年初め中央王才公房水甸子の南十里の地索家窩の陳慶餘より貰ひ受けて試作せり。

耕種改良に対する意見

一、馬の改良に依り良馬を得く耕種の際現在三頭のものを二頭の馬でやりたい。現在は馬の力平均せざる為に二頭は不可能なり。

二、品種の改良

三、基礎肥料かなければ晌当り一石――一、五石の増収を望し得、又肥管理不充分に依る。

14 主要作物耕種法

A 各主要作物耕種法

1、大豆

2、品種

イ 主要品種及特性

〇 鉄莢子

来歴＝白家泡子（銘蘭県）の王某氏作付しあるを本地の千霖金馬車輸送の途中発見し持来栽培す、約十五年前

特性＝1、莢の中に四個を有す。

2、茎丈夫にして倒れない。茎高し、

3、他品種より収量二―三斗位多し。

〇 圧破車

来歴＝約十年前に栽培されるも詳細不明

特性＝草丈高く粒多くして色より美しい、入植当時は収量多かりしも現在は鉄莢子程なし、

〇 黒済易

来歴及特性＝約三十年前より栽培さる、早生莢は馬の飼料として良好なり。現在は栽培されず。

○　一窩蜂

来歴及特性＝約三十年前栽培さると云ふ。

一莢に多数の莢付き従って他大豆より収量多し、鉄莢子位なり

○　小白豆児

来歴及特性＝約十年前より栽培さる。粒少なけれど品質良く、鉄莢子に比し収量劣ると云ふ。

○　黄宝珠（改良大豆）

来歴及特性＝康徳二年度本県王子農家の依頼により購入せしもの、粒大にして[illegible]

ものゝ多し、草丈高し、油量比較的少く豆腐を作るに最も適すと云ふ

○　紅毛豆児　○　黒豆

来歴及特性＝来歴不明水害に対する抵抗力強し。

ロ、栽培品種変遷の概況

古い時代の事は不明なる故左の如き段階に区分して調査す。

1、二十年前

黒臍児　六〇％、　一窩蜂　四〇％、

2　十年前

黒臍児　一五％、　小白豆児　五％、　鉄莢子　八〇％、

此の当時には一窩蜂は全然本村より姿を消す。鉄莢子の栽培[illegible]多し。

3、八年前
鉄莢子　七〇%、　圧破車　一五%、　小白豆児　一五%、
此の当時は黒斉児も殆んど栽培する者なく、代って圧破車の栽培多くなる。

4、六年前（八年前に同じ）

5、五年前
鉄莢子　七五%、　圧破車　二〇%、　小白豆児　五%、

6、四年前
鉄莢子　八〇%、　圧破車　一五%、　小白豆児　五%

7、三年前（前に同じ）

8　最近二年度
鉄莢子　八〇%、　改良六豆　五%、　紅毛豆児　一〇%、　圧破車　五%、
右の他黒豆及紅毛豆児は毎年若干作付せらると云ふも其の収量極めて少なく、注と[illegible]
瑩地なり。

3、採種及種子の貯蔵

イ、採種の時期及方法
八月中旬調製の場合、風送に際して最も風上のものを選ぶ。

ロ、種子の貯蔵方法

種子は倉子又は箱の中に入れ比較的涼しい場所に置く、[illegible]

八、採種量

畝当り二斗（在来種）

4. 送植の時期及方法

送植は別に行はず、

5. 種子の予措時期及方法

なし、

6. 整地

時期　清明前（陰暦三月）の頃

整地の方法、

前作高粱、粟の場合。

先ず鉄鍬にて根株を掘り起し耙子を以てかき集める。

根株は乾燥し燃料とす。

使用農具、　鉄鍬、耙子、大車。

功程　一人一日半畝、運搬は二畝。

前作が玉蜀黍の場合、

[illegible]に整地を行ふ[illegible]の際一[illegible]行ふ[illegible]

7、肥料

イ、施肥の有無　施肥す。

ロ　肥料の種類及施肥量

馬糞一晌当り四頭引大車一〇車。

二番大車＋馬糞七車＝十三車

ハ、施肥の時期及方法

前年十一月頃で運搬す、運搬の際一晌に約一〇〇個所の山を作る。散布は清明節の整地を終りて後行ふ。

使用農具

運搬の場合

木橇、鉄橇、二歯子、大車、糞簾子。

撒布の場合

木鍬、鉄鍬。

人、家畜、功程、

一日二人、馬車一台で半晌 ―― 運搬の時。

一日一人で一晌 ―― 撒布の場合

家畜、運搬の際、馬四頭

ニ、追肥の有無

なし。

ホ、特種肥料

なし。

8、播種及鎮圧

イ、播種

播種期 ＝ 穀雨節（陽歴四月二十日）の芒種（六月六日）に終るも普通は小満（五月二［illegible］一日）迄に大抵終る。

畝当り播種量 ＝ 一、五斗 ― 二斗（在来耕）

畦巾及方向 ＝ 畦巾二尺、方向は一定せず。

播種方法 ＝ 前作済設の場合、

図の如く先づ畑の左より二列目の壟の中央に犁を入れると犁[illegible]はなる其の後を一人の人が足で播種穴を七寸位の距離に作りつゝ進む、其の後を一人[illegible]播種器）を持つた人が各穴四粒位宛点下しつゝ進む、斯くして[illegible]壟即ち畑の一番端の壟の真中に犁を入れて進む、其の際は[illegible]る。其の次に第三番目の壟の真中に犁を入れ第二列目の往きと[illegible]の残りの半分に犁を入れて左端の場合と同様の作業をなす。

斯くして全畑地に及ぶので本年出来た壟は前年の溝の上であり前年の壟は今年は溝となる、

播種図（矢の方向は犁伏の進む方向を示す）

右に多数の壟あり、



右の図で見る如く畑の左端の前年の壟の半分は今年は残るが右端に前年に新く一尺半壟もあること故毎年斯うした半壟はある理なり、翌年は南又は東より犁伏を入れる。

功程及人、家畜

犁伏を引く場合 ↓馬四頭、人二人、

其の他踏み付け（穴を作る人）一人、播種一人、 計 人 四人、馬 六頭、一日 一晌、

ロ、鎮圧

鎮圧は播種の翌日行ふ、

方法は木製転子を馬に引かせて馬は畦を歩む、往きに二壟を行ひ復りに二壟を行ふ。

行程、人、家畜

人一人、馬一頭、一日四晌。

9、管理

除草及中耕

芒種後一〇日目より初まる。直ちに中耕—第一回

第一回終了後十五日後第二回除草直ちに中耕、

第二回終了後十五日後大草のみ取る直ちに中耕、

間引は行はず、培土と中耕は一緒に行ふ。

人、家畜、農具、功程、

除草第一回

農具→鋤頭、人一人、一日〇、二五晌、

第二回除草　前に同じ、一日〇、五晌、

第三回除草　手で抜き取る　一日一晌

中耕第一回、第二回、第三回共に同じ。

農具、犁杖、馬三頭、一人一日二晌、

犁杖の培土板は両方に土の分れる如く成つてゐる。（農具の章図示参照）

10、除害

病害としては大豆開花後霜が二－三回来ると其の後は全部黄色に変じ三〇％位の減収を来すことあり、而して五－一〇年に一回位なり。

虫害としては夜盗虫の被害は五月－六月頃時々あり、五年前頃収量半減せる所ありたり。昨年は窪地に若干発生せしも旱地には全然なし。

最も発生する年は少雨連日に亘る場合又は二－三日毎に数回繰返す場合に多し。

雨量少なく又過多な年に割合少なし。此の附近で未だ甚しくなる害を被ることなし。

11、出穂期及成熟期

出穂期　六月上旬（陰歴）

成熟期　八月上旬（陰歴）

成熟後直ちに収穫す。

12、乾燥及調製

収穫時根本より鎌刀を以て切り其の侭十五日位畑に放置し乾燥さす。其の後家へ運搬し調製す。

調製方法

運搬後調製場に一面に敷き其の上を石頭轆子を馬に引かせて脱粒す。よく脱粒したる時稈[illegible]他に持ち去り粒は風選す。其の際翌年の種子は選別す。

人、馬、農具、功程、

収穫時　鎌刀　一日一人半晌

運搬時　馬四頭　人四人一日二晌

調製時　馬四頭　人四人、石頭轆子一個一日一晌

　場所、帚、箕、風選も全部含む。

13、包装及調製

調製後種子は箱子の中に入れ其より飽き料等と麻袋に入れ置く。

麻袋、重量、一七〇斤、二斗入り。

麻袋は縣城又は三縣商より購入す。一麻袋七〇錢。

14 販売慣行

十月頃――翌年二月頃

15、収量

地目別	子実容量	茎稈	莢
上地	五、〇石	二、〇〇〇斤	八〇〇斤
中地	四、五石	一、五〇〇斤	六〇〇斤

下地　三、〇石　一〇〇〇斤　七〇〇斤

1、作物名　谷子

2、品種

イ、主要品種の来歴及特性

○　大毛黄、

約三十年前より栽培され穗大にして粒も大きく草丈高し、茎稈の質柔かにして飼料としても好適なり。

○　鹵地紅

本屯より二十五里位南方の地に園子山と云ふ山あり、其の地は以前より空閑地なりしを今より約二年前一本の粟の自然に生長しあるを安某なる人發見し其の種子を採集して栽培せるに好成績を收めたり。依て翌年も更に栽培せるに又良好なる成績を收めし事四隣に傳へ皆競いて之が栽培をなすに至れり。本屯に最初栽培されしは約十五年前なり、發芽が旺盛にして幼苗強く茎稈又丈夫なり、比較的水害に堪へ幼苗は紅なるも穗の出る時は黄色に變る。

○　白皮谷子（一名限皮表と云ふ）

十五年前本屯干森全趙家屯より持ち来る

本谷子の皮は薄く他品種は半々位の小米を得るも本品種は六〇%の小米を得らる苗頭汁

れど丈夫に育てば收量多し。

○ 紅粘谷

三十年前より栽培さる。

特性として特筆すべきものなけれど粘質多し、故に黍の代りに栽培さる、黍は代り減へ、

收量も黍に比し多し。

○ 水裏站（一名句根月と云ふ）

自家選で（錦蘭縣）より本出孟氏二五年前當事輸送の途次買付け持ち來る、

水害に對する抵抗力強く穗は大小なく揃ふ。

○ 大稜

二十年前より栽培され早生なり。

ロ、栽培品種變遷の概況

二十年前

大粒黄 四〇%、 水裏站 四〇%、 大稜 二〇%

十五年前

大粒黄 二〇%、 水裏站 二〇%、 大稜 一〇%、

一〇年前

大粒黄 七〇%、 水裏站 二〇% 適地紅 一〇%

その当時より大稜は姿を消し遍地紅のみ全盛となる。

八年前

大粒黄　四〇%、遍地紅　三〇%、白皮谷子　三〇%。

五年前

遍地紅　五〇%、大粒黄　三〇%、白皮谷子　二〇%。

三年前

大粒黄　六〇%、遍地紅　二〇%、白皮紅子　二〇%。

康徳二年度

水裏粘　七〇%、白皮谷子　二〇%、遍地紅　一〇%。

二年度に大粒黄なくなり、水裏粘を多数栽培せるは前年度の水害の影響にして大粒黄なる優良品種なれば三年度は再び王座を占めると云ふ。食料として最も可なるは大粒黄、遍地黄なり。

3. 栽種及種子の貯蔵

イ. 採種時期及方法

大豆に同じけれど小作付者は穂の侭一二〇位を一束として天井裏に貯ふ。

ロ. 種子の貯蔵法

粒のものは倉子の中穂は天井裏。

八、採種量

粒のものは畝当り四升位。

穂のものは一二〇束のもの三束即ち三六〇穂、

4. 選種の時期及方法

粒で残した場合は選種は行はず。

穂で残した場合は清明節の殿棒でたゝき脱粒し風選又はふるいにて粒選す、

5. 種子の予措、時期、方法、

なし。

6. 整地

前作大豆の場合。

清明節より穀雨節迄に拉子を馬に引かせて根株を倒す。

農具、人、家畜、功程、

農具、拉子 一、人、一人、馬 二頭、一日四晌。

前作小麦の場合。

耕伏を以て次回の如く行ふ。

第一回 前年七月中旬



之に依りて畑の半分は整地し得

第二回、第一回終了後一度降雨ありたる後



第一回に最初に犂代を入れた畦の残り等分の所より犂代を入れる。之れで完全なる整地を成り得。

第三回は八月中旬頃行ひ其の場合は前の中に犂代を入れて壁を高くす、

使用農具　人　家畜　功程

犂代　二人　馬四頭　一日五畝＝一回に就き、

丁、肥料

イ、堆肥の有無

肥料製造場少なく、前作小麦の場合は無し

肥料製造場多く、前作大豆の場合は有り、

ロ、肥料の種類及施肥量

猪糞　六千斤

猪糞　四車　一車一、五〇〇斤　）一畝当り施肥量

木灰　三袋

ハ、施肥の時期及方法

二月頃運搬し一畝に就き四〇個所の山を作る、

施肥は去年播種時他畦にあるものを畦溝に入れて持寄り播種せしに施す。

使用農具　人　家畜　功程

農具一輛　八人、八頭、八車、糞箕子、

、二、馬車一台、馬四頭、一日十畝、

施肥の際は播種と同時なる故其の際記す。

ニ、追肥の有無

無し。

ホ、特殊肥料

麻子粕 ‖ 古くより使用さる。施肥することに依り壟の懸高まり幼苗の発育良好なる結果を収め得。

播種の際同時に施す。

8、播種及鎮圧

イ、播種

播種期　穀雨節（陽歴四月二十日）より立夏（陽歴五月六日）

晌当り播種量　五天樹　四升

壟幅及壟の方向　壟幅二尺　方向は一定せず。

播種方法

畑の真中より入る、真先に壊把を以て壟の真中を劃き割りつゝ進む、其の場合土は両方に分れる、壊把の次ぎに點葫蘆を以て播種す。其の後より施肥し其の後より二人の人がざくを持て覆土す。他の壟に移る場合は整地第一回の図の如く進行し全畑地に及ぶ、

ロ、鎮圧

鎮圧は踏杵子を以て行ふ、之れは[illegible]
播種の際最初の往きは不要なりし載せておいた播杵子を左側にて[illegible]鎮圧す[illegible]
きは不要なる故載せるが帰りは要する、其の後は不要の際無く、常に[illegible]
種しつゝ鎮圧す。
其の鎮圧は大豆の如く重きものでなく、此所に往き[illegible]
程度のものなり、
使用農具、人、畜、工程
播種の場合、
畜犁一ケ、點播器一ケ、覆土器[illegible]
鎮圧の場合、
踏杵子一[illegible]他不要、[illegible]
前作小麦の場合は施肥[illegible]除く、

9. 管理.

除草

第一回除草 播種後十五日目頃 鋤頭一ケ一人一日三畝.
第二回除草 第一回終了後十日目頃 〃 〃 〃 五畝
第三回除草 第三回終了後十五日目頃 〃 〃 〃 五畝

第四回除草　第三回終了後十日頃手を以て抜く、一人一日二畝。

中耕

第一回中耕　第二回除草直後、犂伏一、馬三、人一、一日二畝。
第二回中耕　第三回除草直後、〃　〃　〃　〃
第三回中耕　第四回除草直後、〃　〃　〃　〃

間引は除草と同時、培土は中耕と同時、
中耕の際の犂伏は大豆と同じ。

10. 除害

病害　黒穂病は四十年前よりありて一二年前に最も甚しく、約一割の減収を来せり。昨年（一二年）も若干ありたり、

虫害　干地には少なけれど窪地にはあり、

鳥害、邑々近く又は木のある附近に若干あり。

予防及駆除の方法は別に講じ居らず。

11. 出穂期——立秋頃
成熟期——秋分頃

12. 乾燥及調製

収穫後束を作り約十日間位畑に伏せて乾燥す，

農具、八、扨揚、鎌刀　一人一日　五畝位.

大豆調製後の調製場で運搬し次図の如き円を作り其れを石頭碾子を馬に引かせて脱粒す、



其の他は大豆と同じき風選の後にサイにて精選の調製をなす

運搬、大車一　馬四頭、人二八、一日二回.

調製、石頭碾子四ー、馬四頭、人五八　一日一回

13、包装及調製

種子を包みの中に入れる場合は柳条笆子又は囤子の中に入れる、穀子を笆子の中に入れる場合

其他の穀子は囤子の中に入れる、売却品は麻袋のある所は麻袋に入れる.

一麻袋四斗（在来桝）一三〇斤、五棵樹より買ふ。

加工

碾子一個、馬一頭、一人一日二石の谷子を加工し得、人及馬は途中一回交代す。

一石の谷子より平均五斗の小米を得。

14. 販売

十月—二月迄、五棵樹又は労水甸子へ売る。

15. 収量

上地	子実 五石、	一斗三五斤	茎稈 三、〇〇〇斤
中地	〃 四石、	〃 三四斤	〃 二、〇〇〇斤
下地	〃 三石	〃 三二斤	〃 一、五〇〇斤

1 高粱

2. 品種

イ、主要品種の来歴及特性

○ 黄羅傘

約二十年前より栽培され精白用として優良なり。

茎稈は他品に比し一尺位高し、食糧として珍重さる。

○ 紅殻

約三十年前より栽培され、早生他品種に比し十五日位早し。

畓地は干地と同時に播種不可能なるも該品種は若干遅れて畓地に栽培するも同様に収穫

得。

○、黒 鼓（一名大八葉と云ふ）

約二十年前より栽培さる。

反当り収量に於て約三——四斗位の増収あり。

茎稈は根及茎の大きさ殆んど同一なるも節の大きさ及び斑点あり、[illegible]

用ひられず。

○ 蛇 眼

約三十年前より栽培され、葉色濃く粒も大なり。

食糧としては黄羅伞に劣るも比較的多く用ひらる。

ロ、栽培品種変遷の概要

二十年前

黒鼓　五〇%、　黄羅伞　二〇%、　紅鼓　二〇%、　蛇眼　一〇%、

十五年前

黒鼓　五〇%、　蛇眼　四〇%、　黄羅伞　一〇%、

十年前　　前に全じ。

五年前

蛇眼　七〇%、　黒穀　三〇%、

それ以後は殆んど変らず現在に至る、食糧として有用なる莫羅今は少く、栽培さる、黒穀は主として馬料として用ひらるもの有る故なり。

馬料としては黒穀最も優る。

3、採種及種子の貯蔵

イ、採種の時期及方法

八月下旬調製と同時に採種す、方法は大豆に同じ、

ロ、種子の貯蔵方法

大豆の場合に同じ。

ハ、採種量

一畝当り一斗、

4、選種の時期及方法

清明節の候、風選に依り穂署午以後フルイにて両度行ふ。

5、種子の予措、時期及方法

なし。

6、整地

前作は大豆に限り、其の方法時期其の他は谷子の前作大豆の場合と同一なり。

7. 肥料

堆肥の中に土を半分位入れて一畝当り五車位施す時期は播種と同時にして方法は谷子の場合に同じ
追肥なし、特殊肥料はなし。

8 播種及鎮圧

イ、播種

播種期　立夏（陽暦五月六日）の候。
播種量　畝当り播種量は七升（在来種）
株間及行間　畦幅二尺　株間一定せず、
播種方法及農具　何れも谷子の場合に同じ。

ロ、鎮圧

谷子の場合に同じ。

9. 管理

除草

第一回除草　播種後十五日位、農具、鋤頭、一人一日三畝
第二回除草　第一回十日位後　〃　〃　〃　五畝
第三回除草　第二回後二十日位　〃　〃　〃　〃　五畝

中耕及培土

第一回中耕　第二回除草直後　農具、犂ぐ、一人、三馬、一日二晌
第二回中耕　第三回除草直後　〃　〃　〃　〃　〃
第三回中耕　第二回中耕後十五日位、〃　〃　〃　〃

間引

第二回除草後中耕前に行ふ、
間隔を一尺位にはす、使用農具、板鍬、一人一日五畝、
第二回、第一回終了後十五日位にして行ひ其の場合は分壁した芽を取る。一日一人一晌。

10、

除害

病害、

1. 黒穗病、来歴不明
二年後は其の被害最も大にして約二〇%なり。
貯蔵の際煙の多い部屋に置くと其の害最も大なる故斯る部屋に置かざる様に為す。
又該病に罹りたる附近より採種せず。

2. 其の他大豆と同じく霜にかゝりたる時黄色に変じ品質を下すことあり。

虫害

油虫は穗の出揃ふ時分に発生する故該虫発生する時は子実の内容充実せず収量半減する事

あり、十五年前最も多く收量半減せり、比較的霧の多い年に多く世より発生する。

対策を知らず。

鳥　害　なし。

11、出穂期及成熟期

出穂期＝立秋頃、開花期七月上旬。

成熟期＝秋分の頃。

12、乾燥及調製

收穫の際根本より一尺位の所より切取り約十日位畑地に伏せて乾燥さす。收穫の穂を刈り取り調製場に運搬し調製す。調製方法は大豆の場合に仝じ。

使用農具、人、家畜、功程

收穫の際の刈取り、鎌刀一、一人一日三畝、

穂の切り取り　小鎌刀一、一人一日三畝、

運　搬　大車一、馬四、二人一日二晌、

調　製　石頭碾子四、馬四、五人一日二晌、

13、包装及調製

包装は谷子の場合に同じ。

14、販　売

主として飼料と為す故販売する者殆んど無く極く少量販売するものあり其代金は[illegible]、洋剪は二月頃迄。

15、收量

地目別	收量	重量	茎稈	量
上地	六、〇石	一斗四〇斤	一、〇〇〇束	三、〇〇〇斤
中地	五、〇石	〃三九斤	八〇〇束	二、四〇〇斤
下地	四、〇石	〃三七斤	六〇〇束	一、八〇〇斤

1、作物名　小麥

2、品種

イ　主要品種の來歷及特性

○　大頭花

十年前本屯千森全章子青（七区）より持ち来る、收量他品種に比し一晌四斗位多し。

○　小紅莊

二十年前より栽培さる、早生にして灰粗病に強し。

○　禿頭

二十年前より栽培さる。

草丈高く、収量多けれど稈銹病に弱し、

ロ. 栽培品種変遷の概況

二十年前。

禿頭 五〇%、紅花 五〇%

十五年前

禿頭 一〇〇%、

一〇年前

大青花 五〇%、禿頭 五〇%

五年前

大青花 一〇〇%にして現在に至る。

3. 採種及種子の貯蔵

イ. 採種の時期及方法

時期は七月、方法は大豆に同じ、

ロ 種子の貯蔵

大豆に同じ、

ハ. 採種量

一晌当り　四－五斗（在来种）

4. 選種の時期及方法

清明節の五日前にて行ひ後フルヒにて選別す。

5. 種子の予措、時期方法、

なし・

6. 整地

時期　清明節二、三日前に拉子を以て行ふ。其の方法其の他は谷子に同じ。

7. 肥料

施肥せず。

8. 播種及鎮圧

イ. 播種

時期　清明節に行ふ・

播種量　晌当り播種量四斗

畦幅方向　畦幅二尺にして二列の條播方向一定せず。

方法　使用農具及対犁であるのみ異り其の他は谷子、高粱の場合に同じ。

使用農具　人、家畜、功程、

対犁・一、　點葫蘆　一、　馬　三頭、　人　八人、　一日二晌也。

9、管理

除草は五月上旬に鋤頭を以て一回のみ行ふ。

一人一日五畝。

中耕、間引、培土共になし。

10、除害

病害＝炭疽病、五年前に最も被害大にして全部被害ありたり、畝当収量五斗位なり、

虫害＝夜盗虫、三年前に被害最も大にして収量半減せりと云ふ、昨年は少し。

最も発生し易き地は草地、荒地に近き畑地に多し。

鳥害＝なし。

之等の諸害には何等の対策も講じ居らず。

11、出穂期及成熟期

出穂期＝六月上旬、成熟期立秋

12、乾燥及調製

収穫は立秋後二―三日後にして全部枯れた時行ひ畑地に乾燥さす事なく、其の後[illegible]

し調製す。

調製に際しては穂の全部を切り取り大豆に準じて行ふ。

使用農具、人、家畜、功程、

収穫、農具、鎌刀、一人、一日、二、五畝、

運搬、農具、大車一、馬四、二人、一日二回、

調製、〃　石頭碾子四、馬四、四人、一日一晌、

風送、一人、一日一晌、

13、包装及調製

貯蔵、種子は箱、其の他は包子。

一麻袋四斗入（在来枡）一斗四三斤。

14 販売

十月より十二月迄、販売先五糧商、縣城及附近縣の各等村へ容易

15、収量

地目別	収量	重量	茎程
上地	三、〇石	四三〇斤	一、五〇〇斤
中地	二、五石	四一〇斤	一、一〇〇斤
下地	二、〇石	三八〇斤	八〇〇斤

◎ 本屯に移植を行ふものなし、

B、果樹栽培法

本屯に果樹園なし。

三、生産力

1. 作物別生産力、

作物	項目	原後二年 上地	原後二年 中地	原後二年 下地	豊年 上地	豊年 中地	豊年 下地	凶年 上地	凶年 中地	凶年 下地
大豆	主産物	四、五石	四、〇石	三、五石	五、〇石	四、五石	四、〇石	三、五石	三、〇石	二、五石
	副産物	八〇〇斤	六〇〇斤	四〇〇斤	一〇〇〇斤	九〇〇斤	八〇〇斤	四〇〇斤	四〇〇斤	四〇〇斤
谷子	主産物	五、〇石	四、〇石	三、〇石	六、〇石	五、五石	四、五石	四、〇石	三、五石	二、五石
	副産物	二、四〇〇斤	一、八〇〇斤	一、二〇〇斤	二、四〇〇斤	二、〇〇〇斤	一、六〇〇斤	一、二〇〇斤	一、二〇〇斤	一、二〇〇斤
高粱	主産物	六、〇石	五、〇石	四、〇石	六、〇石	五、〇石	四、〇石	四、五石	四、〇石	三、五石
	副産物	三、〇〇〇斤	二、四〇〇斤	一、八〇〇斤	三、六〇〇斤	三、〇〇〇斤	二、四〇〇斤	二、四〇〇斤	二、四〇〇斤	一、八〇〇斤
小麦	主産物	二、五石	二、〇石	一、七石	三、〇石	[illegible]	二、〇石	[illegible]	[illegible]	一、二石
	副産物	五〇〇斤	四〇〇斤	三〇〇斤	八〇〇斤	[illegible]	六〇〇斤	[illegible]	[illegible]	二〇〇斤

二年								
上地	四.〇石	七〇〇斤	五.〇斤	二,〇〇〇斤	五.五石	三,〇〇〇斤	二.四石	五〇〇斤
中地	三.五石	五〇〇斤	四.〇斤	一,六〇〇斤	四.五石	二,四〇〇斤	二.〇石	四〇〇斤
下地	三.〇石	四〇〇斤	三.五斤	一,四〇〇斤	四.〇石	一,八〇〇斤	一.五石	三〇〇斤
備考	豊年は民国十九年凶年は大同元年水害のため		豊年は民国十九年及大同三年、凶年は大同元年水害て依る		豊年は民国十九年凶年は大同元年水害のため		豊年は民国十九年凶年は大同元年水害による	

右記の如き天候の時に各作物の豊凶を生ず。

降雨の多い年は大豆は豊作にして谷子は凶作なり。

降雨の少ない年は大豆は凶作にして谷子は豊作なり。

高粱は茎の小さい時は水に対する抵抗力弱けれども生長するに従ひ強くなる故五月六月の候降雨多き時は凶作なり。

小麦は三月頃降雨多い年は他作物より収量多く、又該地の豊凶を決する重大原因は霜の多少に依る。

2 耕種法の如何に依る生産力の差異

イ 耕土及播種法

○高粱、谷子を大豆の如き耕種に依る時は覆土厚くなり、種子は腐る虞あり、

○大豆を高粱、谷子の如き方法に依る時は覆土は浅耕なる故大豆の根深くならず故不良なり。

○大豆を條播にした場合は條播は雑草生へ易く除草困難なり　雨量過多にして雑草繁茂せざる年なら條播も可なり。

○大豆は雑草に対する抵抗力弱き故小さい時に除草を完全に行へば収量多し。

小麦及高粱は共に雑草に対して強し　谷子は其の中間位なり。

ロ．播種期の早晩

○播種期を早めた場合

大豆は現在より稍々早めるも可なれど小麦と同時期の時は出芽揃はざる故出芽不良なり。

高粱の種子は腐敗し易くなる故悪し。

谷子は谷子同旅の雑草繁茂し除草困難となる。

○播種を晩めた場合

大豆は稍々晩れるも可なれど之は年に依りて異る。

播種後二——三日にして降雨ある年は豊作なる故播種の際は天候を考へて播種す。

高粱は粒の充実不能。

谷子は十五日位遅れるも差支へなし、

小麦は遅れると茎が伸びない故不可なり。

ハ 管理の如何

除草中耕は二回位多くやりたいも労力の関係に依り不可能なり。

3 位置、土壌の種類に依る生産力の差異

イ 位置

中腹 最も収量大なり、

高地 中位なり。

窪地 最も悪し。

ロ 土壌の種類

粘土 収量少し、粘土は高地に多く屯の南支面なり。

黒土 収量多し、北方の平地に多し。

砂土 アリカリ土等はなし、右は各作共同様なり。

4 掠奪農法に依る地力減耗の状態

本屯の開拓は古き故詳細なことは不明なれど言傳に依れば開拓当時は地味肥沃にして十年位は無施肥状態に耕作するも現今より以上の収量ありしと云ふ。

されど連年の斯る無施肥耕作は漸次地力の減耗を来し開拓十年位より施肥を始む。

其の当時は一戸当り耕作面積大にして家畜も多い為に肥料生産高も多かりしに依り割合に地力も減耗せざりしも人口の増加と分家に依る耕地面積の縮少に依り飼養家畜頭数も減少し漸次

地味減耗に向ひつゝあるものゝ如し。

農民は之が対策として肥料の増産を奨励し居れど家畜以外の肥料製造或は購入等、只二三農家にして田畑の附近より雑草等を刈り取りて人糞を混ぜて居るものあるもそれに依る製造高も微々たるものなり。

要するに李母は斯くの如き状態を続くるならば今後益々地力減退に拍車をかけることは極めて明瞭なり。

焼畑を行ひ居る者なし。

5、気象と生産力の相関々係

降　雨

大豆は比較的雨の多い年は豊作。

高粱は十日―二十日に一回位慈雨のある年は豊作。

谷子は雨の少い年に豊作。

小麦は春三月雨の多い年は豊作。

気　温

気温の低い年は各作物共収量少し。

気温の高い年は平均良好なり。

気温特に高く六月に適量の降雨ある年は高粱可なり。

第十章　労働雇傭関係

第一節　縣の雇傭関係概略

一、雇傭関係の地方別特徴

本縣は労働力豊富で各地方とも均等であるから地方別にこれと云ふ特徴みられず、外縣より雇傭することなく各地方共、年工、月工、日工等普通の形のものが一般である。

尚本縣には渡者殆んど無く定額小作である。

二、縣に於ける労働事情

本縣の労働市場は労働市場と名付くれば名付け得る程度のもので農繁期に在りて縣我て二三自ら各領で自ら仕集合する。

然し本縣の労働市場は組織統制なく単に余剰労力の必要なものが各自雇傭する程度のものである。

この場合苦力頭の如き者も無く雇傭は雇主と労働者との間に直接に交渉される、従って労賃の

如きは雇主側から定められ労働者がそれに応ずるのであるが、雇主としては決して無理な条件は定めないと云ふことである。

本県の労働力の需給が適当である為不必要であり苦力頭等で生計を維持することが出来ぬ為め苦力頭等も居ない。

従って各市場の特徴もなく県外の労働市場より雇入れると云ふことも皆無である。

又労働力を操る背後関係等も無い訳である。

尚現在の労働市場は今より五十年位前出来たものであるがこれは労働力の必要に依りて設置せられしもので無く寧ろ労働に溢れし労働者が自然に集合することに依て出来たものである故に集合する労働者の殆んどは其の附近の労働者で県城に集合する者は県城附近の者、鎮の市場に集合する者は鎮の附近の者。

三、県外よりの流入状況

前述の如く県外より流入せる労働者は勘少であるが中には山東辺りより来住せる者もある。之等は親類或は知人を頼りて来住せるもので其の殆んどが県内に定着して居る。

之等労働者の県内に於ける労働状況は農繁期にありてのみ県内各地の農家に傭はれ農閑期は県城に集り旅館等に傭はれて居る者もあるが、大部分年工として農家に傭はれて居る。

四、出稼ぎ人の概況

県外特に隣県への出稼人は殆んど無いが、県内への出稼は各地方とも雇農の約五〇%位である。

出稼人の送金状況不明。

五、都市との関係

本縣は国都新京へ比較的接近しておる為新京の膨脹に依る影響少し。但し農閑期に於ては幾分り出稼人はあると。

尚本縣に在りては国道建設を為したるもそれに要する人夫は縣公署に於て斡旋し（一縣[illegible]一甲一牌）農閑期に各戸より出稼人夫として出たる為それに依る農民への[illegible]ったと。但し農閑期労働の為に農耕時の労力に不足を感ずる様なことはなし。

六、労賃の変遷

本縣に於ても年に依り幾分の労賃の変遷ありたるも其の都度適当の賃銀を定められるなど、収穫量多い時は賃銀を高く支拂ひ天災匪害の場合は賃銀が安い、然し此の場合雇主と労働者の生活状態を考慮し労働者に対して無理無き様支拂ふ為労賃の問題で紛争を起す様なことは無い。

第二節　調査屯の雇傭関係

一、労力の需給状況

本屯の調査戸数三四戸の内地主並に地主自作階級が約二〇％、自作、小作階級が三〇％、自、小産農階級が約三〇％で雇農階級は二〇％に過ぎざるも実際に於ては全農家戸数の三〇％は

自家労働力の余剰力を以て被傭労働を為して居るので被傭労働を為せる農家は五つに当る。

家畜数は牛三、馬二三、騾一一、驢三、計四〇頭を数へ然るに本屯の耕作面積は二一三、三〇晌一戸平均六、二七晌に当る。

自家労働数は男四七人之を一人当に見るに平均四、五晌 ― 耕作面積となり、役畜一頭当りの面積は五、三三晌となる。

之を以て観る時は本屯の労働力は屯全体として略々均衡を保たれ尚若干の余剰があるものと思はれる。

二 過不足の内容

年工屯内相互五人、屯内より屯外へ八人、屯外より屯内へ一〇人の被傭労働者あり、雇傭数一五名、被傭数一三名にして二名の不足となり月工に於ては屯内相互三名、屯内より屯外へ一名、屯外より屯内へ一名にて過不足なく日工に於ては屯内相互間に男七八名、女一八名、屯内より屯外への他出一一五〇名、屯外より屯内へ男一五〇名、女五四名にして 男一〇〇名の余剰となり女は五四名の不足となって居る。

即ち年工は二名の不足、月工は過不足なく日工に於て約千百の過剰である。

三 労働市場との関係

本屯は廟甸子（七五〇）の労働市場と後滿屯の労働市場に関係を持ち本屯より此の二労働市場に出で行く者は殆んど無いが、除草期、収穫期に於ては極めて少数を両市場より雇傭して居る。

労働力は本屯内で満されてゐると云ふより寧ろ日工は屯外より雇傭せる数より屯外への他出労働を為してゐる数が多い状態である。屯内と屯外よりの雇入れの割合は九対一位である。

四、屯の特殊的地位

本屯には取立てる程の発達せる副業なく副業の為に労働者を特に雇ふと云ふ必要も無く副業の為に労働者の雇入れに困難を感ずるが如きことも無い。又地理的には県城を離ること七十華里の地点にある安水面子とは僅かに六華里を距つるに過ぎず、現在に於ては労働力充分なるも若し不足の場合と雖も附近の必要は前記労働市場にて容易に雇入れることが出来る。

第三節　雇農の種類

一、年工、月工、日工の別

年工は一〇ヶ月以上の定雇で十ヶ月に満たざる時は月工と為す。月工は普通一ヶ月以上の定雇の場合を云ふ。

年工、月工を定める場合雇主の雇傭の都合に依り十ヶ月以上を必要とするときは年工として雇ひそれ以下の時は月工として雇ふ。又被雇人が自分の都合に依り何ヶ月以上は働く事が不能である時は中途で月工となる事もあるが極めて稀である。

月工は農業の専門的作業能力が幼稚なる者或は自家労働力の余剰を発揮されるものである。

二、打頭的、謁連的、服傚的の別

打頭的になるには扶犁使、播種、謁車、推礎子、調製、施肥其の他農事一般が出来る外に、[illegible]一八才の其の日の仕事の行程を考へ傭人に仕事を命じ自ら仕事をなし、服傚的事を教へする[illegible]

打頭的と云ふ事を定するのは産主であるが普通被傭人仲間でも其の能力を認めて居る[illegible]

謁連的へ推礎子でも云ふ一寸馬の使用調習が労であることは例へば[illegible]等普通一般に使用する[illegible]

[illegible]

謁連、扶犁や其の他農事一般

謁連的なることは本人の自薦に依り産主が[illegible]一般の者へ公認されて[illegible]

[illegible]一通り[illegible]を試験して[illegible]ある。

服傚的は打頭的と[illegible]農事一般が出来る[illegible]打頭的程完全[illegible]。従って服傚的の特殊[illegible]

[illegible]打頭的、服傚的と[illegible]り得る者もある。

三、[illegible]、[illegible]子、[illegible]子

[illegible]二十才より四十五才か年令の者で馬四頭[illegible]

[illegible]一、二晌、中耕は一、五晌の行程が出来ること、其の他農事一般[illegible]

服傚的は[illegible]四十才位迄り年令の者で播種、中耕、[illegible]

事へ出来ねば良い。能力は打頭的に次ぐ。

大[illegible]、大[illegible]は特別な技工と[illegible]るに必要な条件は無い。[illegible]

労働力は本屯内で満されてゐると云ふより寧ろ日工は屯外より雇傭せる数より屯外への出労働を為してゐる数の多い状態である。屯内と屯外よりの雇入れの割合は凡対一位である。

四、屯の特殊的地位

本屯には取立てゝ云ふ程の発達せる副業なく副業の為に労働者を特に雇ふと云ふ如きことも無く副業の為に労働者の雇入れに困難を感ずるが如きことも無い。又地理的には県城を距ること七十支里の地点にあるも安水国子とは僅かに六支里を距つるに過ぎず、現在に於ては労働力充分なるも若し不足の場合と雖も附近の屯或は前記労働市場にて容易に雇入れることが出来る。

第三節　雇農の種類

一、年工、月工、日工の別

年工は一ヶ年以上の定雇で十ヶ月に満たざる時は月工と為す。月工は普通一ヶ月以上の定雇の場合を云ふ。

年工、月工を定める場合雇主の雇傭の都合に依り十ヶ月以上を必要とするときは年工として雇ひそれ以下の時は月工として雇ふ。又被雇人が自分の都合に依り何ヶ月以上は働く事が不能である時自ら申出で月工となる事もあるが極めて稀である。

日工は農業の専門的作業能力の幼稚なる者或は自家労働力の余剰を被傭されるものである。

二、打頭的、馭車的、跟做的の別

打頭的になるには扶犁使、播種、馭車、拉碾子、調製、堆肥其の他農事一般が出来る外監督、一家の其の日の仕事の行程を考へ傭人に仕事を命じ自ら仕事をなし、跟做的等を教へてやる。

打頭的と云ふ事を決定するのは産主であるが普通被傭人仲間でも其の能力を認めてゐる。

馭車的へ拉碾子でも云ふ一は馬の使用飼育が主でであることと例へば [illegible]

一石分を入手にて事足り尚肥へてゐる。

馭車、扶犁其の他農事一般

馭車的たることは本人の自薦に依り産主が定めるのであるが一般の者へも公認されてゐる由 [illegible]

[illegible] 産主が馭車用としての一通りの二頭を試験して見る場合もある。

跟做的は打頭的と又ぎ農事一般が出来るが打頭的程完全ならず、従つて跟做的の特殊技能なし、

日によつても打頭的、跟做的となり得る者もある。

三、大拉子、半拉子

大拉子の成工は二十才より四十五才の年令の者で馬四頭―七頭位までの使用 [illegible]

播種は一日一、二晌、中耕は一、五晌の行程が出来ること、其の他農事一般が出来 [illegible]

跟做的は十九才―四十才位迄の年令の者で播種、中耕、除草打 [illegible] 農事一般 [illegible]

其へ出来れば良い、能力は打頭的に次ぐ、

大拉子、大半的は特別に成工となるに必要な条件は無い、 [illegible]

い。大更とは老頭児等普通の農事が完全でないものが有る。

把事的は年令に依らず仕事が完全でない者を半拉子と云ひ大師夫、大更的では半拉子と云ふが一般に大半拉子は十七－十八才位、半拉子は十二才－十六才位の者にして本屯に於ては半拉子を小半拉子とも云ふ。

尚小半拉子以下の能力の者即ち猪倌児が居る。

次に大半拉子、半拉子を決定するのは普通年令と仕事の能力に依り雇主が決定するが、雇主と被傭者と合議の上決定する事もある。

常工、半年工は本屯に其の例なきも大耕作の場合は常工を雇ひ入れ耕作の場合は普通一月二日を払ふ方が雇主は得であり被傭者は常工で傭はれる方が得であると。

第四節　雇傭方法

年工月工

年工、日工を雇傭する場合本屯に於ては屯内及附近の屯（二十満里以内）より雇傭し屯外より雇入れする場合は知人、親戚或は屯内人の紹介を要し、紹介なく全然未知の者は絶対に雇はないと。

雇傭手続は屯内の場合は保証人を要せざるも屯外の時は保証人を要し普通紹介人が保証人となる而して保証人と契約当事者とは親戚或は朋友の関係に在り被傭者に関する一切の責任を負ふ、本屯

に於ては証書の必要なし，

雇主から招聘する場合と被傭人から申出る時との差違は賃銀に於て年雇月雇の差違はない。

日工の雇傭は大部分部内で除草期、收穫期、農繁期若干名外よりの雇傭あるも附近の部落は秀水甸子ノ労働市場より雇傭してゐるが面倒な雇傭手續は悪い、（秀水甸子に集合する労働者が移動する労働者では無く其の附近在住の労働者である）

契約の延長又は変更の場合別に手續無く、良く働きたる場合は翌年も續いて雇ひ下約合ふことあり

たる時は中途にても解約を為すが其の時迄の日数に依り賃銀を計算する。被傭人より申出て解約する場合も労賃を少くする様なことは無い，

第五節　雇傭契約及作業

一、住込又は通ひ

年工、月工は住込みで日工は通ひであるが常工は住込みとする場合もあれ其の場合は年工、月工との区別をしない。

住込み又は通ひを決定するのは雇主であるが雇主の家族が大多数なる時は年工と雖も通はしむることがある。又家族持ちの年工が雇主の家と近距離（部内）である場合は被傭者より願出て通ひを許可することも有る

雇主の宿子内に住むことが出来ざる時は別に家を借りて住ませることもある其の場合の家賃は雇主が負担する。

又家族持同の年工の場合雇主の家を借りて住む時は普通の家賃の半額を住ませる。

二、雇傭期間及実働労働時間

年工の雇傭期間は十ヶ月から十二ヶ月であるが十ヶ月の契約が多い。

趕車的は一月より十二月迄（十二ヶ月）打頭的は二月より十一月迄（十ヶ月）跟夥的は二月から十一月迄（十ヶ月が普通である）

大師夫、打更、十二ヶ月である

月工の雇傭期間は一ヶ月以上七ヶ月未満で最も多いのは三ヶ月から四ヶ月である

日工の休息、中食時間は日出より日没迄、朝食昼食各三十分の休、午前中二回、午後三回各十分位づゝの休み時間がある。

農繁期は日の出二時間前より日没後一時間、朝食三十分、昼食三十分、午前中二回午後三回の休憩時間があり其の他は日出より日没迄午前午後各一回の休みあり。

三、休日及帰家

休日は端午節、中秋節各一日の休假があり其の他休日以外に休業した時は賃銀を差引くことなく期了後休業せし日数だけ働くを例とする。

次に常雇せる雇農は当内又は近附近在住の者であるから端午節と中秋節の二回帰家するが其の

他家庭ニ雇ヘ事出来ル時ハ帰家スルコトモアルガ、帰家シテモ雇主ヘノ仕事等ハセズ

四、作業労務種類

農事ニ関スル労働

	一号	二号	三号	四号
趕車的	飼料ノ給与	堆肥運搬 刈取運搬 穀室ヘ運搬 在庫物	拉磙子 糞運搬	整理ノ為起床スル 飼料ノ用意世話
打頭的	開荒刈 運搬	鋤草 趕車 其ノ他一般	前作物殊処理	下種
跟做的	推磙子 開荒刈	仝	推磙子 殊処理	鎮圧
半拉子	推磙子牛旁	仝	仝	仝上
猪倌	猪追ヒ	猪追ヒ	猪ノ飼料ノ世話	

三月	六月	七月	八月	九月	十月
除草・ 中耕の時扶犁太	除草 扶犁太 小麦収穫物運搬 耕起	雨季の耕起 土糞の運搬	小豆、麻子の収穫及運搬 高粱谷子の収穫運搬	大豆の収穫及運搬 大豆の脱穀及調製 谷子、高粱 仝	大豆、谷子、高粱の脱穀調製
除草	除草 小麦の収穫 小麦の積上げ	小麦の脱穀 土糞括束	高粱谷子の収穫	大豆の収穫 高粱、谷子の収穫及調製	鍘谷草 馬糞と土糞の混合
仝	仝	仝	仝	収穫物運搬の時装車 大豆、高粱、谷子の収穫	穀物陪の装車
仝	仝	仝	仝	大豆の[illegible]をとる 仝上	打頭的と糞の混合、肥料運搬の手伝
仝	喂飼料	喂飼料			

月	十一月	十二月
肥料運搬　高粱の稭運搬	農産物悉刈り　脱穀、調製	脱穀
	仝	刈草　篩にて豆皮を分ける
	仝	刈草　牲畜圏の糞を運ぶ
	仝	仝
	猪圏肥の運搬	[illegible]圏肥の運搬

農事外の労働

打炕　七月頃　趕車的、打頭的、跟做的　半拉子がやる。

壁塗　七月頃　右　仝　〃

賦役　三、九、一〇各月一回づつ出る。

打洋草　六月頃　跟做的がやる。

其の他　水汲み、廟子掃除は打更半拉子が主としてやるが打頭が居ない時は打頭的、跟做的がやる。

農事外の労働は年工がやり日工は農繁期のみ傭うから日工が農事外労働に従事することは無い。

農具の整理、倉庫の掃除等は半拉子が特にやるが跟做的が特別に課される仕事は無い。通又住込みの別に依る差別も無い。

農事外の労働は契約に依りて定めるのではなく自然の結果として農閑期又は冰凍時行ふが習慣となつて居る。

農事外の労働に特に給与することはない。

第六節　労　賃

一、現行労賃一覧

両家屯年工、月工労賃一覧表

	年工						月工		
	打頭的	趕車的	跟做的	大師夫	打更的	猪倌的			
現銀	年六五-七〇	七〇	五〇-六〇	五〇三ヶ月	四〇	八-一〇	月八	月八	
現物	十シ	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
給食	給三回	仝	仝	仝	仝	仝	仝	仝	
給食以外の給与	十シ	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
備考									

自家労日工労賃一覧表

	現銀	現物	給食	労賃外の給與	備考
整地播種	三〇	ナシ	給三回	ナシ	
除草中耕	五〇	〃	仝	〃	
收穫	四〇	〃	仝	〃	
穗切	六〇	〃	仝	〃	
施肥	三〇	〃	仝	〃	
作物処理	三〇	〃	仝	〃	
調整	三〇	〃	仝	〃	
	三〇	〃	仝	〃	
其他	三〇	〃	仝	〃	

二、労賃の決定

労賃決定の諸條件

本村に於ては現物にて賃銀を支拂ふ例少く現銀にて契約し現物にて支拂ふ場合は支拂時期の穀物の価に換算して現物を支拂ふ。

現銀の場合に於ける労賃の決定は本年度の農産物の收穫高及其の価格に依り即ち收穫高の時は大体で農産物の価高きときは労賃も高くそれに反する時は労賃も安くなるが大体前年度の價額を標準として右の事情を考慮し決定され日工の賃銀に依り左右されることは無い。

日工の賃銀は年工の労賃を標準とし年工の賃銀を六〇円とした場合十ケ月で月六円であるからそれより稍々高く八円位に決定する。

日工の賃銀は年工賃銀を標準とすること無くして寄木甸子の労働市場の価を以て（僧侶が決定する）本屯の日工の労賃とする。

本屯に於ける労賃の決定は年工の場合雇主と被傭者と協定して定めるが労働者不足する時は被傭人側の主張が或程度入れられ過剰の場合は雇主の意志が尊重されるのは否めぬ事実である。

本屯に於ける日工の労賃は前述せる如く寄木甸子の僧侶が決定したるもので其の際低廉の賃銀と為す。

三、労賃の支払方法及時期

本屯に於ける労賃の支払は殆ど現銀であるが現物にて支払はれたる者もある。それは年工賃銀にして契約を為し支払時期の穀価に依り換算して穀物（主として包米）を支払ひたるものである。

本屯では割合に谷子の栽培少き為労働者は現銀にて支払を受け寄木甸子或は五棵樹にて食糧を購入してゐる。

常地年工なし。

年工賃銀の支払ひは本屯に於ては前後二回払が多く契約の時五割、終了の際残りの五割を支払ふ。

被傭者は前払を望むも雇傭者は前払を為すには其の余裕なく又其の余裕あるとも其の期間の金利を考へ或は前払を為し中途にて被傭者に事故ありたるとき賃銀の返済が困難なる事情をも考慮して前渡を為すことなきも親類、朋友等の場合或は

月工は毎月払で日工は毎日払である。

雇被傭者の利害得失

雇農は現銀の支払を好む其の理由は本地は界水甸子迄の距離僅かに六満里にして物資の購入に便易の為であり雇主側よりは現銀現物何れにて支払ふも損得なきも穀価の騰貴しつゝある時は現銀にて支払ひ穀価が下落しつゝある時は現物にて支払ふを好み又被傭者は前払を望み[illegible]を望むも否めぬ事実である。

四、給食

年工、月工、日工、打頭的、跟做的、大師夫、打更、成工、半拉子、住込[illegible]で被傭人の家族数等とは無関係である。

天候等の都合にて日工が休業したる時給食を為すも其の場合食費などを[illegible]

一月迄三食で其の他は二食である。

五、労賃外の給与

本地に於ては労賃外に給与を為すことなきも稀に年間に[illegible]を[illegible]与へることあり。

第七節　特殊なる雇傭関係

一、少年婦人の労働

本屯に於ける少年の労働は十才位より十三才位迄猪管児とし被傭労働に従事す。婦人は十二才位より除草期に被傭労働を為す者有るも極めて少数である。普通家事一切を為して居る少年婦人の労働は僅少の為農家の経済にさしたる影響なく少年婦人の労働は事変前より現在に至る迄大差なし。

二、出稼労働

本屯に於ては縣外或は屯外への出稼ぎ極めて少く出稼労働が農家に於て占める地位は取り立てて云ふ程のことも無く、之を時代別に見るも事変前より現在に至る迄大差なし。

三、雇牛具

本屯に於て雇牛具を為せる農家は耕作面積二晌以下の小作農家にして貸牛具を為せる農家は貸牛具を専門とせる被傭人では無く中農以上の自家牛具を有する農家が自家耕作の余剰を以て貸牛具を為したものである。

雇牛具の組合せ及能力

1、播種

	組合せ	能力
イ、大豆	馬四頭 大犁一 人一	一晌

手營三人

ロ、大子 葉子 高粱 ― 馬二頭 壞耙一 人一 手營二人 ― 二晌

2、耙耕 ― 馬三頭 八犁一 人一 ― 一、五晌

3、(?)澇 ― 馬四頭 運破車一 人一 ― 二晌

4、(?)叉 ― 馬三頭 鏈子一 人一 ― 大豆二晌分；高粱 谷子 葉子 ― 一晌分

手傳三人｝一　犢子｝一

馬　四頭
荷車　一
人　一
｝〇、五畝 ―― 〇、七畝分

5　肥料運搬

産牛具の契約方法は一日に契約を為し肥料運搬より収穫調整迄全期を通じての契約であるが産牛具の賃銀は一畝地分六円であるが前年度の農産物の価格に依り年々異る場合がある其の支拂の方法は契約の時半分収穫終了後半分支拂ふを普通とするが本屯には未拂のもの多い七月頃支拂ひしもの又日工として支拂しものあり。

給食は産主より馬糧は賃主持ちである。

産牛具の利害得失は産主側よりするときは耕作地少く畜力を購入する資力無きもの良き或耕作に必要なだけ雇入れ農耕全部を行ふことが出来る。

家畜を購入する必要が無く又一年中家畜を飼育するの不利も除かれる。

賃主より見る場合今尚耕作地有る時は賃牛具はやらず耕作を為したときも容易に耕作地入手出来ざるを以て牛具を遊ばすより其の余剰力を以て賃牛具を為せば現銀の収入を増す。

欠点見なし。

尚本屯にては自家の耕作終りたる時は馬牛具を持ち親しい隣住、親類等に限り加勢に行つて

と同り、賃銀は不要にて其の時の馬糧、食料は先方持ちである。

雇車工、

十一月頃より二月頃迄の農閑期に農産物の販売又は柳條運搬の際雇車工を為す。

柳條の運搬	一車	一円四十銭
農産物運搬	一石	四十銭

挿具

[illegible]の挿具の組合せは馬と騾のみで馬と牛とを組合せることは無く、馬と騾を同一能力に[illegible]

耕い肥料運搬、播種、中耕及調製迄全期を通じて行ひ相手方に行きし日数に過不足[illegible]差引計算を為すことなし。

挿具をする農家は中農以下の農家で自家飼育の家畜のみにては耕作不能なる故より更に[illegible]具を持寄って挿具を行ふのである。

換工、

本法の換工は労力と役畜又は雇牛馬等との換工に無く労力と労力との換工[illegible]である。

換工を行ふ時期は除草の時に限られて居る如く除草期は一番忙しく播種収穫の場合は[illegible]ない。

換工に参加する農家は中農以下の小耕作の農家で労働者を雇ふ迄に労力の必要を感じ[illegible]力に乏しき農家群である。

帯地年工、抱工なし。

第八節　雇農の身分及地位

雇主より賃銀の前借或は負債等の為に　を受ける故なことは悪いが身分的には雇主と従属へと云ふ関係に於て或程度の自由を束縛されてゐる。

雇農の村に於ける地位は村長或は甲長等の公職に就くことは出来ない出民の会合の時は発言すなことが出来るが其の言　軽視されることは否めない、

、又く世主等との結婚は出来るが稀である、

雇農であるが故に受けるところの

第九節　雇農の移動定着状況

年工は毎年雇主を変へる其の理由は毎年雇主の耕作面積の大小変動に依る場合と毎年連続して雇傭する時は惰ける様なことが有る。

従雇へも年々賃銀の高い雇主を求めて移動する。

日工、月工は短期間の契約であるから雇主の都合に依り年工より雇主を替へることが多い。

生活は屯外に雇傭されるとも皆へ戻いて家族の者は屯内に居住する。

然して雇傭せる日工は大部分屯外の労働者であり屯内より雇傭せる者は僅か [illegible] 日工は各地を流れ歩く労働者で悉く各附近の屯に定住する者である。

第十節　史的変遷

一　労力の需給状況

労力の需給過剰なりし時代は無く労力の不足せし時代は民国二年頃にして其の頃は人口少く出廻り者の大部分は土地所有者でありし為労力の不足を告げたるも現在に於ては人口増加し耕地は不足なることと困難となり従って労働者余るなりて居るが本屯に於ては大した過不足無く、へくて若干の不足　日工に於ては幾分過剰である。

二　賃　銀

		康徳三年	元　年	大同二年	民国十八年	民国十年
一	年工　打頭的運車的	八〇—六〇	六〇—五〇	五〇—四〇	四〇—三〇	四〇—三〇
二	年工　普通的	六〇—四〇	五〇—四〇	四〇—三〇	三五—二五	三五—二〇
三	日工　普通	三〇銭	二五	二〇	一八	一四

工					
除草	五〇	四〇—五〇	四〇—五〇	三〇—四〇	
收穫	四〇	四〇—四五	四〇	三〇—四〇	
備考					

方慣變遷に就いては年代別に詳しく調査するは困難にして遠く過去の慣習を語るも農民の記憶せる者なし。

第十一章　小作關係

第一節　縣の小作關係概觀

縣公署の調査によれば本縣農家戶數（地主農を除く）は六〇、五五六戶にして、內三五、六六自作にして小作及自作兼小作は二五%に當る。而して之れを經營面積別に見れば自作農に於ては一ヶ當にて

畝、自作兼小作農は十二畝にして小作農の一戸当は九畝となる。之れを経営規模の上より見るに概して経営面積大にして本県の小作規模は南満よりも寧ろ北満型に近きを知る。

各戸別農家戸数、経営面積

康徳二年十二月末調査

	地主 戸数	地主 面積	自作 戸数	自作 面積	自作兼小作 戸数	自作兼小作 面積	小作 戸数	小作 面積	計 戸数	全上 %	計 面積	全上 %
一区	八、〇四四	五、八六四畝	四、〇〇四	一三、二〇〇畝	一、三二〇	八、四三一畝	三、七二〇	一三、四四一畝	一六、〇八八	26.6	[illegible]	[illegible]
二区	五	—	二、三一四	七、三一五	六	一一	四八六	二、五五〇	二、八八一	4.7	[illegible]	[illegible]
三区	九五六	一、五五〇	三、九五六	二六、一八三	五六五	一〇、四一六	三八九	六、八二四	五、八六六	9.7	[illegible]	[illegible]
四区	三、四九八	四二、一四一	一、九四一	二三、九三三	六二九	一一、四五一	八六八	一二、五四一	六、九三六	11.5	[illegible]	[illegible]
五区	六八九	一〇、四〇〇	二、〇九八	二二、一九三	二二五	三、三一二	八〇六	九、二一四	三、八一八	6.3	[illegible]	[illegible]
六区	二、六五五	三四、四八八	一、二三七	一三、九四八	三四三	六、四八五	一、〇七五	一四、〇五四	五、三一〇	8.8	[illegible]	[illegible]
七区	一、三二六	三七、一五五	九七〇	九、四二四	三五六	八、五八六	一、〇七八	九、一四四	三、七三〇	6.0	[illegible]	[illegible]
八区	二、九〇一	二八、〇一三	三、〇六四	二六、三六七	一、〇六五	五、四三九	六五四	六、二〇六	七、六八四	11.0	[illegible]	[illegible]
九区	一、〇四五	六、二四二	五一〇	三、〇九四	一九八	二、四二四	五二四	四、九五六	二、二七七	3.8	[illegible]	[illegible]
十区	二、二七〇	一四、四一三	一、一五六	一一、〇五六	二〇	七八	六二四	三、一〇六	四、〇〇〇	6.6	[illegible]	[illegible]
十一区	一、二五〇	二二、五五七	一、〇六二	一三、二九二	二二四	四、〇五一	五〇〇	八、二三五	三、〇三六	5.0	[illegible]	[illegible]
計	三四、三六九	一九一、八三三	二一、三一二	一五九、〇〇四	四、九五一	六〇、七七四	九、七二四	八八、一七一	六〇、五五六	一〇〇	[illegible]	一〇〇

本縣の小作型態は之れを大別して縣城を中心とする地西部より西南部地区、東北地区・南東部より南部に及ぶ地方に区分し得られ、各地区別によりての型態、経営法に多少の相異を認めらる。即ち縣内縣城を中心とする地区及西部並西南地区は本縣としては最も農業面に拓かれ従ってその小作型態も最も発達せる跡を残し、東北部地区は本縣としては最も地味、治安劣悪なる地帯にして残る拉林河沿岸及之れが支流地方は水害の患多く経営型態も自ら他の地方とは可也り相異したるを明に認められる。

各地区にわたる概況につきて述ぶべし。

即ち

第一区縣城附近に於て園藝を目的とする企業的小作を為す場合に銀納定額前拂も見られるが其の他の地方に於ては代捕物納定額二色（黄豆、穀子）均交又は三色（黄豆、穀子、高粱）均交が普通とし三色均交の地方殊に多し。

此の地方は開拓比較的古く耕地の細分は南満地方に酷似し、従って大規模小作又は亡小作等は不在地主と対照として之れと特別の関係ある朋友或は親戚間に於てのみ見られ、事変後に於て此の傾向更に強まりしも昨今の治安恢復と共に漸減の模様なり。

縣城を中心として西家は西南地方は土地良好にして自作多く、東北地方は開地或は丘陵地にして新地としては不良地多く従って佃租者は此の地帯第三区千家窩、及び河川に沿ふ地方に多く、倍外者は第四区大登を中心とせる地方に多く見られる。

一般的小作料を案ずるに西部及西南部地方は上地一畝当七石八斗（地方畝七百二十斗）前後を中心とする地方は六石四斗四升（地方畝二石）にして東北部地方の上地には稀に畝当六石四斗四升を納めるものあれども此の地区の上地は畝当五石七斗四升（地方畝一石八斗）乃至三石二斗二升（地方畝一石）に過ぎず、然るに小作紛争の多きは之等第二、三、八区の諸地なるが、康徳二年度中の小作紛争件数を楡樹県司法公署につき調べたるに次の如し。

第一区	一件	第二区	三件
第三区	二件	第四区	一件
第八区	六件	第九区	二件
第十区	一件	第十一区	一件

次に各地方別に小作型の変遷或は小作料の変動につきて古き年代の事情は知る由なきも民国十九年以後に於ては何等の変化を見ず、只近年第二区の畑地が稀に水害に理由として小作料の下向を見たることある。

小作料附加物或は義務労働等なく、小作料は秋収時に地主の同意を得て搬出するを普通とし、之れを拉租子と称し、稀に小作人が持運ぶ例あり。之れを送租子と云ふ。

租税公課の分擔は各区により多少の相異あれども田賦畝捐及保甲費は地主負担し、他は地主、小作人の折半負担を普通とするも稀に甲費の全額を小作人負担とするもの、或は公租公課一切を地主、小作人折半負担となす場合がある。尚不在地主の土地を小作する場合は「包地産」と称して田賦、畝捐を

小作人持と為すことがある。

本縣の小作契約は口頭を以てするを普通とし、期限は稀に三年契約あれども一年契約のもの多く、小作料の滞納は土地を甚しく荒廃せしめざる限り契約を継続する。

押租銭は第六区地方にて必要とするほかは之れを要せず。即ち第六区地方にては一年契約の場合には一晌当国幣六円乃至八円を、三年乃至五年契約の場合には晌当三十円位にして之等押租銭を必要とする際には晌当小作料を二斗以内を減ずるを常とし、押租銭を必要とする場合でも租約、小作証書)を必要とする。

小作人の移動最も激しきは第二区、次いで第六、十一区なり。即ち第二区は開拓地或は江濱多く、地味亦瘠薄の故に海倫、望奎等の地方に移動し、第六、十一区には比較的大地主多き為に[illegible]、には第八、九区等の隣接の舒蘭、五常縣より治安良きを求めて流入するあると同時に[illegible]、寄するに縣境附近は中等位の自作農にして治安を考慮し主要部落に引上げるものあり、之れ又従って之に小作人が不足を来すことあるが本縣全般としては過不足なく従って小作人の移動も少し。

第二節　屯の小作関係概観

本屯の小作は殆んど物納定額後払にして小作契約四五口数の中四四口は之れに属し僅かに一口物納分租対半の契約を見るのみ。

戸別調査集計表につき小作関係の階級別戸数、作付面積、小作面積等を見るに次の如し。

階級別	戸数	作付面積	内小作面積
地、自、小	三	五二、七八畝（戸当一七、五九）	二九、〇〇畝（戸当九、六六）
地、小、	一	三、二〇（三、二〇）	三、二〇（三、二〇）
自、小、	六	八九、六〇（一四、九三）	三八、七〇（六、四五）
自、小、雇	二	六、〇五（三、〇二五）	四、五〇（二、二五）
小、雇	六	二六、五〇（四、四一）	二四、五〇（四、〇八）
計	一八戸	一七八、一三畝（九、八九）	九九、九〇畝（五、五五）

本村小作型態は物納定租の単一にして一口の物納分租と雖全く例外的の存在に過ぎず、即ち河小作地は湿地にして収穫の有無保証し難く従つて収穫ありし年には小作料を納めるの約束となし毎年種子代程度の収量故実際問題としては小作料を納入する事稀なる由、斯くの如く単純小作型態にて小作條件も亦極めて等しく、即ち租帖不要保証人も多くは不要、押租なく、期限は一年位なるも特に定めるもの少なく小作料滞納せざる限り継続せらる。

小作料は畝当上地七石八升（地方桝二石二斗）乃至七石七斗二升（地方桝二石四斗）にして一部落の遠隔地の如きは上地にても六石四斗（地方桝二石）のものあり。

中地は六石七斗六升（地方桝二石一斗）乃至六石一斗（地方桝一石九斗）にして畑地なる不便なる

場にある場合には極く稀に七石七斗（地方枡二石四斗）内外に及ぶことあり。

下地は五石七斗九升（地方枡一石八斗）乃至四石五斗一升（地方枡一石四斗）あり、即ち小作料は単に土質の良否にのみよって決せられず部落との遠近、或は地主小作人（祖先同、親戚等）によりて左右せられることがある。

契約作物は高粱、大豆、粟の三色が交も普通とし高粱、黄豆の二色或は高粱の各の契約あれども納入に際しては実際作付作物等の関係にて両者間協議の上随時に変更をなし得る由である。

小作地の附加物は普通はなく例外的に例へば何等かの事故により部落を引上げる場合等に土地と共に家屋、菜園を附加小作せしむる等（一〇号、二二号、農家の如き）或は遠方から親戚来り、小作せしむが如き（七号）のみ附加せらる。

小作料の附加物は本地には見られず、義務労働の如きも特に義務として服するよりも日頃の交通関係上吉凶禍福時に手伝ひ、家屋修理等に手伝ふのみである。調査番号一号と一七号との契約に於ける義務として餃子と小米にて代納する如きは極く稀しき間柄として寧ろ厚意的に為すと云ふに過ぎざる由。

小作料は概収契約額通に納入し災凶作、或は作付作物の関係上納入の場合両者協議の上　貨幣、代銀納、納入作物の変更を為すことがある。小作料の納入は小作人庭先渡を普通とするも地主宅に搬入することも稀ならず。

本地小作人の租税分擔関係を見るに縣の概観として記せるものと略同型である。此の地方は本縣

として既存既耕地にして小作人定着し従って小作契約の[illegible]も一年契約にして多く、其の継続年数長きもの比較的多く、三年以上に及ぶものの全数の半に達す。即ち小作関係戸数十八戸につき小作継続年数一覧次表の如し、

一年	一九口	四年	一二口
二年	三口	五年	四口
三年	五口	十年以上	二口

第三節　小作契約の手続方法

一、押租銭

[illegible]押租銭は次の理由によりて生る、

1. [illegible]全額の目的[illegible]場合、
2. 小作料の滞納に備へる場合、
3. 土地甚しく良好にして少く小作希望者多き場合、
4. 小作人の身元判然せざる場合

然るに[illegible]

災首するもの多くなり地主の信用を増し且つは地主は小作人の増加に従いて小作料の高値を計り漸次福裕となるに及び金融の必要を減ずる押租銭の納附も漸減せられ現在調査せし所にては押租銭を納付又は徴收する地主、小作人一戸だになき状況なり。

今約十數年前の押租銭の事例につき述べれば、調査農家一号の中地十四畝を畝当五石七斗で卅八（地方升一石八斗）にて小作せしむ。此の場合押租銭畝当一千三百吊を出し小作継続期間中之を貸用し解約と同時に小作人に之を返済せり。此の当時普通小作料は畝当地方升二斗一升以下にして地価畝当一万五千吊なりき。即ち当時の押租銭は小作料に基準を求めず大体地価の一割内外にして契約と同時に納入し満了又は解約と同時に返却、更新の場合には小作料を安くして押租銭を高くするか、押租銭を少く或は廃して小作料を高くする等あり。本屯地方に於ける経過を見るに此の後者を辿りしが如し。

二、租　契

小作証書の意にして本屯にては租帖と称す。

租帖は小作人の信用なき場合、押租銭ある場合等に必要にして本屯の如く地主、小作人間に紛争なく、両者間の地位、信用等知悉し、従而押租銭を必要とせざる処にては此の要なく現に本屯にて租帖を用いざるに到りしは民国十四年頃以来の事なり、即ち本屯にては租帖に代へるに小作帖法を有し保証人小作人立会いの許に記入し且く以地主、小作人、保証人の三者話合にて契約を取決める様になれり。

富佃小台にありし租地につき見るに一枚作成する際には租地は小作人より地主に提出すべし、せられ一枚の租額を中央より切断し一枚宛所持する由、而して作成の費用負担は一切小作人負担、して諸々費は現金を用ひる事なく審応する程度なりき。

三、保証人

小作契約当事者間に於て小作契約の交換を為して後両者の知合の信用ある者を保証人として立た、小作人の側より依頼する人物に保証人と所有者両者を兼せし契約せしめる場合もあり、此の場合保証ある場合とは財産の有無に関せず工面の否かと云ふ意にして如何なる蔵の有れば又不必内容者にして両当事者の承認する者なれば差支へなし、然し実際には親戚又は知人を依頼する事多く普通は二人乃至三人にして多くとも五人を超ゆる事なし。

保証人の義務は

1、第三者として契約の公正なる事を立証し。

2、小作人義務履行せざる時代りて責任を負ひ。

3、紛争の場合には仲裁を為す。

等にして保証人に対しては何等の物的報酬を為す事なし。

四、時期

分割調査表に依き見るに四五件の内訳次の如し。

十四年?月至十二月迄　一〇件

一月中	一二件
二月中	二一件
三月中	二件

右表に明なる如く小作契約の時期は二月最も多く一月第二位にして三月ともなれば甚だ少きを示す。即ち小作契約は新年度に於ける耕作計画上可成は十二月に取決めるを好み、地主としても小作料納入と同時に決めらるるを喜ぶ。之れ二月を過ぎる場合は作付時期を失し小作希望者少くなるが故なり。

秋収期に於て小作人若し小作料を納入後残少くして翌年は小作農として不能なる場合には自ら人として働かざるべからず土地を返さんとする等あり。地主は此の際は小作料納入に猶予を与へ食料等不足する際は貸与する等の事あり。斯る場合は契約時期遅れるが一体に地主としても小作人としても契約期を早きを好く事情にあり。

如何なる理由ありとも収穫前に於て翌年の契約を豫め為す等の事なく必ず小作料収納後に定める。

五、期限

本地に限らず本縣一般の小作期限は一年契約普通にして、小作期限一年といふは通常三月より翌三月迄即ち普通作物年度を意味する。而して契約期限は概ね一年なれども小作人が契約を公正に履行する際には其の儘継続する。

小作料積数付量に於て納入期に於て契約通とするも品質劣悪なるときは一ヶ年限りにて契約は変更さるゝ。即ち小作人としては一年契約と云へども正常に義務遂行する限り、継続は少なくとも以て小作地管理、小作料納入等に付いて萬全を期し従而一年契約と称するも毎年継続し得るをとして耕作する。之を地主側より見る時は二三年契約等と比し毎年度目の小作料を更新し得るの意の節あり。彼我の交情上にも面白からざる結果を招く等から慣例として一年契約を為す。今調査集計表に付きて見れば契約口数四五件中明に一年と明示さるゝもの三二件にして「小作料完納の限継續のこと」は一二件なれども其の実質的内容は同様である。一件を除き五年契約者でも距離遠き他村の所在地を親戚に貸与せしものにして彼我の信用と手数の煩労を省略するものみ。

其の契約期間は前述の如き理由に依るも小作地を取上げらるゝ等の事なく、従って其の期間中は耕作すること等なる。然乍ら万一にも耕作を中止せしむる、或は契約を解除するの止むを得ざるの事情に至りし際には地主より小作人に種子代、肥料代、其の他の諸費を支払ふを要する。

地主は一般に良き小作人を見出したる際には地力培養の為めに長期契約を好む。然し実際の自ら直接小作料の滞納防止等の為めに短期契約を好む。而して小作人は小作権の確保の為めに、又小作地を更に家屋の取上げ後の配慮からして可成長期の契約を好む傾向にある。

契約上一年と云ふ期限も小作人へ良好なる場合には地主から進んで契約を継続するが普通で、殊に調査地域は土地良く然も土地少き為めに、小作人は義務を完ふし従って地主としても小作

人変更の要を認めず之等の理由からして自然継続年数多くなる。

契約の継続は必ず地主からの交換に依りて成立し、何等の話合はなくして延長することなく、殊に小作料を完納せば問題なけれども、滞納等ある場合には親子、兄弟と雖も延長することなし。而して小作契約を延長する時には小作料納入の時に、遅くとも年末までに地主より小作人へに申出あるを要す。此の際には一々保証人に相談の要なく。証書を作成するとしても期限を記入せず。

小作契約成立又は延長の場合には直ちに饗応をなすか後日になすを慣習とす。

六、小作契約の終了

契約期間満了するとも自然解除する事なく必ず当事者の何れかゞ解除を申出で、然かも合意的に解除するを得ず。必ず両者の合意に依る。

而して契約の解除に際しては、押租銭ある場合には直ちに小作人に返し、証書ある場合は保証人立会の上に焼却し、保証人の責任も之にて了る。契約期間中に於て小作人が荒地を開墾せる場合と雖も開墾後両三年間は小作料を免除するを以て後日契約解除に際して開墾に依る報酬を出さぬ。附加物に対しても同様に弁償或は報酬なし。

第四節　小作条件

一、小作地

小作地面積は土地慣行の項にて明記しある如く両三度の清丈升科によりて明にされ居るを以て契約面積は実際面積を以てし、此の場合更に呼称面積に一致する。地味の良否等に依て実際面積を加減することなく、只耕地内に溝、道路、荒地等存在する場合は此の部分のみは控除せらる、従つて地券面積よりも僅少となる。

而して小作地の管理に関しては耕作する以上は一切小作人の自由なるも宅の隣等は小作人に於て自由に変更する事は許されない。

二、附加地、房子、院子

小作地に房子、菜園等の附加される事を租寄堡と称ふ。此の地方に於ては房子附加せられた場合にのみ菜園附加せられ、小作地のみに菜園附加されることなし。菜園の面積は契約されし小作料の如何に関せず附加房子の大きさに依りて決せられども大要二十畝に対して二畝内外乃至一十畝以上の場合につみ附加せらるるのである。即ち小作面積大きく然ふも小作人が家屋を有せぬ場合にのみ地主が提供される。本屯にては此の実例なく、親戚等の小作関係に於て家屋を有せぬ者に小作面積の如何に関せず附加せられて居る例外的のものである。

附加菜園の面積は附加房子の大きさによりて決せられ房子はまた家族員数によりて間数を決し最高三間房子までとされ家族五人につき一間房子を提供される。而して該房子の大修理は地主が料を出し、小作人労工に当り若し地主が大修理に際して材料を提供せぬ場合は小作人自費にて修理を為し地主に材料を請求する。増築の場合にも右同様の条件とす。

房子内の建物敷地外の空地利用は小作人の自由にして附加菜園とは別個に扱はれる。

井戸は一眼十戸位にて利用し、之れに要する一切の費用は土地所有状況に関係なく、各階級に於て負担され各戸の人数、家畜数によりて分担額決定せらる。

三　畜力、農具、種子、肥料

本地の小作型態は可なり近代化せるものにして畜力其の他の生産手段は一切小作人持を限らず、地主が奉仕的無償にて貸与する場合あり。即ち畜力等小作へ借受ける場合には飼料を小作へ持ちにして使役中に於ける家畜の損傷の責任また小作人負担なり。農具及附加物とされること、普通の小作慣例には見当らざりき。農具すら所有せぬ小作人には当初より契約を結ばぬ例とす、種子も地主負担することなけれども播種当時に於て所持し居らぬ等の時は無利子にて収穫後までの期限にて貸与する。

肥料等は全部小作人の負担とすれど、施肥後に於て留るを得ざる事情にて契約を破棄せざるべからざる時は之を評価し小作人に賠償せしむ。

四、調整場、放牧地、燃料採集地の利用

二十町以上の小作契約の場合には、房子、菜園及調整場を附加されるを普通とするが小さい作人の場合には地主の調整場を利用せしむ。然し乍ら地主以外の調整場は可なり親しき人・・・あるかにあらざれば貸与せぬ。

放牧地として利用さるべき地域周附近には皆無にして陰暦四月より翌年一月までは自由に許

に放牧するを得。
立木又は椎伐子等は所有者決定しあるまで以て直に伐採するを許さず、樹葉の収穫運搬後の開墾
これが基礎となる田畑に集取利用差支なし、然し下の畦畔畑つみは切り株取入れのはなくなりはし
も許可にて切株は耕作者の所有として採取を許さず。

第五節　小作料

本地方は穀物定租の如く、特に代銀納小作を見るのみにして当初より決定しあるにはなし、又[illegible]
例に際し試合の上、小作料納入期に於ける相場にて小作料を換算し代銀納するのみなくはなし。

一、小作料率

本地方は古来物納定租大部分を占め僅に代銀納、物納分租あるのみ[illegible]

イ　物納定租

小作料率を各地目別に見るに次表の如し。

地目	小作料 穀数種類別数	計	評価額	地価	地価ト割合	段当収量	評価額	段当収量ト評価額ト割合	備考
[illegible]	米 二、五七石	8.71石	石当 3.11	200.00円	14.2%	二〇、九二石	六五、〇六円	[illegible]六%	
	穀子 三、五七		石当 3.73			一六、〇九	六〇、〇二	四七、二	
			28.35円						

	黄豆二、五七		石当4.19			一六、〇九	六七、四二	四三、〇	
中	高粱二、五七	7.39石	27.01円	180.00円	15.0	一六、〇九	五〇、〇四	五三、八	一七号の実例
	粟子二、五七					一二、八七	四八、〇一	五六、三	
	黄豆二、二五					一二、八七	五三、七三	五〇、一	
下	高粱二、二五	6.43石	23.48円	160.00円	14.7	一二、八七	四〇、〇三	五八、七	
	粟子二、二五					一〇、六五	三五、九〇	六五、二	
	黄豆一、九三					九、六五	四〇、四三	五八、一	

物納の場合には前掃を為すことなし。

代銀納の場合には小作料納入当時に於ける秀水甸子の市場相場に換算して納附するもの、此の評価を決定する市価の調査には地主が小作人と共に同行して為す。代銀納に於ける地主、小作人各得失を見るに、

地主――販売費及之等の手数なく、貯蔵の手数及貯蔵に依る目減なく有利なるも、相場の有利のときに換金し得ざる不便あり。

小作人――地主宅に小作料搬入の手数なけれども、相場調査等の手数あり。

而して代銀納の場合には陰暦十月末までに納附するを普通とし其の時日については両当事者にて協議決定する。

小作料の一部を現物にて、一部を代銀納の場合も亦前記の條件に同じである。

ロ、物納分租

本村に於ては例外的に僅に一件の実例あれど、之れは年々の収穫不定にして荒地に等しく、其産物は主産物のみ対半分配にして租税公課は地主負担にして其の他の條件は全く物納定租と同様である。

二、小作料の決定

小作料の決定は胴当収量に標準を置く如く、中でも此の地方民の常食たる粳米の生産量に重点をおき之れに混用する三色の市価、品質等を考慮する。而して其の他の如く開墾[illegible]、従って市場への距離は此の場合問題とならず。地価、戦前の騰落も亦小作料決定には関係を有せず、尚ほ地味即ち生産高に影響せる肥料、種子等の如き要因に付ては全然[illegible]標準とはならず。現在胴当一斗の反別の契約には普通胴当地方枡一斗乃至五升を減ずるが如し。

実際問題としては小作契約に於て小作料を決定するは地主にして、[illegible]くは保証人を通じて接渉を重ねて決定する。此の場合大地主にして多数の小作人を抱へている[illegible]一時に接することなく、個々に協議決定する。本村内の小作人が協議決定した[illegible]事なく飽くまで保証人を中間にして個々に接渉す為す。

三、小作料の納入

納入の時期については個別調査表には次の如く表はれて居る。

九月下旬	三件	十一月中旬	五件
十月上旬	二件	十一月下旬	一件
十月中旬	九件	十二月上旬	四件
十月下旬	一四件	十二月中旬	一件
十一月上旬	五件	十二月下旬	一件

即ち九月より十二月に及び十月中二十五件にして全数の過半数にして、之れ[illegible]
の小作料納入期日は十月中下旬と見るを得べし。納入の際は予め納入日を地主側に通知し[illegible]
要し、更めて納入期日等を地主より指定することなし。而して一般小作人は小作料全量を一時に
納入すれども信用なき小作人には逐次調整と共に取立てらるるを例とす。

小作量の計量は地主の丹にて地主之れを計量し、敢へて小作人への立会を要せず。[illegible]
品質不良なれば後日中見人を通じて警告するのみにして特別に量を増加せしむる等なし。

納付の場合地主宅内なれば地主取立てに来ること多く、地主宅の際には小作人搬入すること、
地主取立のこと、相半す。而して地主取立てに来るときは一切の費用は小作持ちにして、[illegible]
小作人搬入の際には遠距離ならば地主宅に泊るだけにして、馬車、馬糧等の費用は小作人の負担
とす。

小作料を納付の場合には地主側に「小作料受付台帖」小作人には「小作料納入通帖」あれども、
に記入しおくのみにして受領証を交付せず。

四、小作料の滞納及不納

村内の小作関係は既に記したる事実に依り明なる如くに極めて円満なれと開拓古く従って土地の細分化を来し、之れが為め経営面積過小となり、止むを得ず滞納の餘儀なきに到るが如く、今別表によりて之を見るも二五号農家の如く過小経営が原因を為して居り、更に今一つは当地にて営業の依付不能なる如き不良地の小作人には滞納多しと称せらる。即ち土地質の不良なるが為め影響して居り、八号、九号、一四号、一五号、一七号等は之れが適例である。之れは甚だ多分[illegible]面又小作料率も表にて明の如く、上地に比し下地が高率なるは知られ高率小作料が直接影響し居[illegible]と見るを得べし。

而して不足滞納に対しての地主側の処置を見るに多くの場合は事情を諒解して猶予するか、適延期し、或は分納に依り漸次納付せしむる等、好意的のもの多く契約は如何なりとも実際問題としては良償として転化し又は保証人に責を負はしむる、等なく小作人の信用ある場合は更に解除せしむる事もなし。

一方小作人は保証人を通じて或は直接に減免或は延期の請願を為すか、他所より借金をして代銀納する場合あり、此の場合大地主は代銀納を喜び、小地主は現物を喜ぶ。何れにしても小作料の滞納する等の事は村民間に於ける信用を失墜するを恐れ極く稀れなり。

五、小作料附加物並に小作人の義務

戸別農家調査表に明なる如く本村小作関係には小作料附加物なく、之れとは別の意味にて正月等、

には小作人から地主へ厚意的に菓子等を贈る程度のものである。
約十年前までは小作料附加物として晌当小作料の他に老稈（高稈）二百束を納付せりといふ。
官土として厳格に称し得べきものにあらざるも、地主宅の吉凶禍福時に或は家屋の修理、葺替り等には小作人が自発的に手傳ふ慣習あり、之れは屯内の地主の際には勿論屯外地主の際にも同様である。亦特定の穀物を精白して納付することあり。其他除草或は一般農耕時に同じことを雇れることあり、此の際には地主宅を優先として働くを要するが賃銀は他への労工と同額である。

第六節 租公課の分擔

上質不良にして収量不定の故に対半物納分擔契約小作本屯には事例一件あるのみなるが之れを分擔関係と見るに租公課の全額地主負担とある。
物納定租四四件について租公課の分擔関係を表により検し之れを假にA、B、C型にて表示すべし。

A ┬ 地主負担 ── 田賦、晌捐、保甲地款の全額及村費（保兵補助費、保甲事務費中平にて按ふものの折半。
　└ 小作人負担 ── 村費の折半。

B ┬ 地主負担 ── 田賦、畝捐、保甲地款の全額
　└ 小作人負担 ─ 村費の全額

C ┬ 地主負担 ── 租公課の全部
　└ 小作人負担 ─ 無

A型によるもの二六件、B型によるもの一六件、C型によるもの二件に分たる、然るにこれに関[illegible]ば附加地にも課さるゝ場合に於ては同様右に準じて負担し居る。

縣公署にて直接徴收事務を扱ふ処の田賦、畝捐及保甲費中の地款等所有土地に関する租公課は地主が納付し、分擔額は後日小作人より徴收し、時として小作料納入の際に加算し徴收する、亦耕作面積に依りて徴收せらるゝ、保甲費中の甲長が徴收事務を扱ふ所謂村費と称せらるゝものは小作人が納入し、分擔額は小作料納入に際して控除取立てるを普通とせらる。而して不在地主の場合には地主の負担分は小作料納付の際に明年度租公課を見積りて小作料より控除しおき小作人へ交付せしむるもの多し。

而して前記A、B、C各型の分擔関係に基きて小作料其の条件を検討するに其の間明確なる差異と覚しき点を認め難く、従ひて圃場の遠近、地味の良否、地主の在不在の如何、等によりても関係も多少の高低差を見得れども其の差異明かならず。

租公課の分擔に関して農民のいふ処に従へば、土地を使用収益する以上これに対する租公課、負担は当然にして、土地所有者が負担することは極く当然の事にして、甲長が扱ふ保甲費一村費

と称する」を小作人が負担するは個人的或は社会的生活上の影響少からざるを以て台内生活者の負担するは当然なりと。

第七節　小作権

小作土地に対しては典権の設定又は売買の時には小作人は相当の要なく単に所有者二地主の[illegible]、土地所有者の諒解を得るのみ。而して土地所有者又は典権者変更せる場合は新たなる所有者又は典権者に対して小作条件の延長を主張することは不能にして更めて契約するを要す。本島にては之が為め[illegible]少く、数年前に於て近世にありき。小作権を売買するが如き慣習はなきのみならず、[illegible]不能の事にして若し耕作物の収穫前に転居其の他の理由にて経営し得ざる場合には代人をして[illegible]せしめるのみにして小作契約の責任は依然として契約原主に属す。

本島の小作関係は大要物納定租の単一型態にして、小作地の経営に関しては絶対的[illegible]由にして毫も地主の意見を用ゐる要なし。

小作料の強制取立又は小作地の強制取立等の事例なく判然せざるも島民の常識に従へば[illegible]争時には亦然に両当事者間にて協調するか、保証人を通じて円満なる解決点を見出すにつとむ[illegible]

第八節　特殊なる小作関係

一、出典小作

本村には事例なく農民につき附近の慣習を聞くに、契価は普通にして小作料は普通小作地と同額又は稍低率と覚しき程度の差あり。租公課中田賦、晌捐は入典者の負担にして、それ以外は出典者の負担となる。

二、又小作

中間小作人は地主に何等の相談なしに自己の責任に於て又小作せしむることを得、小作料と又小作料とは同量の場合あり、差異あることあり其の差額は中間者の収益となし同一の場合は多くの場合又小作者は親戚、朋友、恩顧関係によりて結ばれ居って必ずしも又小作料は小作料より高率なりと云ひ得ず却って低率なる場合あり。

（七号）農家は（屯外A）より中地七晌を晌当六石六斗乃升にて小作し小作料六一石一二を納入す。而して（七号）は右の中三晌を単に屯内居住者たるの関係にある（一一号）に晌当七石〇八にて又小作せしめ小作料二一石二四を徴収、更に二晌は親戚にして経済的にも不分補助するの地位にある（二三号）に対して晌当六石四四にて又小作せしめ計一二石八八を徴収し居る。要するに（七号）は右晌の中五晌は三三石乃五にて小作し居り、之を（一一号）（二三号）計三七石一二にて又小作せしめ差引三石一七を利益して居る。更に補助する為[illegible]

号）にては小作料をば一定の歩率に契約しあり尚ら重なる内容関係者（一の号）に於ては小作料よりも総一[illegible]割にて又小作せしめ居ることになる。普通にいふ又小作料は小作料の[illegible]割高[illegible]出して[illegible]の中

後者の説明之に該当する。

又小作料は普通は小作人に納入し小作人は更めて地主に納入するも其の間に事情ありて[illegible]には中間小作人の契約せる額分は小作人より直接地主に、残余を直接中間小作人へ納入することあり。

租公課は地主と又小作人にて負担し中間小作人は負担せず、即ち中間小作人の負担分を直ちに又小作人に転嫁せしむ。

又小作の発生理由を案ずるに

(イ) 小作契約後労力に不足を感じ、自家労働にては不足し之れを容易且つ經濟的に確保する関係を作らんが為めに労力供給を條件として為す場合――此の場合は又小作は小作料よりも低率を普通とす。

(ロ) 又小作人に資力及信用なくして中間小作人を通せざれば土地を入手し得ざる場合――普通此の際には又小作料は高率とす。

(ハ) 土地不足にして大規模小作農又ら特に小地積を又小作させる場合――又小作料は小作と同率又は稍高率となる。

三、不在地主との小作関係

地主郡内に居住する場合には不在地主にても他の小作関係とは大なる相違なけれども、郡外に居る場合には稍趣を異にす。

小作料は一般に低率にして各一段宛安く普通上地にても中地となし、中地の場合には下地として扱ふが如し。

之れ多分地主に代りて一切の処理を為し、且つ秋収時に於ては地主又は地主代人小作料を取立に来て宿泊等を為す等の経費を見積り居るべし。古来当地に於ける慣例に見るに小作人は土地管理を兼ぬるを以て地主とは親戚又は日常等の密接なるを以て、自然幾分か低率小作と契約するものと思はる。然るに一方小作人は地主の信頼に慣れしといふにあらざるも地主との距離ある点、親交ある点、等からして却つて小作料幾分低率なるにも拘らず減免等を願ひ出る傾向あり。之れを事実に戸別調査集計表による(八号)の(C)に、(九号)の(C)に、(一四号)の(C)に、(一五号)の(F)に、(一七号)の(G)に之れ等の現象を見らるべし。

第九節　地主と小作人との関係並に身分地位

一、貸借関係

貧小小作人等は夏季食糧欠乏の候に必安く生活費等を貸してくれる地主を喜び、地主は之を好機或は生活費を貸与する際小作人なれば他よりは幾分利子を安くせざるべからざるも[illegible]

地管理良行きとどき秋季の収量多く且つ秋収期の小作料と同時に徴して相異なく回収し得るを以って地主側に於ても喜び、此の両者の貸借関係は相関々係を有するを以て両者共満足するの結果を見ゆる。貸借に関しては小作料を高率となすなどのことなし。

二、親戚関係

親戚間の小作関係を見るに小作料に於て一、二割低率なるを普通とし、小作人も長期間となり、よりも好意的に作業又は物品を附加する場合多し。

本村に於ける（一号）と（一七号）とは親戚に当り其の小作地は本部中に於て実際上上地にて収穫多く小作料は上地の二―三割方安く、その代り小作人義務として穀子を精白して小米となし納入するが如き。又（一三号）が（三号）より晌当七石七二にて小作して之を親戚の（二三号）に又小作せしむる如きは此の間の事情を物語るものなり。

三、地主、小作人の社会的地位の優劣

本村に於ける公職者即ち甲長自衛団長等の名誉職は如何に人格高くとも地方に於ける大地主又は資産家にあらざれば就くことを得ず。少くとも自作農たるを要す。牌長は十家中から選挙するの例なれどもこれとて甲長を経て署長推薦する故小作人にては就職されず、少くとも自小作人たる人格者たるを要す。

之にて婚の状況から見るに地主同志、自作同志、小作人同志の場合最も多く、地主と小作人との婚姻などは全体から見て二割内外なるべし。

紛議其の他事件発生に際して事実上の裁決者は本屯には三人あり。一は（一七号）の農民にして経済的実力に於て本屯の第一人者にして識見亦相当の農民なり。其の二は（一一七号）農家にして経済的には前者に及ばざるも生活は中等位にあり学識は本屯第一にして然かも温厚なる人格者にして屯民の敬慕する農民、その三は（二四号）農家にして経済的には本屯の中以下の下に近きも識見あり、忌憚なく、且つ腕力あり、屯民又威怖し屯民の対外的交渉等にはその代弁たる農民にして嘗所甲長たり。甲長は地主又はなくとも自作をなるを要するに小作兼農家の從來甲長たりしは以亦推測に餘りあるべし。

第十節　小作人の移動定着状況

一　移動理由

調査屯に於ける小作関係の農戸について居住地に着眼して、其の移動定着状況を考察すべく戸別調査表を通覧するに次の如し。

農家番号	移動回数	本屯来住年数	本屯来住理由
八	八	八	縣城にて粮桟失敗し田舎の知己を頼り来屯
一四	六	三七	小作地を求めて来住

八	五	七	前住地匪害多き為
九	五	九	前住地匪害多き為
七	四	六	本屯に知己縁戚多き為
二六	四	一	前住地の耕地不良により朋友を頼り来る
一〇	三	二	伯父に農事を習ふ為来屯し爾来居住
二一	三	四	所有地に近く耕作の便宜上来住
一一	二	一四〇	本屯開拓の為来住
一二	二	一四〇	本屯開拓の為来住
一三	二	不詳(九代前)	本屯開拓の為
一五	二	二二	前住地にて分家し住家なき為知人を頼り来屯
一七	二	一八	知人を頼りて来屯
一八	二	一	前住地水害多き為知人を頼りて来屯
一九	二	一八	知人を頼りて来屯
二〇	二	一三五	本屯開拓の為
二二	二	六〇	生活困難の為知人を頼り来屯
二三	二	七八	前住地水害多き為親戚を頼りて来屯
二四	二	二〇	分家し住家なき為家を求めて来屯

前住地生活困難の為親戚を頼り来る	七	二	一三
前住地にて生活困難となり本地の親戚を頼り来る	一〇	二	二七

百数[illegible]より業するに生活困難の為めに現住地に来住せるもの大多数にして、之れ等の原因は水害、旱害によるもの多く、農産物の収穫減少必然的に農家の経済を不安ならしめ負債の重き租税公課の重圧に堪へ難く、止むを得ず居を移へ去るもの最も普通の如し。移動回数の多き農家に於ては現住地に来住するに至る迄の間、移動回数少き農家中にも当時より[illegible]住居を異にせるもの[illegible]前記の生活苦難の一般的原因の他に天災の為め農家は農具、家屋を失ひ[illegible]も[illegible]の原因[illegible]ある。

二、移動による上向下向

戸別表によりて見るに小作関係農家二一戸中の一四戸は移動毎に上向しあり、他の[illegible]戸は数回の移動中に於て上向を辿りしことの時にあるも概ね下向の状況にある如し。即ち小作兼自作農より自作兼小作と為りし更に進みては地主となれるものもあり、尚ほその四戸は、自作又は自作兼小作より小作となるものあるも、然し家族員の素質不良なる農家、又は水害其の他の災害を受くるにより一家の生活を[illegible]立たんとしてならず依然として停止又は下向しあるを見るなり。

要之最近の移動者は先も主として本地数年前に来住せる農家は移動の回数は[illegible]高からざるものと思料せらる。

第十一節　史的変遷

古き時代の事情は知る由なく古老の語るところに依れば荒地多くして新墾せし頃を耕す、即ち清朝六時代（乾隆年間）には自作して猶ほ手不足の際には招戸して開拓せしめ当初三年間は無小作料とし、十年以上の場合には房子も與へ、その以後に於て小作料を納付せしめたり。当時は「年限種子」、と称する房青もありて役畜、種子、農具を小作人持ち、地主は土地と建物のみを與へ収量は地主三、又は四、小作人は七又は六を獲たり。亦「労金青」と称して一切は地主持ちとし労力のみ提供し収量は大半とし之を「分子青」とも称せり、此の際は一切の耕作計画は地主にてなす。然るに民国十年以後に於ては地主が得過ぎると云ふ理由もあり地主は亦不正廉の嫌疑を来すこととなり自作する方が有利とし此の制度なくなり、本地に於て其の影響の著しきは民国十一年頃なり、現在は物納定額を以て大部分を占め、物納分租は例外的に一件存するに過ぎず。

一、小作料騰落の趨勢（中地）（地方耕に依る）

年代	小作料	晌当地価	晌当収量	同当総価
現在	二石（三担）	一八〇円	黄豆　四石 高粱　五石	一三、五円 一〇、〇円

			穀子 四石 一[illegible]両
十年前	一、八石（三色）	一〇〇〇両	黄豆 四、五石 [illegible]両 高粱 六、六石 八[illegible]両 穀子 四、五石 一[illegible]両
十五年前 （[illegible]）	五、五一畝当り小作 （大数量）	一、[illegible]両	黄豆 四、五石 一[illegible]両 高粱 五、五石 五[illegible]両 穀子 四、五石 八[illegible]
二十年前	地主四 小作六、	[illegible]	黄豆 四、五石 [illegible]両 高粱 五、五石 五[illegible]両 穀子 四、五石 八[illegible]両

二、小作地の細分化

小作地面積は十数年前に比して漸次小さくなって来た事実は土地慣行に於ける土地細分化の習慣に明なる如くである。之が為最近年は大地主にても細分せずして四五十畝位をそのまゝ小作に出するものあり。かゝる場合と雖も小作料には関係なし。

三、都市との関係

本県には比較的大地主多く、その事例本县には少けれども県城、其の[illegible]

部分は之等大地主の投資なり。而して商人にして土地に投資するもの本屯には事例なけれども隣屯にありき。されど之れが小作関係に異色を認めざりき。

資料

一、租帖の写し。

立租帖孫佳林今租到福順地(至)作営于家焼鍋房基場園内代草正廂房壹間南北熟地合弐畝内応納租粮糸
邑家租弐百肆十同衆説明交足契吉林市銭壹百吊整銭無利息(地)有租粮若年不許荒青由居実租両無壹
畢租地無租価佃戸自行経理随年添修房院臨城不許動分毫此係両願易足永遠無憑立租帖各執一公
為証

楊清啓　于錫忠
姜徳順　于占元
中見人
蘭盛爐　于希恩
生華堂
代字人　于英忠

宣統三年貳月貳拾肆日　立租帖

小作契約書

立租佃人孫桂林、福順堂より坐落于家塘鍋の宅地、園地、草房、厨房六間並南北空地[illegible]を借受けて耕作す。年三色均合三十二石四斗の小作料を納付すべし。大租議決により敷金として吉林市銭六百吊を地主に交付す。但し三年に[illegible]作料あり、小作料の滞納等のことあらば敷金より控除をなす。家屋、牲畜場に[illegible]の修繕及営業に凡て小作人の負担に於て行ふものとす。住居期間中に於ては故意に家屋を毀損す[illegible]べからず。此れは双方の合意に係るものにて後悔なく後日のため租佃一通を作成す。

某 印 某 印

中見人 某 印 某 印

某 印 某 印

代書人 某 印

宣統三年二月二十四日

立租契文約人某々今由某々先生介紹租耕某々名窯地二十畝言明毎晌年納租糧[illegible]石租期以三年為限在本租契内並無欠糧不交或有不法行為時准東佃敢租他人佃[illegible]倘此係双方同意恐後無憑立此契約為証

承租人　某　㊞

介紹人　某　㊞

各持一份

〈佃帖簿は之れを「退租摺」と称し大福帖式のものにしてその内容一、二を摘記すべし〉

施文彬

民国五年租本屯路南草正房壹間

房銭参拾吊

民国六年租房間半房銭参拾吊

十一月初一日收房銭参拾吊

王文登

八年租本屯地参拾晌毎晌納三色粮共座拾石欠交租銭弐仟六百吊弄空成保

九月初八日收紅粮弐拾石

〃　收紅粮弐石九斗

〃　收元豆弐拾石

初六　收元豆拾六石七斗

〃　收谷子拾八石

九月十四日收小麦参石参斗

本年一月初一日收紅粮貳拾石

〃　收谷子貳拾石

半晌園地在外祖茂八斗言明一年每晌二石二斗共粮八谷零石六斗

一年正月二十五日上祖佃茶地八晌前後共三十八晌每晌二石一斗共粮七十六石前後伍佰捌拾[illegible]十[illegible]

石所

十月十一日收芝豆七石四斗

〃　收瓜豆七石貳斗

十一月三日收芝豆貳石七斗

〃　收紅粮貳拾三石四斗

十一月初八日收谷子貳拾八石三斗

收紅粮壹石

收紅粮六斗

收錢三百吊

十二年春　收外祖前後一万四千吊

共祖地四十一晌每晌二二共納三石粮[illegible]二十

一月十五日收紅粮八斗

十一月初三日收谷子參石貳斗

具告人楊景昌男五拾五歲榆樹縣八區黑林子住戶農人

被告人韓鳳堂韓鳳鰲男不一榆樹縣八區山下屯六十里

為冤訴頑佃抗租昧良霸頹懇請傳追法判還事竊民有熟地二十一晌坐落八區五家窩子屯於大同一年春

憑中保韓鳳鰲租與韓鳳祥耕種立有租約為証三方議明共納元豆租二十四石八斗紅粮租二十四石八斗

以前年十二分豐收之歲詐該租戶尚拖欠民元豆租四石八斗去年春民欲另行招租該被告懇求備請承租

并云所欠之粮至秋定能清償等語去年至秋季新陳共欠五十四石四斗民前往收租該被告藉口欠收應不

交納民查該地災不過三晌原租三石六斗均行豁免况尹去年多種糜子收穫頗多且有根據為証共計收糜

子五十餘石元豆十餘石紅粮十餘石其餘包米谷子等各色雜粮尚不在內尹去收頭除舊息田頓欲民用伊

理論該被告始則蠻橫則動武毆將民胸部撞傷當時努將成訟經保租人等調楚兹給元豆十二石五斗當作

了事當時祇交到元豆八石大斗除掉旧欠元豆四石八斗外祇交到本年元豆租三石八斗餘欠之租粮迄今

數月一粒未交被災之地已去未被災之地又去租粮二十一石所剩之數欠元豆八石七斗紅粮十二石五斗

該被告借願認可交納但迄一粒未交為此被述

前因叩懇

鈞憲軫念民艱准予將被告韓鳳堂及保租人韓鳳鰲傳案依法判還實為德便謹呈　　訴訟標的二百元

榆樹縣司法公署

吉林榆樹縣司法公署民事判決二年初字第　號

判決

原告人李景富年四十七歲本縣第八區黑林子農人

被告人韓鳳堂年四十歲本縣八區山下屯農人

中保人韓鳳鳴年三十九歲本縣八區山下屯農人

右列當事人等因拖欠租糧案告訴到署本署審理判決如左

主文

被告人應付原告人元豆三石七斗紅糧十二石五斗[illegible]

由中保人代付

訴費被告人負擔

事實據原告人訴稱[illegible]被告人韓鳳堂於七年[illegible]

鳳鳴在[illegible]一種二年前[illegible]紅糧十二石五斗[illegible]

二十兩[illegible]至今抗不交還等情告訴到署質之被告人韓鳳堂則謂欠伊[illegible]

[illegible]所[illegible]不[illegible]原告人[illegible]

[illegible]中保人韓鳳鳴所[illegible]

理由

查本案爭點只在租糧成色之好壞，如果被告收好糧藏起，用壞糧交租，固為情理所難容，且[illegible]被告并[illegible]
因年歉收糧成數次，不虞實情，既經面造當庭說明，被告人承認交租折價，而原告人亦謂[illegible]
認係給[illegible]被告[illegible]
基上論結，認原告人之訴為有理由，應判令被告人給付原告人元豆三石[illegible]十[illegible]一斗
六千三百二十吊，由被告人照數給付，訴訟費用依民事訴訟條例第[illegible]條判令被告人負擔
特為判決如主文

大滿洲國康德二年四月三十日

榆樹縣司法公署民庭

監督審判官　王國楨㊞

書記官　王文德

康德二年

榆樹縣司法公署民事判決二年初字第　號

判決

原告人邱林閣　五十一歲　本城　農人

被告人趙海　三十五歲　弓棚子　農人

右列當事人等因應欠租糧一案告訴到署，本署審理判決如左

主文

被告人應給付原告人紅糧二十二石五斗，以清糾葛

訴費歸被告人負擔

事實

訊據原告人述稱曩曾略謂被告人趙海於康德元年春間經中人鄒成海租去原告人熟地四十九晌荒餉租糧九十大石六斗五有租契至秋交租爭下欠紅糧二十二石五斗屢經催討該被告人始託出更有中人向原告人說明所欠紅糧每斗作市價四百吊共合錢九万吊至舊曆臘月十五日如數交清如再不交作回既歸無効仍按欠糧數目還糧至期向伊催討不但不交錢糧反橫生枝節故意拖延不得不告訴到署等情復訊該被告人則謂欠糧確屬實情惟春天給伊修工並代墊工錢伙食賬目未有故求更正等情以為抗辯經本署審理認定以上為真確之事實

理由

查被告人欠原告人紅糧二十二石五斗即該被告人亦自承認屬實不過被告人生活困窘之處不少不敷應用故略加修築添補工食以求自己方便無論此項工食原告人方有承租作為而無商明不能另一面頂不能藉此即不交租糧況紅糧作價之時言明淨欠九万吊並未提及工食直至屆期催討始從提出頂除之生枝節有意推延此項租糧既至期未交作價當然無効仍應按原欠租糧照數償還基上論已認原告人所訴為有理由應依民訴條例第九十七條判令被告人負擔訴費特為判決如主文

大滿洲帝國康德二年　月　日

榆樹縣司法公署民事庭

監督審判官　王国楨

書記官　王文德

第十二章　副業

本県に於ても満洲一般の例に洩れず長き冬季の農閑期を無為徒食するもの大部分を占める状態にある。

調査屯に入つて見ても大車。役畜を充分に持つ比較的上層階級の農家は冬季を運搬業に従事して餘剰労力の消化がよく行つてゐるものも見られたがこれらは数ぐり云つても寥々たるもの其他大部分の農家即ちより副業を必要とする階級が徒食してゐる有様であるが只僅かに農産加工に於けるアンペラ製造、豆腐製造の二件が見られるに過ぎない状態である、これらにとりて適当なる副業をとり入れ経営の合理化を計ることは必須の急務であらう。

県に於ける現在の主なる副業としては農産加工に於ける粉條子、小麦粉　豆腐、草鞋、席筵等の製造、畜産副業として養豚、養鶏、及び冬季の大車による輸送業等があるが、三の中小麦粉の製造は低廉なる外来白麺により殆んど跡を絶ちつゝある状態であり、又冬季大車輸送も近来トラックの

三迄により或は旧北鉄南部線の運賃引下げにより、旧来主として大車により下[illegible]
及三岔河、陶頼昭に飽れ出る様になり、著しく距離を短縮され、且在来の開通[illegible]
常より三岔河間の輸送を独占してゐた大車輸送の位置を完全に奪ひ、昔日の[illegible]
行く状態である。

県当局の奨励に依り近く興隆せんとする副業には左の如きものが見られる。

(一) 木炭製造

これは五常県境辺りの楡、楢、樹の茂き地方に奨励されてゐる[illegible]
蘭県)に講習生を派遣し、講師の養成をなしつゝあり。

二 養鶏

将に実用種に重点を置き品種の更新、改良を行ひ将来は県下全農家に[illegible]

(三) 養豚

バークシャーによる品種改良と粉條子製造による製造粕を[illegible]
んとす。

四 馬産改良

優良種牡馬の移入により馬産改良と共にこれが繁殖を奨励し[illegible]

五、麻袋製造

大量の需要を有する麻袋の製造を県下の各農家に奨励し冬季農閑期[illegible]

原料は他より購入に俟つ。

右の指導機関及指導方針としては次の様なものがある。

一、農事試験場習藝所

此所に於て講習生を養成し各種副業の実験、改良の研究をなしつゝあり、或は篤農家等に各村に分配し其講造を普及せしむ。

二、縣当局指導巡回班

縣公署実業股班主体となりて講師を招きて各模範村及主要地を巡りて実地指導に当りつゝあり。

三、宣傳奨励班

縣公署主催にて種々の講習会を行い、副業の利益を知らしめ或は品評会を開きて賞金賞状により奨励に努めつゝあり。

これが奨励の方針としては

1. 製法簡單にて誰にも出来るものたる事。
2. 価は高価なる販路の広く、且恒久性ありて販売に困難を感せざるものたる事。
3. 先づ縣下の自給自足を確立して後販路を他に求む。
4. 販路を先づ確立して後奨励し方針決定の後は指導者の派遣講習其の他の徹底を期す。

次に運営面に於ける副業の実態を少しく突込んで見れば次の如し。

（一）アンペラ製作（三三号農家劉萬昌）

原料は自給ならず他より購入す、製造の時期は十二月より二月の農閑期、従業者一人、使用道具、扶把刀（  ）

資本は殆んど要せざるも、技術を必要とすれば習得に時間を要す。

製品　巾五尺乃至五、二尺　長八尺乃至十尺

所要原料

単アンペラ－－－－－－－－一枚製作につき…　高粱稈十五把

複アンペラ（裏つきのもの）－－－全　右…．　三十把

所要労力

単アンペラ一枚製作に付き　打葉、破砕、除髄－－－二日
　　　　　　　　　　　　　編條－－－－－－－－二日　計四日

複アンペラ一枚製作に付き　打葉、破砕、除髄－－－二、五日
　　　　　　　　　　　　　編條－－－－－－－－四日　計六、五日

一ケ年生産高

単アンペラ　七枚　複アンペラ一〇枚

収支計算　支出

原料　[illegible]　四二〇把　三、二円

収入

単アンペラ七枚………単価〇、五円………三、五円 ⎫
複アンペラ一〇枚………単価一、〇円………一〇、〇円 ⎭ 計一三、五円

差引　一〇、三二円

従業日数　九三日　一人一日当収入は十一銭強となる。

農閑期資力なきものはこれ以外適当なる副業もなく又徒食して居ると思へば好き副業と云へ、

ると称せり。

（二）豆腐製造（十六号張振鳳）

主なる製造道具　磨、濾池、豆腐包、大鍋、笊、缸、驢、

資本としては右諸道具　計二〇、円　驢　二五、円

一日の収支計算

収入　一、二四円（豆腐一二〇個　販売代金）

支出　〇、九二七円（大豆五升〇、六五円、ニガリ〇、〇五円　燃料秫稭一大束〇、一八円　驢飼料

谷草八斤〇、〇四五円、其他〇、〇〇二円）

差引　〇、三一三円

製造時期　九月より十一月の農閑期に多く製造す、他の時期は農耕に差支なき範囲に従事し

一ケ年延一〇〇日位の日数となり、一ケ年の利益は約三〇、円なりと云ふ。

販売されず多くは半量施租い売りをす。已に二十年間この製造を続く、原料大豆片五、三〇、中旨油三、八二〇　豆腐との物々交換一、五〇〇（豆腐一四個と原料一升と交換）これら二つ副業なれど資本を多少要する点及一女に対して二つある同業者出来れば営業不可能となり、共倒れとなる事等により制限を受けるものであらう。

三）馬車運送（下希平　十七名）

時期　農閑期（秋収後）

場所　本屯……五棵樹間（往復六〇華里）所要日数往復二日

本屯……下九台間（往復一五〇華里）所要日数往復四、五日

収支計算

イ、五棵樹……本屯間の場合（人……二人、馬四頭、車一台）

収入	五、四四円	一七麻袋の運賃（一麻袋四斗、一斗に付〇、〇八円）
支出	一、〇〇円	二人分宿泊代（食費を含む）
	〇、三〇円	二人分間食代
	一、五〇円	高粱一、五斗（馬糧）
	〇、二〇円	谷草七束（三〇斤）（馬糧）
	〇、〇四円	蓖麻油
	計三、〇四円	

差引　収益　三、四円

一人一日当〇、六〇円となり有利なるも家畜、大車を有する階級に限られ一小部分に過ぎず

ロ、下九台……本屯間の場合（県城糧桟の受負いをなす、人…一人、馬四頭、車一台）

収入　一〇、八〇円……十八麻袋の運賃（一麻袋三六斤に付き〇、六円）糧桟に回漕を委く（三六斤とす）

支出　〇、八〇円……県城、本屯間往復費用、朝出発し、正午帰宅

馬糧〇、六〇円、人昼食〇、二〇円

一、八〇円……一人三晩分宿泊（食費を含む）……一人一晩〇、六〇円

〇、八〇円……一人四日分間食　一人一日　〇、二〇円

四、八〇円……馬糧、高粱四斗（四、〇円）谷草七〇斤（〇、四円）豆餅一枚（〇、四円）

〇、一〇円……馬車減摩油

計八、三〇円

収支差引　収益　二、五円　一日一人　〇、五六円弱

康徳二年度は五棵樹、下九台各一回の運送に従事したるに過ぎず、例年なら平均三——六回従事するのであるが近来鉄道の運賃引下げ、及拉浜線の開通等により次第に圧迫を受くる有様なりと称す。

第十三章 市場関係

第一節 交通関係

一、主要出廻地及政治的中心地への距離交通の難易

イ、縣城より主要出廻地への距離及所要時間

出廻地	距離	自動車	徒歩
三岔河	一二〇里	二時間	三〇時間
陶頼昭	一二〇里	二時間半	三〇時間
九台	二八〇里	五時間半	七〇時間
五常	一二〇里	二時間半	三〇時間

（冬の場合）

夏の場合

出廻地	距離	自動車	徒歩
三岔河	一二〇里	三時間半	三〇時間
陶頼昭	一二〇里	四時間	三〇時間
五常	一二〇里	四時間半	三〇時間

ロ、調査屯（于家燒鍋）より縣城及秀水甸子五棵樹への距離及所要時間

夏の場合

場所	距離	自動車	徒歩	大車
縣城	四〇里	一時間二十分	一〇時間	七時間
秀水甸子	六里	十分	一時間十分	四十分
五棵樹	七五里	三時間	一七時間	十三時間

冬の場合

縣城	四〇里	四十分	一〇時間	五時間
秀水甸子	七里	七分	一時間十分	二十分
五棵樹	七五里	一時間半	一九時間	一〇時間

尚ほ比較的道路の良好なる時にして降雨の多少道路の良否によりて若干の相違ある事は当然なり。特に夏の場合は自動車の不通になること多し。

二、交通運輸機関

イ、縣城より主要出廻地点迄の積載量其の他

本縣の運輸機関は全て大車に依る。

場所	距離	四頭引大車 積載量	四頭引大車 所要日数	七頭引大車 積載量	七頭引大車 所要日数
三岔河	一二〇里	二〇袋	三日	三五袋	三日

陶頼昭	一二〇里	二〇袋	三日	三五袋	三日
九台	二八〇里	一八袋	七日	二五袋	七日
五常	一二〇里	二〇袋	三日	三九袋	三日

冬の場合

夏の場合

三岔河	一二〇里	八袋	四日	一五袋	四日
陶頼昭	一二〇里	八袋	四日	一五袋	四日
五常	一二〇里	八袋	五日	一五袋	五日

九台は松花江を有する故通過不能、

ロ、綏登屯（千家焼鍋）より主要出廻地迄

冬の場合

場所	距離	四頭引大車 積載量	所要日数	七頭引大車 積載量	所要日数
縣城	四〇里	二〇袋	一日	三五袋	一日
五保窩	七五里	二〇袋	二日	三五袋	二日

夏の場合

縣城	四〇里	八袋	一日	三五袋	一日

五棵樹	七五里	八錢	二日	一五錢	二日

夏の時分は日に依り若干の相違あり

三、農車組合、運輸組合

右の如き組合は本縣になし、糧穀等の穀物運搬は随時農家自ら運搬す。

四、交通運輸関係の沿革

日露戦争前鉄道の敷設されざる迄は大連に依り農民自身大車にあたり之を運搬し重へする割合となり居たるも戦争後北鉄敷設さるるに至りてより台五割、三岔河及陶頼昭五割の割にして、北鉄沿線の比率は台二割五常二割にして他は三岔河陶頼昭にして特に三岔河多し。

第二節　販売事情

一、調査地方の特質並概観

1　縣の特殊性

A　縣の位置

本縣は吉林省の最北端に位し東は浜江省五常縣の一部及吉林省舒蘭縣の一部に接し南は松花江を経て、舒蘭縣並徳恵縣に接す西は扶余縣に接し北は浜江省双城縣拉林河を経て、相接す。

B. 交通関係

本県には鉄道の敷設さるもの尠く京浜線は西部扶余県を通り拉浜線は東部五常県を通ずるに過ぎず鉄道に依る恩恵識に乏しき県なり。

之等各鉄道との連絡は県城より京浜線三岔河站に冬期間及夏季と雖も道路悪しからざる限り県城合会社及個人経営に依る乗合自動車の運行ありて旅客及小荷物の運搬を扱ひつゝあり。拉浜線五常へは時々其の必要に依り乗合自動車の運行あるも該站は単に特定の商人又は特別の用ある人々にして大抵の人々及荷物は三岔河を経由する。

其の他県内各鎮へは旧い車なれども其の必要に依り自動車は動きつゝある。

道路は昨康徳二年四月より哈爾浜国道建設事務所の出張所が県城に設けられ五常――県城間の国道新設を急ぎつゝあれど今だ完成の域に達せず、然れども夏季の降雨期を除けば県内到る所良道縦横に走り鉄道其の他に依る交通の不便を救ひつゝある。

河川は松花江、拉林河及県内に大小の河川あれど松花江を除く外交通の用に供せず [illegible]江は穀物出廻期に団平船の如き舟にて京浜線松花江站に若穀物の出廻りを見るも、[illegible]

中心市場との連絡は北鉄廻収前迄は貨物は主として京図線下九台站より[illegible]部は三岔河及陶頼昭より出荷され居りしも回収後運賃其の他の関係に依り[illegible]三岔河を経由する現状なり（後述出廻状況の項参照されたし）

C、自然的條件

縣内は多数丘陵起伏するを見るも山岳地帯と称すべきもの無く地勢一般に平坦なり、縣城を中心として西は比較的肥沃なれど東は一般に地味劣る。

D　開拓年代 ─┐
E　治　安 ─┘ 共に該項相当者なり

F　商品化作物の種類から来る縣の特殊性

本縣に於ける商品化作物は大豆の外特筆すべきものなく、大豆耕作面積は全作物耕作面積の約三〇％を占め全縣至る処に栽培せらる大豆の次に耕作さるゝものは穀子高粱なれど穀子は食料にして高粱は焼鍋に販売される外縣外移出少し、以上三種の次は小麦にして之も近年若干縣外移出を見つゝあり。

其の他に商品化作物と称すべきものなし。

2、屯の特殊性、

本屯は中心市場より比較的遠距離にあり最も利用される五棵樹鎮へは六五支里あり、之に一泊を要する里程にあり。

今二年度中最も利用されし中心市場への距離並に回数を示せば次の如し。

市場名	距離(支里)	回数	備考
五棵樹	六五	三五	一泊を要す。

2、秀水甸子	六	一二	日帰り
3、屯外(不詳)	—	一〇	—
4、哈達門(舒蘭縣)	五〇	八	一泊を要す
5、屯内	—	五	—
6、同家屯	二二	四	日帰り
7、不詳	—	三	—
8、三合河	一一五	一	二日を要す

猶ほ一年度利用されざる市場には利用される市場名並に距離を記せざりし。

9、九台(九台縣)	一八〇		四泊を要す
10、縣城	四〇		日帰り
11、三[illegible]	二二〇		六日を要す

右の如く最寄二年度本屯民の利用せし販賣のある市場は五[illegible]箇所[illegible]

三合河は距離遠く不便の場合等の如く特別の場合に限られ、秋収期には利用されるも、[illegible]

實[illegible]

[illegible]著しきものと語るに足らざる程度にして秀水甸子は[illegible]

[illegible]哈達門は該屯に居住ある故小數の販路に限られる有様なり。

縣城に行かざる理由は該地は地理的に見て數個の安[illegible]なり。

一昨年（康徳元年度）まで下石台を利用する者多かりしは縣城の項に於て述べたる如く主として北鉄回收のためなり

商品化作物として特別なものなく殆ど全て大豆なり。只哈達門方面へ小麥及若干販売さる。

二、販 売 事 情

1 販売事情の沿革

A 縣城に於ける調査

本縣に於ける商品化作物は開拓年代に於ては主として高粱、谷子、大豆、三種に限られ之等の作物は大車に依りて新京、吉林を通じて開港場たる営口に送られ（又直接長春、新京等近辺運搬せる者あり）居りしも其の販売の経路に於て幾多の困難を伴ひし故之が発達は遅々として微々たるものなりしも光緒二十六年東支鉄道敷設さるゝと共に大豆の商品化急激に盛んとなり同年を境として之が作付面積並に出穀量は著しく増加するに至れり。而して現今に於ては大豆の作付面積は全作付面積の約三〇%を占むるに至れり。（之れが詳細なる消長は耕種概要の項に於て記せし故参照せられたし）。

B、屯に於ける調査

本屯に於ける商品化作物は縣城に於けると同様に大豆首位を占め、高粱、小麥、小米は其の次にある。

今康徳二年度売却せし穀物の売却量並に割合を記せば次の如くである。

穀物名	売却量（石）	割合（%）	備考
大豆	六九三、二	七八、九	（在来种）
小麦	一〇三、三	一一、八	
高粱	五三、七六	六、一	
谷子（小米）	六、四四	〇、七	
稗子	九、六六	一、一	
小豆	六、一二	〇、七	
陸稲	六、四四	〇、七	

右表の如く大豆は七九%を占め小麦、高粱之に次いで居るも開拓年代に於ては高粱、谷子が大部分を占め大豆は第三位で其の量も極めて微々たるものであったが今日では鉄道[illegible]開通と同時に大豆は急激に増加し高粱、谷子と其の地位を変へ今日の如く商品化作物となって殆んど大豆に限らるゝが如き状態を来すに至れり。

売却先としては鉄道開通以前は農民自身が新京、懐陽方面へ運搬せしも開通後は[illegible]九台方面へ売却され現在、五棵樹方面は少しへ之が売却條件の[illegible]

2. 売却時期

県に於ける新穀の出廻り開始期は小麦の八月上旬を最初とし九月[illegible]

を開始し最も旺盛なるは十月より十二月の三ヶ月なり他の月に於ても若干の出廻りを見るも其の数量極めて少量なり

当に於ける売却時期も右と大体同様なり。

今調査年度に於ける当内主要作物売却時期及数量並に割合を示せば次の如し。

売却時期	大豆		小麦		高粱		小米		計	
	売却量	割合%	売却量	割合%	売却量	割合%	売却量	割合%	売却量	割合
一月中旬	九、六五	一、三七							九、六五	一、〇九
一月下旬	三七、〇一	五、二七							三七、〇一	四、一六
二月上旬	三二、一八	四五、八							三二、一八	三、六二
二月中旬	三、二二	〇、四六							三、二二	〇、三六
三月中旬			五、一五	五、〇	七、七二	一四、六三			一二、八七	一、四五
三月下旬	二、五七	〇、三七							二、五七	〇、[illegible]
五月上旬							一、二九	四五、五	一、二九	〇、一五
五月中旬	七、〇八	一、〇一					〇、六四	二二、六	七、七二	〇、八七
七月中旬							八、〇五	二八、四二	八、〇五	〇、九〇
七月下旬			三二、一八	三一、一四					三二、一八	三、六二
八月下旬			三、二二	三、一二					三、二二	〇、三六

九月上旬	一六、〇九	二、二九							一六、[illegible]	一、八一
九月中旬			三、二二	三、一二					三、二二	〇、三六
十月上旬			九、六五	九、三四					九、六五	一、〇九
十月中旬	二〇、四四	一五、七〇	一〇、三〇	九、九七					二〇、七四	一三、五七
十月下旬	三三、一八	四、五八	三、二二	三、一二	九、六五	一八、二九			四五、〇五	五、〇七
十一月上旬	四〇、二二	三、七二	三、八六	三、七四					四四、〇八	四、九六
十一月中旬	一四八、三八	二一、一〇	一二、八七	一二、四五			八、〇五	二八、四二	一六九、三〇	一九、〇五
十一月下旬	六一、一四	八、七〇	[illegible]、六五	[illegible]、三四	九、六五	一八、[illegible]	六、[illegible]四	[illegible]	八六、八八	[illegible]
十二月上旬	一二〇、三八	一七、一二			二五、七四	四八、七九			一四六、一二	一六、八二
十二月中旬	二七、六七	三、九六	六、七六	六、五四			一、一一	五、六八	[illegible]	[illegible]
十二月下旬	五四、七一	七、七八	三、二二	三、一二			〇、八四	一、[illegible]八	[illegible]	[illegible]
総計	七〇三、七二	七[illegible]、三六	一〇三、三〇	一〇〇、八六	五二、七六	[illegible]、[illegible]六	二六、七二	[illegible]	[illegible]	[illegible]

註、石量は換算石、新計量法に依る。

右表によつて見られる如く總數は本年度[illegible]直後に出荷された数量であつて、[illegible]
荷されたる時期は七月の下旬からで、主として十月中旬から十一月中旬[illegible]
月頃迄売却された居るもので商品化米穀としての売却は[illegible]、特殊事情に依り[illegible]

は問題外である。

次に群別の売却時期であるが之れは一般的に小作階級が早く地主階級は遅い之れは種々なる理由があるが小作人及自作人は労働賃金の支払及農耕期中の借金の返済其の他の為めであり地主階級は小作料の納入後に売却する故一般に遅れるのと富裕なる為である。

然しながら一般的に土地凍結期間中に売却するを原則とし翌年迄持越し或は値上りを待って売却する農家は全然なしとせざるも極めて少数である之れは少々の値上りあるも運賃を要或に至すると品質の変化及倉庫設備の不完全等である。

今三月より七月迄を時期へし時期と見て其の間に売却されし穀物を農家群別に分類して見る。

（小麦のみ七月の分を除く）

階級別＼穀物別	大豆	小麦	高粱	小米	計
地主			七、七二	〇、六四	八、三六
地主兼小作				一、二九	一、二九
地主兼自作兼小作		五、一五		八、〇五	一三、二〇
自作兼小作	七、〇八				七、〇八
小作兼雇農	二、五七				二、五七
計	九、六五	五、一五	七、七二	九、九八	三二、五〇

右表に見る時也主雇自作雇小作人が最も待遇へつゝある如く思はるも之を全雇作人常雇と比較して見る時わずかに三、七%に過ぎない。

3、搬出方法

一般に大車に依りて搬出す。但し少量の穀物にして幾分団子又外部に密知する場合は背負って搬出する。

大車なき者は雇車して搬出するか又は少量の場合は他人——知り合の間に頼む。

出の場合は一車に就き何銭と又一斗に就き何銭と云ふ運搬賃を支払ふを原則とするも大車[illegible]

或は懇意な人又は小作人の場合不要の時あり。

搬出の際一車で行く場合少く也内の者又は近所の者と共同して一、二車以上一団となりて行く。これは警備上又馬車の運行上便なる為である。

雇車する場合には道路の良き場合と悪き場合とに依り一斗当りの運賃に差異あり。

即ち良き場合には一般に農閑期なると積載量多き故畢竟当り賃金安くとも可なるも悪き時は其の反対なる故高し、前者は一斗当り六銭にして後者は一銭なり。

次に積載量であるが之れは道路良き場合四頭引きで六石三頭曳で四石なり。悪い場合では四頭曳で四石三頭曳で三石——二、五石位なり。大車店に宿泊する場合馬の飼料を自分で持参する場合には其の費用不用なり。

老板子は夕食付にして一人普通四十銭にして五十銭出せば良い所なり。

4　出廻り状況

A　縣内出廻状況の概況

本縣には前述せる如く鉄道の運行なき為縣城は縣の中心にあれども必ずしも出廻りの中心にあらずして五棵樹、弓棚子、大新立屯等にも糧桟ありて物資の集散地なり。その中最も集散するは縣城五棵樹にして其の他は比較的少し。

○縣城

縣城を中心として東は五十里、南は二十里、西は二十里、北は二十里の地域のものは縣城に集まり全出廻量の三五%を占む。

○五棵樹

五棵樹を中心とせる地域及縣城の西二十里以西及南二十里以南の地及大新立屯附近を除く全出廻量－二五%を占む。

○弓棚子

弓棚子附近及大八号附近のものとして全出廻量の一〇%を占む。

○大新立屯

大新立屯及土橋子、黒林子附近の一部にして全出廻量の一五%を占む。

其の他の一五%位の中大部分は三岔河へ直接出廠され又は冊に依り若干松花江站へも出る。

其の他北鉄接収前の慣習に依り九台へ出るものもあり五常へ行くものも若干あり。

B、出廻地を決定する條件

主要出廻地への里程所要日数交通関係は既述せる故記せざるも出廻地を決定する主たる原因は市場価格である。也内又は也外で市場へ持って行くより有利に購入してくれる人があれば勿論売却するので斯る人なき故最も利益多き五隣樹を選ぶ。

粮穀商の相違

粮穀商は買主を支持ふ故売主は知らず。

概目は各地共同様なり。

昔から習慣的に同一地方を利用するのではなく粮桟、油房又は雑貨商等で掛買又は借金等ある関係上大体同一地方の同一店を利用する者多し又斯くすることが取引上に於ての便利である。

C、副業的に返荷を利用する為販売先を変へる者なし、返荷は出発の際判明して居る。

余力ある農家は有利なる出廻地へ行く場合あるも此の場合価格は大体距離による為一般的に近い所へ売却する。

調査年度に於て地、自者にして一戸のみ三合河へ運搬せしもの有り。

D、出廻の変遷

県城に於ける出廻の変遷

前述せる如く出廻地変遷に最も重大なる関係を有するは北鉄の接収である。[illegible]

は下る台へ搬出する者多く三岔河陶頼昭方面は今日の如く多くの出廻りを見ざりしも[illegible]
は下る台へ行く者極めて少くなりて今は三岔河へ出廻る者多くなれり。
之を接収前後に区別し各站への割合を見れば次の如し。

○接収前

る台	八〇%
三岔河又は陶頼昭	一五%
五常	五%

○接収後

る台	五%
五常	五%
三岔河又は陶頼昭	九〇%

右表の如きものにして之れが理由つける主たる原因は
1. 検査の緩慢なる事及不親切なる事.
2. 出穀日数の長く要すること即ち站を長く留め置かるゝこと。
3. ルーブル価の不安定なること。
4. 運賃に大差なきこと。
等なり。

次に運賃に相違なきことを証する為左の表を記す。

○ 接収前

三岔河に出る場合

懸城 → 三岔河（大車に依る）	一麻袋に就き	二七銭
三岔河 → 新京（一貨車三五三袋 一一七〇円）	〃	四八銭
検査料（一貨車に付き 三円五十銭）	〃	一銭
合計		七六銭

下九台に出る場合

懸城 ― 九台（大車に依る）	〃	六二銭
九台 新京（一貨車三五三袋 五六、〇〇）		一六銭
検査料		一銭
合計		七九銭

差引九拾銭だけ九台へ出る場合に高くなる計算なり。

回収後は三岔河 ― 新京は一四八円となり、一袋当り四二銭となり、既に六銭だけ安くなれり。

然れどもおれは懸城の搬戻が雇車して搬出する場合の計算にして一般農民は必ずしもかゝる[illegible]事に合致せざるべく自己の大車なる故運搬費は更に安くなるべく依て接収前に於て[illegible]

用するもの多かりし所以なり、又縣城の粮棧にしても長く站に留め置かれることを嫌ひ、運送の変動を恐れ特に三鉄の諸費高くなるともなお営口へ出すを利益とせるなり。而れども漸く此等の障害は除去され運賃の値開き大となりし故現在三合可を利用する者多し、

此に於ける出廻地の変遷

十五ヶ年前迄は五棵樹に粮棧なかりし故楡樹、石白、長春へ搬出せるも五棵樹に粮棧が出来てからは殆んど全部同地に売却さる。

5 取引方法

A、農民が穀価を知る方法

農民が穀物を販売する際には村の内外の人々で売却する人を訪ねて行く或は自己売却せんとする時と前に行つた人々より相場を聞く其の他市に行つた人よりも聞く、粮棧と連絡を取つて居る人なし。

B 種々なる取引の方法

(1) 市場

本屯民の主として売却する五棵樹には穀物のみ集まる市場あり。それは官設のものにあらずして自然的に開設せられたものである。

時期は新穀時期より翌年の播種時期迄で年中開設せらるるものにあらず。時間は夜明け頃より大体正午頃までである。集まる穀物は大体大豆のみにして一日二〇〇台位入荷にし

て四〇〇人位集まる。

市場に於ては粮桟（又は大取引商人の代理店あれども主として粮桟）の買出人が市場に出張し穀物に差込みを行ひつゝ価格の試合を行ふ、価格の折合つた時買出人はそれぞれ農民に対して各への粮桟に農民をして送込ましめ粮桟に於て計量をする。

価格の折合はない場合其の日は売らず翌日迄待つものもあれど持ち帰るが如きことなし。

取引にかゝる前に農民はどの商が最も斤目が有利なるかを聞きそれを念頭に置きつゝ市場に試合を行ふ。

(2) 道路上の売却

道路上の売却なし。

(3) 旅店

営業的な農民を道路上に迎へ接車的の中介に依つて売却する場合あり。

其の順序及方法を記せば次の如し。

先づ接車的は農民を道路上に迎へ宿料及食料の支払 [illegible]

其の後、宿に落付いた後粮桟に売却すべきや市場で売却すべきやを相談する [illegible]

然し売却するやう決した場合に接車的は見本として一掴程持参し農民と [illegible]

後粮桟に往き交渉する交渉決定した場合に農民は接車的と [illegible]

売却する。

若し交渉成立せざる場合は翌日市場へ持って行き売却する。若し翌日市場でも売却出来ざる場合は常に懇意な糧桟に持参し計量して預けた後（一週間位の間）値上りを待って売却して貰ふ、預ける場合保管料として一斗に付き五厘－三厘（一銭内外）を取られた
接車的は仲介するも手数料なし只心付として十車位なら四十銭位与へる。
接車的は出廻り多き地方の農民より採用して居る故常に農民の味方となる。

(4) 直接糧桟への売却

直接糧桟へ売却する者は借りのある者等金融を受けたる者のみとして普通は一度市場で其の日の相場等調査し後糧桟に持参する。
必より見本を持って行って売却する者も時にあれど其の場合糧桟は見本のみでは信用せず穀物を見なければ購入せざる故見本売りは不可能なり。

(5) 糧桟への販売委託

時には前述の如き例あれど普通なし、其の場合最数制限なし。

(6) 油房、醤房、焼鍋等への売却

一般に利用する者少し、時に利用する者あれど斯る人は馬車又は代価無きへにして数量も少し、斯る場合は現物交換の者多し。
其の各別の例を示せば次の如し。

○ 油房＝豆油又は豆粕と大豆との交換

○ 磨房=小麦と粉との交換

一斗四十五斤位の上等の小麦の場合は小麦粉三十斤と交換す。手数料不要なり。

○ 焼鍋=酒と交換するもの少し。

(了) 公内での売却

小量の売買はあり

C. 仲買業としてやって居る者無けれど馬車を有する者が農閑期を利用し附近部落[illegible]内[illegible]ものを購入して売却することあり、其の場合価格は最近の市場価格に[illegible]を[illegible]し[illegible]決める。

D. 但し兄弟、親戚等の場合は特に価格を決めることなく全てを委託して売却する。

農民が特定の糧桟に販売を強要されることなし。

E. 計量方法

斗は税捐局検定のものを用ふ、一年一回県公署関係職員商務司税捐局三[illegible]協議[illegible]標準斗を決定す。

計量人は税捐局の指令した斗官が計量にあたる、該斗官は無給にして計量して[illegible]を徴収し自己の収入とす。

農商民の手数料を徴収し自己の収入とす。

手数量は小米=一斗二銭位を標準とす。

F 品質の鑑定

根桟に於て穀物差を使用して行ふ。

農民も品質に就いては相当の認識を有する故価格決定の際之等を條件に掛合ふ。

6. 共同販売

共同販売なし。

7. 販売価格

公定価格は販売されし価格を根桟より報告させて市場に入を徴して決定し[illegible]して農民の販売に影響する所なし。

市場価格は各根桟が毎日大連相場を電報にて取り入れそれより[illegible]を差引決定する。地方市場と中央市場の開きは大連相場より石一斗に就き一円三十銭を差引[illegible]て相場とす。

根桟間の価格協定は先高見込の場合時にはあるも普通一般に無し。

8. 批糧及青田売

青田買売は無し。

批糧は毎年六、七月頃労賃需要に迫られて行はれる。

行ひ農家は一般に信用ある小作人にして主として根桟及物持ちの家と行ふ、農民より[illegible]に依り保証人を附して行はれるも証書其の他なし。

農民は不利と思ひつゝも労賃の needed

9. 特殊なる農産物及畜産物の売却

本屯の南方に松花江が流れて居るため該所より柳條を伐採して来て縣城及陶大四子等に売却するものあり。

第三節 購入事情

一、購入事情の沿革、仕入経路、物価の変遷

事変の影響

A. 購入事情の沿革

物資の購入は穀物の売却と同様に鉄道の開通されざる時は長春新民等へ穀物を売却した帰りに買って来たが鉄道の開通と同時に長春新民あたりへ行く事が少く[illegible]あたりより購入する様になれりへ之れが年代其の他は販売事情の項参照されたし。

B. 仕入経路

現在購入して居る主たる鎮は五棵樹を最大として湊木何子及縣城[illegible]新京より二岔河及陶賴昭に汽車に依り運ばれ其処より五棵樹迄は馬車[illegible]にして湊水何子は該地の商人が五棵樹及縣城より仕入れたものを売却するなり。

C. 物価の変遷

物価の漸次安くなる傾向あり（数字的証明なし）

二　農家群別現銀生活費の種類及び大きさ

農家に左記十種類に分類し之等農家の現銀生活の内容を見れば次の如し。

種類＼金額割合＼群別	地主 金額	地主 割合	地主兼自作 金額	地主兼自作 割合	地主兼自作兼小作 金額	地主兼自作兼小作 割合	地主兼小作 金額	地主兼小作 割合	自作 金額	自作 割合	自作兼小作 金額	自作兼小作 割合
住居費	六、〇〇	五、七	三、七五	一、七	四、一五	三、九	一、〇〇	一、三	一〇、七〇	一五、四	三、三八	一、七
食料費	四二、九三	四一、一	六七、九五	四二、二	四〇、六九	二八、九	二〇、六〇	二六、二	四三、三七	六〇、九	六三、四四	四七、六
被服費	五、二五	五、〇	三四、二七	二一、二	三三、一七	二三、九	二五、九一	三三、〇	五、一〇	七、三	二五、三三	一九、〇
光熱費	三五、四三	三四、三	一四、八六	九、二	一三、九四	九、九	四、八二	六、一	三、〇五	四、四	一〇、八〇	八、一
什器費	—	—	二、四三	一、五	一、五五	一、一	二、一七	二、七	—	—	〇、七〇	〇、五
教育費	—	—	二、一〇	一、三	—	—	—	—	—	—	—	—
慶弔費	八、〇〇	七、七	一四、二五	八、八	六、六七	四、七	三、〇〇	三、五	—	—	一一、三三	八、五
嗜好費	九、〇五	九、六	一三、三三	八、二	三〇、四六	二一、七	一四、二〇	一八、一	一、八〇	二、六	一一、二一	八、四
娯楽費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	〇、〇八	〇、一
医薬費	—	—	〇、七五	〇、五	三、〇〇	一、四	一、六〇	二、〇	—	—	一、六七	一、二
年祇	六、〇〇	六、六	八、四六	五、二	三、三七	二、四	六、〇〇	七、六	六、六〇	九、四	五、七一	四、三
其の他	—	—	〇、三八	〇、二	四、四三	三、一	〇、四〇	〇、五	—	—	〇、八六	〇、六
合計	一〇四、六〇	—	一六一、四〇	一〇〇、〇	一四〇、四三	一〇〇、〇	七八、六〇	一〇〇、〇	六九、六二	一〇〇、〇	一三三、四〇	一〇〇、〇
備考	[illegible]平均		四戸の平均[illegible]		[illegible]		[illegible]		一戸		六戸の平均	

自作兼小作兼産農	金額	0、三七	四六、九七	八、八一	三、七三	0、一五	—	三、五0	一、0三	—	一、0五	三、六八	0、二0	六0、五九	二戸の平均
	割合	0、五	六九、五	一三、0	四、0	0、二	—	三、七	一、五	—	一、六	五、四	0、四	一00、0	
自作兼産農	金額	0、六五	四五、0九	九、八一	五、八五	0、二二	—	三、七0	一、四三	—	—	三、四七	—	六九、三三	二戸平均
	割合	0、九	六五、一	一四、二	八、五	0、三	—	五、三	三、一	—	—	三、六	—	一00、0	
小作兼産農	金額	八、六三	七三、一三	一七、七九	六、九七	0、六八	一、二四	三、四0	三、0二	—	0、九0	四、0一	0、二七	一二0、0四	六戸の平均
	割合	七、二	六一、0	一四、九	五、八	0、六	一、0	二、八	二、五	—	0、七	三、三	[illegible]	[illegible]	
産農	金額	四、七六	三九、八三	七、九五	一、五九	0、二五	—	一、四九	一、0二	—	—	一、一七	0、0五	[illegible]	[illegible]戸の平均
	割合	八、二	六八、四	一三、八	二、七	0、四	—	二、六	一、八		—	二、0	0、一	一00、0	
合計	金額	四一、二九	四八三、00	一七三、三八	九0、0四	八、一四	三、三四	五三、三四	八七、四五	0、0八	七、九七	四八、三七	六、五九	[illegible]	
	割合	四、二	四八、二	一七、三	九、0	0、八	0、三	五、三	八、七		0、八	四、八	0、七	[illegible]	
一戸当平均		四、一三	四八、三0	一七、三四	九、00	0、八一	0、三三	五、三三	八、七六	0、00八	0、八0	四、八四	0、六六	一00、三0	

註：金額の単位は円とす、割合は%なり。

右表の合計欄に於ける金額は各群別の平均の合計であるが全也の合計金額は次の通りである

全也合計	一四七円九八	一六三四円四九	六三九円六二	二九四円九三	二七円三三	一五円八0	二0六円二0	二七七円八八	0円五0	三四円[illegible]	一四九円[illegible]	二三円五四	三六三一円0八

〇右表により見る時農家経済の生活費に於ける最も大きな負担は食糧費である。

特に経営農業者層に於ては大であり、内六割乃至七割を占めて居る状態である。自作農階級及小作農階級（大なるもの）に於て食糧購入の農業経営依存度は大きく成長して[illegible]等の値の大小に依る。

一度売却して更に購入する方法は不利である。之れは出廻り期たる十月乃至一月頃迄の市価と五、六月頃の市価とを比較したとき自ら明白である。而しながら一般農家は大なり小なり借入金を[illegible]して居ると農耕期間中の労賃を穀物にて支払ふ等の理由に依り農家経済は[illegible]肥料費が嵩む[illegible]とある。

次に食料費及衣服費に次いで最も注目されるのは嗜好費で、嗜好費の中最も大なるは酒である。之れは酸性が富裕であると云ふよりは[illegible]に依り開發された事は勢ひ同子公縣内に於ても優秀なる白酒の生産地である等が職は農[illegible]ではあるまいか。

農用費の多いのは満洲農村の習慣を考へる時無理ならぬと思はるゝも此の点に將来[illegible]改善の一策を見出し得るのではあるまいか。

三、購入時期

十月より一月にかけて最も多し、之は農民が穀物を売つた時最も金廻りの良きと穀物売却の場所を利用する方が便利な為である。

而して年節の時最も多し、

四、購入方法

A、購入地

(1) 最も多きは五棵樹である次に驛站及三岔河、榆樹屯子、石頭等である。

之を各品目別に大別して見る時大体次の如くである。

五棵樹の日用及諸雜貨

驛站 —— 衣類、煙草等、

三岔河
石頭 —— 塩

榆樹屯子 —— 諸雜貨

[illegible]として限定されて[illegible]

る。

(2) 普通の購入方法

普通は数町売部の際求めるため大車を所有せざるか、ついでのない場合は[illegible]地へ行く人に頼む。

B、其の他、他より求める場合

一定の農家と決めて居り物有る人より求める。其の他行商人より求める場合もある。

C、未可購入

なし

D、掛買、

普通に出来ざるも特に商家と特殊関係及信用ある農家に限り可能である、

金額には限定なきも二十円位の収入ある農家でも四十円位迄は可能である。

商品は全ての商品は可能なるも塩のみは目減り等ある故不可能である。

償還時期は三大節句に行ふ（五月、八月、十二月）

五月節句には一月より五月迄の分を支払ふ。

八月節句には六月より八月迄の分及五月に支払はざりし分に二割の利子を附したるものと支払ふ。

十二月には九月より十二月の分及未払分に利を加へたるものを支払ふ。

即ち節句内の掛買金に対しては利子を附せざるも支払ひなき時は各々利子を附して支払ふを原則とす。

各節句毎に一回々々清算し記帳する商店の帳簿には利子を記入し借銭の如くに取扱ふ。

年内に至るも支払はぬ場合は翌年の掛買は不可能となる。

粮桟と雑貨舗と兼業して居る場合は売却金より差引かれる。

E 物々交換

○出店、焼鍋、磨房等との物々交換は販売事情の項に於て記述せし如く一般に利用するもの少し、其の交換割合等は該項に記述せし故参照せられたし。

○行商人との場合は卵、毛皮（馬、豚等）鉄百　洗面器（琺瑯）農具類、衣類の布等に以て石油、胡麻油、マッチ、ホシエビ、セトモノ鉢類等と交換する。

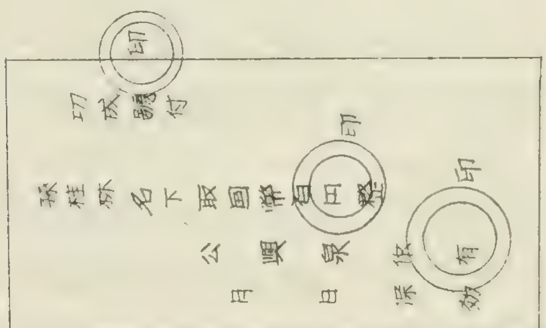
○也内の農家間に於て行ふ場合は主として穀物を以て行ふ。例へば小豆、[illegible]、粟等。

F　商人との関係

糧桟と雑貨舗が連絡して農民が穀物を糧桟に売却した場合現金を渡さず雑貨舗の[illegible]を渡し農民が雑貨舗に至り雑貨を受取るか現金を受取る場合あり、而して此の場合は主として農民の希望に依る。

〝例〟

五棵樹公興泉（焼鍋）から縣城功成號（雑貨舗）にあてた四書条子を[illegible]



孫桂林名下取国幣百円整とは孫桂林の名義にて国幣百円を受取り得るの意

〝依有保効〟とは此の証書は担保として有効なりの意

此れは各糧桟雑貨舗等連絡して行はれ斯る例少とせず。

〇雑貨舗及糧桟が農民に金を貸付けて居る場合該農民が穀物を売りに来た時貸付金より差引かれる場合あり、而し此の場合に農民の売却せし穀物が少量の時は貸借として貰へるが多量の時は取られる。

五、購入品価格

品名	主要購入地	京価	売価	単位	備考
（頂号）洋米袋	哈爾濱	円 四、五二	円 四、四五	一袋	
粗子四六布	新京	三、〇七	三、三〇	一疋	
藍晴綸	新京	一、三〇	一、八〇	一尺	
（三根）大上泥鞋	奉天	二、二〇	二、六〇	一双	
豆油	本地産	〇、二五	〇、二六	一斤	

京価は購入地より本地迄の運賃諸掛りを加算した数字である。運賃諸掛りは調査不能

右表の売価及京価より見る時大体商人は一割乃至二割位の利を得て居る如し。

第四節　度量衡

一　調査地本縣城に於ける度量衡の比較

	縣城	調査地
度（旧尺一尺に対する新尺）		
木尺	一、〇四	一、〇五
裁尺	一、一三尺	一、一五尺
量（旧斛一斗につき）	三、二二斗	三、二八斗
衡	一、〇三斤	一、一一斤

但し新度量衡との比較なり。

特に地主が大きいと云ふ事なし。

二、農民の使用する度量衡

農民の使用して居るものは従来より使用されて居たものと同様であり [illegible]

而して [illegible] 売買する場合は [illegible]

三、縣当局の普及方針

1 普及 [illegible] 警察部保安股は取締りに任じ内務局實業股は宣傳 [illegible]

2 康徳三年三月一日より十二月末日迄に量器の実施を完成すること。

3 康徳四年一月一日より六月末迄に衡器の完成を期すること

4 康徳四年七月一日より十二月末日迄に度器の完成を期すること。

右の如き目標の下に計画を進めつゝあり、現在縣城及六八号鎮に各一個所の新制度量衡器販売所を設けて円滑なる計画の進行を期しつゝあり。

第十四章　諸税公課

第一節　大租、晌捐

1　税率
所有地毎晌大租国幣〇、六一六円、晌捐国幣〇、五四円

2. 等則区分
本縣は等則区分なし。

3. 地券面積と課税面積との関係
本縣は不扣にして地券面積と課税面積とは等し。

4. 課税免除地の有無及理由

課税免除地無し。

5、納期、納入場所、方法

納期 —— 陽歴十二月一日より翌年五月三十一日迄。

納入場所 —— 縣公署財務局及び縣下各財務分局

方法 —— 被課徴者直接財務局或は財務分局納入、この場合必ず大租、両項共納す。

6、督促方法

第一回目＝財務局は期限前未納者に対して警察署員をして口頭にて督促を負す。

第二回目－六、七月の間に財務局は未納者に対して警察署員に督促票を配布せしめ督促をなさしむ。

7、滞納

A、滞納の有無＝滞納なし。

B、滞納処分

次の如く四期に分ちて加罰を行ふ。

六月一日 —— 六月十五日	加罰　徴税額の百分の五
六月十六日 —— 六月三十日	加罰　徴税額の百分の十
七月一日 —— 七月三十一日	加罰　徴税額の百分の二十
八月一日以後	加罰　徴税額の百分の四十

其の他の処分ち法なし。

本県に於ける国税たる地税は大租と称せられ清朝の宣統年間北京財政庁は一晌に就き吉洋二角を課徴し北京財政庁の収入となせしが民国八年線作廠は更に鎗以て民国十一年に至つて線作廠は軍費として吉洋四角を加算し、晌に就き吉洋八角を徴収す。満洲国建国後も吉洋八角を国幣に換算し六角一分六厘を徴収し現在に至る（吉洋一円は国幣〇、七七円）

国税附加地税は晌捐と称し宣統六年警学費に使用の為徴収す。建国以前は毎晌吉洋七角を徴せられて居りしものを国幣に換算し〇、五四円を徴収し現在に至る。尚事変前は之の晌捐を馬捐とも称せり。

是等両地税の納税義務者は土地所有者であるが満洲農村に広く見られる小作人との折半は現在は調査屯には一戸もなし、これ保甲制実施以前迄は折半が行はれしが保甲制施行後は大租、晌捐は地主負担、保甲費は耕作者負担と云ふ不文律が屯に行はれし故大租、晌捐は共に土地所有者たる地主負担となつた。然民中には大租、晌捐の両者が存する事其の税額の相違さる事を知る者殆んどなく両者を混看して大租と称してる故に保甲制実施後保甲費地数が所有地每晌二十二銭が数より附加されて地税と共納するを大租に対する増税と解してる農民が大多数なり。

所有面積、地券面積及課税面積の関係に就いて観るに民国以来清丈が数回行はれし為めかこの三者が良く一致して満洲稀に観る現象を呈してる唯一戸（農家番号了）だけ所有面積が地券面積より〇、七三七晌多い。従つて課税面は地券面積に一致してるが所有面積よりそれだけ少く

課税されてる。

尚警備道路施設の個所にありては新設道路の為耕地が消滅せられて尚かされなけ課税面積が大なる現状である。

宅地、果園、墓地もこの地方に於ては耕地と等しく課税されてる。

大正、昭和の納税成績を観るに康徳元年度分を滞納せるは納税義務者二十三戸中四戸に過ぎず良成績で康徳二年度納税は三年二月頃大多数の農民は納入を済めたり、

本地の農民は全部北方約六粁里の地にある營水河子財務分局へ納入するが我が調査団一行は納税期たる二日この財務分局の地税受付状況を目撃したのであるが土地台帳は旧態依然として分類は乱雑を極め加ふるに土地台帳に依る土地台帳の訂正は数代前より未整理の儘にして納税に際し台帳との照合は困難を極め一納税に長きは三十分も要する有様にして納税者の困窮は甚しく遠方より来たる多数の農民は一日間に納税不納の為營水河子に宿泊を余儀なくせられるもの多き者は三泊もする者があると農民は歎息し居る現状である。

第二節　出産粮穀税及粮捐

一、出産粮穀税（国税）――（新制出産粮穀税法に據る）

1、種目及税率

a 細糧税　従価百分の一、〇
b 粗糧税　従価百分の〇、五
c 油糧税　従価百分の二、五
d 豆　税　従価百分の二、五

2 出産糧穀税課税標準

税捐局長は各月旬別に決定する糧穀公定相場を標準と定む但し当該旬の糧棧に於ける各種糧穀の購入価格を調査し翌旬に公定相場を決定し翌々旬に適用す。

3、糧穀公定相場決定の方法

課税標準たるべき糧穀公定相場の決定は税捐局長が原則として申告価格に拠り決定する事となってる。即ち税捐局は城内二十六軒の糧棧に買上帳簿を交附し毎日々の買上数量及価格を各糧穀別に記入し税捐局に提出せしめる、この二十六軒の糧棧の申告より各糧穀別に十日分の平均価格を算出し各旬間の公定相場を決定す（糧棧の買上価格の申告は糧石税糧捐を控除せる農民手取金額が申告されると想像され従って公定相場も手取相場と思はる）

4、納税義務者

出産者又は未納税の糧石取得者即ち農民が其の糧石に就き自家用に供する場合を除き売却後初めて他に搬出するとき又は糧石製品の製造原料として使用する時に納税義務を負ふ。

5、納入方法

納税義務者は粮石を出産する者即農民となって居るが黄州諸地方に於けると同様此の縣に於ても販売せらるる粮穀又は焼鍋が豫め取引額の中から税額相当分を控除して置いて税捐局に代納する便法が取られて居る仲買人に委托販売の場合に於ても調査地に於ては等しく税額相当分を控除して仲買人が代納をなすと称せられる、

斯の如き納方法が行ぜられて居るが農民直接納入は調査地には一戸も無い。

6. 納入場所

税捐局及び各税捐分局に納入す。

7. 手数料、其の他の名目による課税

本縣下には無し、

二. 粮捐（縣税）

1. 税率　　従価百分の一

2. 粮捐課税標準

粮穀公定相場を標準とす、適要方法は税捐局の出産粮穀税に同じ。

3. 粮穀公定相場決定の方法

税捐局の決定方法に同じ向縣財務局より巡差が取引所又市場に出張して粮穀の取引価格[illegible]

量の調査をなすは勿論不正の防止を行って居る調査せる取引者粮穀の価格を[illegible]

が符号にて記されて居る、例へば三餘桟に一斗当り一、〇〇円にて取引されたとすれば（一）[illegible]

る。

4 納税義務者

出産粮石税に同じ

5. 納入方法

出産粮石税と同じく取引先たる粮桟、焼鍋等が財務局へ代納する。従つて粮桟等ハ代納者ハ農民の取引額中より出産粮石税と共に粮捐をも控除しておき出産粮穀税と随同時、従一て財務局へ代納する

6 納入場所

縣財務局又は財務分局に納入する。

7. 手数料 なし。

8. 其の他の名目による課税

粮穀縣外移出の際出境捐とも称さるべきものが徴収さる。

a. 税率 従価百分の一

b. 課税標準 公定相場を標準とす。

c. 納税義務者 出境販売者

d. 納入方法

農民又は農民自身が直接縣外に出境搬出販売の際財務局又は財務分局に納税して内院良。

交附を受けこれを以て縣外移出販売を行ふ。

尚これの税捐を防止する為に財務局縣外駐在員が各台、三岔河に駐在して車牌により当縣より出境せるものなるを確認の上脱税のものはこれを徴收す。

縣境にはこの種脱税防止の為二十ケ所の財務局出張所が存す。

2. 脱税処分方法

応收税款に準據して糧捐の一倍乃至二十倍迄を罰款として賦課徴收す。

調査地に於ては全戸共代納の便法が採られて居るので出産糧石税及糧捐の存する事を全く知らざる農民さへ存する有様にて存在を認識せる農民と雖も納石は[illegible]なり[illegible]糧代[illegible]負担なりと思ひ彼等農民自身が納税負担者であり實際負担者である事を意識して居らない者も多数にある。況んや新税法の施行を知り税率の軽減され負担額の低くなりしを知るものは稀である。これ全く農民の無知のみにあるに非らずして徴收方法の不備にもあるのであらう。即ち全糧桟等に代納させて居る為糧桟は農民と取引の際糧石税を控除せる手取価額[illegible]取引[illegible]立し居る為に起るのである。

この農民の無知と納税機構の不備を利用して糧桟の不正行為が二[illegible]即ち一は農民に対して税率以上の高率糧石税捐が控除されて不当所得が得られ一は[illegible]過少申告による脱税行為とである。又糧石出境捐は糧桟が縣外に出境移出販売の際[illegible]べきものであるが糧穀税捐と共に取引額より控除し得られ易い故農民に当然転化されて[illegible]

でも誤り無きものであらう。

左に一臣久富忠より黄豆（大豆）販売に縣城に来たる一農民の取引実例を記す（期日康徳三年二月二十七日 ── 偽暦）

大豆（中等品）　自家庭先数量　五石一斗六升（花未斛）

縣城露天市場にて某糧桟と取引成立す取引に際しては手取一石六千吊（国幣十二円）で成立しこの日の相場に依らず手取金だけの交渉した、この実例に依る如く農民は全く手取額にのみよつて取引を行ふ。

この後糧桟の庭先に廻送の上計量数量は五石一斗三升にして三升の減量を見た　この減量は運搬中のロスとのみ観るには余りに多量である。これ即ち税捐局指定の升モと称する計量員の熟練せる巧みなる計量法に依る減量であると観らるゝ勿論農民所持の斛と税捐局指定の斛の誤差は存す。

販売数量五石一斗手取金六一、二〇円（単価斛当一、二円）手数量残餘の三升

升夫手数料は税捐局にては升未満と指定されて居るが実際の計量を観ると五升斛を使用して居る故五升未満が手数料として徴収されて居ると想像さる、農民自身も二、三升を手数料として多く持参すると称す。現物で手数料を支払はざる時は最も現金にて三十銭乃至四十銭を支払ふと云ふ。

販売五石一斗の当日出産糧石税捐を計算すれば次の如し。

二日二十七日大豆公定相場一斗当り一、七二円 故に五石一斗の粮石税捐は次の如し

$$\begin{rcases} \text{粮石税} \quad 1.72 \times 51^{斗} = 87.72 \times \frac{2.5}{100} = 2.193^{円} \\ \text{粮　捐} \quad 1.72 \times 51^{斗} = 87.72 \times \frac{1}{100} = 0.8772^{円} \end{rcases} \text{計} 3.07^{円}\text{強}$$

この農民の五石一斗手取金額は六一、二〇円であつたから実際引渡は粮石税捐三、〇七円を加へた六四、二七円である。しかるに当日中等品の相場は斗当り一四四円であつたから五石一斗では七三、四四円となり粮石税捐三、〇七円を差引く時は七〇、三七円となる。即ち農民は販売大豆は中等品であると称して居つたから今回一品質劣りと假定すれば九、一七円の開きがあり残の云ふ相場一、四四円が粮石税捐を差引済み相場とすれば一二、一四円の開きが起る事になるこの事は同一品質即ち同相場としての推算であるが粮石税捐の徴収運用上、[illegible]しく考へるべきである。

第三節　出産貨物税（国税）　康徳二年七月一日以後廃止

課税物件	課税標準	税率（吉大洋一円は国幣〇、七七円）
1、山貨税		
イ　木耳	每十斤に付き	吉大洋二角九分
ロ　榆蘑	每十斤に付き	吉大洋四角三分五厘

2 皮張税

a. 虎皮　按価値吉太洋百円に対し吉太洋拾円売主より徴収

b. 狗皮　右仝じ

3. 海菜税　本県になし。

4. 土産税

a. 参税　按価値吉太洋百円に対し吉太洋十円売主より徴収

b. 蘇油 豆油　百斤に対し吉太洋二角乙分製造者より徴収

c. 蔴油　百斤に対し吉太洋四角三分五厘製造者より徴収

d. 線蔴　百斤に対し吉太洋三角六分三厘買主より徴収

e. 苘蔴　百斤に対し吉太洋二角一分八厘買主より徴収

f. 鶏卵　県外移出鶏卵吉太洋百円に対し吉太洋五円販運人より徴収

g. 猪鬃 馬尾　按価値吉太洋百円に対し吉太洋十円売主より徴収

h. 獣骨　按価値吉太洋百円に対し吉太洋五円売主より徴収

i. 羊毛　右に仝じ

納入方法

売主より徴収のものは売主より税捐局又は分局へ納入す。

買主より徴収のものは売主より税捐局又は分局へ代納す。

右は何れも税捐局より交附の売上帳等により徴収す。
右出産貨物税は康徳二年七月一日廃止されたが本県は出産貨物称少なる為実上の影響を特筆すべきものなし。

第四節　牲畜税及附加捐（国税）

1、課税物件　適用範囲、課税標準、税率は左の如し。

	課税物件	適用範囲	課税標準（国幣）	税率	附加捐税率
役畜或宰殺畜	a 牛	普通	最低四五元	百分の五	正税の百分の五
役使牲畜	b 馬	一、口齒二才以上未滿十才	最低四五元	百分の五	正税の百分の五
		二、十才以上	最低三五元	百分の五	正税の百分の五
	c 驢	普通	最低二〇元	百分の五	正税の百分の五
	d 騾	一、口齒三才以上未滿十才	最低五〇元	百分の五	正税の百分の五
		二、十才以上	最低四〇元	百分の五	正税の百分の五
宰殺畜	e 豬	甚宰殺者	最低二五元	百分の五	正税の百分の五
	f 羊	普通	最低一〇元	百分の五	正税の百分の五

2、納税義務者及納入時期

納税義務者は買主又は飼育者即ち自家産牲畜は使役に堪ふるに至りたる時に牲畜税を課す

（馬、騾は三才になりたる時を以て賦課す）

納入時期は随時、尚脱税を預防する為春秋二回税捐局員が県内を巡視し、甲長、牌長より牲畜を届出せしめ農家を聴取し納税票を調べ未納のものに就きては直接徴税する

事変後なし。

3. 験 証 費

牲畜税は牛、馬、騾、驢、豚、羊の売買の際及び其の自家産のものは成畜となつて始て買主又は飼養者から徴収する回税である。

屯内に於ける納税状況を観るに馬、騾の買入に際しては総て納税済であるが自家生産の牲畜に就いては納税が行なはれて居らぬ様である。豚に至つては全く納税の例を見ない 屯民亦豚に就きては納税義務あるを知らない。

験証費は事変前は春秋二回験票の際一票に就き吉吊五十吊乃至吉吊二十吊を徴収されたが事変後はかゝる徴収がなくなつたと屯民は称して居る、唯或る農家は納税票を紛失せし為験票の際改めて牲畜税を徴収されたと称せり。

第五節　屠宰捐（縣税）

1　

課税物件	課税標準	税率
a. 牛	毎頭	四角六分
b. 猪	毎頭	一角五分
c. 羊	毎頭	一角五分

2. 納入時期　屠殺の時
　納入場所　財務局又は財務分局

本捐は民国十三年より地方財務局留支として牛、猪、羊を屠殺せる時各屠戸に賦課される職税であるが自家消費のものに対しては賦課されない、従って屯に於ても納税[illegible]家は一戸もない
脱税に対する処分は不定である。

第六節　交通税（国税）

1. 課税物件、税目、課税標準、税率、納期、納税義務者

課税物件	税目	課税標準	税率	納期	納税義務者
（房契		買価	百分の六）	契約成立の日	買主

契税	不動産の売、典、	売契 典契	典価	百分の三	日より六ケ月以内	承典人	財務署
印花税	第一類より第二類に至る七十種の帳簿	定額税及比例税二種あり （印花貼用）			随時	営業証書の作製者又は受領者	財務署

2. 農民の納税成績

当内に於て土地購入、入典の事ありしも一件も契税の納入なし。

3. 税額以外に徴税せらるゝ費目及金額

a 契紙費　　毎張国幣七角徴収す。

b、契税罰款　　六ケ月以上一倍

其の他の名目による徴収なし。

C、登記費

イ、売契登記費
ロ、典契登記費　} 不動産価値の千分の五
ハ、抵押権登記費

契税徴収開始年代は不明なり。尚契税の百分の四は県収入となり百分の九十六は[illegible]収入（国庫収入）となる。登記費は司法公署にて取扱ひ康徳二年度中の件数は[illegible]二、

〇件典契登記累し抵押權登記約一〇〇件(之れは復興貸款利用の爲特に多し)ありたり。

第七節　車牌捐(縣税)

1　課税物件、課税標準、税額

課税物件	課税標準	税額
大車	一套車	毎輛毎年一円
	二套車	〃　二円
	三、四套車	〃　四円
	五套車以上	〃　六円
輪車	一套車	〃　一円
	二套車	〃　二円
	三、四套車	〃　四円
汽車	大汽車	毎輛毎月八円
	小汽車	四、八円

2　納入時期　十月以降翌年二月末日迄

納入場所　財務局又は財務分局

納入方法　所有者自身財務局又は財務分局に出頭納入す

右に於ける納税状況を見るに大車八台中納税者は七台として一台は[illegible]

一回も使用せざる故納税の義務なしと称し納税せざるものなり。

第八節　義倉費

民国三年に徴収せし事あるも康徳二年度にはなし、康徳二年十二月民政部訓令に據り康徳三年度より実施す。

第九節　保甲費

1. 費目	課税物件	課税標準並税率	納期	納税義務者	賦課徴収所
a. 保甲地款	土地	一晌に付き〇、二二円	十二月以降五月末日	土地所有者	縣公署
b. 保甲房捐	草房	自住毎間一期〇、一六円 賃房毎間一期〇、二〇円	年二期 三月五月	住屋者並に 賃房所有者	縣公署
	瓦房	自住毎間一期〇、二〇円 賃房毎間一期〇、四〇円			

c.	保兵補助費	耕作地	一畝に付き〇、〇八円	四月	耕作人	保事務所
d.	保事務所費	耕作地	一畝に付き〇、五〇円	八月	耕作人	保事務所
e	甲事務所費	耕作地	一畝に付き〇、二八円	十二月	耕作人	甲事務所
f.	甲事務所開設費	各戸	各戸 〇、二〇円	十月	各戸	甲事務所

前表に於ける如く秀水保下家燒鍋甲の康徳二年度保甲費は徴収されて居るその内

a. 保甲地款は縣公署にて賦課し大租畝捐と共に徴収し納税義務者は財務局又は分局へ納入する為大多数の農民は保甲地捐の賦課されしを知らず大租の増税なりしものと思ひ居る有様なり、徴収開始は康徳元年度よりで初年度は一畝当〇、二〇円であつた。

b. 保甲房捐は縣公署にて賦課し甲長、副甲長、牌長等が徴収し歩く又は農家自身甲事務所に納入し甲事務所にて取纏め保事務所を経由して縣当局に納入す。

以上の保甲地款、保甲房捐徴収の目的は保甲法に基き縣内全般に亘り治安を確立維持せんとする保甲制度の運用の資に供する為にしてこれが用途は縣内各保甲の経費即ち保甲役員の律貼弁公費、武器弾薬費、自衛団員の服装費、その他に当てらる。

これが割当は縣長、参事官これに当る、徴収開始は康徳元年下半期からである。

c、保兵補助費　これが徴収の目的用途は保自衛団員律貼が月十円にして縣公署より給與六円、四円なる故不足額四円を補填する為め秀水甸子警察署が割当額を決定し保より甲に命令して甲事務所これを徴収し保事務所に納む。

d.　保事務所費　これが徴収の目的は保事務所経費に使用する為にしてその用途は保長の提示せる収支表（第一表参照）にその内容の如何を伺い知る事が出来る、これが徴収に当っては保に管内甲長会議を開き警察署長、保長、副保長のもとに決定し保管内地数二三、八二三、三畝として畝当（耕作面積）〇、五〇円を割当て総計一一、四一一、一五円徴収す。

第一表

一、収入の部

項目	地数	畝当数	総計	備考
地款	二三、八二三、三畝	〇、五元	一一、四一一、五五	

二、支出の部

項目	応付金額	備考
保自衛団	一四〇〇〇、〇元	毎人毎日伙食六元五十八四ケ月共支一二〇〇元（又二〇〇元[illegible]）
甲自衛団	三一七七、五元	毎団三個半月伙食六二五、五　五団共支
砂薬費	四五〇、〇	毎団取拾円五円共支
修看水招待処	二五〇、〇	修理工資木料燒柴
招待及軍隊伕	三八七〇、二	（第二表参照）
憑啡収住所	二七〇	守兵工資及撥人伙食
電杆費	六五五	電杆四三七根毎根一元五毛攤

傷亡兵卹金	三四〇	
満重慰勞金	一三〇	
農兵驗覆費	一二〇	
大千七情報	三〇	
碑料工費	六二	
送縣挪支	五〇	每年二元二十五車差支
招待提案班	七五	
招待工作班	一五〇	四次共用
修拘留	五八	
賠償馬價	八〇	
赴縣訓練團員伙食	一〇一	
拔界探車脚	五〇	
碑料工資	五三	
印刷費	二四、八	連坐切結十四元出証五元四角外[illegible]
日新團損坑洋	一八	
警察署損坑洋	二九	
合計	一、四一三、五	

第二表

招待駐大千屯友軍各項損失費用

項目	數量	單價（元）	小計（元）	友軍付給額（元）	損失額（元）	備考
小麥	三四五〇份人	.〇五	一七二.五〇	一〇三.五〇	六九.〇〇	
鷄子	一八五〇個	.〇三	五五.五〇	三七.〇〇	一八.五〇	
大葱	一五八〇〇斤	.〇三	四七四.〇〇		四七四.〇〇	
白菜	一八五〇〇	.〇二	三七〇.〇〇		三七〇.〇〇	
蘿卜	四五〇〇個	.〇一	四五.〇〇		四五.〇〇	
土豆	八五〇〇	.〇一	八五.〇〇		八五.〇〇	
小米	一五石	二六.〇〇	三九〇.〇〇		三九〇.〇〇	
工人	五五〇	.三〇	一六五.〇〇		一六五.〇〇	
木工	二〇〇	.八〇	一六〇.〇〇		一六〇.〇〇	
柳枝	一八〇〇〇〇	.二〇	三六〇.〇〇		三六〇.〇〇	
干草	三五二〇〇	六.〇〇	二一一.〇〇		二一一.二〇	
木板	四八〇	一.〇〇	四八〇.〇〇		四八〇.〇〇	
木料	七〇車	三.〇〇	二一〇.〇〇		二一〇.〇〇	
洋油	四五甬	五.〇〇	二二五.〇〇	六五.〇〇	一六〇.〇〇	

吉稀	一三〇	三二	〇〇	四一六	〇〇	六〇	〇〇	四一六	〇〇
弔慰金				一五〇	〇〇			一五〇	〇〇
合計				四、四六八	七〇	五九八	五〇	三、八七〇	二〇

e．甲事務所費　これは甲事務所経費及び電話架設費本甲負担額百円を見積りて本屯耕作全耕積一、六九六、三晌（宅地を除く）に就き耕作地一晌当〇、二八円を徴収す全徴収額四七四、八八四円と称す、用途は甲事務所提出の収入支出表（第三表参照）によりその内容を大凡を知ることが出来る。割当は甲長、副甲長と甲内の有力者即地主階級との相談により決定す。徴収方法は農民甲事務所に持参又は甲役員牌長が徴収し歩く。

f．甲事務所開設費　これは康徳二年十月十五日本甲設立後十日二十日甲事務所開設費用として甲長、副甲長、有力者が相談の上貧困者を除き各戸〇、二〇円を徴収す。その用途は甲事務所提出の収支表（第三表）参照、徴収方法は甲事務所へ直接納入或は甲役員、牌長徴収し歩く。

第三表

収入		備考
戸別徴収（甲事務所開設費）	五七四	
全甲土地捐（甲事務所費）	四七四、八六四円	

計 五三一、九六四円

支出

招待費	円 一三、一三三
事務用品	七、三六
雑費	六二、四八五
事務用机卓費	四五、三七
縣要人車馬費	一〇八、〇〇〇
団員被服費	三五、六〇
電話設立費	一〇〇、〇〇〇
第一月分団長食費（二人）	一〇、五三六
第一月分甲副長食費（二人）	一〇、五三六
第二月分甲副長食費（二人）	一六、一四六
第三月分甲副長食費（二人）	一五、二五六
第三月分団長食費（一人）	一二、〇〇
第三月分団員食費（八、五人）	三四、〇〇〇
支出計	四七〇、四二二
差引残高	六一、五四二

大後番に宿泊せる所

2. 賦　役

a、第一回目　四月　二日間
b、第二回目　六月　一日間
c、第三回目　七月　三日間
d、第四回目　九月　四日間

右は何れも警察署の命令により千寡婦也—下寄子也両五道里の道路修繕に貧民者より組員を除き各戸より一名宛賦役に従事す。

e、松花江沿岸警備自衛団員

右は六月十五日より九月三十日に至る三ヶ月半土地所有三十晌以上の各戸より一名宛松花江警備として賦役に従事せしも本屯には該当者なし。

f、甲自衛団員

右は十月十五日より所有地十晌以上小作地二十晌以上の各戸より一名宛甲自衛団員として一ヶ月賦役に従事す毎月二十名を限度とす若し賦役不可能の時と雖も賦役者を雇傭して従事せしむるか金納する金納農家が本屯には二戸ある。食費は自費である。

3. 現　物

保甲用現物と看做さるべき現物の徴収なし。

本屯は房水係千家焼鍋甲に属し戸数三十四戸、牌数三牌耕作地総面積一八二、五晌　一家焼鍋

甲全体では二十六牌二九六戸全耕作面積一、六七二、三晌と甲事務所では算定し居る。

本甲は康德二年十月十五日創設でそれ以前は小吳家窩堡甲に属す。

縣公署より保甲事務所への経費支給額は毎月外公費二七円房租四円計三十一円であり、其の外の月薪水は縣公署の負担である。保自衛団員の月薪水は一月より十円迄す毎月縣公署六円、保四円負担であつたが七月以降は毎月縣公署四円保六円の負担と相成つた。甲長の月薪水は縣公署負担であるが未だ未収入副甲長月薪水は未定と称し居れり。

其の他一切の保、甲全経費は各甲に割当て甲はこれを甲内各地に割当て更に地内農民で等しく其の耕作地面積に割当て分担せしめ甲事務所に於て徴収を取扱い経費に充当す

縣公署徴收以外の保甲費徴收に当つては証憑類を交附する事全く無し、又徴收の為の帳簿及び支出簿は甲事務所に存したるもその分類記帳全く乱雑を極め凡そ吾人等に判明し難く、従って内容を究明する事が困難であつた。

縣公署徴收の保甲地款保甲房捐を除いて他の保甲費は総てその割当徴收が保甲事務所に於て行はれるので多額の保甲費が耕作者階級即自、小作の労作階級から徴收されて居る。即ち自作地一晌に就いて保甲地款を加へて一、〇八円、小作地一晌に就き〇、八六円各戸負担の甲事務所設費を加ふる時は前者は一、二八円後者は一、〇六円に達する多額の保甲費が徴收されて居るのに、六円晌捐の〇、五四円を遥かに凌駕してる現状である。しかもこれ等保甲費が地の特権階級とも称すべき頭役連中の甲長、副甲長が直接徴收の任に当る故常納農家が大租、晌捐に比し遥かに

ある。

斯く保甲費徴收の実状を観る時保甲制度の立法的意図たる自治的精神の[illegible]

なり負擔者の要求する所となり中次階級農民に対しては全く悪税として[illegible]くさすて

の運用宜しく考ふべきである。特に保甲事務所費（耕作地畝当〇、五〇円）徴收額一、四〇[illegible]、一六

〇円の支途は第一表第二表に前記せし如くであるがその内容には多くの疑惑が[illegible]

第十節　公課其他

a. 警公署トラック寄贈費　耕作地毎畝〇、〇一七円

保事務所よりの割当、甲事務所徴收す、

b. 前田長慰労費　耕作地毎畝〇、一二円

甲長、副甲長、牌長、有力者(地主階級)相談の上徴收す。

c. 現物

日本軍討伐隊隊の食糧と称し保事務所より割当てらる、[illegible]

	鶏	鶏卵	白菜	葱
第一回	1羽	10ヶ	200斤	50斤
第二回	2	16	0	0

第三回	2	10	0	0

甲長は牌長に命じて各戸に割当て徴收す、現物なきものは全納せず、しかして剰餘を見る如く納入せざる農家もあれば粉條子、谷草、大米の如き割当品以外のものを納入せる農家もある。又この際白菜三〇〇斤葱五〇斤甲事務所に対し無償融通せし農家あるも代金の支收入であると歎じ居る有様であった。

これ等の現物は甲事務所より保事務所を通じて大千屯日本軍警備所に納入せられたと云う

第十一節　軍草其他

一、軍草

軍草は事変直後張作霖の軍隊本縣に入縣し馬糧軍費として縣内から総額一一〇〇円を徴收す張軍無き後は満軍徴收せしも康徳元年度より廃止さる、割当者は張作霖であり耕作面積に割当て警察署員が徴收し軍草処に納む。兵差なし。

二、軍警、自衛団其の他への饗応

特筆すべきことなし、但し甲事務所経費支出中縣要人招待費として一三、一三三円が計上され居るを観る。

第十二節　地主、小作人の諸負担の分擔

これは第十一章第五節小作関係中租税公課の分擔に於て詳述せられて居る[illegible]
本地に於ては保甲制実施以前迄は地主、小作人間の租税公課の分擔[illegible]
の如く大租、小租の合計額を大体五分五分に分擔されて小作人にも[illegible]
保甲制実施以後康徳元年よりの保、甲事務所に於て徴収する保費、甲費[illegible]
に依されしも以後は大租及び租税公署徴収の保甲費の総ては地主負担、[illegible]
保費（康徳二年度は保兵補助費及保事務所費）甲費（康徳二年度は甲事務所費）[illegible]
の他一切の所有地に課せらるる公課類）は小作人負担となり[illegible]
為地主側に於ても其の半額を負担せる地主が多く観られる、本[illegible]
調査せる保甲費は小作人全額負担は十四件、地主小作人五分五分負担[illegible]
年収[illegible]之の[illegible]これはまつても如何に保甲費が佃戸関係の重要となつて[illegible]

第十三節　歴史的観察

1　減免税の有無

a　減税 ― 宣統元年縣内の水害甚だしき為[illegible]

分の二は三年賦納入を許可せる事あり、

本省に於ては民国十八年水害の為免税を請願し被害地の調査を受け税額の十分の三乃至二分の一を減税さる。

b. 免税──満洲国建国の大同二年度に於て軍閥時代の国税地方税滞納税額を全額免除せる以外其の例を聞かず。

2 抗税或は請願の有無及其の理由並に結果

a. 抗税──無し。

b. 請願──本省に於ては民国十八年水害の為免税を請願して或税を許可されたる地の徴収無

康徳元年大雨の為め被害多く免税を請願し被害地に就いて税額の二分の一を翌年度納入の許可を受けしが本省に於てはこの恩典に浴せし農家なし。

3. 課税物件の変遷

事変後国税中営業税、出産糧穀税、鉱業税、木税、酒税、捲烟税、三種統税、鉱業登録税、及び商業登記税の全国統一を観、出産貨物税の廃止を観たる外未だ第一次税制整理過程の末期にありて整理未済のもの多く事変前の侭踏襲してゐる有様で地方税に至っては全く旧税其の儘包蔵して居る唯保甲費なる地方公課が設けられて居るを新たに観る。

4. 租税形態の変遷

出産糧石税全国統一以前は現行法の如く油糧、細糧、粗糧及び豆類の如く種目別無く一律に

出産税（出産者負担）銷場税（購入者負担）斗税（出産者負担）を課徴しこの三者を綜合して出産糧石税と称し徴収して居った現行法では前記の如く出産税のみとなり種目別に制定され銷場税斗税は廃止された。

又牲畜税の験乞費徴収が廃止されてる。

これ以外農家負担の租税形態変遷は観るべきものなし。

5、税率、税額の変遷

	事変前	現在（康徳一年）
a、糧石税　出産税	各糧共に公定相場の百分の二	改正（前照）
銷場税	各糧共に公定相場の百分の二	現在廃既
斗税	各一斗に付き小麦永洋銭二銭 高粱　〃　〇、三銭 大豆　〃　一、四銭 谷子　〃　〇、三銭 精白せる糧穀〃　〇、六銭 粳米、稗子　〃　〇、九銭	現在廃既
b、牲畜税　牲畜税	現行法に同じ	
同附加税	現行法に同じ	

、験契費―現在廃止、以前買売に際しても税票一枚に就き永洋十銭を徴収す。

農家負担租税中雑捐税額の変遷これ以外認むべきものなし。

6. 徴収機関及方法の変遷

事変前は租捐局に於て一種の局長の請負制度であり徴収額は最低吉洋二五〇、〇〇〇円豊作年に於ては吉洋四四五、〇〇〇円の巨額に達した事もあると称せられて居り当時は吉林省でも有数の豊饒なる縣であり穀倉地帯と称せられる所以が一端を伺ひ知る事が出来る。

事変前総捐局分局は常時十三ヶ所納税期に臨時三ヶ所の計十六ヶ所に加ふるに分卡が二十二ヶ所に常置せられて居つたが康徳二年十一月行政区画に従ひ併合廃止が行はれ分卡全部廃止せられた。

財務局は事変前は地方に分局なく畝捐は縣公署内財務所で大租は縣公署内で直接に取扱つて居つた。又縣境上の納入を取扱ひ居りしが建国後地方に八ヶ所財務分局を設けて納税の便に供した。又縣境上の主要地には分卡二十ヶ所を設けて出境穀石の漏税防止に努めて居る。

本縣に於ける農民は租捐局扱ひの租税に就いては約六清里距つ秀水甸子の総捐分局が民国時代よりありし為之に納税し財務局扱ひのものに至つては縣公署迄百清里の道を遠しとせず徒歩旅行を余儀せしめられて居つたが康徳二年秀水甸子に財務分局の設立されて分局に納入を行ふ様になつた。

徴収方法に至つては何等変化が観られない現状である。

ア．租税滞納と小作料滞納との関係

本表に於ては勿論本縣下は物納定額小作に就きこの間の関係[illegible]

第十五章　貸借関係

第一節　調査縣並にこれに於ける農村金融の特質並に概觀

一、縣の特殊性

[illegible]、[illegible]海岸線を控へ三角形の一邊をなす縣[illegible]
[illegible]、[illegible]縣として良好なる自然的條件[illegible]
[illegible]米、三[illegible]、大豆、小麥、大麥等の産出は殊に多く　然れども[illegible]
[illegible]　農業[illegible]に遇ひ輸送関係を來し農村金融の[illegible]
[illegible]ありたるも調査主要の前年末頃より漸次[illegible]の確立を見[illegible]

なる唯り農村経済及金融のみに又治安には影響を与へなかつたと云も決して全く治安確立せざる地方農村金融の梗塞は暫時ヽ間止むを得ざるもと思料さる。

何にしても夫匪に依る被害、影響は甚大にして事変直後取起して此の地方の物価は非常に為に商人地主等は約四百万吊文を徴収され剰へ席生費が出の為不換紙幣流通禁、十月時、又は強行にれたる結果地方民の金融梗塞は加速度的に加重した事は推想するに難くない、又県財政も亦、百万吊文を徴収されたる結果県財政の危機を来せり、依つて県当局は其の対策と道産農田賦のついに農民に対して一晌に付百吊文の割税をなし、商人に対しては商務会を通じて一千万吊文の献金徴収を代行せしめたるを以て県民の怨嗟の声起り結局徴収実現迄に至らざるとは言へ数百万吊文の徴収を受けたる県当局の財政危機、二千万吊文の不換紙幣通票を使用されたる県民族々商経営者、四百万吊文の徴収を受けたる地主、商人等又軍歌走に伴ふ損害は県民を相当窮乏に導きたる主因なりと思料す。然れども此の県財政の危機も其の後の資政宜しきを得て大同二年には約十万円の剰余金を得県財政は全く恢復したり其の後県内治安確立と相俟つて農村経済も漸次発展しつヽあり、本県に於ては自給自足経済の範疇に属する農民多数にして殊に治安の不安定は其の程度を低めるものがあり、農産物を商品化するにしても治安状態は其の程度に関係を持つて居る。

即ち治安の不安定は年内剰余生産物商品化を困難にして居る、又農村金融梗塞程度にも治安の不安定は直接、間接重大なる関係を持ち両者の程度は相関的な関係を以つて居るかに考へられる

匪害甚大なる年に於ては負債の返済支払は無論のこと、当舗の担保となるものさへ[illegible]

を占めて居た。

県城に於ける金融機関に中銀を行なるも其利用は少額に止まる、他に当舗四軒あり庶民金融機関として相当用されて居る、

即ち支行（中銀）の貸付よりも当舗の貸付額が絶対的に多数を占めて居ることは其の証左[illegible]なし得べく又本県の商業発展程度を窺知し得べし。

二、調査屯に於ける特殊性

本調査せる県城より東西方約三十六支里下九台站より北東方約[illegible]十五支里、寿木匣子より北東方約六支里にして最も近き[illegible]を設けられたる処にして現在は昔日の俤なし、と云も

第七区警察署、税捐局地方駐在分局、前次代寄宿舎あり、又商舗、[illegible]

及び当屯の農民の大部は生活必需品及其の他必要品を県城[illegible]

県内とは注目に農産物の販売地として又必需品の購買[illegible]

県内への出入者に多しと云ふが如き関係ではない。

本調査せる屯は商取引時期に、二月頃に三、四軒の出張する程度[illegible]

の便宜、通過せ居ると云ふが如きことなく、又商舗[illegible]

水害も頻りの耕作地一体に商地なきを以て水害を被つた[illegible]

る負債の大部分は災害力そのでなく生活費農具購入、旧債返還・労動賃銀支拂ひのためのものが多数を占めて居た。

不在地主と金融 ― 本村に於ては農村金融を不在地主及地主の有無に依て左右して居ると云ふことは無い。従って在住地主に全農家が金融上全然依存せるものに於いて居るということはない。

負債は人物如何に依り決定を左右されて居る、商人より借入るとか、出稼労働者の為に農村金融に影響を受けて居る現象は[illegible]適な也である。

三 村内金融概況

A. 機關表

1. 現銀

農家群別	総戸数	負債農家戸数	総戸数に対する負債農家戸数%	負債総額	全戸一戸当	負債農家一戸当	調査年度借入額	貸付戸数	貸付額	備考
地	二	二	一〇〇%	五四、五〇	二七、二五	二七、二五	五四、五〇	—	—	
地、自	四	三	七五%	八四、〇〇	二一、〇〇	二八、〇〇	八四、〇〇	—	—	
地、自、小	三	一	三三%	五一、二五	一七、〇八	五一、二五	五一、二五	—	—	
地、小	一			—	—	—	—	一	一[illegible]	
自	一	一	一〇〇%	六〇、〇〇	六〇、〇〇	六〇、〇〇		一	一八七、〇〇	

自、小	六	六	一〇〇%	一三四三、六三	二〇七、一〇	二〇七、一〇	一〇四六、〇〇	―	―
自、小、産	二	一	五〇%	―	―	―	―	―	―
自、産	二	一	五〇%	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	―	―
小、産	六	四	六七%	一七三、六〇	二八、九二	四三、四〇	一三一、一〇	―	―
産	七	三	四三%	二〇六、〇〇	二九、四二	六八、六六	二〇六、〇〇	―	―
・	三四	二二	六五%	一八八一、九七	五五、三五	八五、五四	一五七三、八五	二	二七〇〇

2、現物

農家群別	総戸数	負債農家戸数	総戸数に対する負債農家戸数%	負債総額	全一戸当	負債農家一戸当	銀行等借入額	貸付戸数	貸付額	備考
地、	二戸									
地、自、	四							二	一三二、四八	
地、自、小、	三							二	九八、六四	
地、小、	一	一	一〇〇%	九、九四			九、九四			
自、	一									
自、小、	六	一	一七%	一四、八〇			一四、八〇	二	三二、三七	―
自小産	二									

自、産	二	一	五〇%	三〇、四四			一	八二
小、産	六	三	五〇%	八三、一八				
産	七	四	五七%	六七、三五				
	三四	一〇	二九%	三三、六一		五一、七四		二四四六二、一

B. 金融逼迫の程度

事変直後軍隊の通過に依りて馬匹の徴発を受けて役畜って不足を来したる結果[illegible]借入多くなったと云はれ、殊に二、三年来の凶作に依る収入の減少は[illegible]入能はず[illegible]となり、廃耕地を生ずること多く従って小作人の小作地放棄、土地売却、家畜売却等に及ぶものの[illegible]なく、[illegible]本屯にて斯の形に表はされたものは一、二の例に過ぎざれども当時何れの地方にも其の実例あり、之より観へは農村に於ける金融梗塞が可なり深刻なるものあるを認め得る。

第二節　金融の種類

農民が金融の必要を生ぜし場合は先づ親類を初めにし、次に知人に求め尚出来ざる場合に於て仲介人を以てする他人よりの借入方を申込むを普通とす。

若し仲介人に依る借入方出来ざる場合には地主に依頼する、尚それにして出来されば最後に担保物件を用ゆる当舗を利用するを一般借入順序とする如し。

家畜売却に依りて金融の道を講ずる場合は、豚を売り、羊を売り、驢馬、馬の順に売却[illegible]

普通とするも、然し実際には農家の必要程度に依り、牛、馬、驢、騾、[illegible]
は其の時の事情に依りて相違するは無論である。

1. 個人貸借（親戚、知人間貸借）

借入先	金額	總現金に対する%	件数	總現金負債に対する%	貸付先	金額	總現金貸付額に対する%	件数	總現金貸付件数に対する%	備考
親類	四六四、三六		一七		親類	一〇七、五〇		一		
知人	一〇〇〇、五〇		六		知人	—		—		

條件

1. 自己、親類、知人間との貸借と雖も條件に於ては大差なし。
2. 年利一割乃至年利五割
3. 期間 十ケ月を普通となすも、二ケ月を猶豫期間として利子を附せ[illegible]し。

年利五割は高率なれ共農村に於ては普通と考へられて居る[illegible]別扱ひにて金融せるもの、事例二、三あり。

又大家族の場合に於て戸主のなせる一家の経営のための借金は[illegible]の場合には各自に負担せしめらる。

2 地主、小作人、雇主ー雇人間の金融

本調査屯に於ては地主より小作人が借金するとか、・雇主が雇人が借金するとか又その反対に小作人、雇人より地主、雇主が負債して居ると云ふ様な事例は現実の問題として認め得ざりしとは云へ、当屯に過去より其の例無きにしも非ず。此の相互間の貸借の条件に於ては別に一般条件とは変る所なし。（農民の言より）

貸借により小作条件、雇傭条件は其の貸借状態如何により幾分の変化あり、然れども負債のために何年も継続的に小作（悪い条件で）して居るとか、又そのために強制的に労働を強ひられるが如きことなし。

本調査屯に於て小作人に対する種子貸与は小作条件としては存在しない。普通量の大小にも依るが食糧、種子等のために借用した場合利子付きを一般とする如し。

年工前借状況

1. 年工、于某（四十三才）契約五十二円　陰正月二〇日住込み

三月上旬　二〇円　八月上旬　一二円

一〇月下旬　一〇円　一二月下旬　一〇円

2. 年工、劉某（三十五才）契約五十六円　二月上旬住込み（十ケ月約束）

二月上旬　二〇円　四月　二〇円

一一月下旬　一六円

3、現物貸借

	借入		貸付		現銀借入に対する現物借入の割合	現銀貸付に対する現物貸付の割合
	現銀	現物	現銀	現物		
金額	一八三一、九七	二三三一、六一	三〇二、〇〇	二五四、三〇	[illegible]	[illegible]
件数	三〇	一七	四	九	[illegible]	[illegible]

現物貸借ハ一般ニ現物[illegible]ニ於テ多ク[illegible]、[illegible]ヘ[illegible]

[illegible]

貸借額ハ主トシテ金銭ノ貸借デアリ[illegible]

之ガ為メ八九分ガ額ハ[illegible]返済[illegible]普通トナス。

4

環城、雑貨商等ヘノ負債

當地ノ農民ハ多ク新[illegible]ニ糧桟、雑貨舗等ヨリ負債セル者ガ實ニ多ク[illegible]

ト云フ[illegible]関係ヨリ借入レ[illegible]アリ、普通一般糧桟、雑貨舗[illegible]

如シ。

[illegible]

[illegible]

5、批権

調査年度内に於て批糧を行ひたる農家なし。

批糧を行ふ農家は富農ではない、一時に相当纏った金額を要する農家で盗賊のために拉致されたる家族救出のために身代金を作るとか病人のために療養代を作るとか云ふ様な不幸な農家へ取る手段である。

此の批糧をなす場合特殊関係がある小農のために大農は保証人となることがある。

批糧方法

当地方に於ける批糧は大豆のみに行はれ、批期豆又は批豆児、批豆等と称さる。

確実なる保証人と地券とを持って糧桟に交渉し決定するが批糧の時期は一般に陰暦七、八月に行はれ時と場合により批豆の量は異り。

批価（批糧の価格）の決定は批糧となす穀物の時価の七掛を以て批価となす。

若し収穫不能に陥った様な場合の処置に就いては保証人が支払ひに待って普通とし来ったために紛争等の起りたるを聞かず。

現時批糧の行はること少きは糧桟、雑貨舗等事変後治安不安定のために其の回収難を恐れて批糧をなさず。

「売青苗」

現在行はれず。

第一回除草中耕を終へたる様な場合地上の作物を売買することを売青苗と称して居る。

其の価格決定方法は第一回除草中耕以後収穫迄の管理費用を考慮し収穫見込高価格の約六割位を以て取引さる。

売青苗は耕作力悪きか又、止むなく他地方に移転せねばならぬ場合に行ふを普通とす。

別に対青苗と称するものあり。

一畝の小作地に大豆を播種し其の後の管理不能となりたる時に其の地主に要せし管理費[illegible]代、小作料の合計（実費）を以て売却するを云ふ。

6. 土地建物担保金融（一般調査土地関係の項参照）

	金額	件数
出典出押借入	二〇〇〇〇	二件
（入典）貸出	一六〇〇〇	一件

土地建物担保金融は特に貯へなき年度内に於て一時的に多額の金を要する場合、例へば負債返済、結婚、建築、土地購入等の場合に甚だ多く行はると普通とす。

本屯十五号の場合には、土地購入のために百円、入学のために[illegible]円、旧債整理のために[illegible]円を借入れて居る。

7. 質入（当舗）

調査屯は県城より遠距離にあるため当舗の利用者は皆無なるも県城附近の農民は[illegible]

当舗利用者の七〇%は農民であることよりして知るを得、是等の農民は質物は衣服、布団を最多とし、金銀装飾物々に次ぎ農具、家具等の質入は稀なり。

8. 銀行

地主及中堅農家にして銀行利用法知れる者無き為め又銀行よりの金融手続[illegible]なる為利用せるものなし。

9. 貯蓄会、[illegible]なし。

10. 金融合作社

当調査地区民にして金融合作社を理解せるもの稀有にして金融合作社なる名称は知るとも其の内容を知れるものなき状態にして合作社を利用せるもの無く従って合作社に対する希望、意見等聞き得なかった。

11. 登耕貸款、優良貸款、農土貸款、

調査地に於ける利用状況

件数　　金額　四十円

申込み状況は二名の申込みあり、二名とも連帯保証を以て申込みたるものなり。

借入手続＝姓名、借入金額の用途、地券面積。

借入希望額等を申込書に記載し甲長に提出すれば甲長より団総に提出し県公署に其

れより送附す。

興公署に於ては団體より届けられたる申込書を農民信興貸款委員会に於て申込者の信用状態等を考慮し貸款額を決定さる。

本屯内利用者の申込額は二百七十円に対し借入額は七十円一ヶ月四十円と申込みたる旧貸款利用出来得なかった。

晌当貸出高の決定方法

大同二年に於けるものは一晌に付三円

此の場合耕作中の土地に対しては上、中、下の差格を附せず、一率になし、

康徳元年に於ては一晌に付[illegible]円とし、土地に上、中、下の差格を附せなかったことは大同二年と同様である

興村に於ける土地評価標準は

荒地 ── 三〇円内外（九区廃耕地）

下地 ── 四〇円 ── 五〇円（第二区一帯）

中地 ── 八〇円 ── 一〇〇円

上地 ── 二〇〇円 ── 三〇〇円

なるも貸出額と地価とは相関的な関係を持て居ない。

貸出を受ける場合には土地のみを以ても利用し得又、五名以上連帯保証人、六人[illegible]

係とするの要なし。

12、頼母子（講会、扒会、揺会、標会）

なし。

13 其の他

ロ、白借と称するものにして短期間普通一〇日——二〇日間位親しい者の間で融通する[illegible]り、白借なる名称の外に扳借とも称さる。

ハ、家畜、農具の賃借

所有自休養中に行はれ普通、[illegible]一般に[illegible]三ケ月間位の賃借となることあり。普通其れ等を借用せる場合破損あれば修理なし家畜の如きは只運に飼養する丈けのものにして金銭を以て支拂はずるもの多きなし。

第三節 農村金融の形式及性質

1、借入先、貸付先

一、借入先別金額の口数

項目	雇傭	地主	地、自	地、自、小	自作	自、小	小作	其他	計
金額	四、五〇	九六、〇〇	九〇、〇〇	一〇、〇〇	二六八、六〇	三八四、六二	四四、五〇	二八三、七五	一八一、九七
件数	一	三	二	一	六	九	三	四	二[illegible]

貸付先別金額及口数

項目	地	地、小	自	自、小	小	畜	計
金額	三六、〇〇〇					四三、〇〇〇	三〇三、〇〇〇
件数	二					二	四

2. 借入先

仲介人を経る場合

仲介人は債務者、債権者間の紹介のみに止まらず債務者に於て借入金額の支払不能の[illegible]合起れる際に債務者に代り其の支払する義務を有す。当地並当地方の仲介人は一般に依頼[illegible]たる場合(親類、知人等より)に仲介の労を取る者にして習慣的に手数料を取ること[illegible]証書の作成は借受人及保証人(仲介人)債権者の家に於て作成す[illegible]記の通りである。(土地関係一般調査報告参照)

今有某名借到

某名国幣　　元整言明十二个月正按月三分生息至期

本利清欠倘有西欠不還等情保証人中願担負完全責任此証

保人　　　　印

借款人　　　印

某字人

満洲国康徳　年　月　日

今借到

某々名下国幣　元整由某月日起息至某月日止月利　分至期如不償付願由保人負責償還立此

字借據是実

借款人　印

保人　〃

代字人　印

康徳三年　月　日

3、借入時期別金額口数

春耕期前後の期間に殊に多く六、七、八、九、十月に少なく十一、十二月に多くなって居るは別紙の通りであるが、春耕期前後に於ける借入は生活費労賃支払ひ、農耕費等の為めとなって居る。十一、十二月に於ける借入は生活費旧債返還、年末の買物等に費消され借入も目立って相当の巨額である、

各月別現銀、現物借入額及口数

借入時期	件数	金額	借入時期	件数	金額
1月	現金 1 (　　)	10,096 (　　)	7月	(現物 3)	(16,520)
2月	現金 10 (現物 2)	609,006 (43,096)	8月	(現物 2)	([illegible])
3月	現金 8 (現物 7)	974,000 (47,640)	9月	(現物 11)	(29,400)
4月	現金 4 (　　)	192,000 (　　)	10月	現金 [illegible] (現物 4)	[illegible] ([illegible])
5月	現金 [illegible] (　　)	[illegible] (　　)	11月	現金 2 (現物 1)	244,000 (6,020)
6月	 (　　)	 (　　)	12月	現金 7 (　　)	170,000 (　　)
備考	借入年度のみ明瞭で何月か不明瞭なものは何れにも加算せず其の儘にした故総計に於て稍相違する。				

階層	借入額 現銀	借入額 現物	貸付額 現銀	貸付額 現物
地	五四,〇〇円			
地、自	八四,〇〇円			一三二,四八円
地、自、小	一〇,〇〇円			一一〇,八八円
地、小		二六,五〇	一四〇,〇〇	
自	六〇,〇〇円			
自、小	二七八,〇〇円	一三一,八〇	一八七,〇〇	三二,三七
小自、雇	一〇,〇〇円	三〇,四四		
雇小	一四二,〇〇円	八五,〇四		八,〇
雇	二二一,〇〇円	六七,二五		
計	[illegible]	三五一,〇三	[illegible]	[illegible]

借入額、貸付額を農家群別に見れば左の如し、　群別中自、小作群に於ては借入額殊に多くも総借入額中の大半を占めて居る状態である。

自、小作群にあつては自、小群小作兼雇農に転落しかゝつて居る農民多く、其の境を上下し最後のあがきを続けて居り、何れかの方法を以て現状維持を無理して続けんとする結果自然負債の増加を来して居る。

5. 担保　保証

保証人には親類又は極く親和な知人と云ふ様な関係にある者に頼み其の承諾を得て居る。証書を作成する場合に承保証人、中保人、保人等と記載することあるも其の場合に於ける責任は承保証人之を全て負ふを普通となす。

6. 利子

利子は担保の有無並借入先との関係により余り左右されず普通一般の利子を仕拂はされて居

る。

利子の天引なし。

利子計算方法の慣行

当地並当地方に於て複利を以て計算なすことなく　端数の月数、日数は一五日以前なきに、

月利を附せず、一五日を過ぐれば月利を附す習慣にして、然し乍ら個人等においては一日単位に

れば三日分の利子を取るを普通となす。

三年本利停（別利不過母）

利率高き場合利子支払滞納三年にして元金を超過すること有り、此の場合には習慣として元

金超過額は支払はず、元金同額の利子か又それ以下の額のみの利子を支払ふを常とす。

其れを所謂三年本利停と称す。

利子支払時期

契約上の利率と実際上の利子支払額は時と場合に依り相違す、従って契約通りに支払ふ場合

と契約通りに行はれぬ様なことは事実有り得る問題である。

利子変遷の理由

穀物価格の変動に依る利子の変遷はないが貨幣価値の変動と利率とは相関的に、例へば貨幣

価値高ければ利率低く反対に安ければ利率高くなる関係を持ち、事変勃発前に比し高、なったこと

は治安の不安定と貨幣価値下落と云ふ関係からであらう。

貸主の利率に対する観念は一率に当舗利子を以て普通となして居る。欽州・馬渡と云ふ所で考へを抜きにして、

7. 返済法

現銀を借入して現物を以て返済することがあるが、其の場合西貢の市場に依り其の場合の相場に依り換算額を決定するが換算額は返済時期の數価を以てし最初より換算額を以て貸借はせぬこととなし。

但、何等の換算で銀一円、吊五〇〇吊を以て国幣一円となし換算す。

8. 期限

返済期限は大体一年を定められるが実際には利子のみを支払へば期限内に支払へなくてもよいのが普通である。

利子の支払の無き場合に利子を元金に繰込み或は頭利引、貸付金を更に貸すことと云ふ如き例は見聞し得なかった。

前記せる様に利子のみ確実に支拂へば返済を強制されぬ様な習慣である。

9. 用途

右列表に現はれた借金の用途を整理すれば左表の通りである。

要項	農耕資金	生活資金	雑資金	計	[illegible]
地	—	—	五四、五〇	五四、五〇	[illegible]

地自	地自小	地小	自作	自小	自小雇	自雇	小雇	雇	口数	金額	割合
四〇、〇〇	—	—	—	二六七六〇	—	—	三七、五〇	—	六	三四五、一〇	一八、三%
四四、〇〇	—	—	二〇、〇〇	八二一、〇〇	—	一〇、〇〇	一三六、一〇	—	一五	一〇三一、一〇	五四、八%
—	五一、二五	—	四〇、〇〇	一五四、〇二	—	—	—	二〇六、〇〇	一〇	五〇五、七七	二六、九%
八四、〇〇	五一、二五	—	六〇、〇〇	一二四二、六二	—	一〇、〇〇	一七三、六〇	二〇六、〇〇	三一	一八八一、九七	一〇〇%
四、五	二、八	—	三、二〇	六六、〇	—	〇、五	九、二	一〇、九	—	—	一〇〇%

註、調査年度末の未済額を以て取扱ったために充分に目的を達して居ない。
右表の三項目に用途別を分けると無理があるが便宜上かように三つに分けた。
農耕資金としては労債支払、家畜購入費、農具購入費、其の他耕作費等を含み、生活費の内には食糧購入費及日用品購入に要する借入金を含めたり。

最後の雑貨金の中に旧債整理のための借入金、冠婚葬祭費、医療保険費[illegible]等をも含めた農家群別に借入額を検討して見るに群別中最も借入多額なるは自、兼小作にして以下農業雇傭人、小作兼雇、地、兼自　自、地　地兼自兼小作と云ふ順序にして借入皆無は地農、小作兼自作兼雇農のみで群別中位居る自、小作の借入額一二四二円六二銭の内八〇〇円は(12)号の借入にして其の使途は食糧購入、生活必需品の購入に宛てたものにして他に貸付けて居る状態事実は認め得なかった。

(12)号の八〇〇円を生活資金の項目より引き去って考へて見るに農耕資金として即ち生産のために使用された額が三百の内最も多額を占めて居ることは経済的基礎が余り堅固でない証左と見て誤りないであらう。これは自作兼小作のみならず当地全般として見ても間違いではないと思はれる。

使途別借入金の割合は前表の通りであるが其の内生活資金の内前記の八百円を除けば僅二二一円一〇銭、割合は一二、三%にして農耕資金の割合より少く、雑資金の半に満たないものとなる。

雑資金の約五〇%は旧債整理のため借入したるもので約三四%は冠婚葬祭のため借入せるもので殊に群別中農雇に属する(33)号の如きは父の葬儀費と旧債整理のために土地家屋を担保にし二百円を借入したるものである。

生活費の中の八割今は食料を購入して居ると見て秋収後其の翌年の秋収時迄に生産農作物を

以て生活出来得ない農家が相当居ることを物語って居る。

農耕費と借入れられしものの中特にどの項目が多額を占めると云ふことは見られなかった、

10、取立方法、強制方法

一般に強制取立は行はれないが小作人が小作料納入期に至って小作料を他の債務の支払ひに当てんとする様な気配あれば強制取立を行ふ場合もある。

食料種子等の不足する場合示談により諒解を得支払を延期して居る様である、

請気ヶ店内と称し、返済の能力無き為めに債権者が集って債務者の財産を分け合ひ、事が[illegible]が此れ等は悲惨な農民の没落を描写して居る、

11、貸借に関する紛争

実例無し。

第四節 投資

1、商工業資本の土地投資（土地関係一般調査報告参照）

2、農民の商工業投資（〃 〃 ）

第五節 通貨

国幣統一以前の通貨、私帖の種類

吉林永衡官帖、吉林大洋、黒龍江官帖（黒龍江省城 広信公司発行）[illegible]帖（永衡官銀号・永吉銭局にて発行）、奉天大洋、現大洋、銀大洋、[illegible]

貨幣名称／年数	民国二十年前（満洲事変当時）	大同元年	大同二年	康徳元年	康徳二年
吉林永衡官帖	三八五吊を以て吉林大洋一円に相当し、五百吊を以て銀大洋に相当す	上記同称なり	上記同称	上記同称なるも、満洲国中央銀行に於て満洲国国幣を発行するに至って官銀紙幣の流通少なし	康徳三年度初め頃より流通[illegible]となり回[illegible]には[illegible]を[illegible]す。康徳二年六月末日官銀[illegible]の通[illegible]を[illegible]せ[illegible]、又康徳元年六月迄に吊の通用を禁ずることとなるも[illegible]同様[illegible]を以て[illegible]三年六月迄に延期せり。
吉林大洋	一三〇角を以て現大洋一円に相当す。	〃	〃		
黒龍江官帖	三角を以て吉林永衡官帖一吊に相当す。	通用せず	〃		〃
哈爾浜大洋	一三五角を以て現大洋一円に相当す。	四百吊を以て現大洋一円とす	〃		〃
奉天票	奉天票一円を以て吉林官帖一三吊と相当す	通用せず	〃		〃
帖	吉林永衡官帖に相当す	縣城に於てのみ上記同称通用	縣城に於ても通用せず		〃
奉天大洋	現大洋に相当す。	事変当時と同称	上記同称		〃

奉天銅元	一銅子児を以て一吊とす	〃			
現大洋（現大洋）	五百吊を以て一円とす	〃			

[illegible]一[illegible]農民の[illegible]

[illegible]、[illegible]

何れの農民も語れり。

[illegible]の[illegible]の[illegible]。

旧紙幣回収統計表

幣種	自康徳二年四月一日 至康徳二年六月三十日	自大同三年一月一日 至康徳二年[illegible]月[illegible]日	自康徳元年七月一日 至康徳元年十二月三十一日	自康徳[illegible]年一月一日 至康徳二年[illegible]
奉大洋票	1,273.00	15,425.[illegible]	2,304.[illegible]	[illegible]
[illegible]現大洋票	83.60	3,416.[illegible]	350.80	[illegible]
[illegible]哈大洋票	442.96	12,349.70	840.72	[illegible]
[illegible]哈大洋票	1,490.12	20,343.60	[illegible]	[illegible]
[illegible]大洋票	11.94	92.35	[illegible]	[illegible]
銅元票	.99	[illegible]	[illegible]	[illegible]

準備庫券	25.00	1.300.00	150.00	15.00
江省大洋票	—	—		
江省哈大洋票	24.84	339.20	51.52	31.20
江省官帖	—	—	—	—
四庫債券	—	—		
吉林大洋票	181.87	5.857.60	453.97	29.88
吉林哈大洋票	470.40	7.492.00	593.60	127.20
吉林小洋票	317.38	1.955.82	377.81	65.46
吉林官帖	37.897.59	259.644.78	42.004.38	10.661.45
合計	42.224.69	328.720.42	48.753.63	11.957.65

省に於ける農耕貸款

本業は吉林省内に於て最も繁榮せる業なるは衆知の事實である。省當局も大同元年 大同二年 康德元年の三ヶ年に亘り農耕資金を現銀又は現物を以て貸款し而して悉く大同元年の貸款額は目下にして知るを得なかった。大同二年度、康德元年度の貸款額を示せば左記の通りである。

項目	大同二年	康德元年	備考
農耕貸款	四五三,六〇〇元		

農民復興貸款	一八〇、〇〇〇〇〇	春耕貸款を改称せるもの

前表大同二年度貸放額四五三、六〇〇円は大同元年の水災匪のための農村の被害相当甚大なるものあり、仍て省当局に於て早春より春耕貸款なる法を定め窮乏せる農民に対し耕作に必要なる種子穀物等の諸経費に充当する資金として既墾地へ上、中、下を同一率に一晌に対し、国幣一円而して一戸当り一五〇円を超過することを得ずと云ふ規則を設け県春耕資金管理委員会に於て審査資金借受人の認定、金額の査定、元利支払の鑑定其の他重要事項を審議せしめた。

小作人にして借受けを為さんとするものは農耕資力窮乏せる地主、自作農又は地主を連帯責任者とするを要し月息八厘にして翌年四月末迄に返済するを要することと成り、

然れども本貸款の手続煩瑣なることと又一晌当りの貸放額僅少なるのみならず其の支給時期に不利なる地方農民は其の借受に費用嵩み実際受取額は些少となるを以て貸款を有利に利用せざりし[illegible]別に兵乱の為めに地券を紛失し借りたくても借りられなかった県民も存在したことは[illegible]ない。

康徳元年度に於ては前年度の春耕貸款を農民復興貸款に改称し貸款條件を緩和し窮乏農民の[illegible]用便宜を図った。

本貸款を借受けんとするものは既墾地の地券を担保とする[illegible]は保長、甲長、牌長、地方紳士を含む五名以上の連帯保証[illegible]

由理事会及び同縣分会の保証を承け借款をなすことを得ることとし借金額は既墾地一垧当り国幣九円（一戸当り四百五十円を超過するを得ず）を限度とし月息七厘（銀行計算法による）貸付日を康徳元年六月末と定め三年以内に元利の完済する規定である。

本縣に於ける農民復興貸款各区別利用状況表

区別 種別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
戸数貸放	122戸	116戸	110戸	120戸	202戸	153戸	124戸	179戸	184戸	1.310
戸数収回	63戸	44	85	73	11	141	112	122	31	671
款額貸放	20.000	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	180.000
款額収回	4.806.000元	2.554.344	5.092.334	3.999.000	216.950	5.981.334	5.410.667	[illegible]	[illegible]	[illegible]
戸数未収回	59	72	25	47	202	12	12	57	153	1839戸
款数未収回	1.860.667	4.108.333	1.574.333	2.667.667	6.449.737	685.333	756.000	2.234.333	[illegible]	[illegible]
備考	査収回利息係按全部収回三分之一									

回収は三期に分ちて行ひ　第一期　康徳二年六月末日迄

第二期　康徳三年六月末日迄

第三期　康徳四年六月末日迄とす。

春耕貸款（改称農民復興貸款）

康徳二年十月三十日現在

(一) 貸出高

	縣割当額	貸出始期	貸出終期	貸出高	戸数	担保地数	担保地時価総額
大同二年	四五三、六〇〇元	六月七日	八月末日	八〇、五一四元	一、四四二	三、八三三〇三二畝	二、八三[illegible]圓
康徳元年	一八〇、〇〇〇	六月一日	八月三一日	一八〇、〇〇〇元	一、三一〇	一、八三三、〇三二畝	三一、一九八、六三四円

(一) 貸出高別戸数及金額（大同二年度）

貸出高	戸数	金額	回収額	利子支払額	備考
一〇〇円未満	二七七	三、三三八元	三、三三八	二三四、四八元	
一〇〇円以上	五一七	一六、七七三	一六、七七三	一一五九、二五	
三〇〇円〃	四〇七	二八、四八〇	二八、四八〇	二〇〇五、二九	
一〇〇〇円〃	二四七	三一、九二三	三一、九二三	二二五九、八五	
二〇〇〇円〃	—	—	—	—	
五〇〇〇円	—	—	—	—	
一〇〇〇〇円〃		—	—	—	
計	一四四二	八〇、五一四	八〇、五一四	[illegible]	

(三) 貸出高別戸数及金融　康徳元年度

貸出高	戸数	金額	回収額	未回収 金額	未回収 担保地数	利子支払額
二〇円未満	二九戸	四二四円	二一円	四〇三円	四五晌	四、七三三円
二〇円以上	一六五	六、三六〇	五四七	五、八一三	六〇二	一二五、八七
五〇円以上	二七〇	一九、六一五	二、八八四	一六、七三一	一、八五九	五四二、八六
一〇〇円〃	七五三	一一七、七〇二	二〇、四六二	九七、二四〇	一〇、八〇五	四七一二、九〇
三〇〇円〃	九三	三五、八九九	五、三二二	三〇、五七七	三、四〇〇	一一七八、八四
五〇〇円〃	—	—	—	—	—	—
一〇〇〇円〃	—	—	—	—	—	—
計	一三一〇	一八〇、〇〇〇	二九、二三六	一五〇、七六四	一六、七一一	六五一、五五[illegible]

土地評価標準並晌当貸出高及信用貸款

(一) 土地評価に就いては現在耕作して居る土地は上、中、下の区別無く晌一〇〇円を標準価格とし、大同二年に在りては一晌に付三円を貸付一戸に対しては百五十円以内とす。

康徳元年には一晌に対し九円を貸付一戸に対しては四百五十円以内とするは前記の通りである。保長の保証を要することは忘れてならない。

(二) 地券を有せず信用貸さんとする者に対しては屯内の糧戸（耕地を有する自作農）又は土地所

有者（地主）等を以て四名以上の保証人を作り且つ保長の保証あれば一戸百三十五円以内貸借受けることを得。

借款人財産（土地）状況

地積	百坰以上	自五一坰至一〇〇坰	自三一坰至五〇坰	自一一坰至三〇坰	自五坰至一〇坰	五坰以下	総計
戸数	二戸	六三戸	一三九戸	五〇五戸	一八四戸	七一戸	九六四

借款額状況

金額	自二〇一元至五〇〇元	自一〇一元至二〇〇元	自五一元至一〇〇元	自二一元至五〇元	二〇元以下	総計	備考
戸数	二〇七戸	三五九	二二八	一四一	二九	九六四	

五名連帯保証

項目	借款額一〇〇円以上	借款額一〇〇円以下	計	備考
戸数	一九九	一八	二一七	

四名連帯保証

項目	借款額一〇〇円以上	借款額一〇〇円以下	計	備考
戸数	四九	六	五五	

商工貸款

(一) 借款人財産（土地及房子）抵押品

項目	自五一町至一〇〇町	五〇町以下	計	保証連帯 戸	保証連帯 照地
戸数	二六戸	五九戸	八三	四二	二七七

(二) 借款額状況

項目	自三千一元至五千元	自二千一元至三千元	自千一元至二千元	自五百一元至千元	自百一元至五百元	百元以下	総計
戸数	三七	一八	二〇二	一九	六	一	二八三

二 連帯保証、信用保証

項目	数目	借款額一組当一千元	備考
組数及借款額	一七七	一七七、〇〇〇元	

NO.401

連　　　　　　　　　　　　　**正票**

農民復興貸款交還款項收入票

貸放號碼第82號

	原貸本		135円0角0分
此次交還款額	国幣		56円2角4分
	計		同
交還貸本			45円0角0分
交	期	間	自康德1年6月22日至康德2年6月18日
還	日	数	326天
利	利	率	日息毎万円二円三角
息	金	額	11円2角4分

康德2年6月18日

滿洲中央銀行榆樹支行㊞

說明

收回貸款時開発此票除將原票由本行保存外正票交與借款人保存

另將副票交由借款人転送於縣分会作資憑証

第六節　金融機関

金融合作社

一、社名　　楡樹県金融合作社

二、設立年月日、業務開始年月日　　康徳二年三月二十二日

三、社長・監事・評議員の職業、其他

役員別	氏名	職業	地位	貸付地	自耕	投資金	経歴
社長	李国荃	農	農務会長	八〇垧	—垧	四〇〇〇円	省議員
監事	侯晋卿	地方紳士	—	二〇	—	—	[illegible]
〃	宋継政	地方紳士	—	一〇〇	四〇	—	[illegible]経理
〃	劉潔珊	鴻宏恒表所経理	経理	—	二三〇	—	〃
評議員	邱永仲	商	商務会長	—	二七	五〇〇	遊民習芸所事務所員

役員別	氏名	職業	地位	貸付地	自耕	投資金	経歴
評議員	韓慶恩	—	財務分局長	一五垧	—垧	—円	
〃	王滋蒼	医師	—	二〇	—	二〇〇	
〃	王家梃	—	—	五〇	五〇	—	
〃	李徳恩	—	第一区保長	—	一一	—	

〃	千耀光	一	一	一〇	三〇	五〇〇	第二校々長
〃	学有班	農	係長	一	二五	一	学校教員

四、社員募集

1、募集容易なりしは合作社設立前縣の中堅者が合作社設立運動を為して居たために農民に[illegible]は相当徹底してゐた。

然し縣内農民総べてが知悉して居ると迄はいえないが、

2、応募者多数ありたるも募集期々農繁期に遭遇せるため正社員の手続未定者多く、同年十一月末日現在にて八百七十名に過ぎぬ状態であった。

3、現在の多くの社員希望者は中農以上の農民にして従って信用状態良好且信用調査も容易である。

五、社員

1、現在社員数　十二月末日現在　八七〇名

2、信用調査　簡単なる農家収入調査程度なるも事実は行はれて居ない。

3、貸付　合作社一戸当り貸付限度は五百円迄とし、担保を[illegible]

(イ)現在貸付高（康徳二年末）　四三、一三〇円

ロ、貸付残額口数及金額（康徳二年十一月末現在）

項目	口数	金額
三〇円以上	四	一三五円
五〇円以上	四	二四〇〃
七〇円以上	五	三八五〃
一〇〇円〃	一三	一五一〇〃
一五〇円〃	一八	二八七〇〃
二〇〇円〃	三三	七、四三〇〃
三〇〇円〃	七二	三〇、一二〇〃
計	一四九戸	四二、六九〇〃
借受人数	一四八人	四二、六九〇〃

貸出種類別利率並金高

項目	利率	金高	備考
短期保証	日歩五歩		現在貸出さず
〃担保	〃	四二、六九〇円	十一月末日迄の貸出高
長期担保	年（不明）	—	現在貸出さず

貸出條件手続

乙、担保の場合

担保の確認方法は登記証明書及田畝証書を必要とし甲長、保長の証明を附するものとす。然らざる地券は担保物件としての価値を認めず。

[illegible]証明附の地券と共に金融社の借入申込書を提出す。[illegible]

[illegible]、其の場合普通同心を以て相互連帯として保証[illegible]

[illegible]とす。

土地新開墾費の場合貸出[illegible]

一、田、畑、[illegible]一戸当り一[illegible]円と[illegible]

[illegible]

[illegible]額に対する一戸当り貸出高は一五——二〇円とす。保証貸は現在行はず。

資金用途別貸出金高（康徳二年十二月末）

資金	農耕資金	建物購入修繕費	旧債返済	商工業資金	其他	計
件数	一一六口	四口	三二口	六口	[illegible]口	一五一
金額	一八、一二五円	一、五五〇円	一〇、三〇五円	二、二五〇円	七五〇円	四三、一三〇

預金額（康徳二年十二月末）

項目	定期預金	当座預金	特別当座預金	据置預金	定期積立
利率	現在不定	仝上	日歩一分五厘	現在不定	仝一
金額	—	〃	三四二七円	〃	
預金者数	—	〃	一五名	〃	

回收額（康德二年十二月末日迄に回收なし）

康德三年一月末日現在

総貸出高　四、五〇〇円（一八一件）[illegible]回收額一、三三〇円（六件）に過ぎず。

銀　行、　土地抵当の借用なし。

農民にして銀行より土地担保にして借用せんとせば地券と共に借用金額を申込めば支行より総行に書類を回送し総行に於て許可せば貸出　可能なるも現在地に金融合作社なる金融機関もあり其の関係からして貸出さざるを普通とす。

以上の銀行よりの借款に付いては必ず縣内大商店の保証を要すと云ふ條件あるを以て農民二体借款申込みも困難である。

貸付利子　　日歩　　一万円に対し　　二円八角整

預金利子

農民の預金者無く殆ど商民のみ預金す。

預金総額　一月末日現在　一六七、八六五円

当　舗

一、沿革一般

1. 過去より現在に至る各当舗別の開業並に開業年月

当名	事変前開業及閉業 開業	事変前開業及閉業 閉業	事変後開業年月	備考
功成当	道光二十二年	民国二十年 大同二年	康徳元年六月	従来の侭なり
三餘当	民国十六年	仝	康徳元年四月	財東従業員変り新開業と同様
慶豊当			康徳二年四月	新開業なり
泰和当	不明	不明	康徳元年四月	事変のため整理[illegible]止むなきに至り[illegible]し建物の損害受け開業せる由なり。

2 倒産若くは閉業したる当舗及其の理由

倒産当舗はなきも事変の為大なる損害を受けたる故今後回復の[illegible]

舗あり。三餘、泰和の当舗なり。

3. 開業に際し採りたる入質物の処分方法

事変の[illegible]とおはさに至りたるのであつて当舗の[illegible]

一般に被害ありたることにして之が為には縣公署の仲介即ち布告に依り紛失せる物品に対しては貸出し当時の時価に従ひ返済支払ひを行ひたる由なり。但し此の時価を割出すことは衣服類は五割内外金銀屋類は七割内外を貸付ある故当票持参者に対し其の日迄の利子を差引き算出当時の時価に満たる価格を返済なしたる由なり。

二、個別調査

1 名称

功成当、三餘当、慶豊当、泰和当の四舗あり。

2、所在地

四舗は何れも榆樹縣城内に在所す。

3、開業年月日

開業年月日及沿革の последний記載なしたる故此処には略す。

4、資本

イ、開業当時の資本

A、流動資本額

当名	事変前資本		事変後資本		備考
	資本額	幣種	資本額	幣種	
功成当	二〇〇〇、〇	吉林官帖	一五〇〇〇、〇	国幣	当舗雑貨舗兼営の兼業故[illegible]

三餘当	五〇〇〇〇、〇	仝	八〇〇〇、〇	仝	糧残兼業故失通
慶豊当	無	無	二〇〇〇、〇	仝	事変前の資本事情に就ては全く不明
恭和当	不明	不明	四三八八〇、〇	仝	事変後開業のものなり。

B、固定資本

当名	事変前		事変後		備考
	資本額	幣種	資本額	幣種	
巧成当	二〇〇〇〇、〇	吉林官帖	一五〇〇〇、〇	国幣	当舗、雑貨舗、焼鍋共通
三餘当	一〇〇〇〇、〇	〃	三〇〇〇、〇	〃	糧残、当舗共通
慶豊当	無	無	二〇〇〇、〇	〃	新開業
恭和当	不明	不明	八二〇、〇	〃	借家賃並に毎月要する金額

ロ、資本の変更

A　流動資本額の増減並に其の幣種の変更

資本額には変更はなきも加、成当舗は三ヶ年毎に決算なすので其の間の利益は使用[illegible]以大なる流動資本となるであらう、

次に幣種の変更であるが何れも事変後国幣に変更せるのみなり。

B、固定資本の増減

毎年の家屋修繕並に備品購入等に固定資本の一割を見込みゐるに因れり。

八、現在資本

当名	A 流動資本	B 固定資本	備考
功成当	五〇〇〇〇、〇	一〇〇〇〇、〇	流動資本の増大せるは利益の流用に依る
三餘当	一〇〇〇〇、〇	二〇〇〇、〇	右に仝じ
慶豊当	一五〇〇〇、〇	一〇〇〇、〇	財東希望者加入せしめ居る為流動資本の増大を見る。
泰和当	五〇〇〇〇、〇	八二〇、〇	右に仝じ

二、財東（各氏名出身地現住所出資額現職業前身）

功成当舗

氏名	出身地	現住地	出資額	現職業	前身
姜宝斎	山東省昌邑縣	仝上	一五〇〇〇円	商	商

三餘当舗

氏名	出身地	現住所	出資額	現職業	前身	備考

唐維城	海城縣	新京	七〇〇〇円	無	不明	
谷治平	吉林城内	仝上	五〇〇〇円	吉永衛長の経理	不明	
王崇昌	撫寧	仝上	三〇〇〇円	無	経理	永衛長の店員たりし
刘福山	吉林城内	仝上	五〇〇〇円	無	経理	前身永衛[illegible]商の経理

慶豊当舗

氏名	出身地	現住地	出資額	現職業	前身	備考
李方田	榆樹縣	弓棚子屯	一〇〇〇円	[illegible]	農	
李玉璽	仝	土橋子屯	一〇〇〇	農	商	
李作僑	撫寧縣	榆樹縣	一〇〇〇	官吏	商	
王維鈞	榆樹縣	仝	一〇〇〇	農	農	
劉殿乙	仝	仝	二〇〇〇	当舗経営	商	
馬明俊	仝	仝	一〇〇〇	農	農	
孟享堂	榆樹縣	仝	一〇〇〇	無	農	
王守均	榆樹縣土橋子	仝上	一〇〇〇	農	農	
王晏海	仝	仝上	一〇〇〇	無	農	
袁希聖	榆樹縣	仝上	二〇〇〇	農	商	

氏名	出身地	現住所	出資額	現職業	前職業	備考
李鎮燾	榆樹九区	縣城	一〇〇〇円	経[illegible]	商	
胡星堂	仝	仝	一〇〇〇	書吏	農	
傅聚永	榆樹八区	仝上	一〇〇〇	商	商	

義和当舗

氏名	出身地	現住所	出資額	現職業	前職業	備考
李容三	河北省	仝上	五〇〇円	商	商	
李汝之	榆樹縣	仝上	一〇〇	農	農	仝上は上欄を指す
賈鴻齊	仝	仝	四〇〇	〃	〃	仝は横欄を指す
王封相	仝	仝	五〇〇	官吏	〃	〃は仝と同様横欄
萬子衡	河北省	仝上	三〇〇	商	仝上	を指す
李晉國	榆樹縣	仝上	五〇〇	〃	〃	
徐桂田	〃	〃	一〇〇	農	農	
張昭泉	〃	〃	四〇〇	〃	〃	
梁家萱	〃	〃	一〇〇〇	〃	〃	
姜吉周	山東省	榆樹縣	一五〇〇	商	商	
于芳洪	榆樹縣	仝上	二〇〇	農	農	

德永吳	楡樹縣	仝上	五〇〇円	農	農
孫景富	仝	仝	四〇〇	〃	〃
徐年三	仝	仝	一〇〇	〃	〃
姜利六	仝	仝	四〇〇	〃	〃
于吉周	仝	仝	二〇〇	〃	〃
李宝田	河北省	仝	四〇〇	商	〃
李永富	楡樹縣	仝	一〇〇	農	〃
樊致王	〃	〃	二〇〇	〃	〃
姜吉[illegible]	山東省	仝上	二〇〇	商	〃
王竹榮	楡樹縣	仝上	一〇〇	農	仝
郭[illegible]丹	〃	〃	二〇〇	仕	仝
高民臣	〃	〃	二〇〇	〃	〃
辛文一	〃	〃	二〇〇	商	〃
陳德分	〃	〃	一〇〇	〃	農
王佳五	〃	〃	二〇〇	〃	仝上
初積業		〃	二〇〇	〃	仕
韓宗良		五常	一〇〇〇	商	農

范明五	〃	六區	二〇〇	〃	〃
宋煥祥	河北省	榆樹縣	一〇〇	農	商
范蘭安	榆樹縣	仝上	八〇〇	〃	〃
李星垣	河北省	榆樹縣	二〇〇	商	仝上
李茂	〃	〃	二〇〇〇		〃
商國丁	榆樹縣	本城	二〇〇	〃	〃
趙恩元	〃	〃	一〇〇〇	〃	
范占武	〃	〃	二〇〇	農	仝上
孫寶珍	〃	〃	四〇〇	〃	仝上
左良[illegible]	〃	〃	二〇〇	〃	〃
朱文珍	〃	〃	二〇〇	〃	〃
徐德新	〃	〃	一〇〇	農	仝上
魏蔭周	〃	〃	二〇〇	商人	仝上
夏國全	〃	〃	一〇〇〇	〃	〃
李玉和	河北省	本城	二〇〇	〃	〃
張文宗	榆樹縣	本城	三〇〇	仕	仝上
李雲青	〃	四三	〃	農	仝上

于雲潤	〃	平…城	五〇〇	商	仝
吴振升	〃	〃	一〇〇〇	農	仝
李恩玉	河北省	〃	五〇〇	商	農
[illegible]	開商縣	〃	[illegible]	農	仕
李永[illegible]	〃	[illegible]王	二〇〇	農	仝
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	一〇〇	[illegible]	仝
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	商	農
[illegible]	〃	〃	五〇〇	農	仕
[illegible]	〃	〃	八〇〇	〃	[illegible]
[illegible]	〃	〃	一〇〇	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	一〇〇	商	農
[illegible]	〃	[illegible]	一〇〇	〃	仕
[illegible]	〃	〃	一〇〇	仕	商
[illegible]	〃	〃	八〇〇	農	仝
[illegible]	〃	〃	二〇〇	商	仝
[illegible]	〃	〃	二〇〇	農	仝

張凤剛	〃	三岔	一〇〇	〃	〃
朱风桐	〃	本城	一〇〇	商	仝
李王氏	〃	〃	三〇〇	農	仝
黄竹軒	〃	〃	一〇〇	商	仝
左宗階	〃	〃	二〇〇〇	〃	〃
刘中宇	河北省	本城	一〇〇〇	〃	〃
王蔭亭	榆樹縣	〃	一〇〇	〃	〃
李亞峰	榆樹縣	本城	二〇〇	〃	仝
孟昭賢	〃	〃	一〇〇	〃	〃
王岐富	〃	〃	五〇〇	一	〃
許玉符	吉林省	榆樹縣	〃	〃	〃
姜書之	榆樹縣	本城	四〇〇	〃	〃
楊廼庭	〃	〃	二〇〇	仕	農
祖賢庭	河北省	本城	二〇〇	商	仝
李海樓	榆樹縣	〃	五〇〇	〃	〃
徐万遜	〃	〃	二〇〇	〃	〃
馬亞亞	〃	〃	二〇〇	〃	〃

潘振東	〃	〃	四〇〇	〃	〃
王元中	〃	〃	二〇〇	農	仝
李直庭	〃	〃	一〇〇〇	〃	商
李富	〃	〃	二〇〇	商	農
劉曉乙	〃	〃	二〇〇〇	〃	〃
劉芝周	〃	〃	一〇〇	〃	仝
李春英	河北省	本城	二〇〇	農	仝
陳宗棠	楡樹縣	〃	一〇〇	〃	〃
胡知亭	河北省	仝上	二〇〇	商	仝
張志國	楡樹縣	仝上	〃	農	仝
商國卿	〃	本城	二〇〇	農	商
張晋錦	〃	〃	〃	商	仝
李子田	〃	八区	五〇〇	〃	農
徐夕學	〃	本城	二〇〇	農	仝
左恩義	〃	〃	二〇〇〇	商	仝
陳論章	〃	〃	二〇〇	農	仝
張緻	〃	〃	一〇〇	〃	〃

李桂林	〃	八區	五〇〇	〃	〃
孟雲階	〃	本城	〃	商	全
佐良孫	〃	〃	六〇〇	〃	〃
陳翰臣	楡樹縣	〃	二〇〇	〃	全

5. 聯合関係

当名	聯合商店	所在地	種類	備考
功成当	功成銀行	与林城内	銀行	同財東者なり
三餘当	廣豊銭	新京	銀銭兌換	銀銭関係にして聯合迄には至らず
慶豊当	無			
発和当	功成当、三餘当	楡樹縣城	当鋪	同地に於て同業なりし故連絡なす程度なり。

6. 金融

イ 資金調達先並に借入條件

資金の調達をなしたることなきも若しなすとせば信用貸借にして利子期限等も大体[illegible]にして普通用達する程度のものである由なり。

ロ、資金入用の期節的増減

、当縣城内の当舗に在ては何れも陽歴六、七、八月に最も多く資金を要するのが城内当舗の傾向である。

緘する時季は一、二月との由なり。

7. 営業

イ 農民商民への貸出割合

職別	農	商	官吏、其他
割合	七、〇	二、〇	一、〇

農民は八、九割を占め[illegible]商人は僅かに二割内外である。官吏[illegible]其の他[illegible]警察隊員などが多く[illegible]中国兵は出入の目を[illegible]明瞭でない[illegible]

ロ、入質物の種類

衣服類、金銀器類の入質物にして他は全く無く当舗として取扱ふ衣服類は[illegible]

[illegible]の由なり。

（ハ、二の項、目下調査表に依て考察の程を乞ふ）

ハ、流質物の処分

[illegible]当舗にては流質物になる迄は相当の長期間を有するので流質物は[illegible]

状さえ[illegible]流質物の生じたる時は估衣舗に売渡す。当舗にては直接販賣を行はない[illegible]

価格は時価の七、八割内外とのことにて祐氏舗は露店などを構い売り居るなり。

8. 貸出條件

イ、期限並に猶豫期間　ロ、利子、ハ、質物評価表

当名	期限	猶豫期間		利子		質物評価		装身具類は金銀宝類を指す
		月	年	月	年	衣服類	装身具類	
功成当	一六ヶ月	五日間	一ヶ月	三分	三、六分	六割迄	八割迄	
三餘当	一〇ヶ月	五日間	二ヶ月	三分	三、六分	六割迄	八割迄	
慶豊当	一、六ヶ月	五日間	無	三分	三、六分	〃	〃	
泰和当	一六ヶ月	〃	一ヶ月	〃	〃	〃	〃	
備考	何れの当舗も猶豫期間以上一日の経過も許さず従って一日経過したるとも一ヶ月分の利子を要求なす。							

ニ、災害に対する責任負担

何れの当舗も自店のみの災害の生せる時は時価相場の負担をなすことにして汎る災害には責任負はずとしてある。然共責任負担せざる時は当舗営業上大なる影響を来すのみ郭里に入質者は取扱はれ居るのみでなく相当の責任負担をなすとのことなり。

9. 従業員

イ、職制並に其の分担事務

・経理　当舗一切を指揮統制をなす。

掌柜　経理の不在中は代理をなす貨物の鑑別をなす。
先生　金銭の出入並に書類事務をなす。
労金　貨物の鑑別を大体なし重要貨物獲得者との交渉をなす。
年青　見習者にして貨物の整理をなす

ロ、経理以下全従業員の各氏名出身地給料

功成当舗

氏名	出身地	給料	備考
蕭[illegible]恒	河北省[illegible]縣	二五〇円	經理にして自分の有する資分は固定給料なし
王達三	山西省太原縣	一六〇	掌柜右同様なり.
李玉[illegible]	河北省撫寧縣	一六〇	掌柜右同様なり.
李九英	楡樹縣	一三〇	先生固定給なり.
劉俊祥	〃	一一三	労金固定給料
董志升	河北省樂亭縣	一一〇	右同様
張向[illegible]	河北省撫寧縣	九六	〃
梁芝昌	楡樹縣	七〇	年青にして固定給料
李迎春	〃	六〇	右同様
王書[illegible]	河北省撫寧縣	六〇	〃

三餘当舗

氏名	出身地	給料	備考
李宝田	楡樹縣	四八〇円	経理にして固定給料出身地は楡樹縣である、
楊宝祥	河北省臨楡縣	一八〇	掌柜固定給料
李蔭軒	楡樹縣	一二〇	劳金　仝
劉若鈞	河北省臨楡縣	五五	仝
刘興貴	河北省撫寧縣	四五	年青固定給料
蒋徳孚	楡樹縣	三〇	〃

慶豊当舗

氏名	出身地	給料	備考
李鎮標	楡樹縣	二〇〇円	経理　固定給料
袁明遠	〃	一二〇	先生　〃
李銘石	〃	一八〇	掌柜　〃
姜耀先	〃	一八〇	〃　〃
李忠財	〃	一二〇	劳金　〃
王永均	〃	四〇	年青　〃
張　道	〃	四〇	〃　〃

吴留孫	〃	四〇	〃	〃

泰和当舗

氏名	出身地	給料	備考	
李叅三	河北省楽亭縣	三〇〇円	経理	固定給料
李子田	撫寧縣	二六四	〃	〃
于読国	〃	一六八	労金	〃
張東範	〃	一二二	〃	〃
高玉周	〃	一二〇	〃	〃
劉永太	〃	一〇八	〃	〃
[illegible]	河北省臨楡縣	八四	[illegible]	〃
[illegible]	〃	七二	〃	〃

大西夫及東宮を使用なし居るも其役にして当舗とは関係なし。
大師夫は炊事夫、東宮は労働者なり、給料は年五〇円乃至一〇〇円に[illegible]
店員は保証人を必要とす、保証人は附近商人なること、但し[illegible]
合のみに限る。

賣藥營業の保證書左の如し

[illegible]

右承賣藥營業主

[illegible]

上

賣藥營業主 [illegible]

康德二年五月十四日　　保證店之印

八　賣藥營業の廢業

賣　[illegible]

記　職務なし

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

あ。

10、利益分配

イ、銭份、身份の割合

一定的なるものではない、銭份は財東に配当なす利益の名称であり、身份は使用人に配当なす利益の名称であつて割合は各当舗により異る。

功成当舗の如きは雑貨舗、鏡鍋、当舗の三舗を合同にて三年間一度の決算をなし、身份を有する掌柜並に経理は固定給料はなく諸費支払ひ純利を以て財東経理掌柜にて銭份身份に分配をなすのである此是の方法は財東の資本金約千円を一份とし経理並に掌柜は能力により一分又は一份二厘〇、八分と利益分配の身份が決定するのであるが財東者とは銭份以外に空身份と称し何份かを配当さる、此の空身份は三年間浮存金即ち利益金の運用も空身份として[illegible]債はしむるのである。若し利益金なき時は身份を有する経理並に掌柜は固定給料はなき為年間生活費は当舗より借用なし使用なし居るので借金となる訳であるが財東者にも弁償はしなければならぬと云ふのでもない、此の場合は長支（チャンズ）と称し超過金子にして、[illegible]になつて居る。それに身份を有する経理並に掌柜には一ケ年の給料はなきも金を使用[illegible]制定されある。即ち給料票に記載しあるがそうでありその制定[illegible]を即ち長支（チャンズ）と称すのである。

斯の如くにして銭份と身份を分配され其の割合が大体に於て割に四割[illegible]来てゐる。

他の当舗に在りては固定給料を有するので身份は僅かに二割内外のものである、当舗別に記せば次表の如し。

銭份、身份の割合表

当名	割分		身分の及ぶ限度					身份と給料との関係
	銭份	身份	経理	掌柜	先生	学徒	年青	
功成当	六割	四割	有	有	無	無	無	身份を有する者には固定給料はなきも身份配当期迄の生活に要する金額制定標準がある。
三餘当	八	二	有	有	有	有	有	身份と給料は関係なし身份に給料を依り二割を分配なす。
萬豊当	一〇	無	無	無	無	無	無	固定給料のみなり
恭和当	八	二	有	有	有	有	有	身分と給料は関係なし、身份は給料に[illegible]

備考

身份と給料の関係は身份を有する当舗は固定給料が少く　身份を有せぬ、当舗は固定給料が多く、功、成当舗の如きは身份は掌柜迄にして固定給料はなきも給料標準が制定されありて、身份四割を能力に依り配当なす。それに掌柜中には身份を有するものと有せざるものとありて是が利由は矢張り能力に依るのである。　以上

当舗利用状況

当舗利用期は一般的に見て五、六、七月に於て最多と見らるるは表の通りである、下層農家に於ては毎年度の生産物を以て生活を続けることが出来ない者が多い又剰余金を持ち合はせ

ない農民が多い。之等は常に親類、隣人等に縁故を辿へて秋収後迄の約束を以て穀類の借入しなければ出来ない場合には当舗で金融の道を求めて居る。

当舗の当舗物は衣類、農具等を以て最多とし、次で金銀の装飾物を以てするも [illegible]

貸出高は衣類農具等にあつて其の新旧により一律には表示出来ないが [illegible] 定して時価の三割内外を普通として貸出して居る様である。

金銀装飾物に在つては時価の七割位迄は貸出して居る。

現在は当県城内当舗に於て未だ協定なく利息も一様ではない。[illegible] わか、合当舗の貢田家と共に設定することとする。尚当舗の利用者は県城附近に在住する [illegible] 多数で、他は商人、[illegible] 農民が利用者の大部分 [illegible] と見られるのである。

以下合当舗を記して入出貨状況を見れば左表の通りである。

其の二 二合当

期限十二ヶ月貸出猶豫期間二ヶ月

利子 月一円に対し三分整

(康徳二年度分)	入貨高(貸出高)	出貨高(利子支払高を含む)
1	1127.90円	2126.30円
2	[illegible]	[illegible]

3	1596.30	1087.60
4	1959.20	1575.30
5	3396.30	1338.50
6	3366.50	850.20
7	4364.30	1200.80
8	2847.10	829.10
9	3852.40	1389.80
10	2918.80	2432.70
11	971.70	3436.80
12	375.20	7442.40
	27754.40	計 24832.40

康徳二年度　（康徳元年四月末日に開業せるものなり）

	貸出高	受出高
5月	3.087.00	631.80
6月	1.944.50	391.50
7月	1.246.80	595.80

8月	1236.10	568.90
9月	[illegible]	[illegible]
10月	2170.70	923.50
11月	1562.30	[illegible]
12月	902.50	1388.40

其の二、[illegible]（[illegible]）

貸出期限　　十六ケ月

流質猶予期間　　一ケ月（十六ケ月の他に）

利子　　一円に対し月三分整（三銭）

利用者歩合　　農民一〇%、商人其の他[illegible]〇%

貸し易き月　　六、七、八、九月

[illegible]歩合　　衣類、[illegible]団　五〇%―六〇%新しいもの、

金銀装飾物　七〇%―八〇%

[illegible]

	貸出高	受出高（利子支払を含む）
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	2478.10	2096.―

3	5175.20	2246.40
4	5412.70	2647.00
5.	8757.30	2653.70
6	10742.20	2140.90
7	17257.00	3165.00
8	10019.60	2431.00
9	12855.90	2200.30
10	7362.60	5563.70
11	2240.60	10755.10
12	1191.60	25062.40
計	87709.60	65841.80

康徳九年度　6月—12月迄ノ分

	入 貢 高	受 出 高（利子支拂額を含む）
6	2234.50	96.90
7	3166.70	580.00
8	3921.90	644.10
9	4302.50	1430.60

10	6984.60	1827.20
11	5144.60	2977.00
12	3375.40	3806.20

其の三 旅順当

質置期限　　十六ヶ月

流質猶豫期間　　一ヶ月

利子　　一円に付日三分整

利用者　　[illegible]

貸入多き月　　五、六、七月

貸出歩合　　衣類、[illegible]

金銀装飾　七〇％（時価の）

康徳元年度、貸出入高

	入質高	受出高（利子支払高を含む）
4	1454.40	44.80
5	2214.90	348.90
6	3264.20	459.90
7	2222.90	767.80

8	3762.00	1003.50
9	2717.20	1157.20
10	4204.10	3049.60
11	3953.40	3318.50
12	3829.20	2537.80
計	27622.30（6493件）	12690.40（3094件）

康徳2年度. 入出貨高

	入貨高	受出高（利子支払高を含む）
1	3269.60	5231.20
2	2907.60	2168.10
3	3784.10	2828.70
4	4964.10	2929.—
5	8116.70	2486.60
6	8573.50	2348.70
7	11118.40	1969.50
8	7107.50	2217.10
9	7276.—	2716.10

10	4181.50	4159.60
11	2819.10	7775.—
12	1646.40	16216.—
計	65804.50(12800件)	53146.20(9351件)

其の四. 慶豊当

流質期限　一六ヶ月

流質猶豫期間　なし.

利子　一円に付月三分整(三銭)

利用者歩合　農民　七五%、商人　一〇%、其他

貸出歩合　衣類、布団、新しいもの時価の五〇%

金銀装飾物、時価　七〇—八〇%

康徳2年　入出質高

	入質高	受出高(利子支払高を含む)
	円	円
5	3007.70	183.60
6	4046.60	385.50
7	4767.50	682.60
8	2937.20	695.90

9	3172.90	926.20
10	1457.30	1579.20
11	562.60	2495.70
12	293.20	4215.10
計	20246.00(5492件)	11164.20(3727件)

第十六章　農村自治及社会生活

第一節　屯内の協同生活

一、屯内農家相互間を結び付けて居る親戚関係と相互扶助親戚とは五代後迄の間を謂ふ。相互扶助は親戚の中でも信用なき者は行けず親戚外と云つても信用ある者は行ふ。屯内居住農家の中親戚を頼りて来住せし者八戸あり之を各来住別に分類すれば左の如し

来住理由　戸数　%

親戚を頼り来住せるもの	八六	二二、五
知人を頼り来住せるもの		三八、二
本社開拓の為来住	四六	一一、八
迫害の為来住	四六	一一、八
其の他	五六	一四、七
計	三四六	

右表より見る時親戚及知人を頼りて来住せるもの約六割を占めて居るのが明かなり。

二、右内農家の相互扶助（金銭、労力、融通等）

1、金銭、食料、家畜、農具等の融通は一般的に行はれて居る而して農具、家畜等に関しては無償にて貸して居るも金銭、食料 種子等に関しては一～二円以内位の場合は無利子にて貸し数ヶ月で返す時は親戚知人なるを問はず利子を附するを普通とす

2、労力の融通が行はれて居る時で役畜、農具の不足して居る農家にあつては数戸が協同で役畜農具労力等を出し合つて耕作及運搬にあたつて居る。

例へば運搬の場合にはAが馬三頭及大車を出しBが馬一頭を出し子供一人を出して作業する時は全ての出来高より諸費用即ち飼料並被子の食料等を差引き純利益をAとBとの割合に分配する

3、贈答慰安

其の他揮具換工等も行はれて居る。

一般に乞食に対しては其の都度一碗又は二碗の少量宛量を見積りつゝ施すも食料[illegible]る農家に対しては一回は施すも二回以後は例へ親戚であつても施さず但し一回[illegible]を返済した場合には二回以後も施す、之は数回施すことは其の人に悪習[illegible]ある施與主としては施與を穀物の貸付の如く見て居るので返さぬ場合は信用[illegible]以後の施與は断のである。

収穫後の施與は園上の如何問はず何人でも拾つて差支無し、大豆、高粱の根又同[illegible]

水害其の他の災害のため貧民が多数出来た場合群をなして食を請求する場合は時々[illegible]る群が本屯を通過した場合は食事時であるなら食を與へるも無き場合は全支其の他の[illegible]へる。

4、自衛のための共同

自衛のために共同防衛する事はなし。

何故ならば貧者は襲はるゝも取るべきものなき故麗害は無きも富者は被害多し故に貧者は[illegible]衆の必要なき故共同で防衛するが如きことなし。

三、共同利用

農具の使用せざる時貸與し井戸を利用するが如き場合はあれど共同牧地、墓地、脱穀場は[illegible]

四、お互の間に相互扶助が約束されてゐるといふやうな結合体なし。

五、協同生活と其の階級構成

本屯は最大耕作者三十六畝にして又大地主もなく舊式農民に依る他の慣習も[illegible]すべきものなし

六、或農家が屯内で排斥され斥け者にされて居る様な例

本屯には他に一人有り其の人は一定の職を得なかった為と云ふ故食料に困ると言へ[illegible]

必要とする際屯内から之を排斥するも甲長牌長等も内百十名も其の責任を[illegible]なし[illegible]、[illegible]警察

[illegible]若しく部落で共有費を負担して責任をする。

七、集団[illegible]三の例

なし。

第二節　政治　自衛

一、保甲制度

1、縣內保甲制の実施概況

本縣の保甲制度は全縣を十一区に分ち各区に警察署長及保長を置き保事務所に正副保長各一名[illegible]保長及書記若干名を置く、保の下は甲にして甲は約三〇〇戸を単位として甲事務所に甲長[illegible]副甲長を置く。甲下は牌長にして事務所なく大体十戸を単位とす。

斯る制度は康徳二年十一月実施されたるものなるも其の沿革に[illegible]ば

イ、民国時代は千戸長―百戸長―十戸長制度なりしも、

民国十五年七月該制度改組を立前に区村制度を施かれた而して区村制度が自治を加味したもの故之に馴れるまで暫く前の千戸長制度を併用して居た所満洲事変突発により千戸長制度を全廃し区村制度一本の時期に至らず満洲建国となつたのである。

ロ、事変後人心の動揺激しく制度はあつて無き如き状態なりし故に康徳元年二月十二日区村制度廃止令が公布された、而し当時千戸長制度併用時代なりし故区村制度は廃止されても千戸長制度は残つて居たのである。而し前述の如く人心の動揺は制度の運用は全然なく有名無実のものとなつて居た。

八、大同元年三月建国と同時に一時的に公安局を設置し千戸長制度の運用にあたつたが大同二年四月之等の制度を全廃し新保甲制度が制定された、即ち全県を九区に分け各区に警察署長を置き署長の下に保甲事務所を新設し保長を置き保の下に甲長を置き大体一〇〇戸を単位とし甲の下に牌長を置き一〇戸を単位とす。

二、後業務の繁忙のため康徳二年三月各区警察署長の下に二保又は三保の保長を置く、即ち全県を二十一保に分割せり、甲長―牌長は従来の通りなり。

ホ、斯くして康徳二年十一月現行制度たる十一区十一保制となれり。

保甲費の徴収は各甲長が農民より集め保長が纏め県に送る県は全県の保甲費を徴集したる後各保長以下保甲役員の俸給其の他の支払並に於て又保甲の諸施設費に充当して居る。

保公長は縣公署と縣民の中間に介在し上意下達下意上達の業務を司る。

2. そこで今日の保甲制度の運用状況

イ 保甲制度以前の状況

制度の沿革は縣と同様である。

ロ 保甲制実施の時期

康徳二年十一月三日法令に依り行ふ。

ハ 保甲長の選挙及任免

保甲長は選任は二十才以上の男子にして相当の財産有る者の中より任命す。

不正行為有り又は職務怠慢の場合又は上司より命ぜられたる場合、

自発的に辞職する者は本人の申請に依る

選挙及任免等は[illegible]

係とす。

ニ 保甲長の実際上の仕事

甲長は警察署長及縣公署より命令された仕事及甲の治安を[illegible]

牌長は保長より命ぜられたる業務及甲自衛団の統制並監督保甲の[illegible]

甲の申請と業務を為す。

牌長は甲長の命に依り十戸の取締の任にあたる。

ホ、甲長には事決事項なし牌長及有力者を集めて協議の上決定する。

屯内に於て如何なる者が保、甲、牌長等になして居るか。

保長―人格者にして学向ある者地方民に信用あり所も少くとも土地五十畝以上を持って居る資産家

甲長―正直なる信用ある人にして土地は大して関係なく、自作兼小作をあってても可なり。

牌長―十戸中の財産家中の信用ある者がなる。

一般的に仕事は煩しい故公職に就くを好まざる者多し、又資産を有する者は嫌ふる為選ばれ良き者はなりたがる。

ヘ、保甲費の割当、徴集、使途

保甲費の割当は耕作面積に割当てる（甲ならば甲長が割当て保長に申請して甲の区域ごと於て徴集する保は耕作面積依り各甲に割当てる。

徴集保は甲、甲は牌長より集める徴集には明細を附して全部に通知する。

使用―全部県に納入する。

ト、屯民の希望感想認識

他屯より移住する場合及他屯に移住する場合は甲長より遷居証を貰ひ移住する保証人を要する場合は遠くより及遠くへ移住する場合に限る、保証人は何処の者でも可なるも甲の内の知る者は尚ほよし移住する場合は家族数を点検する。

保甲制度が出来てから此の様になった以前は家主だけの承認さへあれば[illegible]
は通匪其の他其の人の身分が明らかなる故便利なり。
自衛団は経費を多く要する故不要なり。

3、屯内の相談及決定

保甲制度以外に屯内に於ける相談事は時々生ずる其の場合には事件に依り[illegible]生、屯内の金持等の所へ相談に行く例へば屯内附近に行倒れ者等のあった場合は[illegible]於先生及金持等の所へ相談に行き決定する。又

屯内警察事の如く屯内全体の事に関しては主として[illegible]主催して[illegible]て決定する。

二、満州国創立後の種々なる変化と之に対する感想

満州国成立後最も良好なるものは警官其の他官吏に於て下[illegible]る、官が收賄習慣を強要するものが少くなった事である。

次に国幣の改正である。吉林官帖は量多く又コリン銭は重かったが[illegible]此の点が矯正されて大変便利になった。

治安は建国当時は不安なりしも現在は大変良くなった。

要するに建国後全ての点に於て矯正の道を辿りつゝある[illegible]

三、一般農民の政治に関する関心

縣公署及他機關よりの布告は香水甸子の保甲事務所及量多き場合は甲にも配布される農民は特に利害關係大なるものは特に關心を有するも關係少きものは尊ふ程度に止める。

縣公署に對する認識は前述せる如く建國前の縣公署と異なる點に關し漸次認識を新にしつゝあり。

五、自衛

イ、建國前には匪賊と称すべきものは居らざりしも建國後大同二年に二回の来襲ありたり、

第一回は約一〇〇名内外の匪賊にして馬三頭及布團数枚掠奪されたり。

第二回は三〇名内外にして食事を要求せるのみなり。

ロ、自衛組織の変遷

建國以前に於ても自衛團はありしも治安上何等の影響なかりき。

當時の自衛團の費用は主として大地主及金持等が大部分を出し食事も耕地面積割当支出せり。

因に二十晌以下位のものは出す必要なし、

自衛團員には給料は支給せず。

當時大家に於ては各四挺位の銃器を所有して居た為銃器に對する心配なし、

建國後保甲制度の確立と共に保及甲に自衛團は配置されし故之等の他の自衛團は改組され銃器も回收されたり。

八、自衛団の組織及運用状況

自衛団員は耕作面積及所有面積一〇陌地以上の農より各戸一人宛抽出し第一回は四〇陌以上の所有者第二回は二十陌以上の所有者第三回は十陌以上の所有者第四回は十陌以上の自小作者より一人宛選出し甲事務所内に於て訓練毎回甲事務所管内に於て訓練するは四十人宛なり。

甲事務所管内に於ける自衛団の配置は甲管内を三つに総轄し本部及大営前に置き各支部隊の外は甲午家焼鍋房家等に置く、本部に正副を配置し二十名位を部隊となし[illegible]各々五名配置す。

尚ほ警備隊内には別に十名配置す。

現に[illegible]に於て各戸より一名宛召集し[illegible]に於て訓練す。費用の徴収は[illegible]に依する団員は自弁宿泊費も自弁なり。

[illegible]団に要する団費は一陌以上の地主より[illegible]自衛団長は警察署長[illegible]。

二、治安と民生活

[illegible]を維持して於けるものと異なることなく自営の為に城壁を設備せるなり[illegible]然るに[illegible]

常時に於ては比較的治安良好なる所なりしも匪団十[illegible]一年頃当所附近を来襲する匪賊[illegible]

[illegible]し[illegible]襲撃すると聞き[illegible]の千名[illegible]は縣城に避難せり。

康徳[illegible]後の匪襲に関しては前述せる所なるも耕作期に於ては絶へず匪賊の襲撃[illegible]

せつ代策も下志分なる改収量減少することとし、而して収穫の配分を全て、
平心て道匪者及帰順匪、し、

第三節　家族制度

一、家族の共同生活（特に大家族制度の場合）

イ、世帯の大きさ

本屯には大家族と称すべきものなく最大家族で二〇人であるが、今本屯の農家世帯に就いて分類し見ると次の如くである。

階別	戸数	総人口	一戸当り人口	備考
地主	二	四	二	
耕作者	二五	一八六	七四	
雇農	七	三四	四九	
計	三四	二二四		

即ち耕作者階級は一戸当り人口最も大である。地主階級としてもこれにより数十人の人口を含して居る家もある。

ロ、家族内の統制

家族内の代表者を当家は家長と云ふ。

当家とは親又は兄弟中の最も努力のあるもの父之に当る当家は家族内に於ける事件に就て全権を有するもので或る土地を買入れ或は負債抵当等重要事件に就いては家族内の意見をきゝべく相談の上決定するを普通とす但し例へ重なへその意見は一致しても当家が賛成しなければ可決を有するを得ない。

其の他家畜の売買労働者の雇傭等の如きものは当家自身に於て決定する。

親類に相談する時は普通はけれど土地売買結婚等の如き場合には意見を徴する、又家内に問事のあった場合にも同様である。

八、家内の協同及家計分離　立の程度

他出の大家に於ては業務分担を決めて居る家あれど本村には無し。

一般的に収入及購入は全て当家に於て統制する。即ち全ての収入は一応当家の手に入り購入等件に就ては当家に於て各人の要求を取纏め一括購入する、食料に就ても当家が一括購入するを原則として居る但し、娘、女の働いて得たる現金、現物は其の人の収入となり、家族の消費は家族別に分配する又妻の持参金は夫のみ使用するを許されて居る。共同購入するもの、タンス等の大家具は各人で購入する負債及投資は個人の責任である。

二、大家族制度

本村に大家族なき故詳細不明なるも大体彼等は大家族制度ある場合共同購入、共同[illegible]

共同耕作等全ての業務機具等共同であると唱へて居る。
且当家に實力なきときは各家族の統制が困難である点が指摘される。

二、相続制度、分家

イ、必ずしも長子相続とせずとも親が適当と認めた子供に相続させることも自由である、最も多いのは
相続させる場合である。

ロ、分家の原因は兄弟間の不和を主たる原因とする。
即ち兄弟の中一方が働き一方が怠惰の場合
一人が多くの負債を重ねた場合一人が甚だ貧乏であるといふに依り不平が生じ争ふこと
が原因で喧嘩し遂に分家することとなるのである。
意に分家する場合斯る事態に至らしめた事は当家に力のなかった証左である故分家と称して
の土地の分配其の他に関して全然口をきかないのである故分配に対して不平があれば
親戚を呼び之に会合し会議を開き分配するのである。
分家を行ふのは兄弟である女子は分配にあづからぬ。
分家の際の祖先の祭を行ふのは兄弟全部の義務である親の扶養は分家の際親の財産を二分して
とし親の其の財産を持って自分の好きな子供の家へ行く所へ誰の処へも行かず須叟ることも
ある。親の死せる場合の葬式の費用は兄弟間で公平に負担する。村落によっては一人で
負担する者もある。

、家屋は分家の際の意識に常に決定する但し親が八十歳と高齢なるか、又は場合により依然一へ歩
き出来ない場合は其家屋を作らず親が直接する後[illegible]、其時分家屋を作り子に住まはす。

八　家屋分割の方法

親一人に子供四人の場合は五つに分割する場合と四分する場合がある五つに分する場合は[illegible]
方法を以て親は子供の所へ行く者頑張る者等存する。
大体目の分配の中上地は上中下地別に分け[illegible]東西壁の場合は東[illegible]
の場合は[illegible]して分配する。
大概地は分配せず
家屋の分配は主屋は親又は長男其の他の者が分けるは五分の時一人住んで家屋は長男が
相続せしめ[illegible]。
分割に難い場合は共有地となす。
分割して後共同で耕作することなし。
此等の分家は地目別分割の場合は各々地券を渡す、同一の地券面積を分割する時は[illegible]
差上げ、若し親が亡き場合は兄弟中一番信用ある者が保管し登記は行はず。
此点の分割は耕割にし分割の廃止者は権利有し[illegible]
[illegible]耕作者が耕作権を有す但し引上げる場合は共同[illegible]

入学の際は整数に依り分割する。

第四節　教育

一、学校　私塾

一昨年私塾ありしも現在なし当時十二人位の生徒は居た。

二、庄内児童就学状況

現在人のみ行つて居る（秀水甸子）

授業料は年二円として冬は寄宿する故小米一斗位出す。

三　識字者の比率

本屯の総人口二二四人の中修学年令に達せざる者を除き一八一人中現在修学中の二八人を除く識字者は三六人である故其の割合約二割である。

識字程度は大体私塾三年乃至五年程度である。

地主及地主兼自作及自小作階級が大部分を占め小作階級二名である。

第五節　衛生

一、調査地方に於ける風土病

腫　子と称して首の大きくなるのがある。

二、右内に於ける重なる病気

セキ、ミキモノ、カセ等にして漢方医な[illegible]水と香水団子にて昔は[illegible]

身は額を指でつまんで引張ること数回紫色になる。引張り断る[illegible]

他の病気でも患部を引張る。

迷信療法として鏡の上に守をたてて有る明が上手に立った[illegible]今[illegible]

又茶碗の中に水を入着を四五本立てて病る若し上手に立った時に[illegible]

明着の代りに紙を其の近くにて焼く。

子供が外に出て霍症にかかった際に「拘魂魄」と記し線香を立て[illegible]

に取って行ったために斯ふした病気にかかるのである故に斯ふした[illegible]

水と云ふのである。

文句

温暑遊魂　何処留存　四方八卦　八卦在頂

終消有　厭謂　富庇土地　今看為尊

司命包

三　過去に於ける専染病

なし。

四、医師、産婆

医師は本村になし、勝水面子にあり。

産婆は一人居る。

第六節　風俗、習慣

一、結婚

イ、年令は十五才より三十才以内なるも普通二十一才位の時に行ふ、富者の男は早く結婚するも貧者の男は遅い又富者の娘は早く結婚するそれは面子又金の関係である、

ロ、其の年に結婚式を挙げる場合には正月に式当日には手傳ひに来て貰ふ人人を招待する、而して帰る際に正式に式日の通知及当日借りる物品等を記した招待状を出す。

式の前日には所要の物品を取揃へ当日の準備をする手傳ひの人も此の日に全部来る又此の日猪を殺し三日間の所要料理の準備をなす。

式当日「紅轎車」（赤い布を入れた囲車）一台を準備し嫁の家へ出掛ける其の際花轎が行く場合と行かぬ場合とある。行く場合は馬で行く行かぬのは資産なき者多し、

花嫁到着後花婿花嫁は天地の神々に祈る後花嫁の父が焼畜飯と云って頭飯を焼く同時に婿竹を上げる後新郎新婦は宴会の席上に行き御客に接待する後[illegible]は入れた白酒を飲む。

式の翌日は道具の送末して手傳人に御馳走して終る。

費用は御馳走に一〇〇円泉隊に一〇円位なり。

二 葬儀

葬儀は富者にありて二十才以上の人には行ふも二十才以下叉は十才以上ならば市に売ってある棺を買って来て「陰陽先生」と云って其の他位置を見る専門の人に頼んで方向を置て貴い墓場に埋める。

十才以下七才位迄は自家製の箱の中に入れて方向等見ず墓場に埋めると才以下は叺に包み男なら上を三つにくゝり女ならば二つにくゝつて村端れ又は山に捨る。

一般に親に先出ち死亡せし場合葬儀は簡單である。

葬儀を行ふ場合には死ぬ直前に着物布団等を着せる死んだ直後は五間房子の中央に[illegible]をならべ其の上に板を敷き其の上に寝せる二日後に出棺し墓地に埋める。

其の三日間の間家の前にて泉隊をならし家人は廟に毎日三回お参りする。

費用多少あれども二〇〇円位より四百円位なり。

三、畜妾の習慣

本妻になし、本妻に子なき場合に買ふ場合又官吏に勤める者等又富者等に二人三人得[illegible]者あり。

妾を買ふ時色々あれど大体一〇〇〇円近くの金が入る纏足の習慣なし。

賭博は正月に楽しみなき故紙牌に依り行ふ事あり女もする場合あり、

四、邑内の祭り、娯楽

毎年陰暦六月六日に虫王爺廟会と称して邑内にて猪を一頭買ひ廟に供へ後之を殺し其の肉を中（？）供へ虫の害なき様祈る之が終った後出金に応じて肉を按分する又正月十五日夜に龍燈と称して若者が燈を作り各戸を廻り歩く位のものなり。

季節及慶弔等の際に家の程度に応じて贈物する。

五、宗　教

宗教と称すべきものなし。

第七節　訴訟、犯罪

一、訴訟の内容

イ、喧嘩　土地の紛争・殴闘等

喧嘩は子供同志よく起る場合もあり担保物件の処理分家等の際にもあり、土地の紛争は

忠頭する場合四至ヒ諒解なくしてやつた場合に境界の紛争が起る、

ロ、訴訟せしことなし

争議せし時は保長初め村の有力者が調停に立つ事件に依り処理し難き場合は警察署に行く、

事あるも滅多になし。

二、犯罪なし。

第八節　農民の生活程度

一、住　居

一間房子に夫婦及子供等で大体四人位なり。

年工で住込の者は別に部屋を貰ふ。

二、衣服　寝具、家具

寝具は極貧者にして四人で一枚しか持つて居ない者あり其の他は敷布あれども大体一人で一枚は持つて居る。

毛皮等の使用は富者四—五名程度なり。

燈火叉はランプ等を使用するのは甲事務所等の役所のみにして一般家庭にて使用せず。

一般家庭に於ては種子油、麻子油、ゴマ油に石油を混じて使用するも大体暗くなる頃食事を済

り寝るを普通とする

三　食　事

常食は小米にして高粱は小米欠乏の際に食ふ。

黄米タンゴ等は豆間食として食ふ。

副食物は大部分野菜にしての院子内で作りし白菜、酸菜地豆子等にして肉類は而て慶事ノ外使用すること殆んどなし。

雇主と年工等は食事に於て異ることなし。

酒は家に依りて用ふるもあまり使はず煙草は葉煙草なり

[illegible]